

入 札 説 明 書

岡山大学（津島）ライフライン再生Ⅱ（特高受変電設備） 工事

資 料 一 覧

1. 入札説明書（技術資料書式を含む）
2. 工事発注概要書
3. 工事請負契約書（案）
4. 競争加入者心得・工事請負契約基準
5. 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」
（建設リサイクル法）の概要

令和 2年 7月 9日

国立大学法人岡山大学

入 札 説 明 書

岡山大学（津島）ライフライン再生Ⅱ（特高受変電設備）工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 2 年 7 月 9 日

2. 契約担当官等

国立大学法人岡山大学 学長 槇野博史

3. 工事概要等

- (1) 工 事 名 岡山大学（津島）ライフライン再生Ⅱ（特高受変電設備）工事
- (2) 工事場所 岡山県岡山市北区津島中一丁目 1 番 1 号（岡山大学津島団地構内）
岡山県岡山市北区津島中二丁目 1 番 1 号（岡山大学津島団地構内）
岡山県岡山市北区津島中三丁目 1 番 1 号（岡山大学津島団地構内）
- (3) 工事概要 工事概要図面のとおり。
- (4) 工 期 令和 3 年 7 月 30 日（金）まで
但し、指定部分（異分野基礎科学研究所の中央監視設備）は、令和 3 年 3 月 1 日（月）まで。
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 法律第 104 号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid02.mext.go.jp/top>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、岡山大学長に承認願（任意様式）を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料（以下、「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）の工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第 6 条及び第 7 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における電気工事に係る A 又は B 等級の一般競争参加資格（平成 31・32 年度）の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年 法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年 法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に文部科学省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 17 年度以降に元請として完成・引渡し完了した、高圧受変電設備の新設又は増設を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）
経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 ・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成17年度以降に上記(4)に掲げる工事の施工の経験を有する者であること。
 ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出することとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ 経常建設共同企業体については、全ての構成員が上記①に定める国家資格を有する監理技術者を配置できること。
- (6) 競争参加者においては、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績の建設工事のうち、平成30年度以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が2年連続65点未満でないこと。
- (7) 技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
 次のいずれかに該当する二者の場合。
 (イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
 (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する更生手続が存続中の会社等又は更正会社(会社更正法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。
 (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定め

がある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 岡山県又は広島県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社総合設備コンサルタント

(2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。た

だし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社（会社更正法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 担当部局

〒700-8530 岡山市北区津島中一丁目1番1号
国立大学法人岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当
電話番号 086-251-7123
FAX 086-251-7128
E-mail sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い技術資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和 2年 7月10日（金）から令和 2年 7月20日（月）まで
- ② 提出場所：上記6に同じ
- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。（運用時間をポータルサイトにて確認すること。）

これにより難しいものは、提出場所に持参（上記①の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時。）又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。

- ④ 提出様式：<http://www.okayama-u.ac.jp/user/shisetsu/tender.html> にて MS-Word ファイルを入手可。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び③1)の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成17年度以降かつ技術資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。

- ① 施工実績（別記様式2）

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

- ② 競争参加者（企業）の工事成績評価（別記様式3）

建設工事における平成30年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評価通知書の写しを提出すること。

③ 配置予定の技術者（別記様式4）

1) 配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式4に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。資格については、証書の写しを添付すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

2) 配置予定技術者の工事成績

同種工事の施工経験として挙げた工事が平成28年度以降に完成したものであり、主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した工事であれば、その工事成績（ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る）について別記様式4に記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写し及び当該技術者が当該工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していたことが判る書類（CORINS等）を提出すること。

なお、当該工事成績評定点が65点未満の場合は「競争参加資格なし」となるので注意すること。

3) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

経常建設共同企業体での参加の場合には、各構成員ごとに配置予定の技術者を別記様式4に記載すること。なお、同種工事の経験・工事成績については一者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験・工事成績を問わないものとする。

④ 契約書等の写し

①及び③1)の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、この写しをもって契約書の写しに代えることができる。記載した事項の内容が判断できる平面図等の資料も併せて提出すること。

⑤ 一般競争参加資格認定通知書の写し

文部科学省における一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（平成31・32年度）の写しを添付すること。

⑥ 緊急時の施工体制（別記様式5）

岡山県又は広島県に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

⑦ 事故及び不誠実な行為（別記様式6）

中国地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び岡山県又は広島県を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止要領に基づく指名停止の期間終了後6ヶ月以内のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑧ ワーク・ライフ・バランス等の取組（別記様式7）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する次の認定等について記載する。これを証明する認定通知書の写し又は一般事業主行動計画策定・変更届の写しを併せて提出すること。

（イ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基

づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る））又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

（ロ）次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

（ハ）青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

⑨ 継続教育（CPD）の取組（別記様式8）

建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去1年以内に単位取得が証明されたもの）により、当該団体の推奨単位以上を取得している証明について記載する。これを証明する書類の写しを併せて提出すること。

（4）競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、実施しない。

（5）競争参加資格の確認は、技術資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年7月29日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

（6）その他

① 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 学長は、提出された技術資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された技術資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 技術資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ

⑥ 電子入札システムにより技術資料を提出する場合、アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
一太郎	一太郎 2007 形式以下での保存
Microsoft Word	Word2007 形式以下での保存
Microsoft Excel	Excel2007 形式以下での保存
その他のアプリケーション	PDF ファイル（Acrobat5 以降で作成のもの） 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

申請書類は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。容量は3ファイル合計10MB以内に納めること。（圧縮することにより容量以内に納まる場合はLZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付すること。）

なお、競争参加資格確認申請書（別記様式1）については、代表者印を押印したものをPDFファイル等に変換して添付すること。

圧縮してもファイル容量が10MB以内に納まらない場合は、競争参加資格確認申請書（別記様式1）のみ電子入札システムで提出し、書面により、技術資料の提出期限日までに持参すること。

ただし、持参する場合は、持参する資料の種類を記載した書類（様式自由）を電子入札システムで提出すること。

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和 2 年 8 月 4 日（火）17 時

② 提出先：上記 6 に同じ。

③ 提出方法：書面（様式自由）により提出場所に郵送もしくは持参するものとする。

(2) 学長は、説明を求められたときは、令和 2 年 8 月 11 日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定

① 入札参加者は、「価格」、「技術資料」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点、「加算点」は最高16.5点とする。

② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

【 評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格 】

(3) 評価項目及び評価基準等

（５）評価項目及び評価基準等						
① 企業 の 技 術 力	評価項目及び指標		評 価 基 準		配点	満点
	企業の 施工能力	同 種 工 事 の 施工実績 (※１)	・ 国、特殊法人等（注１）及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。		2	2
			・ その他の工事実績あり。		1	
			・ 実績なし。[欠格]		欠格	
	工事成績	当該工事種別の平成３０年度以降に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績				2.５
		・ ８４点以上		2.５		
		・ ８１点以上８４点未満		2		
		・ ７８点以上８１点未満		1.５		
		・ ７５点以上７８点未満		1		
		・ ７２点以上７５点未満		0.5		
		・ ７２点未満（含実績なし）		0		
		※各年度（過去２年度）の平均点が２年連続で６.５点未満　[欠格] ※文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去２年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。 [欠格]		欠格		
	資格	・ 指定した資格取得後５年以上		1		1
・ 指定した資格取得後５年未満		0				
・ 上記以外　[欠格]		欠格				

配置予定 技術者の 能力	同 種 工 事 の 施 工 経 験 (※ 2)	・ 国、特殊法人等（注 1）及び地方公共団体が発注する工事に おいて主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	3	3
		・ 上記以外で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験 あり。	2	
		・ 主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。	0	
		・ 経験なし。[欠格]	欠格	
	工 事 成 績	同種工事の施工経験として挙げた工事について主任（監理）技術者又は 現場代理人として従事した場合の工事成績（平成 2 8 年度以降に完成し た工事に限る） ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要 領作成指針」に基づく工事成績		5
		・ 8 3 点以上	5	
		・ 8 2 点以上 8 3 点未満	4.5	
		・ 8 1 点以上 8 2 点未満	4	
		・ 8 0 点以上 8 1 点未満	3.5	
		・ 7 9 点以上 8 0 点未満	3	
		・ 7 8 点以上 7 9 点未満	2.5	
		・ 7 7 点以上 7 8 点未満	2	
		・ 7 6 点以上 7 7 点未満	1.5	
		・ 7 5 点以上 7 6 点未満	1	
		・ 7 2 点以上 7 5 点未満	0.5	
		・ 7 2 点未満（含実績なし）	0	
		※ 6 5 点未満 [欠格]	欠格	
	継続教育 (C P D) の取組状況	（建築 C P D 情報提供制度及び建築 C P D 運営会議の構成員、構成員で ある協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び 資料の提出期限の日から過去 1 年以内に単位取得が証明されたもの）		1
		・ 当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり。	1	
		・ なし。	0	

② 企 業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	法令遵守 (コンプライア ンス)	事故及び不 誠実な行為 (※ 3)	（当該区域における営業停止又は文部科学省の指名停止期間終了後 3 ～ 6 ヶ月以内の当該工事の入札執行の有無）	0	
			・ あり。		－ 2
			・ なし。		0
	地域精進度	地理的条件 (緊急時の 施工体制)	・ 当該工事施工地域（岡山市）に技術者・資機材等の拠点あり。	1	1
			・ 当該工事施工地域（岡山市）に技術者・資機材等の拠点なし。	0	
	ワーク・ラ イフ・バラ ンス等の推 進	ワーク・ラ イフ・バラ ンス等の取 組 に関する 認定状況	（ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の 有無） ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を 満たすものに限る））又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働 者の数が 3 0 0 人以下のものに限る） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定 企業・プラチナくるみん認定企業） ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 （ユースエール認定） ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進 企業認定等相当確認を受けていること。	1	
			・ あり。		1
			・ なし。		0
合 計			1 6 . 5		

（注1）：「特殊法人等」には国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む。

※1 企業の施工能力における「同種工事」とは、「平成17年度以降に、元請として完成、引渡しが完了した、高圧受変電設備の新設又は増設を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

※2 配置予定技術者の能力における「同種工事」とは、「平成17年度以降に、元請として完成、引渡しが完了した、高圧受変電設備の新設又は増設を施工した経験を有すること。

※3 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ① 中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ② 中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ③ 中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ④ 中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

10. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間：令和 2年 7月10日（金）から令和 2年 7月31日（金）まで
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時。

②提出先：上記6に同じ。

③提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書（要押印）の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり岡山大学ホームページ (<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html>) により閲覧に供する。

①期間：令和 2年 8月 4日（火）から令和 2年 8月 6日（木）まで

②上記による閲覧が不可能な場合：

(イ) 閲覧場所：上記6に同じ。

(ロ) 閲覧期間：上記①の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書提出期限：令和 2年 8月 5日（水）9時から

令和 2年 8月 6日（木）11時まで。

(2) 持参による提出場所：上記6に同じ。

(3) 開札日時：令和 2年 8月 7日（金） 11時00分

(4) 開札場所：〒700-8530 岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学本部棟3階入札室

(5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付。ただし、入札保証金に代わる担保の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、競争加入者の見積入札金額（税込み）の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

① 提出期間：競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日9時から
令和 2年 8月 6日（木）11時まで。

② 提出場所：〒700-8530
岡山県岡山市北区津島中一丁目1番1号
国立大学法人岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当
電話番号 086-251-7123

③ 提出方法：入札保証金の納付及び書類（別記様式8又は別記様式9）の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）ことにより行うものとする。ただし、現金で納付する場合は、提出期間内に本学が指定する金融機関に振り込むこと。

④ 保証期間：令和 2年 8月28日（金）まで

⑤ 入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した競争加入者の入札を無効とする。

1. 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2) 他の工事の入札保証金である場合
	(3) 入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合
	(2) 押印が欠けている場合
	(3) 様式を満たしていない場合
	(4) 白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 入札案件名に誤りがある場合
	(3) 納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合	

⑥ その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、競争加入者の負担

とする。

- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

現金で納付する場合は、本学が指定する金融機関に振り込むこと（手数料は落札者が負担する）。

14. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。（上記7（6）⑥を参照のこと。）ただし、学長の承諾を得た場合は持参すること。（郵送による提出は認めない。）
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。学長等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が次の各号に該当する場合については、競争加入者心得第31条第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合

	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

15. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

17. 落札者の決定方法

- (1) 上記 9 (1) による。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、本学が定めた最低基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

18. 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

19. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められ

ない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４（５）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20. 契約書作成の可否等

別紙の契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

請負代金は、請求書に基づき４回以内に支払うものとする。

22. 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

23. 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記８（２）の回答を受けた日の翌日から起算して原則７日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、国立大学法人岡山大学入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間： 令和 ２年 ８月１１日（火）から令和 ２年 ８月１９日（水）まで
当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の９時から１７時までに行うこと。

② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ

24. 関連情報を入手するための照会窓口

上記６に同じ。

25. その他

- （１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- （３）技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- （４）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- （５）本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- （６）第１回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から３０分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- （７）落札となるべき同じ価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- （８）落札者は、上記７（３）③の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- （９）本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

また、入札説明書に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

① 提出期間：令和 2年 7月31日（金）まで。

上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時。

② 提出場所：上記6に同じ

③ 提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書（要押印）の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。

④ 回答書：数量書に対する質問書への回答書は、次のとおり岡山大学ホームページ（<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html>）により閲覧に供する。

（イ）期間：令和 2年 8月 4日（火）から令和 2年 8月 6日（木）まで

（ロ）岡山大学ホームページによる閲覧が不可能な場合：

・閲覧場所：上記6に同じ。

・閲覧期間：上記（イ）の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。

(10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368

② ICカードの不具合等発生等の問合せ先

取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記6に連絡すること。

別紙様式 1

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 岡山大学（津島）ライフライン再生Ⅱ（特高受変電設備）工事
2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人岡山大学長 殿

令和 年 月 日

住 所

法人等名

代表者氏名

印

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学
学長 榎 野 博 史 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和 2 年 7 月 9 日付けで公告のありました岡山大学（津島）ライフライン再生Ⅱ（特高受変電設備）工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第 6 条及び第 7 条の規定に該当する者でないこと、資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）、入札説明書に記載する本工事に係る設計業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記 7（3）①に定める施工実績を記載した書面
2. 入札説明書 記 7（3）②に定める工事成績を記載した書面及び工事成績評定の通知書の写し
3. 入札説明書 記 7（3）③に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
4. 入札説明書 記 7（3）④に定める契約書等の写し
5. 入札説明書 記 7（3）⑤に定める一般競争参加資格認定通知書の写し
6. 入札説明書 記 7（3）⑥に定める緊急時の施工体制を記載した書面
7. 入札説明書 記 7（3）⑦に定める法令遵守の状況について記載した書面及び資料
8. 入札説明書 記 7（3）⑧に定めるワーク・ライフ・バランス等の取組を記載した書面及び認定通知書等の写し
9. 入札説明書 記 7（3）⑨に定める継続教育（CPD）の取組を記載した書面及び証明する書類の写し

注） 紙入札方式を希望する者は、申請書に返信用封筒（表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し簡易書留料金を加えた所定の料金（402 円）に相当する切手をはった長 3 号封筒とする。）を添えて提出すること。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名 _____

同種工事の判断基準		平成17年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、高圧受変電設備の新設又は増設を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	（都道府県・市町村名）
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	受 注 形 態	単体／共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 概	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	（㎡）
	工 事 内 容	（必要に応じて工事内容を記載する。）
CORINS 登録の有無		有（CORINS登録番号）・無

工 事 成 績

会社名：_____

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建設工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に平均点を算出する。

発注機関：工事成績相互利用登録発注機関	平成30年度	平成31年度	令和 2年度
a : 各年度の工事件数	a ₁ ＝	a ₂ ＝	a ₃ ＝
b : 各区年度の工事成績の合計点数	b ₁ ＝	b ₂ ＝	b ₃ ＝
x : 各年度の平均点 $x = b / a$	x ₁ ＝	x ₂ ＝	x ₃ ＝
y : 過去 2 年間以降の平均点 $y = (b_1 + b_2 + b_3) / (a_1 + a_2 + a_3)$	y＝		

注 1：工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入すること。

注 2：各年度の平均点及び過去 2 年間以降の平均点の算出にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

注 3：工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、平成 30 年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有 ・ 無
--------------	-------

○事例

工 事 名			
発注機関名			
完成年月日	平成 年 月 日	引渡年月日	平成 年 月 日
具体的な内容（発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等）			

注 1：「重大な問題」とは、以下のア）～エ）に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

配置予定技術者の資格・施工経験・工事成績

会社名

1) 配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇
法令による資格・免許		(例) 1級電気工事施工管理技士(取得年) 監理技術者資格者証(取得年) 監理技術者講習修了証(修了年)
同種工事の判断基準		平成17年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、高圧受変電設備の新設又は増設を施工した経験を有すること。
工事の経験 の概要	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	(㎡)
	工 事 内 容	
	CORINS への登録	有(CORINS登録番号)・無
工事成績評定点		点
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の 月 日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能

注) 工事成績評定点は、上記工事が、主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した平成28年度(過去4年度)以降に完成したものである場合に記載すること。(ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事に限る。)

また、工事成績相互利用機関発注工事の実績がない場合はその旨記入すること。

注) 工事成績評定の写し及び当該技術者が当該工事に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事していたことが判る書類(CORINS等)を添付すること。

注) 申請時におけるほか工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

緊急時での施工体制

工事名：岡山大学（津島）ライフライン再生Ⅱ（特高受変電設備）工事

会社名

岡山県又は広島県に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分 (該当に○印)
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他

(記載例)

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分 (該当に○印)
株式会社○○建設 △△支店	000-0000	○○県○○市○○町○ー○ー ○	・本店 ○・○支店 ・営業所 ・その他

事故及び不誠実な行為

会社名 _____

1. 営業停止

岡山県又は広島県を区域に含む営業停止措置のうち、本工事の開札日から起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通中国地方整備局	(記載例) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (ヶ月)

注1) 営業停止の通知の写しを添付すること。

注2) 措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

2. 指名停止

中国地区において、文部科学省から受けた指名停止措置のうち、本工事の開札日から起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。
指名停止の期間
(記載例) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (ヶ月)

注1) 指名停止の通知の写しを添付すること。

注2) 措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

会社名 _____

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、「認定あり」・「認定なし」のどちらかを「■」にすること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る））又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）	☐ 認定あり ☐ 認定なし
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	☐ 認定あり ☐ 認定なし
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	☐ 認定あり ☐ 認定なし

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

注1）認定通知書等、証明することのできる資料の写しを添付すること。

継続教育（C P D）の取組状況

会社名 _____

継続教育（C P D）の取組状況について、「当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり」・「証明なし」のどちらかを「■」にすること。

建築C P D情報提供制度及び建築C P D運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去1年以内に単位取得が証明されたもの）	☐ 当該団体の推奨単位以上 を取得している証明あり ☐ 証明なし
--	--

注1）上記を証明する書類の写しを添付すること。

電 気 設 備 工 事 発 注 概 要 書

[illegible]

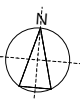
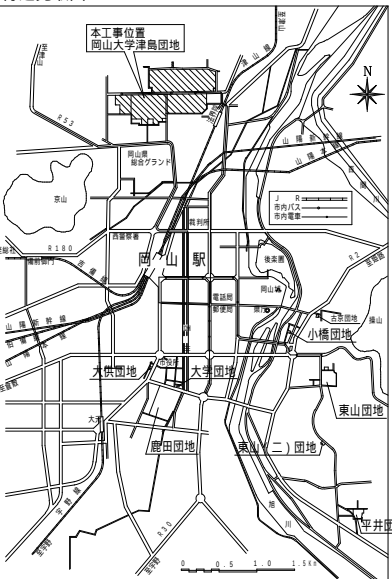
注)表中の・印の事項については、○印の事項のみ適用する。

配置図・案内図等	別図による
本件に関する照会先	岡山大学施設企画部 施設企画課 総務・契約担当 TEL 086-251-7123
その他の	・津島団地特別高圧受変電室における高圧配電盤の新設・既設設備撤去及び 特別高圧受変電室・各ローカル電気室の中央監視設備の更新を行うものである。
	・停電作業に関しては監督職員、電気主任技術者と十分協議・調整のうえ行うこと。
	・大学行事(大学祭・試験日等)に伴い、工事中止が発生することがある。
	・本工事建物周辺は、学生、教職員等の動線が交錯している。加えて、配送・納品車両等の往来があるため、安全管理には十分注意施工すること。
	・構内入構については、有料化しているので、工事車両について考慮すること。
	・工事車両については、工事用地内以外には駐車しないこと。
	・敷地内は禁煙であり、工事用地内、工事車両内であっても同様とする。

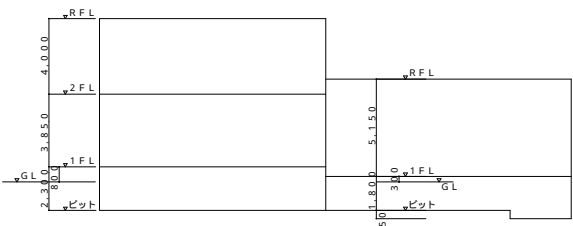
岡山大学（津島）ライフライン再生（特高受変電設備）工事

図面目録							
通し番号	図番	図面名称	縮尺	通し番号	図番	図面名称	縮尺
00 - 01	E - 01	表紙・図面リスト	——	00 - 35	E - 33	電力監視設備 システム構成図・機器リスト・機器仕様・機器姿図・機器配置図（改修後）（特別高圧受変電室）	1/100
00 - 02	特 - 1	電気設備工事特記仕様書（1）	——	00 - 36	E - 34	電力監視設備 既設システム構成図（ " ）	1/100
00 - 03	特 - 2	電気設備工事特記仕様書（2）	——	00 - 37	E - 35	電力監視制御項目一覧表（1）（ " ）	——
00 - 04	E - 02	津島団地配置図・付近見取図・階高図	1/2000 1/200	00 - 38	E - 36	電力監視制御項目一覧表（2）（ " ）	——
00 - 05	E - 03	受変電設備 機器・機能仕様書	——	00 - 39	E - 37	電力監視設備 ビット・1階 配線図（改修後）（ " ）	1/100
00 - 06	E - 04	受変電設備 全体系統図（改修後）	——	00 - 40	E - 38	電力監視設備 ビット・1階 配線図（改修前）（ " ）	1/100
00 - 07	E - 05	受変電設備 単線結線図（改修後）	——	00 - 41	E - 39	電力監視設備 更新概要・システム概要・機能仕様（サブ変）	——
00 - 08	E - 06	受変電設備 単線結線図（改修前）	——	00 - 42	E - 40	電力監視設備 システムブロック図・機器仕様（ " ）	——
00 - 09	E - 07	受変電設備 ブロック単線結線図・参考姿図（1）（改修後）	1/20	00 - 43	E - 41	電力監視設備 機器参考姿図・系統図（ " ）	——
00 - 10	E - 08	受変電設備 ブロック単線結線図・参考姿図（2）（改修後）	1/20	00 - 44	E - 42	電力監視制御項目一覧表（1）（ " ）	——
00 - 11	E - 09	受変電設備 ブロック単線結線図・参考姿図（3）（改修後）	1/20	00 - 45	E - 43	電力監視制御項目一覧表（2）（ " ）	——
00 - 12	E - 10	受変電設備 機器配置図（改修後）	1/50	00 - 46	E - 44	電力監視制御項目一覧表（3）（ " ）	——
00 - 13	E - 11	受変電設備 機器配置図（改修前）	1/50	00 - 47	E - 45	電力監視設備 ビット・1階・2階 配線図（改修後）（ " ）	1/100
00 - 14	E - 12	受変電設備 ビット・1階 配線図（高圧・接地）（改修後）	1/100	00 - 48	E - 46	電力監視設備 ビット・1階・2階 配線図（改修前）（ " ）	1/100
00 - 15	E - 13	受変電設備 ビット・1階 配線図（高圧・接地）（改修前）	1/100	00 - 49	E - 47	電力監視設備 外線 配線図（改修後）	1/1000
00 - 16	E - 14	受変電設備 ビット・1階 配線図（サブ変）（改修後）	1/100	00 - 50	E - 48	電力監視設備 外線 配線図（改修前）	1/1000
00 - 17	E - 15	所内変圧器盤接続図表（改修後）	——	00 - 51	E - 49	電力監視設備 自然科学研究科棟（改修前・改修後）	1/200
00 - 18	E - 16	所内変圧器盤接続図表（改修前）	——	00 - 52	E - 50	電力監視設備 工学部4号館（改修前・改修後）	1/200
00 - 19	E - 17	電灯幹線・動力幹線設備 ビット・1・2階 配線図（低圧・直流）（改修後）	1/100	00 - 53	E - 51	電力監視設備 中央図書館（改修前・改修後）	1/200
00 - 20	E - 18	電灯幹線・動力幹線設備 ビット・1・2階 配線図（低圧・直流）（改修前）	1/100	00 - 54	E - 52	電力監視設備 環境理工学部（改修前・改修後）	1/200
00 - 21	E - 19	受変電設備 ステップ図 - 0 , 1	1/100	00 - 55	E - 53	電力監視設備 理学部本館（改修前・改修後）	1/100
00 - 22	E - 20	" ステップ図 - 2	1/100	00 - 56	E - 54	電力監視設備 文化科学系総合研究棟（改修前・改修後）	1/200
00 - 23	E - 21	" ステップ図 - 3	1/100	00 - 57	E - 55	電力監視設備 自然科学系総合研究棟（改修前・改修後）	1/200
00 - 24	E - 22	" ステップ図 - 4 - 1	1/100	00 - 58	E - 56	電力監視設備 教育学部本館（改修前・改修後）	1/200
00 - 25	E - 23	" ステップ図 - 4 - 2 , 3 , 4	1/100	00 - 59	E - 57	電力監視設備 本部棟（改修前・改修後）	1/200
00 - 26	E - 24	" ステップ図 - 5 - 1 , 2	1/100	00 - 60	E - 58	電力監視設備 文法経2号館（改修前・改修後）	1/200
00 - 27	E - 25	" ステップ図 - 6	1/100	00 - 61	E - 59	電力監視設備 一般教育B棟・ゲノム・プロテオーム解析部門（既設図）	1/200
00 - 28	E - 26	" ステップ図 - 7	1/100	00 - 62	E - 60	電力監視設備 農学部・工学部1号館（既設図）	1/100
00 - 29	E - 27	" ステップ図 - 8	1/100	00 - 63	E - 61	電力監視設備 薬学部本館・異分野基礎科学研究所（既設図）	1/100
00 - 30	E - 28	" ステップ図 - 9	1/100	00 - 64	E - 62	電力監視設備 ローカル電気室・単線結線図	1/100
00 - 31	E - 29	" ステップ図 - 10 , 11 , 12	1/100				
00 - 32	E - 30	分電盤回路構成表（改修前・改修後）・照明器具姿図	——				
00 - 33	E - 31	凡例・電灯分岐設備 ビット・1階 配線図 撤去図	1/100				
00 - 34	E - 32	分電盤回路構成表 コンセント分岐・自動火災報知設備 1・2階 配線図 撤去図	1/100				

付近見取図

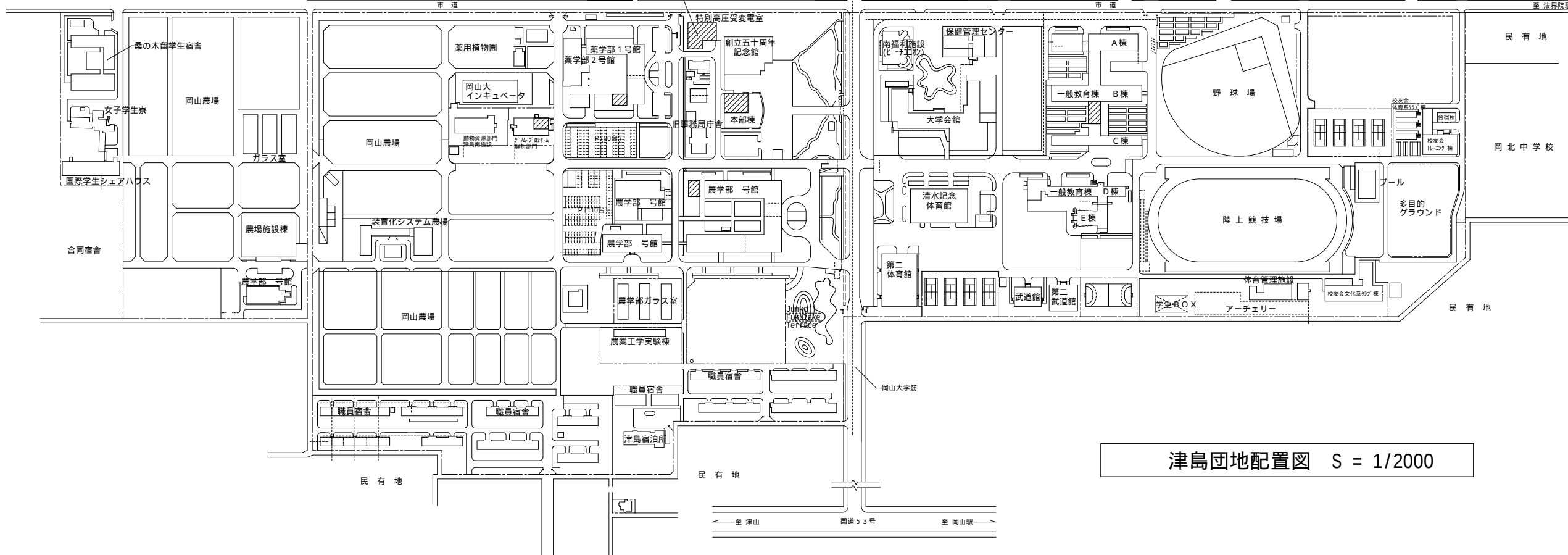
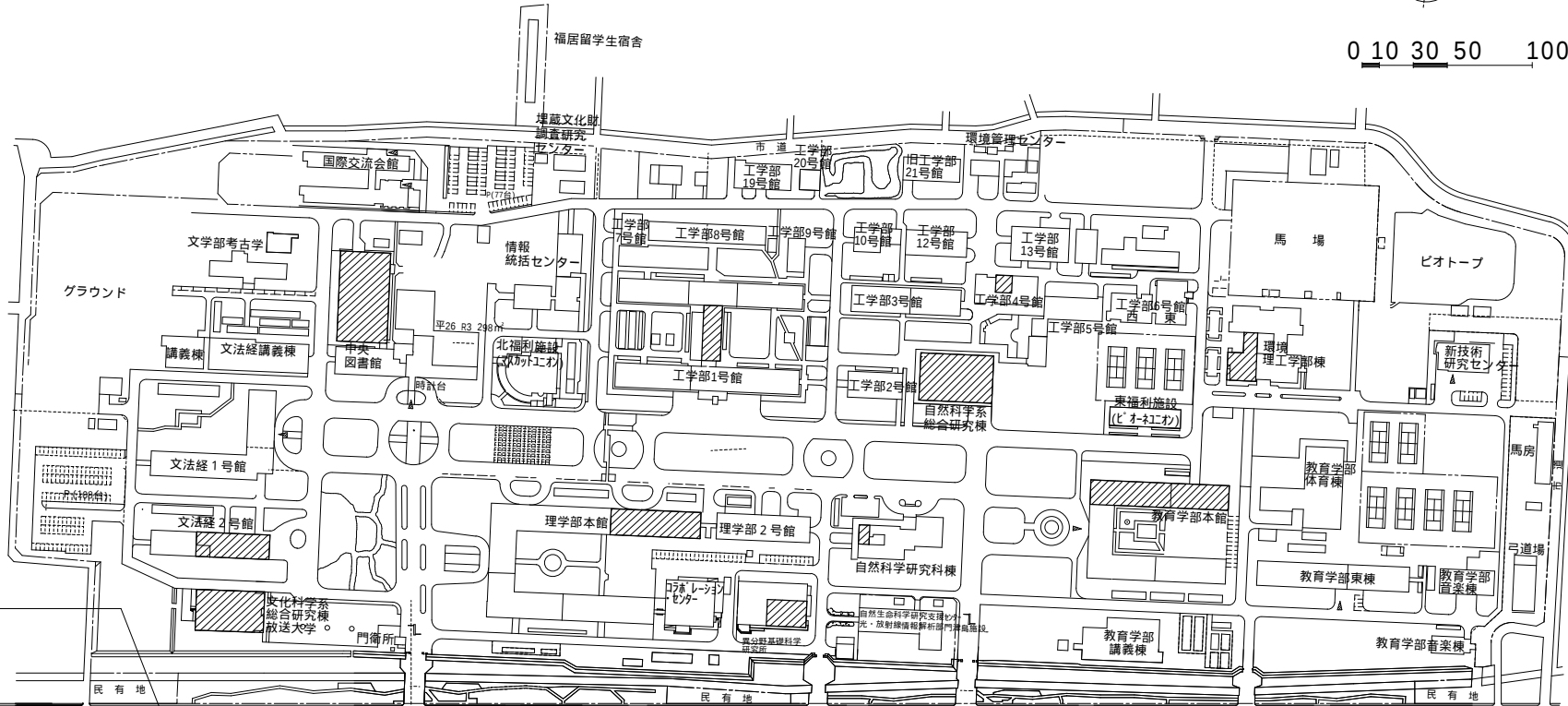


0 10 30 50 100m



階高図 S = 1 / 200
(特別高圧受配電室)

本工事建物



津島団地配置図 S = 1/2000

1 . 共通事項

1.1 一般事項及び適用規格等

- 電気事業法
- 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 電力会社供給規定
- 消防法
- 日本電機工業会標準規格（ J E M ）
- 電気規格調査会標準規格（ J E C ）
- 日本工業規格（ J I S ）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成3 1 年度版

1.2 共通仕様

- 設置場所 : 屋内
- 周囲温度 : -5 ~ 40 （平均値が35 を超えないこと）
- 相対湿度 : 85%以下（結露しないこと）
- 標 高 : 1000m以下
- 塩 害 : 該当なし
- 腐食性ガス: 該当なし
- 振 動 : 指定なし
- 騒 音 : 指定なし
- 配電盤鋼板の厚さ

構成部	鋼板の厚さ
扉 及び 前面板	2.3以上
その他	1.6以上

- 塗装色 : マンセル5 Y 7 / 1（半ツヤ）
- 耐震クラス: S（地上設置）
- 水平1 . 0 G / 垂直0 . 5 G

2 . 6 . 6 k V 配電盤

2.1 共通仕様

- 形 式 : 銅板製閉鎖自立形
- 準拠基準 : JEM1425-CX/CW級 IP2X
- 定 格 : 定格電圧 7.2kV
- 定 格 : 定格電流 1200A
- 分岐母線は単線結線図による
- 定格単時間電流 20kA 1 秒
- 絶縁階級 L I 6 0 k V , A C 2 2 k V
- 制御電源 DC100V
- 扉 : 前背面扉式
- その他 : 盤内にはL E D 照明・スペースヒータを設けること

2.2 盤面構成

- 1) 構 成 : 変圧器二次盤 2 面
- 接地変圧器盤 2 面
- 母線連絡 / E V T 盤 2 面
- 母線盤 1 面
- フィード盤（ 2 段積） 1 0 面
- 所内TR切替盤 1 面
- 所内電灯・動力TR盤 1 面
- 所内動力TR盤 1 面
- コンデンサ盤 6 面
- 予備引込盤 1 面
- 予備受電盤 1 面

2.3 各盤主要取付収納機器

(a) 変圧器二次盤

- 1 式 - 真空遮断器（ V C B、引出形）
- 7.2kV 1200A 20kA at 7.2kV
- 3 個 - 避雷器（ L A、引出形）
- 8.4kV 5kA 酸化亜鉛形
- 2 個 - 計器用変圧器（ V T、モールド形、引出形、一次ヒューズ付）
- 6600/110V 50VA 1 P S 級
- 2 個 - 計器用変流器（モールド形）
- 750/5A 25VA 1 P S 級 n>10
- 1 式 - 静止形保護継電器（ O C R × 2 , U V R × 1 ）
- 1 式 - 自動力率調整器
- 1 式 - 計測メータ、変換器（詳細は単線結線図 / 監視項目表による）
- 1 式 - テスト端子
- 1 式 - その他必要部品

(b) 接地変圧器盤

- 1 台 - モールド変圧器
- 38kVA 三相 6.6kV/(190/3)V 60Hz
- 1 次星形（中性点端子有） / 2 次開放デルタ
- 1 式 - L B S（ヒューズ付、遠方操作器付）
- 7.2kV 200A F:20A 40kA at 7.2kV
- 1 式 - 二次抵抗器 0.95 Ω (二次側) 30sec 201A(二次側)
- 1 式 - その他必要部品

(c) 母線連絡 / E V T 盤

- 1 式 - 真空遮断器（ V C B、引出形）
- 7.2kV 1200A 20kA at 7.2kV
- 1 個 - 計器用接地変圧器（ E V T、モールド形、引出形、一次ヒューズ付）
- 6600/110/ $\frac{110}{3}$ V 2 次 3 × 200VA 1 P S 級
- 3 次 3 × 200VA 3 G 級
- 1 式 - 静止形保護継電器（ O V × 1 , U V × 1 , O V G × 1 ）
- 1 式 - 計測メータ、変換器（詳細は単線結線図 / 監視項目表による）
- 1 式 - テスト端子
- 1 式 - その他必要部品

(d) 母線盤

- 1 式 - 主回路導体
- 1 式 - 既設柱貫通スペース

(e) フィード盤（ 2 段積）

- 2 式 - 真空遮断器（ V C B、引出形）
- 7.2kV 600A 12.5kA at 7.2kV
- 4 個 - 計器用変流器（モールド形）
- 一次単線結線図による / 5A 25VA 1PS級 n>10
- 2 個 - 零相変流器（モールド形）
- 2 式 - 静止形保護継電器（ O C × 2 , D G ）
- 1 式 - 計測メータ、変換器（詳細は単線結線図 / 監視項目表による）
- 2 式 - テスト端子

(f) 所内TR切換盤

- 2 式 - 真空電磁接触器（ V M C、引出形）
- 7.2kV 200A F:なし

(g) 所内動力変圧器盤

- 1 台 - モールド変圧器
- 100kVA 三相 6.6kV/440V 60Hz
- 1 次デルタ / 2 次星形（中性点端子有）
- 1 式 - L B S（ヒューズ付、手動フック操作）
- 7.2kV 200A F:50A 40kA at 7.2kV
- 1 式 - その他必要部品

(h) 所内電灯・動力変圧器盤

- 1 台 - モールド変圧器
- 150kVA 三相 6.6kV/210-105V 60Hz
- 1 次星形 / 2 次内接デルタ
- 1 台 - モールド変圧器
- 75kVA スコット 210V/210-105V 60Hz
- 1 式 - L B S（ヒューズ付、手動フック操作）
- 7.2kV 200A F:40A 40kA at 7.2kV
- 1 式 - その他必要部品

(i) コンデンサ盤

- 1 式 - 真空電磁接触器（ V M C、引出形）
- 7.2kV 200A F:50A 40kA at 7.2kV
- 1 式 - 高圧コンデンサ（ガス封入形）
- 7.2kV 213kVar リアクトル6%付

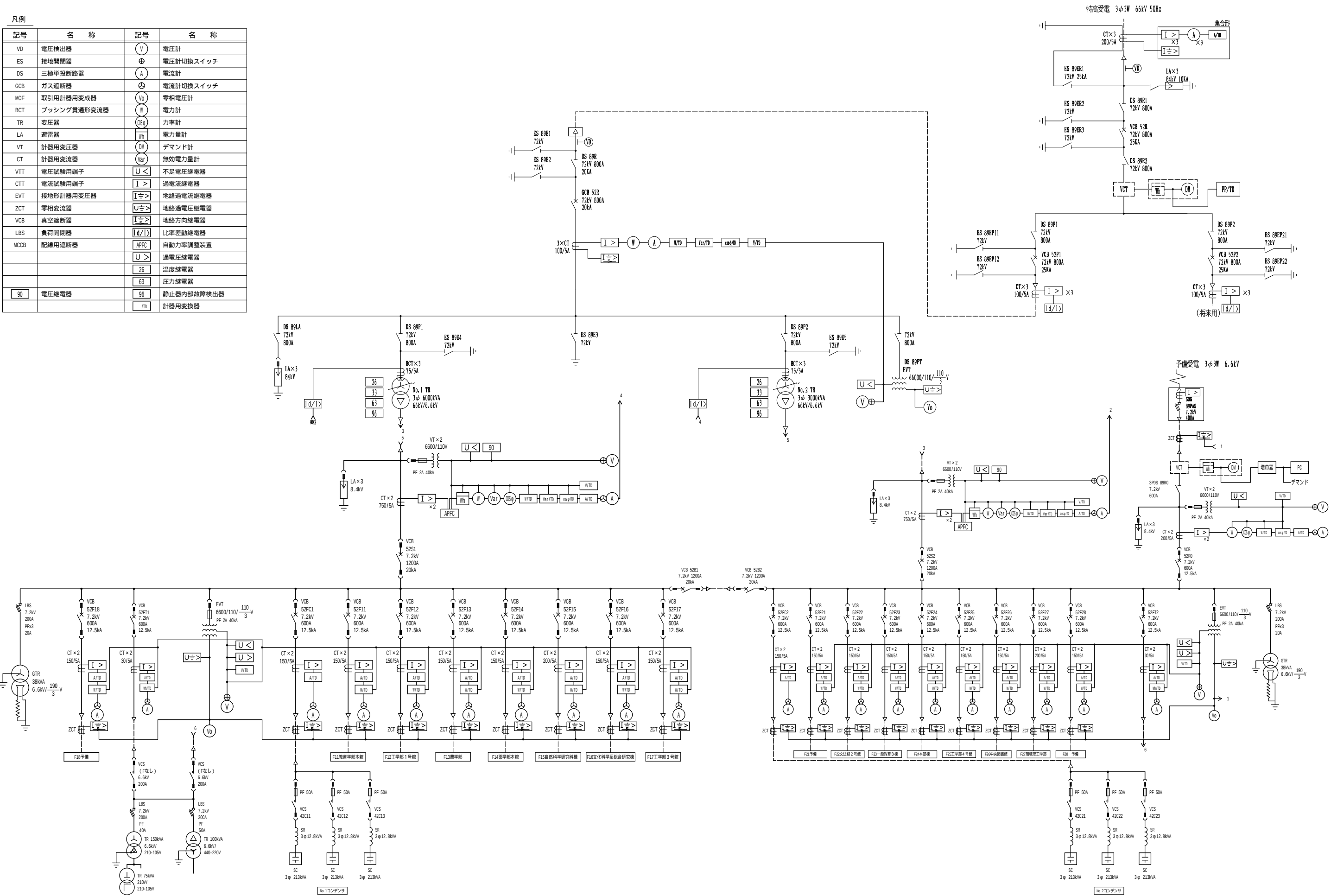
(特記 - 負担金項目)

- ・高圧受電用計量装置（計量器および計器用変成器）取外・再取付

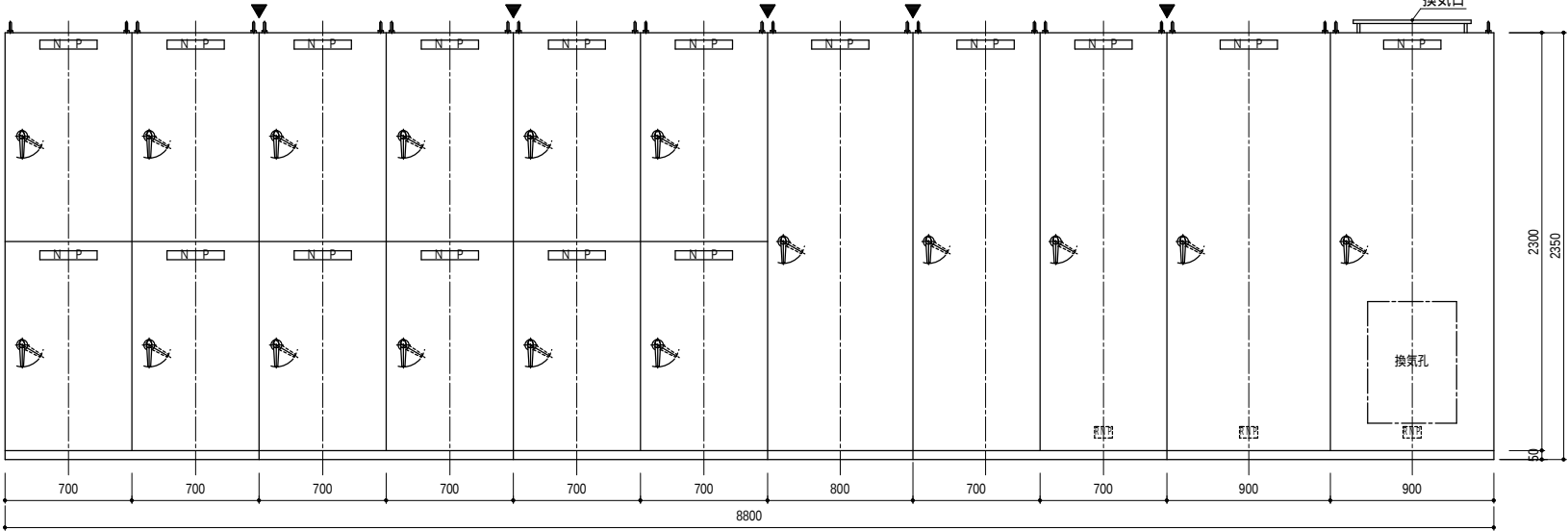
3 . その他

- ・工事に伴い特別高圧受電から高圧受電に切り替える場合は 1 φ 1 . 6 k V A 以上の能力の仮設発電機にてテレビ共聴電源を仮設すること（構内の 2 次変電所・ E P S 内に合計 7 箇所）。
- ・構内変電所を停電させる場合は岡山大学電気主任技術者立会のもとで工事を行うこと。
- (一台当たりの使用日数 : 1 日、連続使用時間 : 8 時間)

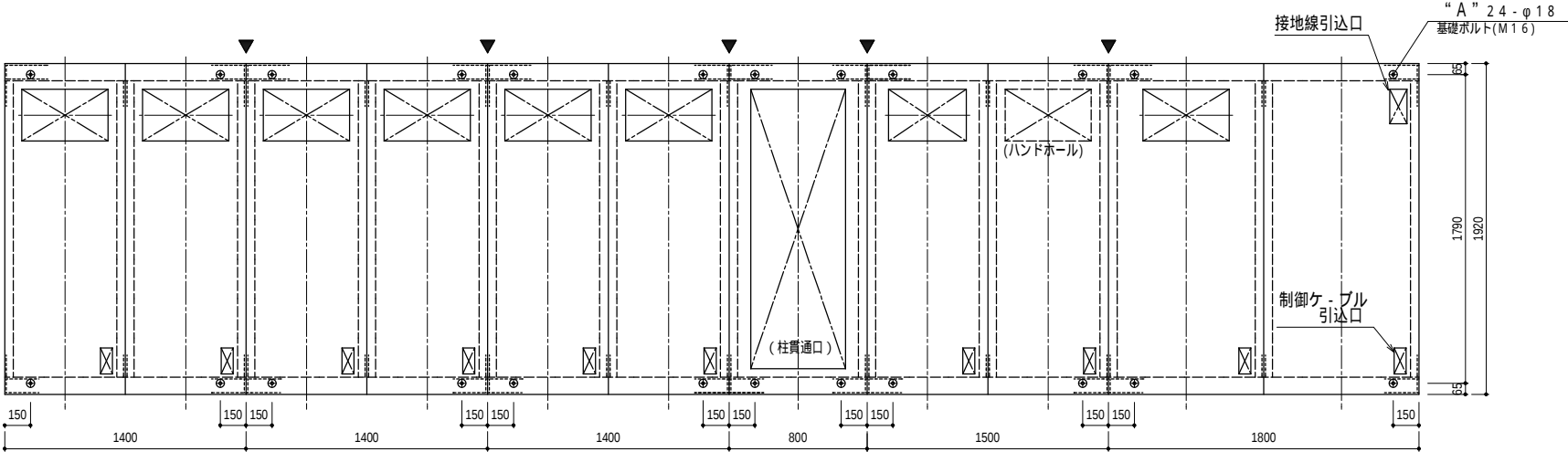
凡例			
記号	名 称	記号	名 称
VD	電圧検出器	(V)	電圧計
ES	接地開閉器	(⊕)	電圧計切換スイッチ
DS	三極単投断路器	(A)	電流計
GCB	ガス遮断器	(⊖)	電流計切換スイッチ
MOF	取引用計器用変成器	(Vo)	零相電圧計
BCT	ブッシング貫通形変流器	(W)	電力計
TR	変圧器	(DSg)	力率計
LA	避雷器	(Wh)	電力量計
VT	計器用変圧器	(DM)	デマンド計
CT	計器用変流器	(Var)	無効電力量計
VTT	電圧試験用端子	(U<)	不足電圧継電器
CTT	電流試験用端子	(I>)	過電流継電器
EVT	接地形計器用変圧器	(I≧)	地絡過電流継電器
ZCT	零相変流器	(U≧)	地絡過電圧継電器
VCB	真空遮断器	(I≧)	地絡方向継電器
LBS	負荷開閉器	(Id/I)	比率差動継電器
MCCB	配線用遮断器	APFC	自動力率調整装置
		(U)	過電圧継電器
		26	温度継電器
		63	圧力継電器
90	電圧継電器	96	静止器内部故障検出器
		/TD	計器用変換器



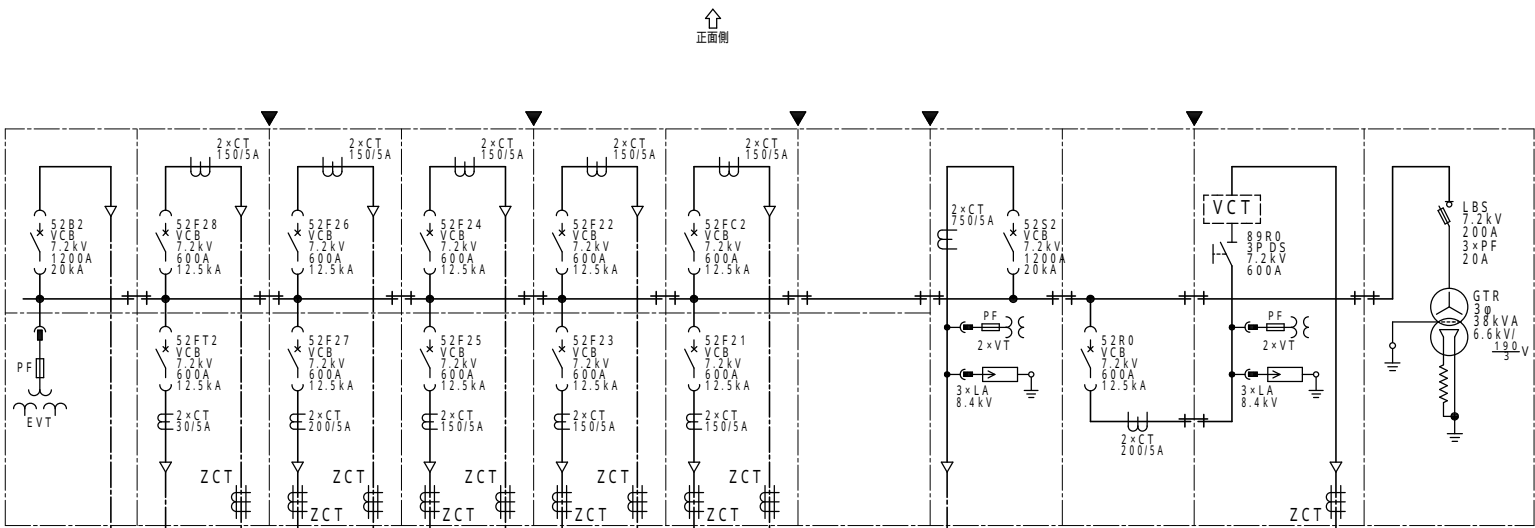
(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(52)	(51)	(9)	盤記号
No. 2 母線連絡盤 No. 2 EVT 盤	F 2 8 配電盤 F T 2 配電盤	F 2 6 配電盤 F 2 7 配電盤	F 2 4 配電盤 F 2 5 配電盤	F 2 2 配電盤 F 2 3 配電盤	F C 2 配電盤 F 2 1 配電盤	母線盤	No. 2 主変 2 次盤	予備受電盤	予備引込盤	No. 2 接地変圧器盤	上段 名称板記入文字 下段 N P 5 3 S (取り付) (各 2 枚)
800	800	800	800	800	800	800	900	800	900	1300	質量(重量) kg 配電盤の形式
JEM1425 CW									JEM1425 CX	JEM1425 CY	



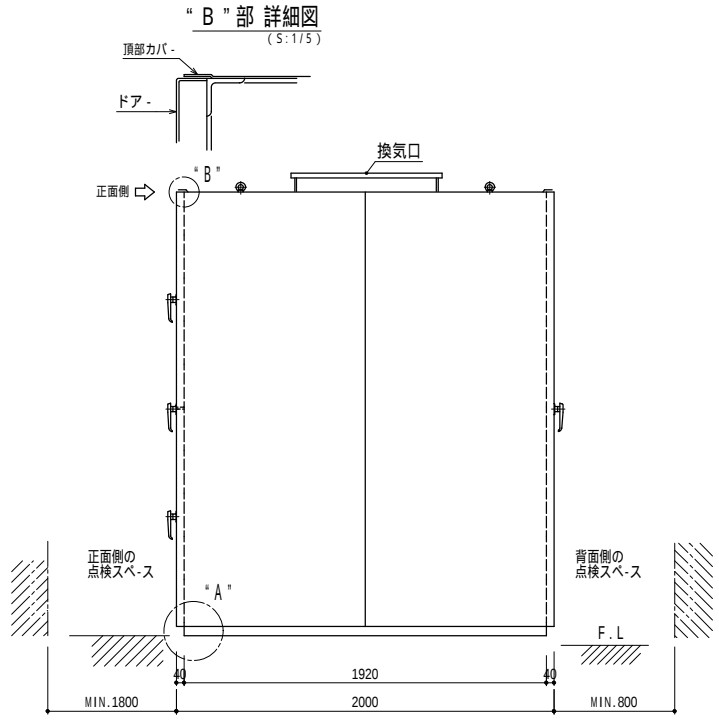
正面図
(S=1/20)



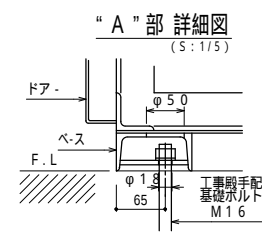
基礎図
(S=1/20)



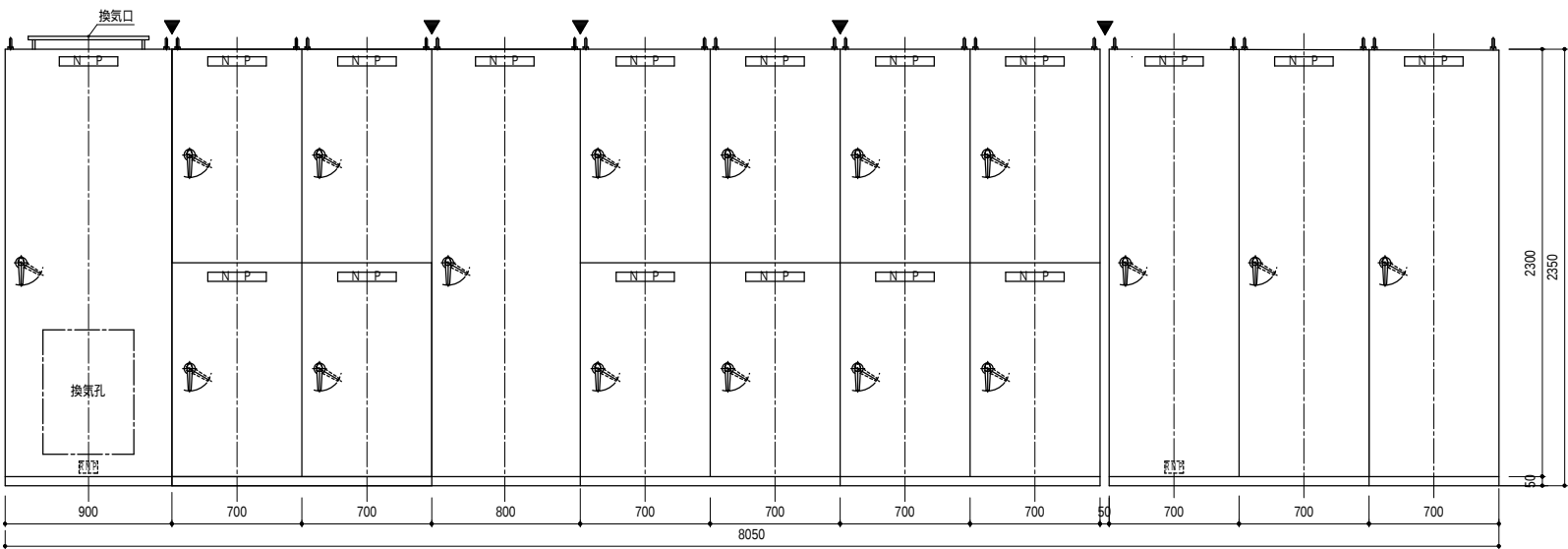
ブロックスケルトン



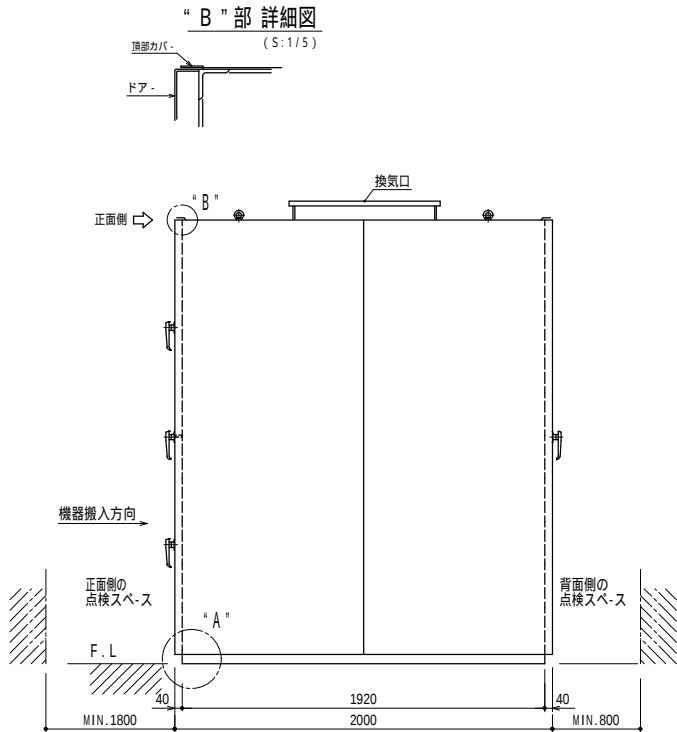
側面図 (S=1/20)



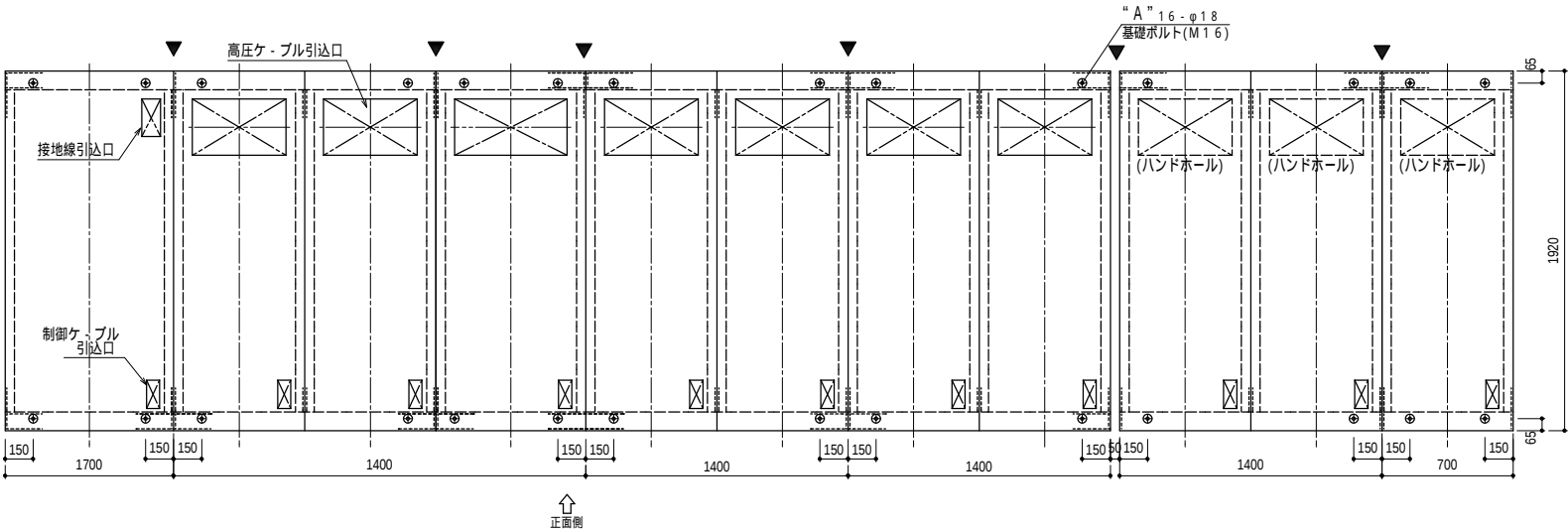
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	⑪	⑫	盤記号
No.1接地変圧器盤	F18配電盤 FT1配電盤	No.1母線連絡盤 No.1EVT盤	No.1主変2次盤	FC1配電盤 F11配電盤	F12配電盤 F13配電盤	F14配電盤 F15配電盤	F16配電盤 F17配電盤	No.1コンデンサ盤①	No.1コンデンサ盤②	No.1コンデンサ盤③	上段 名称板記入文字 下段 NP53S(総リ付)(各2枚)
1300 JEM1425 CY	800	800	900	800	800	800	800	900	900	900	質量(重量) kg 配電盤の形式
JEM1425 CW				JEM1225 M2							



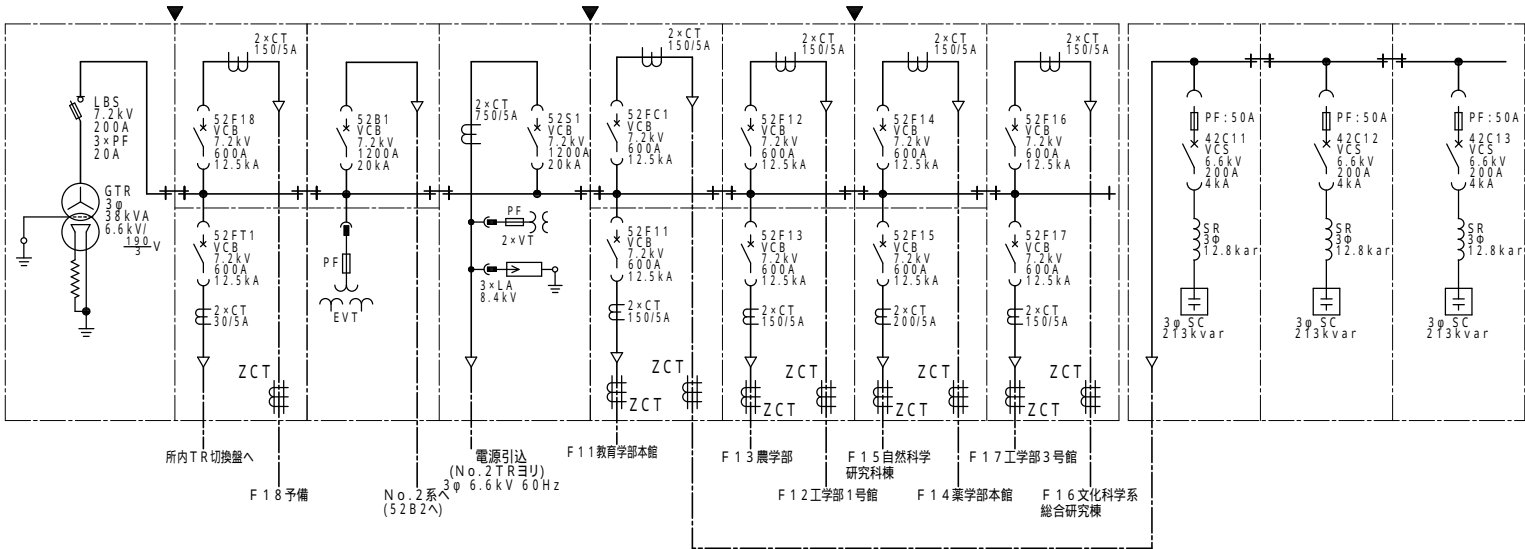
正面図
(S=1/20)



側面図 (S=1/20)



基礎図
(S=1/20)



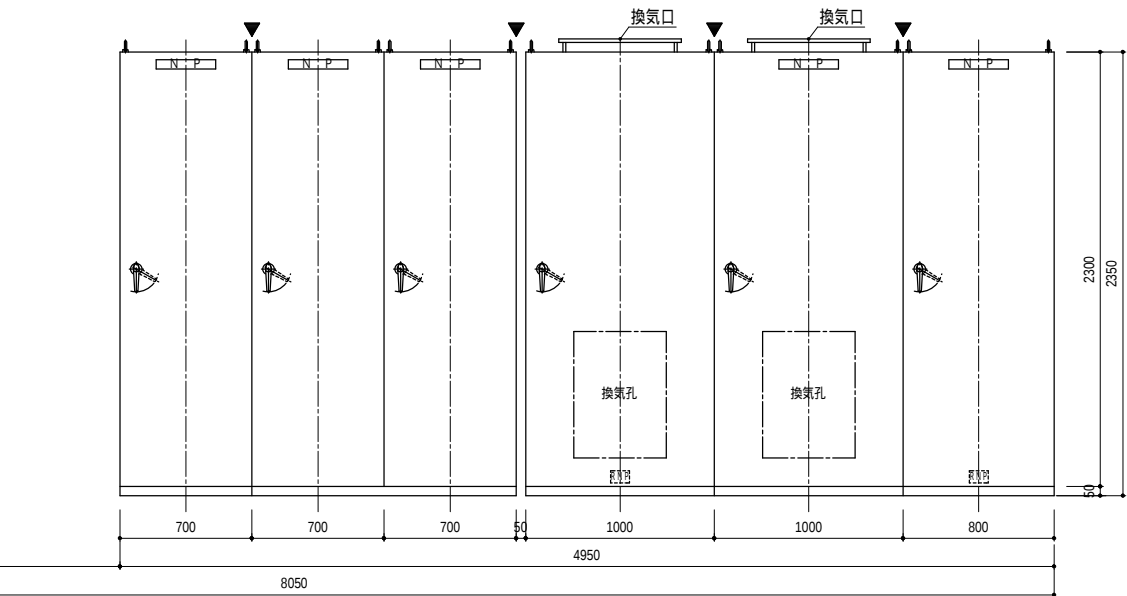
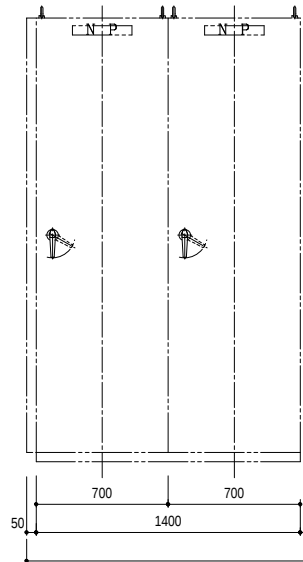
ブロックスケルトン

備考		岡山大学施設企画部	株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所 広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄	設計業務名 岡山大学（津島）ライフライン再生（特高受変電設備）設計業務	工事名称 岡山大学（津島）ライフライン再生（特高受変電設備）工事 図面名称 受変電設備 ブロック単線結線図・参考姿図（2）（改修後）	縮尺 A1：1/20 A3：1/40 作製年月 令和2年6月	図面番号 E - 8	図面枚数 10 / 64
----	--	-----------	---	--	---	--	---------------	-----------------

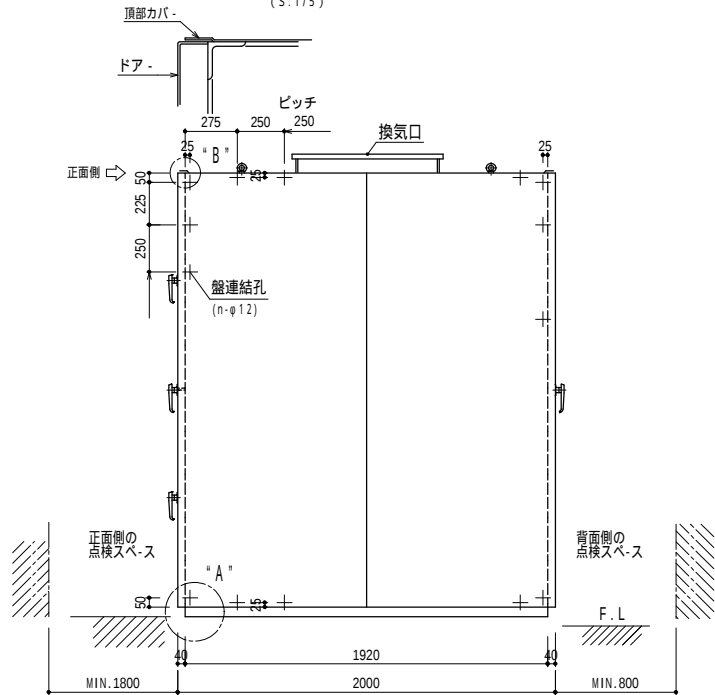
(18)	(19)
整流器盤	インバータ盤

(23)	(24)	(25)	(50)	(49)	(48)	盤記号
No.2コンデンサ盤(1)	No.2コンデンサ盤(2)	No.2コンデンサ盤(3)	所内電灯・動力TR盤	所内動力TR盤	所内TR切換盤	名称板記入文字 NP53S(取付)(各2枚)
900	900	900	1500	1500	900	質量(重量) kg
JEM1225 M2			JEM1425 CY		JEM1425 CW	配電盤の形式

正面図
(S=1/20)

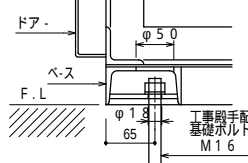


“B”部 詳細図
(S:1/5)

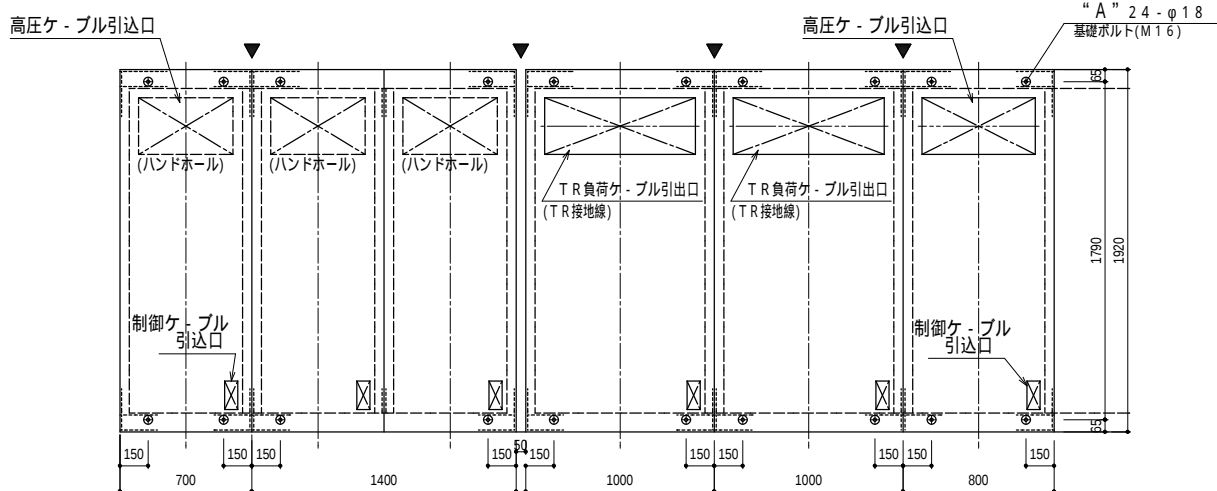
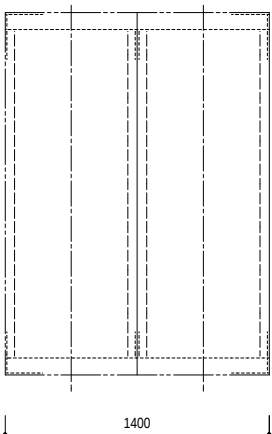


側面図 (S=1/20)

“A”部 詳細図
(S:1/5)

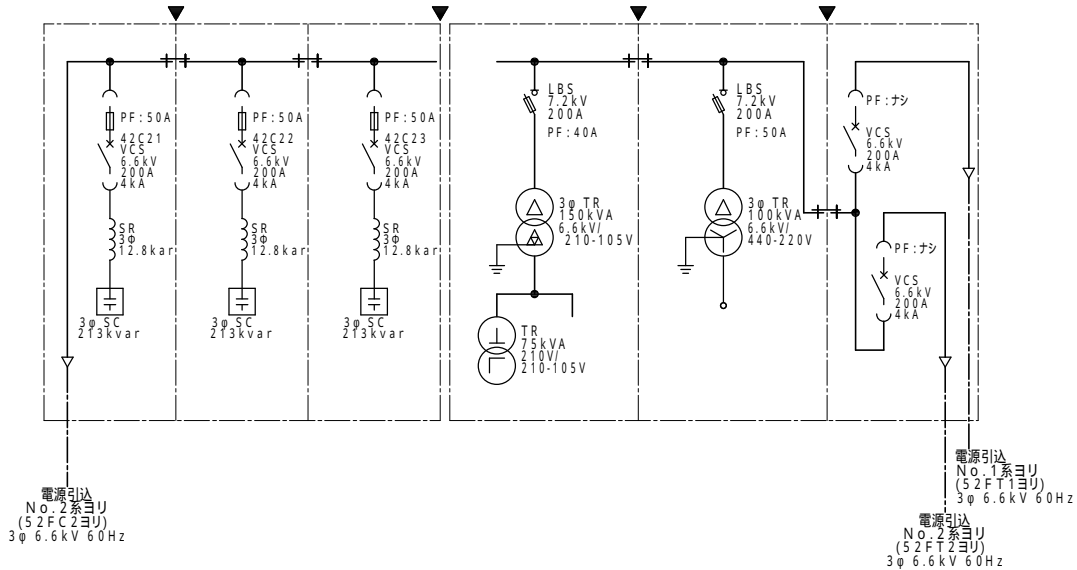
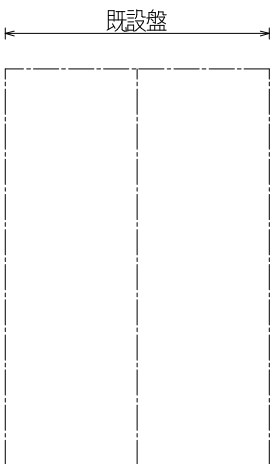


基礎図
(S=1/20)



正面側

ブロックスケルトン



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄

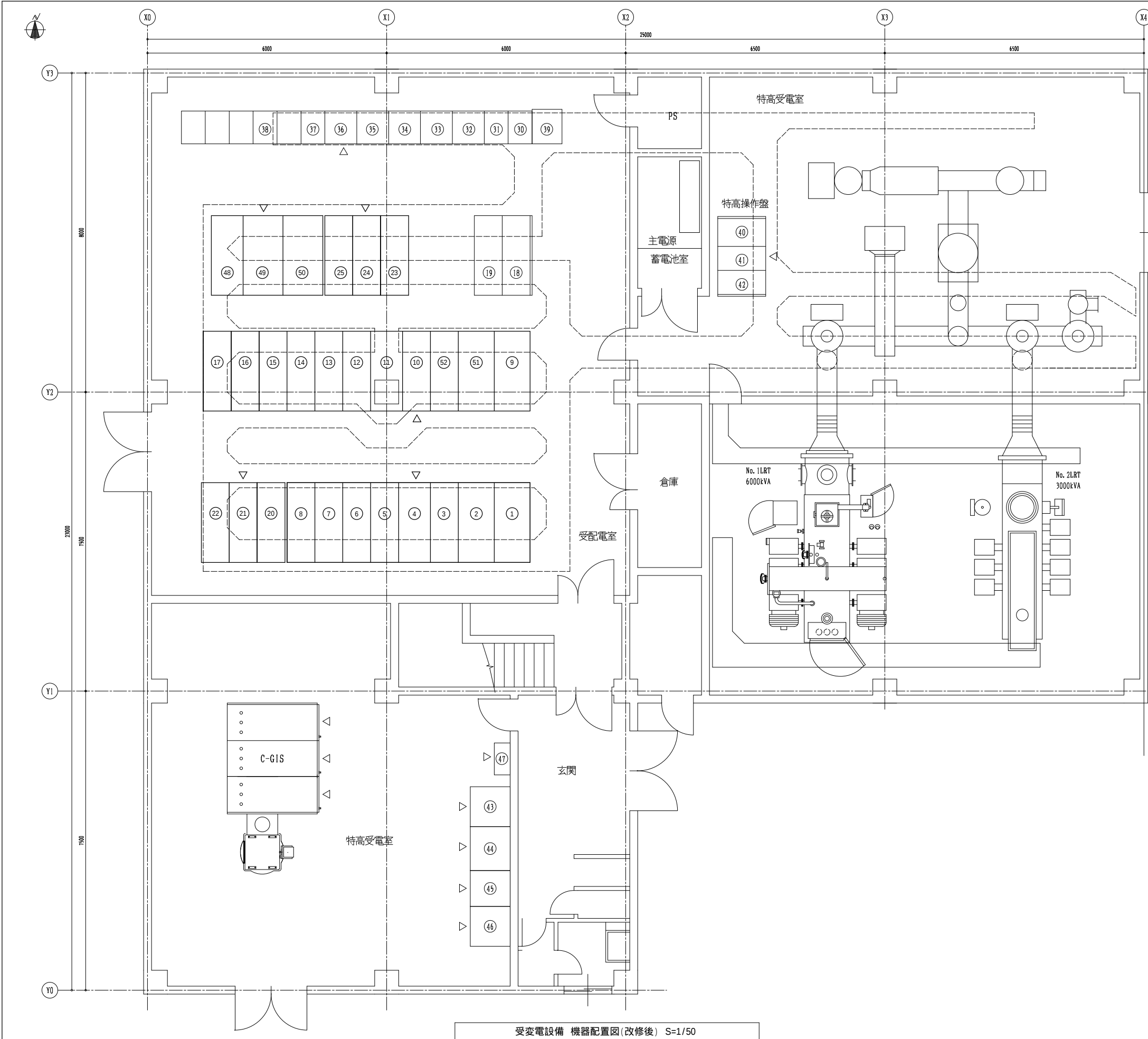
設計業務名
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)設計業務

工事名称
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)工事
図面名称
受変電設備 ブロック単線結線図・参考姿図(3) (改修後)

縮尺 A1:1/20
A3:1/40
作製年月
令和2年6月

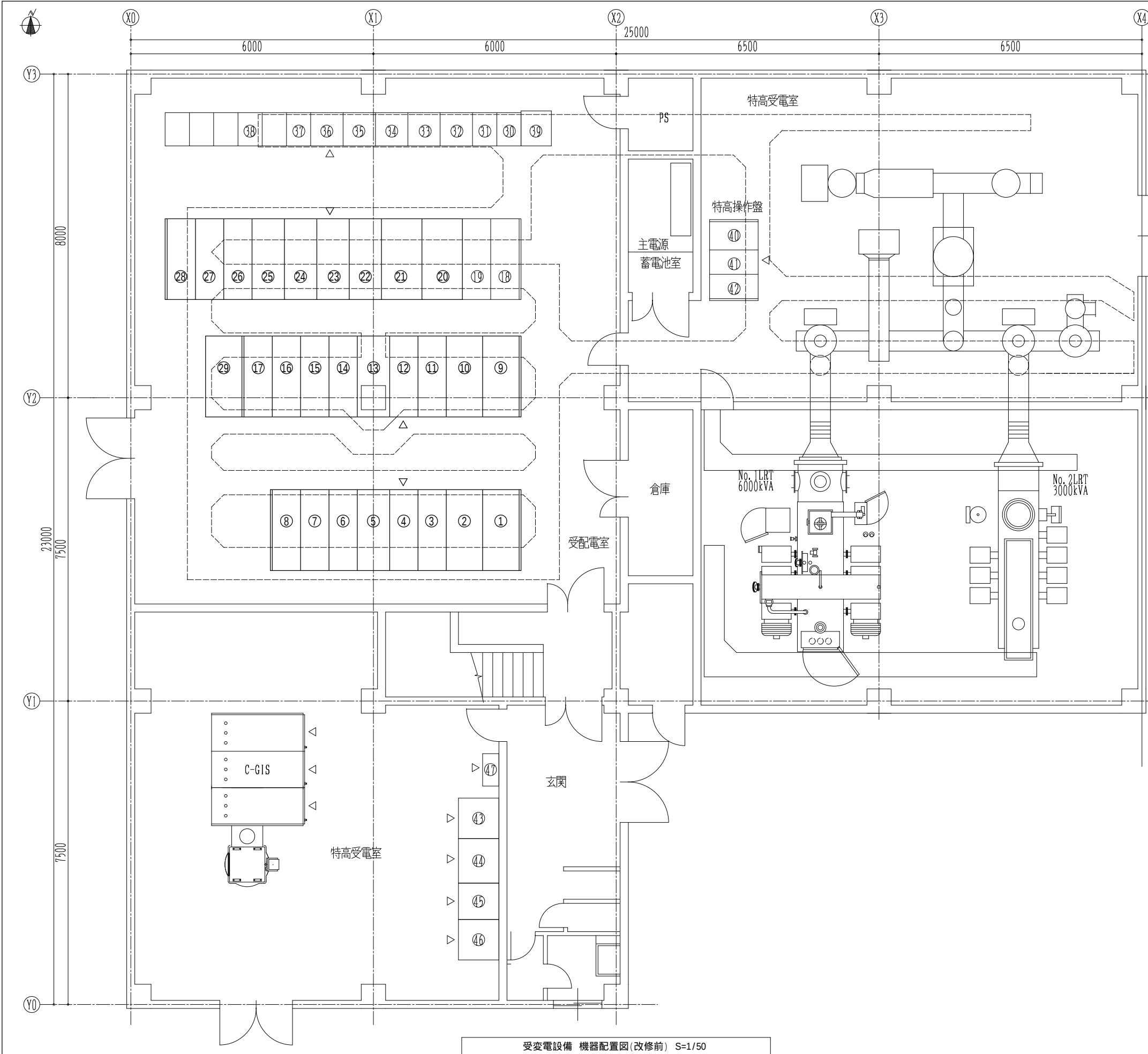
図面番号
E - 9

図面枚数
11 / 64

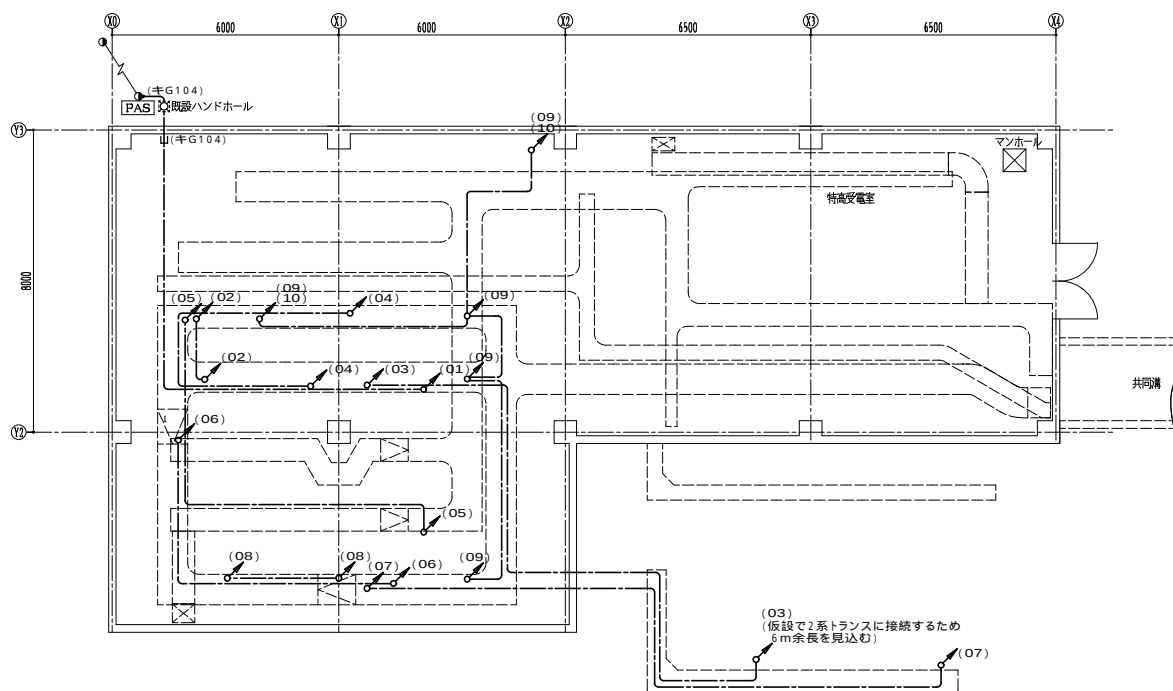
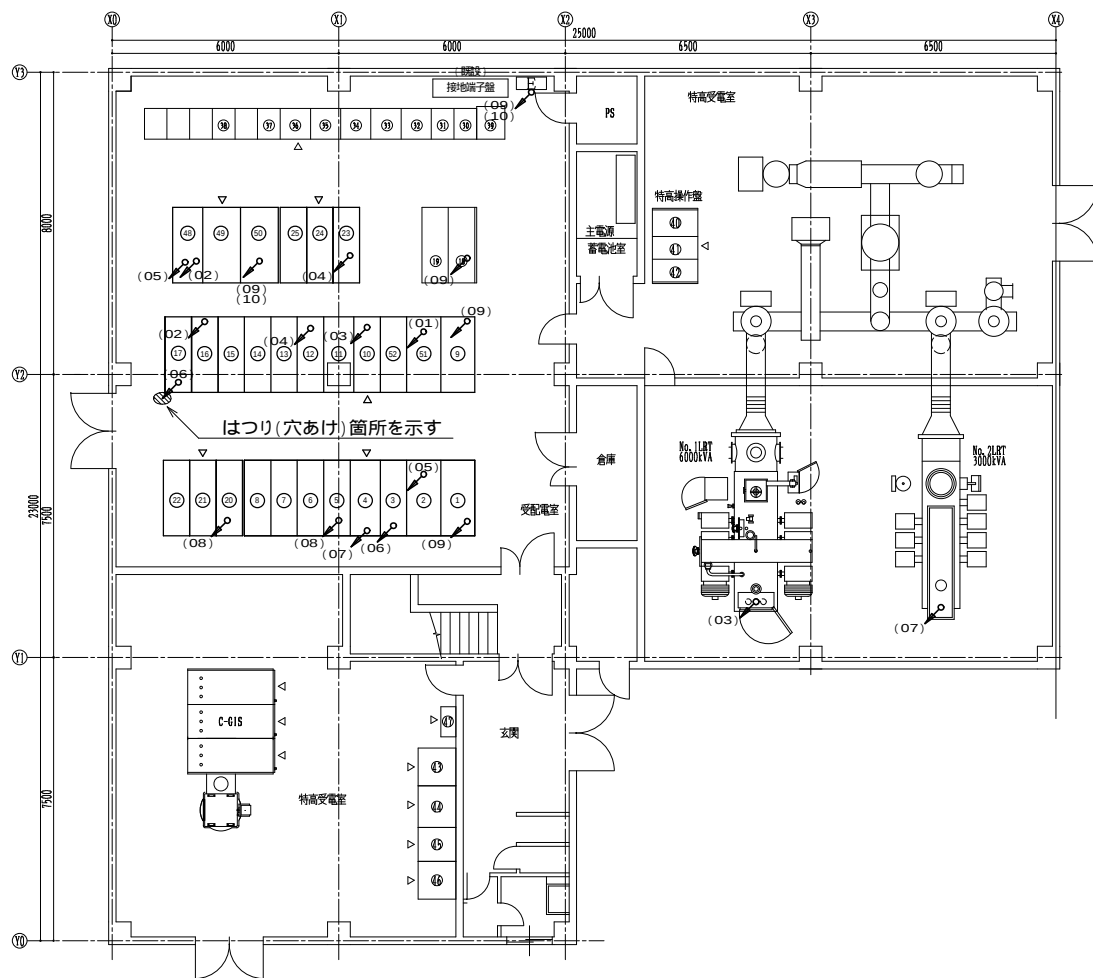


受変電設備 機器配置図(改修後) S=1/50

機器番号	名 称（上段）	名 称（下段）	備 考
①	No.1接地変圧器盤		新 設
②	F18 配電盤	FT1 配電盤	〃
③	No.1母線連絡	No.1EVT	〃
④	No.1主変 2 次盤		〃
⑤	FC1 配電盤	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16 配電盤	F17 配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器盤		新 設
⑩	No.2主変 2 次盤		〃
⑪	母線盤		〃
⑫	FC2 配電盤	F21 配電盤	〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑯	F28 配電盤	FT2 配電盤	〃
⑰	No.2母線連絡	No.2EVT	〃
⑱	整流器盤		既 設
⑲	インバータ盤		〃
⑳	NO.1コンデンサ盤（1）		新 設
㉑	NO.1コンデンサ盤（2）		〃
㉒	NO.1コンデンサ盤（3）		〃
㉓	NO.2コンデンサ盤（1）		新 設
㉔	NO.2コンデンサ盤（2）		〃
㉕	NO.2コンデンサ盤（3）		〃
⑳	取引計量器盤	（6kV 予備受電）	既 設
㉑	〃	（60kV 受電）	〃
㉒	計測用変換器		〃
㉓	補助継電器盤	（特高変電所 1）	〃
㉔	〃	（特高変電所 2）	〃
㉕	〃	（特高変電所 3）	〃
㉖	〃	（特高変電所 4）	〃
㉗	共送張器	（共通）	〃
㉘	補助継電器盤		〃
㉙	伝送親局盤		〃
㉚	特高受電操作盤		〃
㉛	No.1変圧器操作盤		〃
㉜	No.2変圧器操作盤		〃
㉝	特高保護継電器盤		1 期
㉞	特高監視操作盤		〃
㉟	インターフェース盤		〃
㊱	直流電源盤		〃
㊲	取引計器盤（C-GIS用）		〃
㊳	所内TR切換盤		新 設
㊴	所内動力TR盤		〃
㊵	所内電灯・動力TR盤		〃
㊶	予備引込盤		〃
㊷	予備受電盤		〃



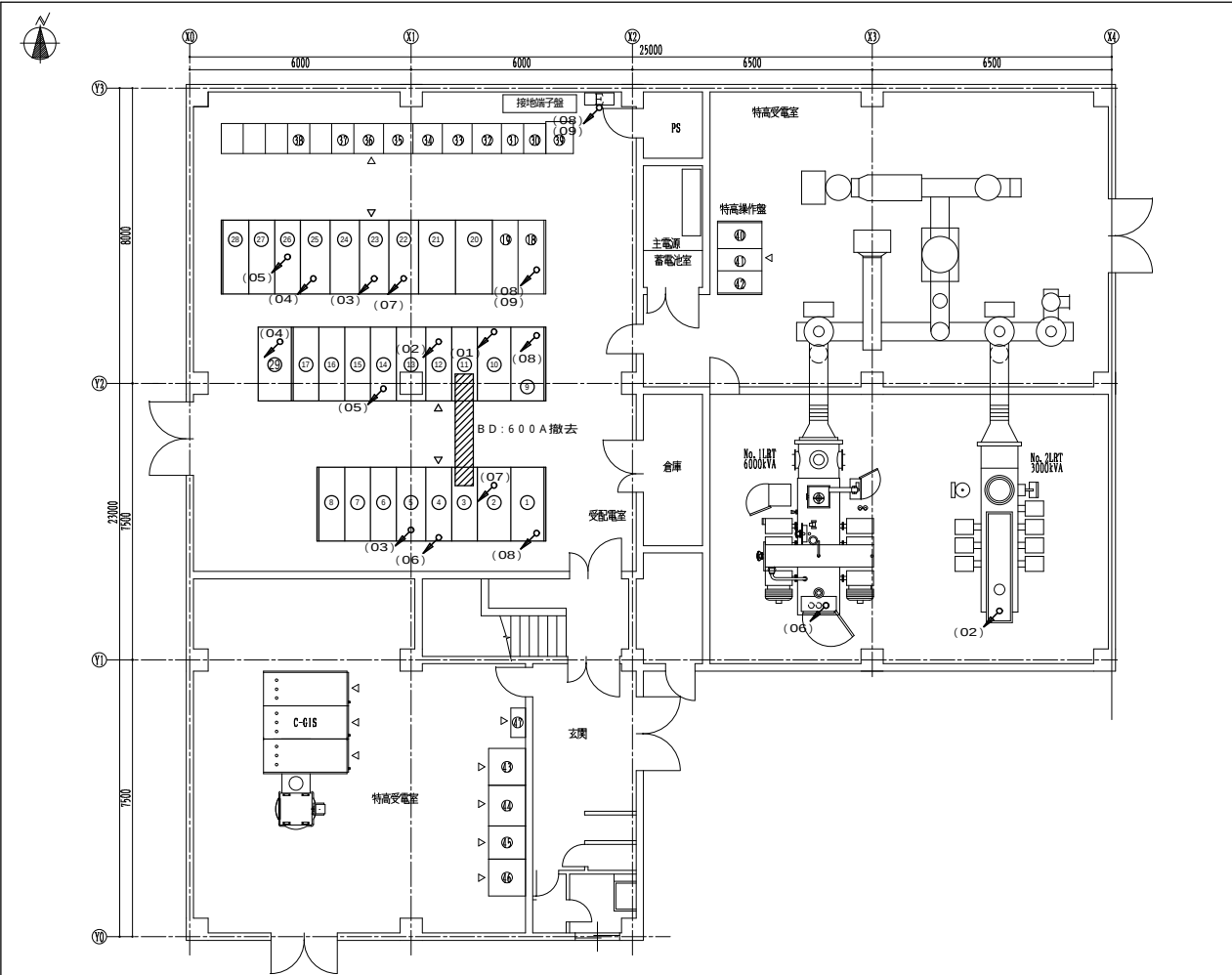
機器番号	名 称（上段）	名 称（下段）	備 考
①	No.1接地変圧器開閉器	No.1接地変圧器	既 設
②	所内変圧器切替開閉器	所内変圧器しゃ断器	〃
③	GPT	母線連絡	〃
④	No.1変圧器2次	PT, LA	〃
⑤	No.1コンデンサ主幹	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16配電盤	F17配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器開閉器	No.2接地変圧器	〃
⑩	予備引込	PT, LA	〃
⑪	母線連絡、GPT	予備受電	〃
⑫	No.2変圧器2次	PT, LA	〃
⑬	母線盤		〃
⑭	No.2コンデンサ主幹	F21 配電盤	〃
⑮	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑯	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑰	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑱	整流器盤		〃
⑲	インバータ盤		〃
⑳	所内変圧器（所内）		〃
㉑	〃（共同溝用）		〃
㉒	合併区分開閉器盤		〃
㉓	No.1コンデンサ	（No.1）	〃
㉔	〃	（No.2）	〃
㉕	〃	（No.3）	〃
㉖	No.2コンデンサ	（No.1）	〃
㉗	〃	（No.2）	〃
㉘	〃	（No.3）	〃
㉙	NO.1コンデンサ盤	（NO.4）	〃
㉚	取引計量器盤	（6kV 予備受電）	〃
㉛	〃	（60kV 受電）	〃
㉜	計測用変換器		〃
㉝	補助継電器盤	（特高変電所 1）	〃
㉞	〃	（特高変電所 2）	〃
㉟	〃	（特高変電所 3）	〃
㊱	〃	（特高変電所 4）	〃
㊲	共送張器	（共通）	〃
㊳	補助継電器盤		〃
㊴	伝送親局盤		〃
㊵	特高受電操作盤		1 期
㊶	No.1変圧器操作盤		〃
㊷	No.2変圧器操作盤		〃
㊸	特高保護継電器盤		〃
㊹	特高監視操作盤		〃
㊺	インターフェース盤		〃
㊻	直流電源盤		〃
㊼	取引計器盤（C-GIS用）		〃



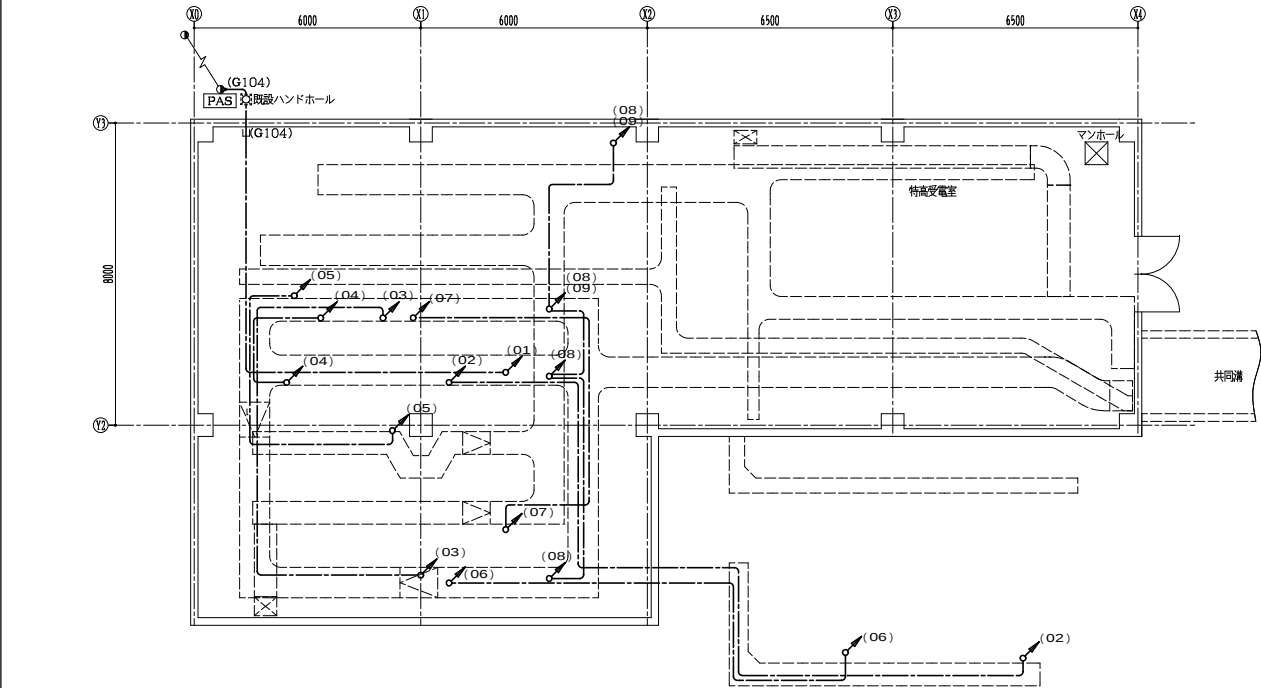
機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考
①	No.1接地変圧器盤		新 設
②	F18 配電盤	FT1 配電盤	〃
③	No.1母線連絡	No.1EVT	〃
④	No.1主変 2 次盤		〃
⑤	FC1 配電盤	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16 配電盤	F17 配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器盤		新 設
⑩	No.2主変 2 次盤		〃
⑪	母線盤		〃
⑫	FC2 配電盤	F21 配電盤	〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑯	F28 配電盤	FT2 配電盤	〃
⑰	No.2母線連絡	No.2EVT	〃
⑱	整流器盤		既 設
⑲	インバータ盤		〃
⑳	NO.1コンデンサ盤 (1)		新 設
㉑	NO.1コンデンサ盤 (2)		〃
㉒	NO.1コンデンサ盤 (3)		〃
㉓	NO.2コンデンサ盤 (1)		新 設
㉔	NO.2コンデンサ盤 (2)		〃
㉕	NO.2コンデンサ盤 (3)		〃
㉖	取引計量器盤	(6kV 予備受電)	既 設
㉗	〃	(60kV 受電)	〃
㉘	計測用交換器		〃
㉙	補助継電器盤	(特高変電所 1)	〃
㉚	〃	(特高変電所 2)	〃
㉛	〃	(特高変電所 3)	〃
㉜	〃	(特高変電所 4)	〃
㉝	共送張器	(共通)	〃
㉞	補助継電器盤		〃
㉟	伝送親局盤		〃
㊱	特高受電操作盤		〃
㊲	No.1変圧器操作盤		〃
㊳	No.2変圧器操作盤		〃
㊴	特高保護継電器盤		1 期
㊵	特高監視操作盤		〃
㊶	インターフェース盤		〃
㊷	直流電源盤		〃
㊸	取引計器盤 (C-GIS用)		〃
㊹	所内TR切換盤		新 設
㊺	所内動力TR盤		〃
㊻	所内電灯・動力TR盤		〃
㊼	予備引込盤		〃
㊽	予備受電盤		〃

配線番号	自		至		線 種	電線管	電圧	備考	配線番号
	番号	機 器 名 称	番号	機 器 名 称					
01		引込柱	(5) 1	予備引込盤	6kV CET150 ¹	既設埋設配管・ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 3で新設	01
02	(16)	F T 2 配電盤	(4) 8	所内 T R 切換盤	6kV CET 60 ¹	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 3で新設	02
03		N o . 1 L R T	(1) 0	N o . 2 主変 2 次盤	6kV CET150 ¹ x2	床下ビット・ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 3で新設し、STEP 5 - 1 で接続替	03
04	(12)	F C 2 配電盤	(2) 3	N O . 2 コンデンサ盤 (1)	6kV CET 60 ¹	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 7で新設	04
05	(2)	F T 1 配電盤	(4) 8	所内 T R 切換盤	6kV CET 60 ¹	〃	6 6 0 0 V	STEP 9で新設	05
06	(3)	N o . 1 母線連絡	(1) 7	N o . 2 母線連絡	6kV CET150 ¹ x2	〃	6 6 0 0 V	STEP 4 - 1 で新設し、STEP 9で接続替	06
07		N o . 2 L R T	(4) 8	N o . 1 主変 2 次盤	6kV CET150 ¹	床下ビット・ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 9で新設	07
08	(5)	F C 1 配電盤	(2) 0	N O . 1 コンデンサ盤 (1)	6kV CET 60 ¹	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 9で新設	08
09		既設接地端子盤		各盤	EA100 ¹ ED38 ¹	ビット内既設ラック			09
10		既設接地端子盤	(4) 9 (5) 0	所内 T R 盤	EB38 ¹	〃			10

(特記) 受変電設備制御・インターロック配線においては、メーカー標準仕様とし、配線を行うこと



特高受電所 1階 受変電設備 配線図(高圧・接地) (改修前) S=1/100
(撤去)

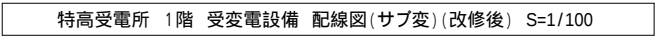


特高受電所 ビット 受変電設備 配線図(高圧・接地) (改修前) S=1/100
(撤去)

機器番号	名 称 (上 段)	名 称 (下 段)	備 考
①	No.1接地変圧器開閉器	No.1接地変圧器	撤 去
②	所内変圧器切替開閉器	所内変圧器しゃ断器	〃
③	GPT	母線連絡	〃
④	No.1変圧器2次	PT, LA	〃
⑤	No.1コンデンサ主幹	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16配電盤	F17配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器開閉器	No.2接地変圧器	〃
⑩	予備引込	PT, LA	〃
⑪	母線連絡、GPT	予備受電	〃
⑫	No.2変圧器2次	PT, LA	〃
⑬	母線盤		〃
⑭	No.2コンデンサ主幹	F21 配電盤	〃
⑮	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑯	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑰	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑱	整流器盤		〃
⑲	インバータ盤		〃
⑳	所内変圧器 (所 内)		〃
㉑	〃 (共同溝用)		〃
㉒	合併区分開閉器盤		〃
㉓	No.1コンデンサ	(No.1)	〃
㉔	〃	(No.2)	〃
㉕	〃	(No.3)	〃
㉖	No.2コンデンサ	(No.1)	〃
㉗	〃	(No.2)	〃
㉘	〃	(No.3)	〃
㉙	NO.1コンデンサ盤	(NO.4)	〃
㉚	取引計量器盤	(6kV 予備受電)	〃
㉛	〃	(60kV 受電)	〃
㉜	計測用変換器		〃
㉝	補助継電器盤	(特高変電所 1)	〃
㉞	〃	(特高変電所 2)	〃
㉟	〃	(特高変電所 3)	〃
㊱	〃	(特高変電所 4)	〃
㊲	共送張器	(共通)	〃
㊳	補助継電器盤		〃
㊴	伝送親局盤		〃
㊵	特高受電操作盤		1 期
㊶	No.1変圧器操作盤		〃
㊷	No.2変圧器操作盤		〃
㊸	特高保護継電器盤		〃
㊹	特高監視操作盤		〃
㊺	インターフェース盤		〃
㊻	直流電源盤		〃
㊼	取引計器盤 (C-GIS用)		〃

配線リスト

配線番号	目		至		線 種	電線管	電圧	備考	配線番号
	番号	機 器 名 称	番号	機 器 名 称					
01		引込柱	①⑩	予備引込盤	6kV CVT150'	埋設配管・ビット内ラック	6 6 0 0 V	STEP 2で撤去	01
02		No. 2 L R T	①⑫	No. 2変圧器2次	6kV CVT200'	ビット内ラック	6 6 0 0 V	STEP 2で撤去	02
03	⑤	No. 1コンデンサ主幹	②③	No. 1コンデンサ (No. 1)	6kV CV60' -3C	〃	6 6 0 0 V	STEP 2で接続替	03
04	②③	No. 1コンデンサ (No. 3)	②⑨	No. 1コンデンサ (No. 4)	6kV CV38' -3C	〃	6 6 0 0 V	STEP 2で撤去	04
05	①④	No. 2コンデンサ主幹	②⑥	No. 2コンデンサ (No. 1)	6kV CV38' -3C	〃	6 6 0 0 V	STEP 2で撤去	05
06		No. 1 L R T	④	No. 1変圧器2次	6kV CVT250' x2	床下ビット・ビット内ラック	6 6 0 0 V	STEP 5 - 1で撤去	06
07	②	所内変圧器切替開閉器	②②	合併区分開閉器盤	6kV CV38' -3C	ビット内ラック	6 6 0 0 V	STEP 6で撤去	07
	③	母線連絡	①①	母線連絡	B D		6 6 0 0 V	STEP 1で撤去	
08		接地端子盤		各盤	EA100' ED38'	ビット内ラック			08
09		接地端子盤	②⑩②①	所内 T R 盤	EB38'	〃			09



機器番号	名 称（上段）	名 称（下段）	備 考
①	No.1接地変圧器盤		新 設
②	F18 配電盤	FT1 配電盤	〃
③	No.1母線連絡	No.1EVT	〃
④	No.1主変 2 次盤		〃
⑤	FC1 配電盤	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16 配電盤	F17 配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器盤		新 設
⑩	No.2主変 2 次盤		〃
⑪	母線盤		〃
⑫	FC2 配電盤	F21 配電盤	〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑯	F28 配電盤	FT2 配電盤	〃
⑰	No.2母線連絡	No.2EVT	〃
⑱	整流器盤		既 設
⑲	インバータ盤		〃
⑳	NO.1コンデンサ盤（1）		新 設
㉑	NO.1コンデンサ盤（2）		〃
㉒	NO.1コンデンサ盤（3）		〃
㉓	NO.2コンデンサ盤（1）		新 設
㉔	NO.2コンデンサ盤（2）		〃
㉕	NO.2コンデンサ盤（3）		〃
㉖	取引計量器盤	（6kV 予備受電）	既 設
㉗	〃	（60kV 受電）	〃
㉘	計測用変換器		〃
㉙	補助継電器盤	（特高変電所 1）	〃
㉚	〃	（特高変電所 2）	〃
㉛	〃	（特高変電所 3）	〃
㉜	〃	（特高変電所 4）	〃
㉝	共送張器	（共通）	〃
㉞	補助継電器盤		〃
㉟	伝送報局盤		〃
㊱	特高受電操作盤		〃
㊲	No.1変圧器操作盤		〃
㊳	No.2変圧器操作盤		〃
㊴	特高保護継電器盤		1 期
㊵	特高監視操作盤		〃
㊶	インターフェース盤		〃
㊷	直流電源盤		〃
㊸	取引計器盤（C-GIS用）		〃
㊹	所内TR切換盤		新 設
㊺	所内動力TR盤		〃
㊻	所内電灯・動力TR盤		〃
㊼	予備引込盤		〃
㊽	予備受電盤		〃

配線番号	自		至		線 種	電線管	電圧	備考	配線番号
	番号	機 器 名 称	番号	機 器 名 称					
01	⑤	F C 1 配電盤 / F 1 1 配電盤	F 1 1	教育学部本館へ	6KV CET60'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 9でビット内ジョイント	01
02	⑥	F 1 2 配電盤 / F 1 3 配電盤	F 1 2	工学部 1号館へ	6KV CET100'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 9でビット内ジョイント	02
03	⑥	F 1 2 配電盤 / F 1 3 配電盤	F 1 3	農学部へ	6KV CET100'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 9でビット内ジョイント	03
04	⑦	F 1 4 配電盤 / F 1 5 配電盤	F 1 4	薬学部本館へ	6KV CET60'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 9でビット内ジョイント	04
05	⑦	F 1 4 配電盤 / F 1 5 配電盤	F 1 5	自然科学研究科棟へ	6KV CET60'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 9でビット内ジョイント	05
06	⑧	F 1 6 配電盤 / F 1 7 配電盤	F 1 6	文化科学系総合研究棟へ	6KV CET60'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 9でビット内ジョイント	06
07	⑧	F 1 6 配電盤 / F 1 7 配電盤	F 1 7	工学部 3号館へ	6KV CET60'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 9でビット内ジョイント	07
08	⑬	F 2 2 配電盤 / F 2 3 配電盤	F 2 2	文法経 2号館へ	6KV CET60'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 3でビット内ジョイント	08
09	⑬	F 2 2 配電盤 / F 2 3 配電盤	F 2 3	一般教育 B 棟へ	6KV CET100'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 3でビット内ジョイント	09
10	⑭	F 2 4 配電盤 / F 2 5 配電盤	F 2 4	本部棟へ	6KV CET60'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 3でビット内ジョイント	10
11	⑭	F 2 4 配電盤 / F 2 5 配電盤	F 2 5	工学部 4号館へ	6KV CET60'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 3でビット内ジョイント	11
12	⑮	F 2 6 配電盤 / F 2 7 配電盤	F 2 6	中央図書館へ	6KV CET60'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 3でビット内ジョイント	12
13	⑮	F 2 6 配電盤 / F 2 7 配電盤	F 2 7	環境理工学部へ	6KV CET60'	ビット内既設ラック	6 6 0 0 V	STEP 3でビット内ジョイント	13

(新設) 所内電灯・動力 T R 盤接続図表

ブレーカーはトリップ付プラグイン式とする。

系統	幹線番号	配線用遮断器 A F / A T	負荷名称	幹線サイズ	備考
	L 1	3 P 100 / 100	中央監視用分電盤 (中央監視盤) 2 F	CET 22'	●: 接続替え 3 φ 3 W 100 V
	L 2	3 P 50 / 50	L - 1 (交換機用) 2 F	CE 8' - 3 C	: 張り替え 3 φ 3 W 100 V
	L 3	3 P 50 / 10	制御電源	CE 3. 5' - 3 C	●: 接続替え 3 φ 3 W 100 V
	L 4	3 P 50 / 10	館内照明	CE 3. 5' - 3 C	●: 接続替え 3 φ 3 W 100 V
	P 5	3 P 225 / 175	LP - 1	CET 60'	: 張り替え
	P 6	3 P 50 / 10	特高機器電源	CE 3. 5' - 3 C	●: 接続替え
	P 7	3 P 50 / 10	NO 1 変圧器電源	CE 3. 5' - 3 C	●: 接続替え
	P 8	3 P 50 / 10	NO 2 変圧器電源	CE 3. 5' - 3 C	●: 接続替え
	P 9	3 P 50 / 15	特高機器ヒーター (スペースヒータ)	CE 3. 5' - 3 C	●: 接続替え
	P 10	3 P 50 / 50	主変用 FAN (M - 1)	CE 5. 5' - 3 C	●: 接続替え
	P 11	3 P 50 / 50	整流器盤 (交換機用) (動力盤) 2 F	CE 8' - 3 C	●: 接続替え
	P 12	3 P 100 / 75	整流器盤	CET 22'	: 張り替え
	P 13	3 P 100 / 100	調圧機水ポンプ分電盤	CET 22'	●: 接続替え
	P 14	3 P 50 / 50	直流電源盤	CET 14'	新設 (LP - 1 より切替)
		3 P 225 / 225	スコットトランス		
		3 P 100 / 100	予備×2		端子受け
		3 P 225 / 215	予備×2		端子受け
	L 15	3 P 100 / 75	LP - 1	CET 22'	: 張り替え 1 φ 3 W
	L 16	2 P 50 / 30	インバータ盤	CE 5. 5' - 3 C	: 張り替え 100 V
	L 17	3 P 100 / 100	L - 中盤 2 F	CET 38'	新設 1 φ 3 W
		3 P 100 / 75	予備		端子受け
		3 P 100 / 100	予備		端子受け
	L 18	2 P 50 / 20	受電盤 スペースヒータ	CE 5. 5' - 2 C	新設 (LP - 1 より切替) 200 V
	L 19	2 P 50 / 20	特高保護継電器盤 給電源	CE 5. 5' - 2 C	新設 (LP - 1 より切替) 100 V
	L 20	2 P 50 / 20	高圧配電盤 給電源	CE 5. 5' - 3 C	新設 100 V
		3 P 100 / 75	予備		端子受け
		3 P 100 / 100	予備		端子受け

(既設) 整流器盤接続図表

系統	幹線番号	配線用遮断器 A F / A T	負荷名称	幹線サイズ	備考
	U 28	2 P 50 / 20	特高機器操作盤	CE 3. 5' - 3 C	既設残置
		2 P 50 / 20	予備		
		2 P 50 / 20	予備		
		2 P 50 / 50	予備		
	U 29	2 P 100 / 75	インバータ盤		既設残置
	U 30	2 P 50 / 20	特高現場盤	CE 3. 5' - 3 C	既設残置
		2 P 50 / 20	予備		
	U 31	2 P 50 / 20	監視盤	CE 3. 5' - 3 C	既設残置
	U 32	2 P 50 / 20	伝送装置	CE 3. 5' - 3 C	既設残置

(新設) 所内動力 T R 盤接続図表

ブレーカーはトリップ付プラグイン式 (ELCB) とする。

系統	幹線番号	配線用遮断器 A F / A T	負荷名称	幹線サイズ	備考
	P 21	3 P 225 / 200	北田野排水ポンプ盤、水質測定室	CET 100'	●: 接続替え
	P 22	3 P 225 / 200	農学部排水ポンプ	CET 100'	●: 接続替え
	P 23	3 P 225 / 125	共同講義源 (北田野)・教育学部排水ポンプ	CET 100'	●: 接続替え

(既設) インバータ盤接続図表

系統	幹線番号	配線用遮断器 A F / A T	負荷名称	幹線サイズ	備考
		2 P 50 / 20	データログ本体	-	既設残置
		2 P 50 / 20	T/W	-	既設残置

(撤去) ⑤ 所内変圧器 (所内) 接続図表

系統	幹線番号	配線用遮断器 A F / A T	負荷名称	幹線サイズ	備考
3φTr 100kVA 6600/ 210-105V F種モールド 3φ3W 105V 3φ3W 210V	L1	3P 225 / 150	中央監視用分電盤 (中央監視盤) 2F	CVT22'	●: 接続替え
	L2	3P 50 / 50	L-1 (交換機用) 2F	CV8' - 3C	: 張り替え
	L3	3P 50 / 10	制御電源	CV3.5' - 3C	●: 接続替え
	L4	3P 50 / 10	室内照明	CV3.5' - 3C	●: 接続替え
	L15	3P 50 / 30	分電盤 (LP-1)	CV8' - 3C	: 張り替え
	L16	2P 50 / 30	インバータ盤	CV5.5' - 3C	: 張り替え
	L17	3P 100 / 100	外灯、南北道路外灯 (分電盤 (LP-1))	CVT14'	撤去
	P5	3P 225 / 125	分電盤 (LP-1)	CVT38'	: 張り替え
	P6	3P 50 / 10	特高機器電源	CV3.5' - 3C	●: 接続替え
	P7	3P 50 / 10	NO1変圧器電源	CV3.5' - 3C	●: 接続替え
	P8	3P 50 / 10	NO2変圧器電源	CV3.5' - 3C	●: 接続替え
	P9	3P 50 / 15	特高機器ヒーター (スペースヒーター)	CV3.5' - 3C	●: 接続替え
	P10	3P 50 / 50	主変用FAN (M-1)	CV5.5' - 3C	●: 接続替え
	P11	3P 50 / 50	整流器盤 (交換機用) (動力盤) 2F	CE8' - 3C	●: 接続替え
	P12	3P 100 / 75	整流器盤	CVT22'	: 張り替え
	P13	3P 100 / 100	調湿放水ポンプ分電盤	CET22'	●: 接続替え

(既設) ① 整流器盤接続図表

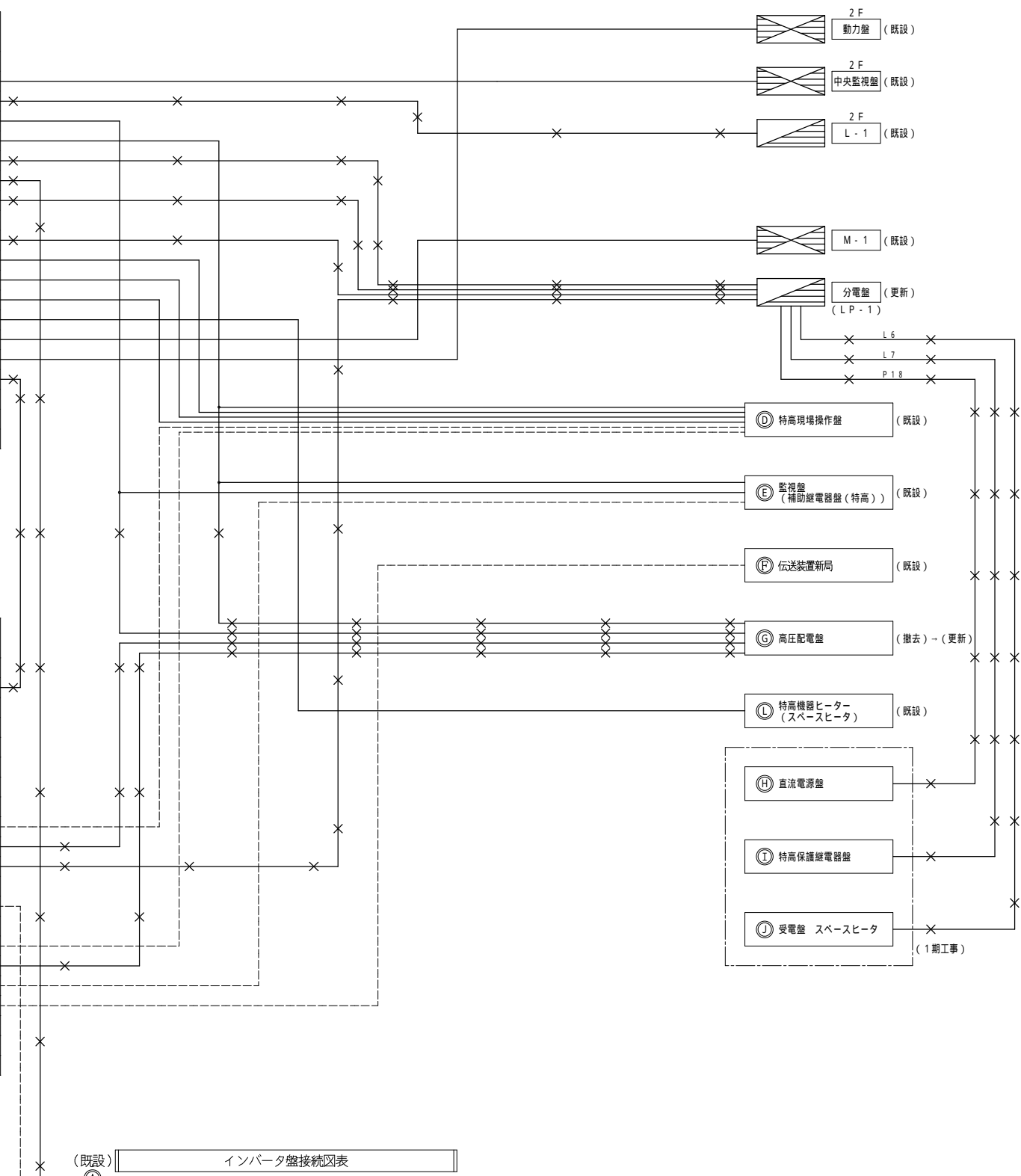
系統	幹線番号	配線用遮断器 A F / A T	負荷名称	幹線サイズ	備考
MSE 100AH/10HR 整流器 辛 シリコン ドロップ 30A					
	U28	2P 50 / 20	特高機器操作盤	CE3.5' - 3C	既設残置
	U24	2P 50 / 20	高圧遮断器操作盤	CE3.5' - 3C	撤去
	U27	2P 50 / 20	非常照明 (分電盤 (LP-1))	CE3.5' - 3C	: 張り替え
	U26	2P 50 / 50	直流電源 (本部棟)	CE8' - 3C	●: 接続替え
	U29	2P 100 / 75	インバータ盤		既設残置
	U30	2P 50 / 20	特高現場盤	CE3.5' - 3C	既設残置
	U25	2P 50 / 20	高圧配電盤	CE3.5' - 3C	撤去
	U31	2P 50 / 20	監視盤	CE3.5' - 3C	既設残置
	U32	2P 50 / 20	伝送装置	CE3.5' - 3C	既設残置

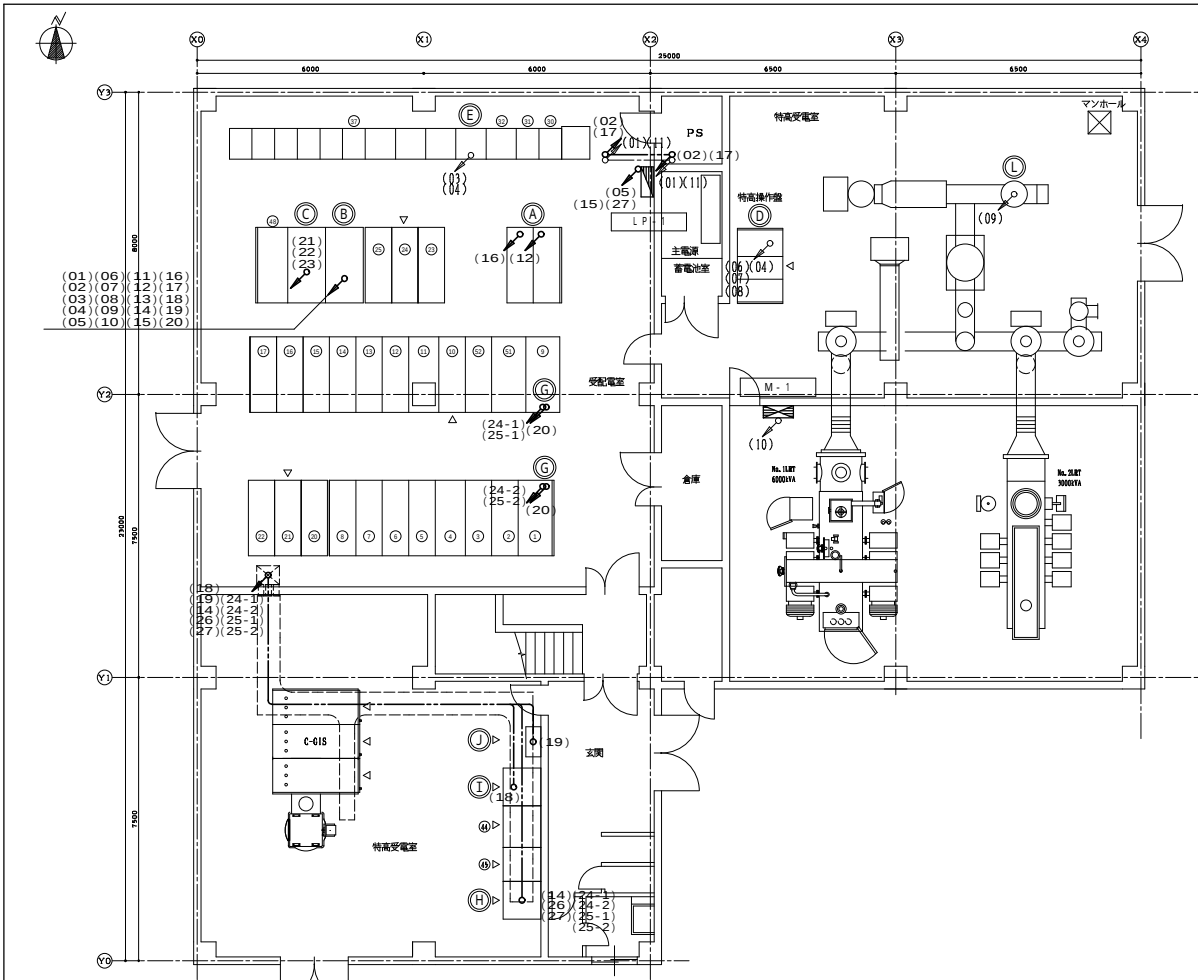
(撤去) ③ 所内変圧器 (共同溝用) 接続図表

系統	幹線番号	配線用遮断器 A F / A T	負荷名称	幹線サイズ	備考
3φTr 200kVA 6600/ 440V F種モールド					
	P21	3P 225 / 200	北田研排水ポンプ盤、水質測定室	CVT 80'	●: 接続替え
	P22	3P 225 / 200	農学部排水ポンプ	CVT100'	●: 接続替え
	P23	3P 225 / 125	共同溝電源 (北田地)・教育学部排水ポンプ	CVT 80'	●: 接続替え

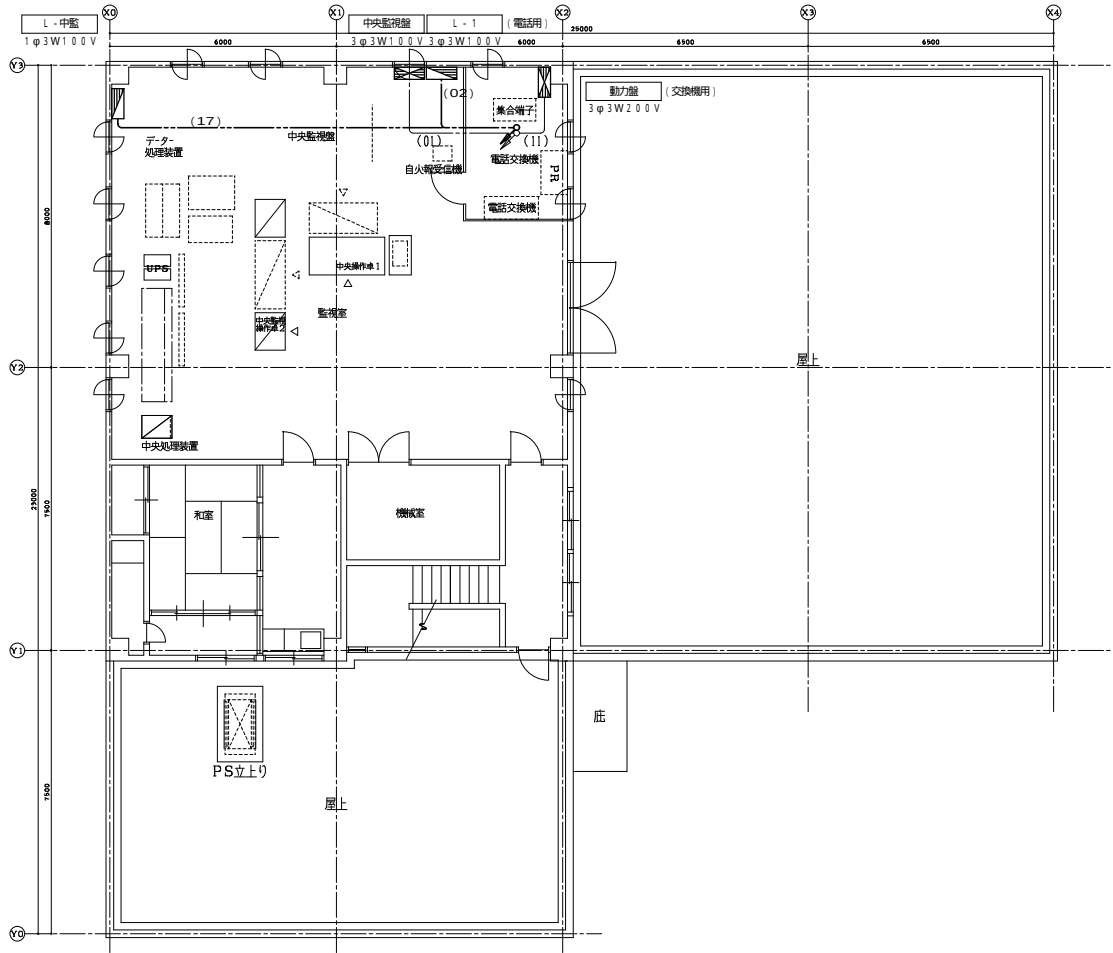
(既設) ④ インバータ盤接続図表

系統	幹線番号	配線用遮断器 A F / A T	負荷名称	幹線サイズ	備考
3φTr 200kVA 6600/ 440V F種モールド					
		2P 50 / 20	データロガ本体	-	既設残置
		2P 50 / 20	T/W	-	既設残置





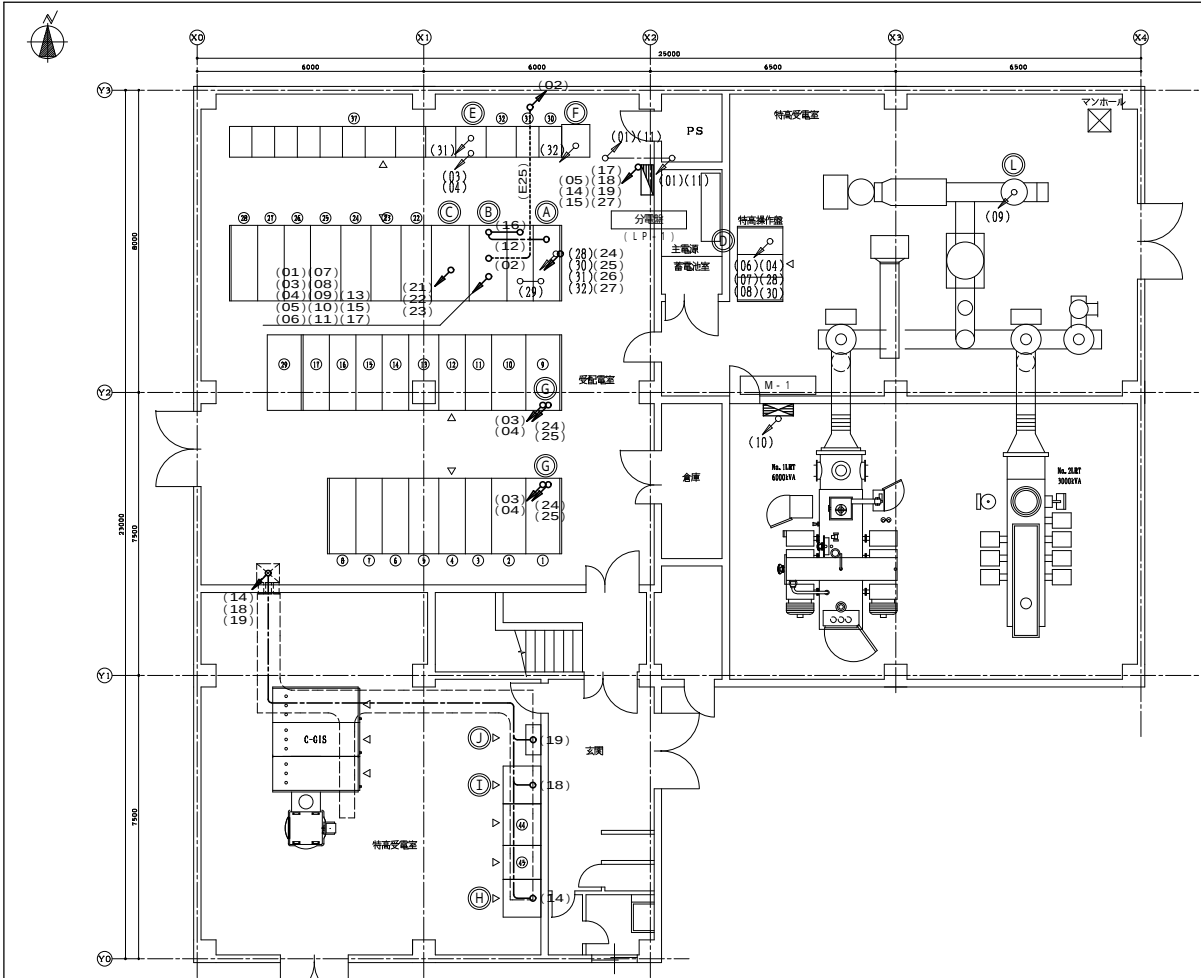
電灯・動力幹線設備 1階 配線図 (低圧・直流) (改修後) S-1/100



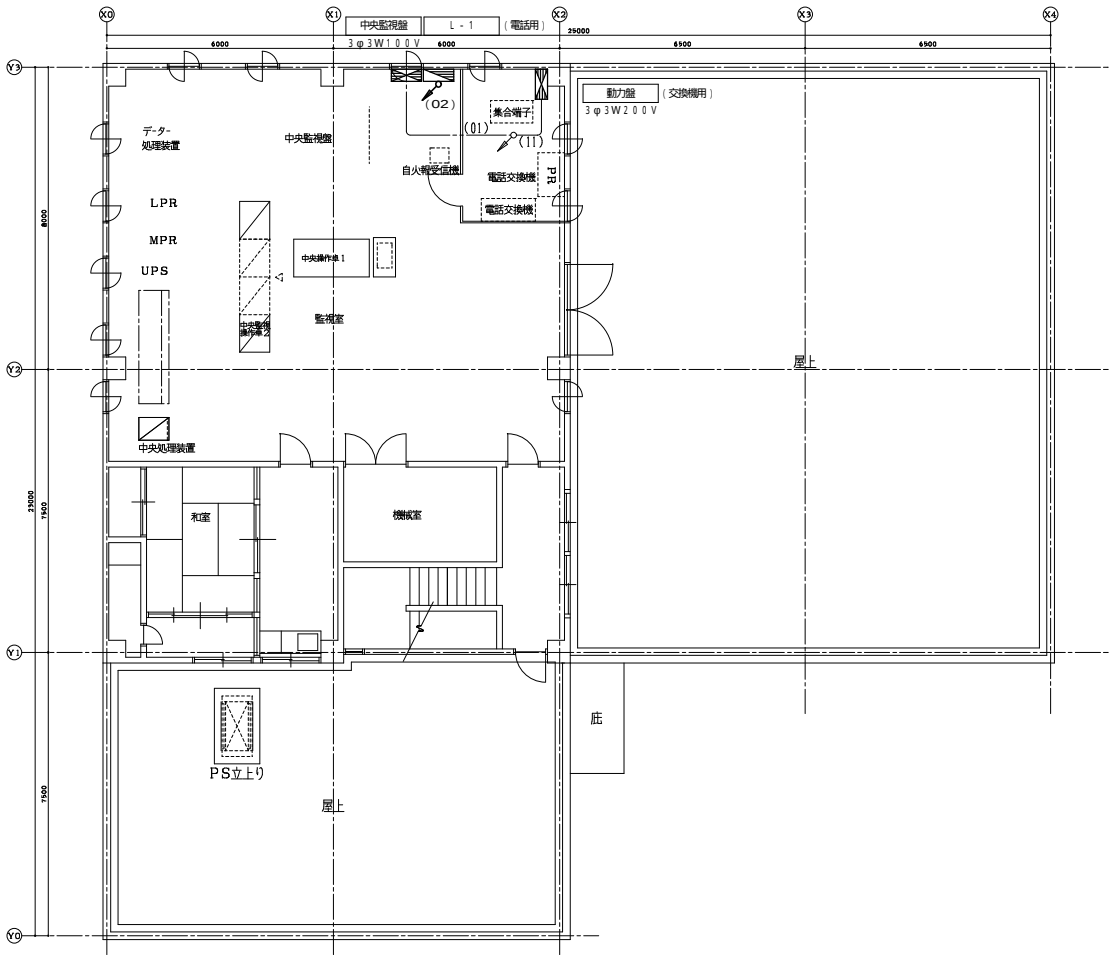
電灯・動力幹線設備 2階 配線図 (低圧・直流) (改修後) S-1/100

配線リスト

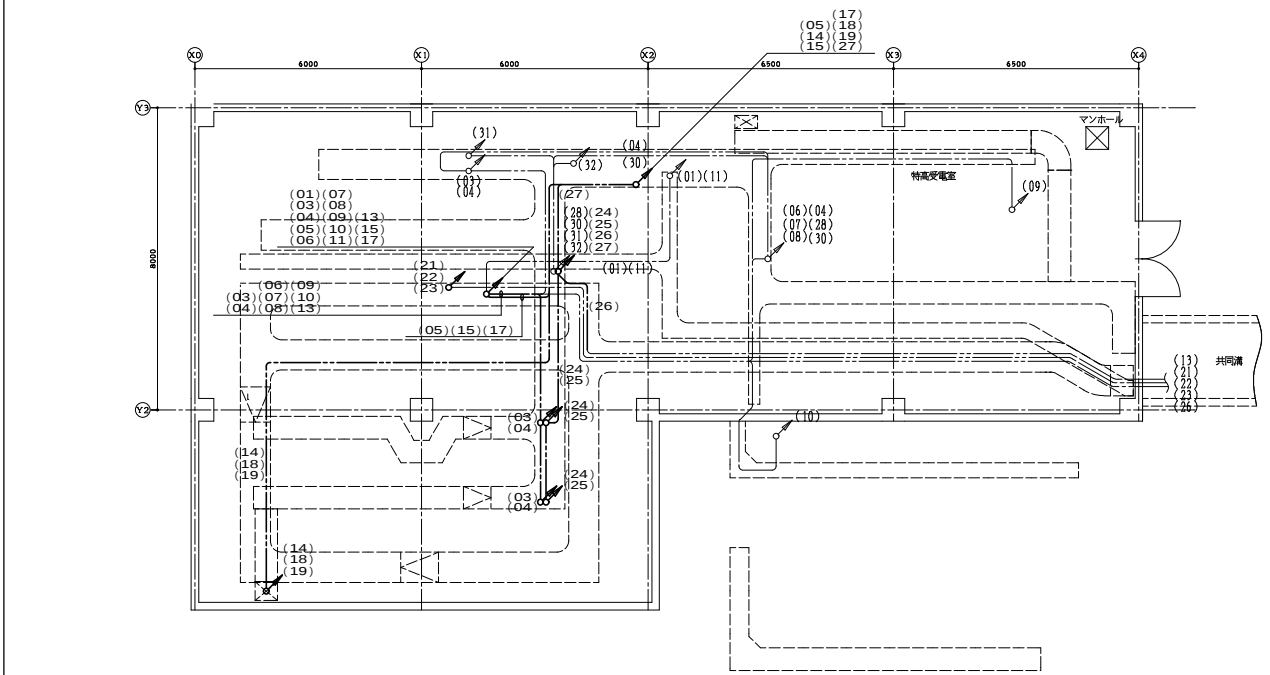
配線番号	自 番号 機 器 名 称	至 番号 機 器 名 称	線 種	電線管	電圧	備考	配線番号
01	⑤ 所内電灯・動力T R盤	中央監視用分電盤 (中央監視盤) 2 F	CET 22'	ビット内既設ラック・既設ラック・二重床	3 φ 3 W 1 0 0 V	● : 既設幹線に接続	01
02	〃 〃	L - 1 (電話用) 2 F	CE 8' -3C	〃	3 φ 3 W 1 0 0 V	● : 張り替え (ビット経由にルート変更)	02
03	〃 〃	制御電源 (監視盤 (補助継電器盤 (特高)))	CE 3.5' -3C	ビット内既設ラック	3 φ 3 W 1 0 0 V	● : 既設幹線に接続	03
04	〃 〃	盤内照明 (特高現場操作盤・監視盤 (補助継電器盤 (特高)))	CE 3.5' -3C	〃	3 φ 3 W 1 0 0 V	● : 既設幹線に接続	04
05	⑤ 所内電灯・動力T R盤	L P - 1	CET 60'	ビット内既設ラック	3 φ 3 W 2 0 0 V	● : 張り替え	05
06	〃 〃	特高機器電源	CE 3.5' -3C	〃	3 φ 3 W 2 0 0 V	● : 既設幹線に接続	06
07	〃 〃	No 1 変圧器電源	CE 3.5' -3C	〃	3 φ 3 W 2 0 0 V	● : 既設幹線に接続	07
08	〃 〃	No 2 変圧器電源	CE 3.5' -3C	〃	3 φ 3 W 2 0 0 V	● : 既設幹線に接続	08
09	〃 〃	特高機器ヒーター (スペースヒーター)	CE 3.5' -3C	〃	3 φ 3 W 2 0 0 V	● : 既設幹線に接続	09
10	〃 〃	主変用 F A N (M - 1)	CE 5.5' -3C	ビット内既設ラック・既設ラック	3 φ 3 W 2 0 0 V	● : 既設幹線に接続	10
11	〃 〃	整流器盤 (交換機用) (動力盤) 2 F	CE 8' -3C	ビット内既設ラック・既設ラック・二重床	3 φ 3 W 2 0 0 V	● : 既設幹線に接続	11
12	〃 〃	整流器盤	CET 22'	ビット内既設ラック	3 φ 3 W 2 0 0 V	● : 張り替え	12
13	〃 〃	園場散水ポンプ分電盤	CET 22'	〃	3 φ 3 W 2 0 0 V	● : 既設幹線に接続	13
14	〃 〃	直流電源盤	CET 14'	ビット内既設ラック・既設ラック	3 φ 3 W 2 0 0 V	新設 (L P - 1 より切替)	14
15	⑤ 所内電灯・動力T R盤	L P - 1	CET 22'	ビット内既設ラック	1 φ 3 W	● : 張り替え	15
16	〃 〃	インパータ盤	CE 5.5' -3C	〃	1 φ 1 0 0 V	● : 張り替え	16
17	〃 〃	L - 中監 2 F	CET 38' E 14' x2	ビット内既設ラック・既設ラック・二重床	1 φ 3 W	新設	17
18	〃 〃	受電盤 スペースヒータ	CE 5.5' -2C	ビット内既設ラック・既設ラック	1 φ 2 0 0 V	新設 (L P - 1 より切替)	18
19	〃 〃	特高保護継電器盤 雑電源	CE 5.5' -2C	〃	1 φ 1 0 0 V	新設 (L P - 1 より切替)	19
20	〃 〃	高圧配電盤 雑電源	CE 5.5' -3C	ビット内既設ラック	1 φ 1 0 0 V	新設	20
21	③ 所内動力T R盤	北園地排水ポンプ盤、水算測定室	CET 100'	ビット内既設ラック	3 φ 3 W 4 4 0 V	● : 既設幹線に接続	21
22	〃 〃	農学部排水ポンプ	CET 100'	〃	3 φ 3 W 4 4 0 V	● : 既設幹線に接続	22
23	〃 〃	共同溝電源 (北園地)・教育学部排水ポンプ	CET 100'	〃	3 φ 3 W 4 4 0 V	● : 既設幹線に接続	23
24-1	⑧ 直流電源	1系高圧操作	CE 5.5' -3C	既設ラック・ビット内既設ラック	D C 1 0 0 V	新設	24-1
24-2	〃 〃	2系高圧操作	CE 5.5' -3C	〃	D C 1 0 0 V	新設	24-2
25-1	〃 〃	1系高圧制御	CE 5.5' -3C	〃	D C 1 0 0 V	新設	25-1
25-2	〃 〃	2系高圧制御	CE 5.5' -3C	〃	D C 1 0 0 V	新設	25-2
26	〃 〃	本部棟	CE 8' -3C	〃	D C 1 0 0 V	● : 既設幹線に接続	26
27	〃 〃	非常照明 (分電盤 (L P - 1))	FP 5.5' -3C	〃	D C 1 0 0 V	● : 張り替え	27



電灯・動力幹線設備 1階 配線図 (低圧・直流) (改修前) S-1/100



電灯・動力幹線設備 2階 配線図 (低圧・直流) (改修前) S-1/100



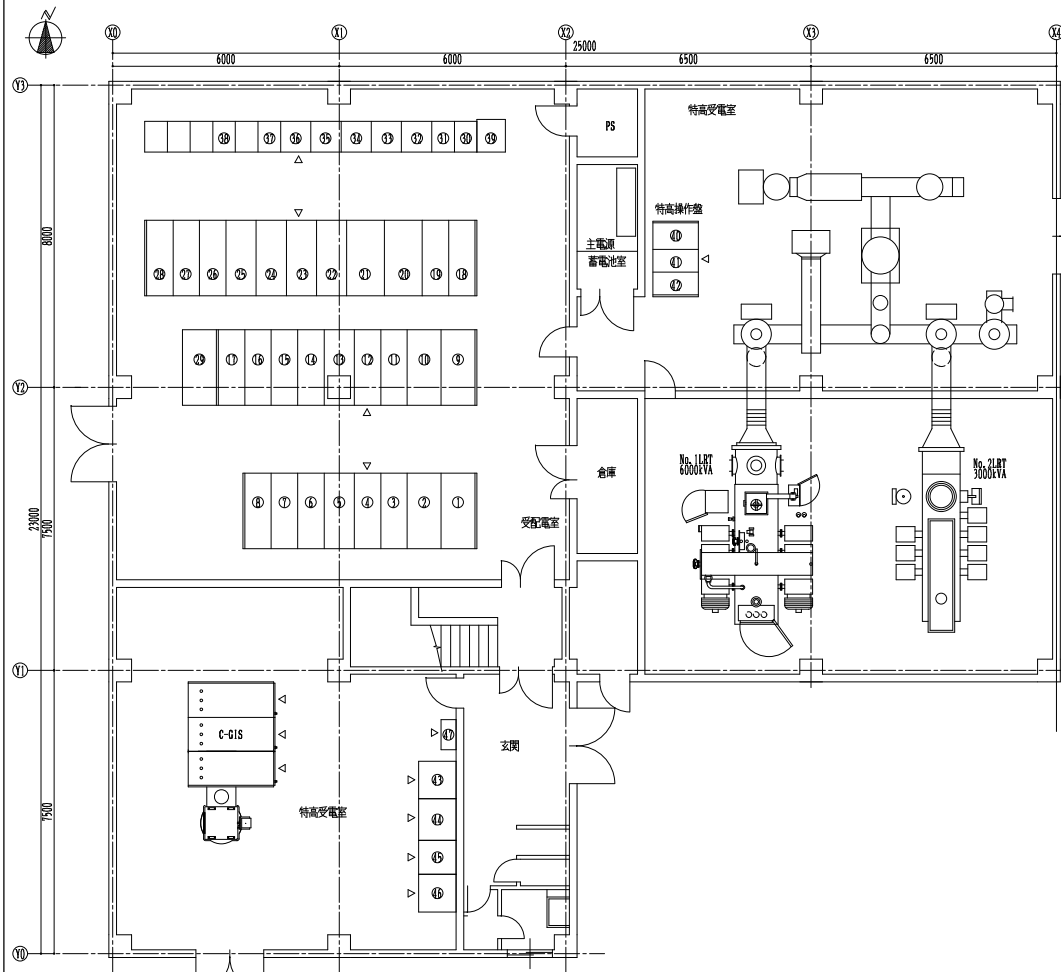
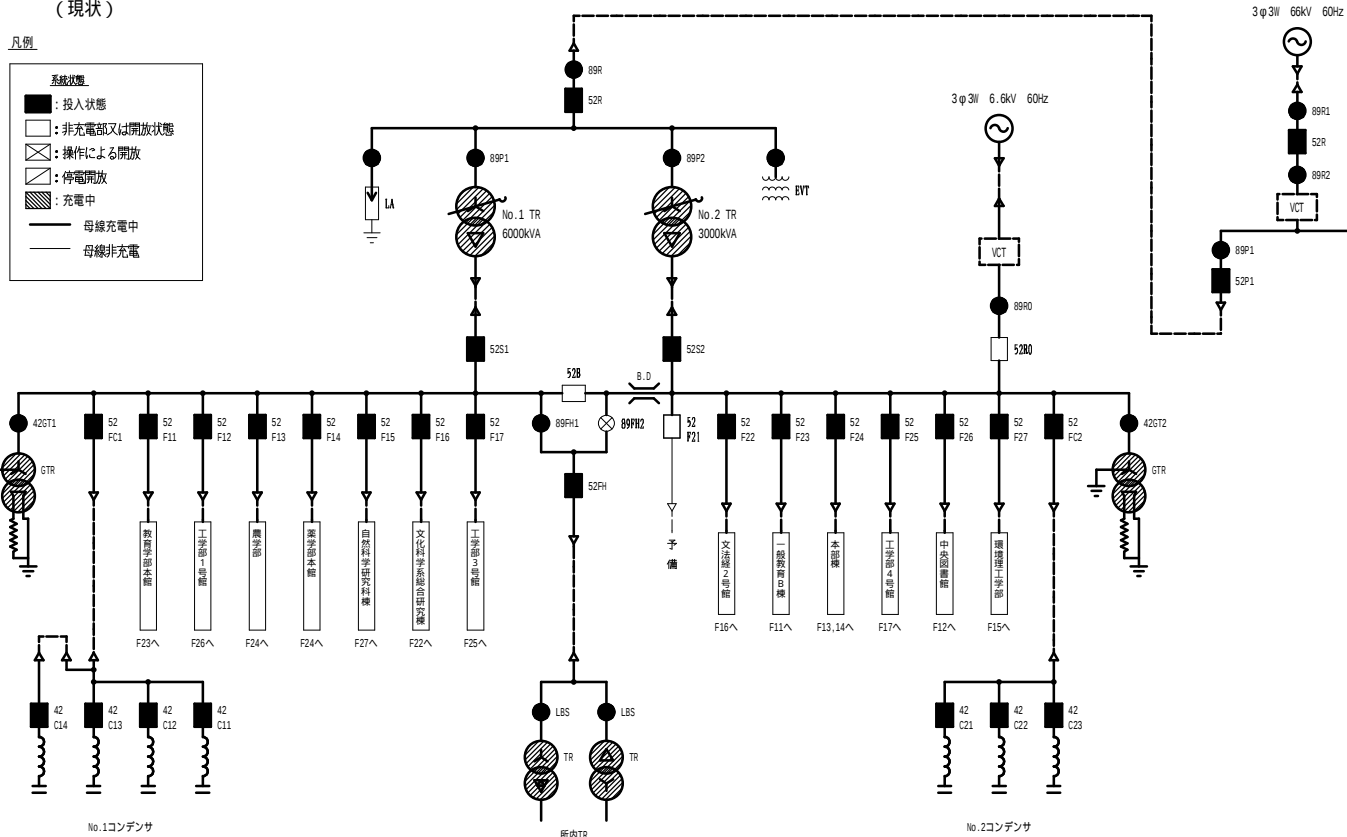
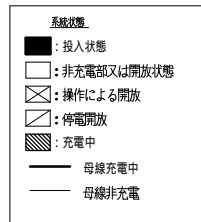
電灯・動力幹線設備 ビット 配線図 (低圧・直流) (改修前) S-1/100

配線リスト		電灯・動力幹線設備 2階 配線図 (低圧・直流) (改修前) S=1/100							
配線番号	自		至		線 種	電線管	電圧	備考	配線番号
	番号	機 器 名 称	番号	機 器 名 称					
01	Ⓔ	所内変圧器 (所内)		中央監視用分電盤 (中央監視盤) 2 F	CVT 22'	ビット内ラック・ラック・二重床	3φ3W100V	●: 接続替え	01
02	〃	〃		L - 1 (電話用) 2 F	CV 8' -3C	E 2 5	3φ3W100V	: 張り替え (ビット経由にルート変更)	02
03	〃	〃	Ⓔ Ⓖ	制御電源 (監視盤 (補助継電器盤 (特高))・高圧配電盤)	CV 3.5' -3C	ビット内ラック	3φ3W100V	●: 接続替え	03
04	〃	〃	Ⓓ Ⓔ Ⓖ	盤内照明 (特高現場操作盤・監視盤 (補助継電器盤 (特高))・高圧配電盤)	CV 3.5' -3C	〃	3φ3W100V	●: 接続替え	04
15	〃	〃		分電盤 (L P - 1)	CV 8' -3C	〃	3φ3W100V	: 張り替え	15
16	〃	〃	Ⓐ	インバータ盤	CV 5.5' -3C	盤内	1φ100V	: 張り替え	16
17	〃	〃		外灯、南北道路外灯 (分電盤 (L P - 1))	CVT 14'	ビット内ラック	3φ3W100V	撤去	17
05	〃	〃		分電盤 (L P - 1)	CVT 38'	〃	3φ3W200V	: 張り替え	05
06	〃	〃	Ⓓ	特高機器電源	CV 3.5' -3C	〃	3φ3W200V	●: 接続替え	06
07	〃	〃	Ⓓ	N o 1 変圧器電源	CV 3.5' -3C	〃	3φ3W200V	●: 接続替え	07
08	〃	〃	Ⓓ	N o 2 変圧器電源	CV 3.5' -3C	〃	3φ3W200V	●: 接続替え	08
09	〃	〃	Ⓖ	特高機器ヒーター (スペースヒーター)	CV 3.5' -3C	〃	3φ3W200V	●: 接続替え	09
10	〃	〃		主変用 F A N (M - 1)	CV 5.5' -3C	ビット内ラック、ビット	3φ3W200V	●: 接続替え	10
11	〃	〃		整流器盤 (交換機用) (動力盤) 2 F	CV 8' -3C	ビット内ラック・ラック・二重床	3φ3W200V	●: 接続替え	11
12	〃	〃	Ⓐ	整流器盤	CVT 22'	盤内	3φ3W200V	: 張り替え	12
13	〃	〃		園場散水ポンプ分電盤	CET 22'	ビット内ラック	3φ3W200V	●: 接続替え	13
21	Ⓒ	所内変圧器 (共同溝用)		北団地排水ポンプ盤、水質測定室	CVT 80'	ビット内ラック	3φ3W440V	●: 接続替え	21
22	〃	〃		農学部排水ポンプ	CVT 100'	〃	3φ3W440V	●: 接続替え	22
23	〃	〃		共同溝電源 (北団地)・教育学部排水ポンプ	CVT 80'	〃	3φ3W440V	●: 接続替え	23
14		分電盤 (L P - 1)	Ⓗ	直流電源盤	CET 14'	ビット内ラック・ラック	3φ3W200V	撤去 (所内 T R 盤に切替)	14
18	〃	〃	Ⓙ	受電盤 スペースヒータ	CE 5.5' -2C	〃	1φ2W200V	撤去 (所内 T R 盤に切替)	18
19	〃	〃	Ⓛ	特高保護継電器盤 雑電源	CE 5.5' -2C	〃	1φ2W100V	撤去 (所内 T R 盤に切替)	19
24	Ⓐ	整流器盤	Ⓖ	高圧遮断器操作盤	CE 3.5' -3C	〃	D C 100 V	撤去	24
25	〃	〃	Ⓖ	高圧配電盤	CE 3.5' -3C	〃	D C 100 V	撤去	25
26	〃	〃		直流電源 (本部棟)	CE 8' -3C	〃	D C 100 V	●: 接続替え	26
27	〃	〃		非常照明 (分電盤 (L P - 1))	CE 3.5' -3C	〃	D C 100 V	: 張り替え	27
28	〃	〃	Ⓛ	特高機器操作盤	CE 3.5* -3C	ビット内ラック	D C 100 V	既設残置	28
29	〃	〃	Ⓐ	インバータ盤	—	盤内	D C 100 V	既設残置	29
30	〃	〃	Ⓛ	特高現場盤	CE 3.5* -3C	ビット内ラック	D C 100 V	既設残置	30
31	〃	〃	Ⓑ	中央監視盤	CE 3.5* -3C	〃	D C 100 V	既設残置	31
32	〃	〃	Ⓕ	伝送装置	CE 3.5* -3C	〃	D C 100 V	既設残置	32

STEP 0

(現状)

凡例



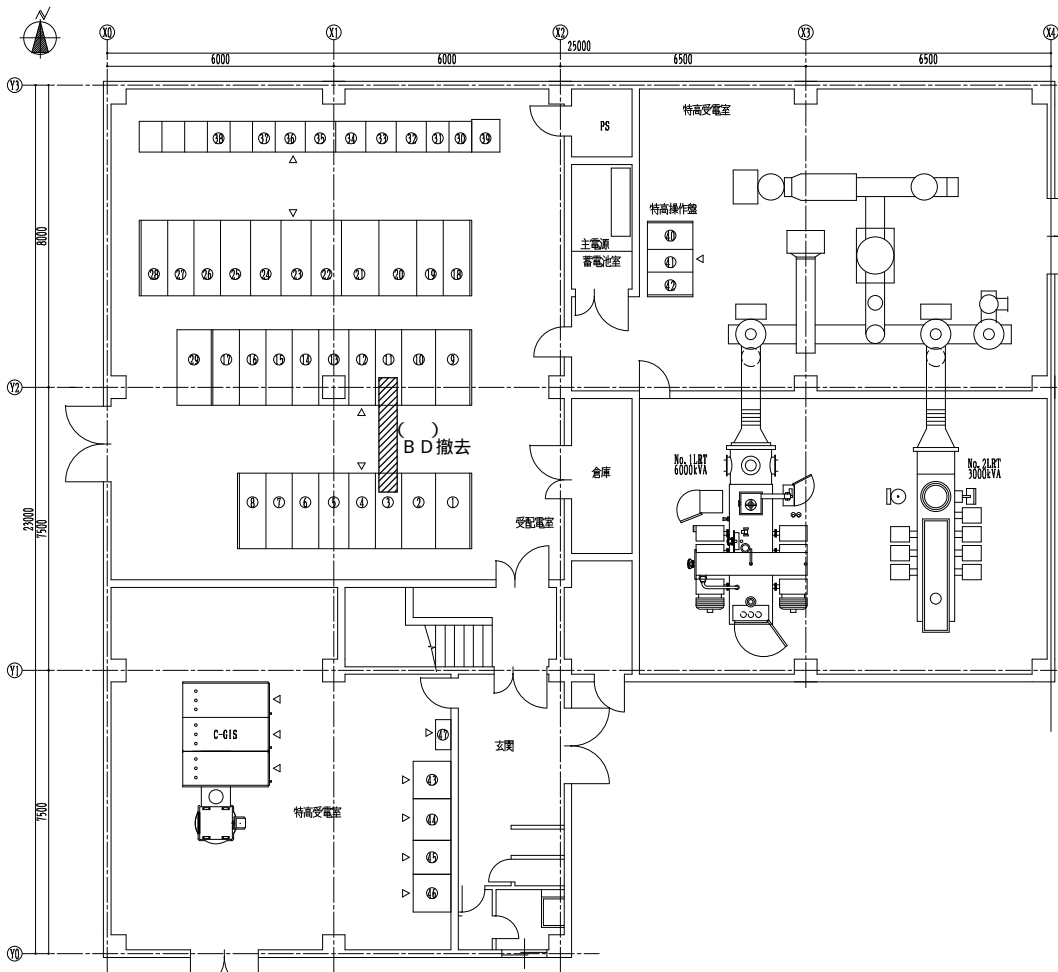
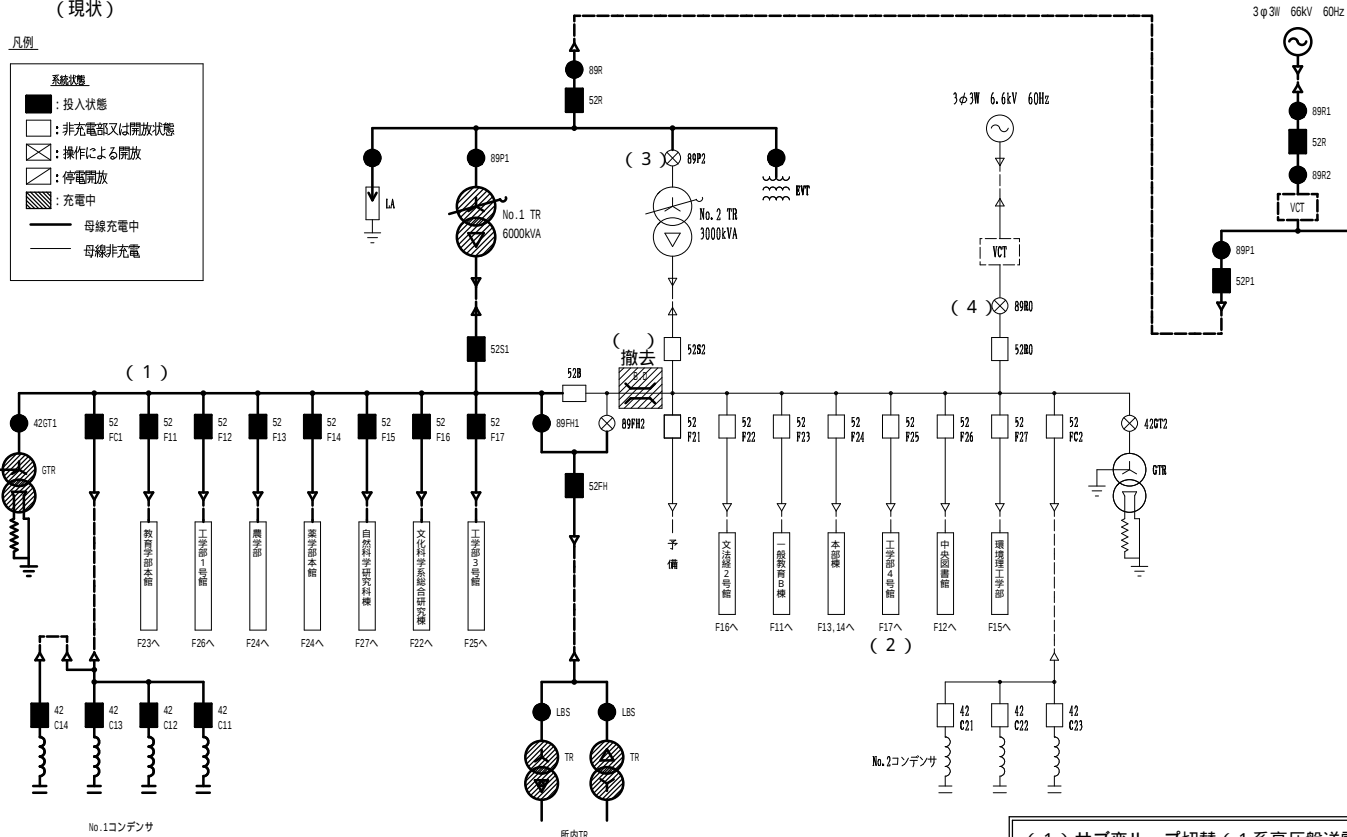
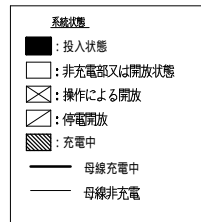
特高受電所 1階 受変電設備 平面図 S=1/100

機器番号	名称 (上段)	名称 (下段)	備考
①	No. 1接地変圧器開閉器	No. 1接地変圧器	既 設
②	所内変圧器の管理機器	所内変圧器シャ断器	〃
③	QPT	母線連絡	〃
④	No. 1変圧器2次	PT, LA	〃
⑤	No. 1コンデンサ主幹	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16配電盤	F17配電盤	〃
⑨	No. 2接地変圧器開閉器	No. 2接地変圧器	〃
⑩	予備引込	PT, LA	〃
⑪	母線連絡、QPT	予備受電	〃
⑫	No. 2変圧器2次	PT, LA	〃
⑬	母線盤	〃	〃
⑭	No. 2コンデンサ主幹	F21 配電盤	〃
⑮	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑯	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑰	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑱	変圧器盤	〃	〃
⑲	インバータ盤	〃	〃
⑳	所内変圧器 (所内)	〃	〃
㉑	(共同溝用)	〃	〃
㉒	合併区分閉器盤	〃	〃
㉓	No. 1コンデンサ (No. 1)	〃	〃
㉔	〃 (No. 2)	〃	〃
㉕	〃 (No. 3)	〃	〃
㉖	No. 2コンデンサ (No. 1)	〃	〃
㉗	〃 (No. 2)	〃	〃
㉘	〃 (No. 3)	〃	〃
㉙	No. 1コンデンサ盤 (No. 4)	〃	〃
㉚	取引計量器盤 (61V 予備受電)	〃	〃
㉛	〃 (60kV 受電)	〃	〃
㉜	計測用変換器	〃	〃
㉝	補助電圧器盤 (特高受電所 1)	〃	〃
㉞	〃 (特高受電所 2)	〃	〃
㉟	〃 (特高受電所 3)	〃	〃
㊱	〃 (特高受電所 4)	〃	〃
㊲	共通機器盤 (共通)	〃	〃
㊳	補助電圧器盤	〃	〃
㊴	伝送用機器盤	〃	〃
㊵	特高受電所操作盤	1 期	〃
㊶	No. 1変圧器操作盤	〃	〃
㊷	No. 2変圧器操作盤	〃	〃
㊸	特高保護継電器盤	〃	〃
㊹	特高監視操作盤	〃	〃
㊺	インターフェース盤	〃	〃
㊻	直流電源盤	〃	〃
㊼	取引計器盤 (C-GIS用)	〃	〃

STEP 1

(現状)

凡例



特高受電所 1階 受変電設備 平面図 S=1/100

- (1) サブ変ループ切替 (1 系高压盤送電)
- (2) 工学部 4 号館 2 系高压ケーブル切り離し、4・5・13 号館一時停電
- (3) 2 系高压盤側送電停止
- (4) 電力会社高压送電停止
- () バスダクト撤去

STEP 2

凡例

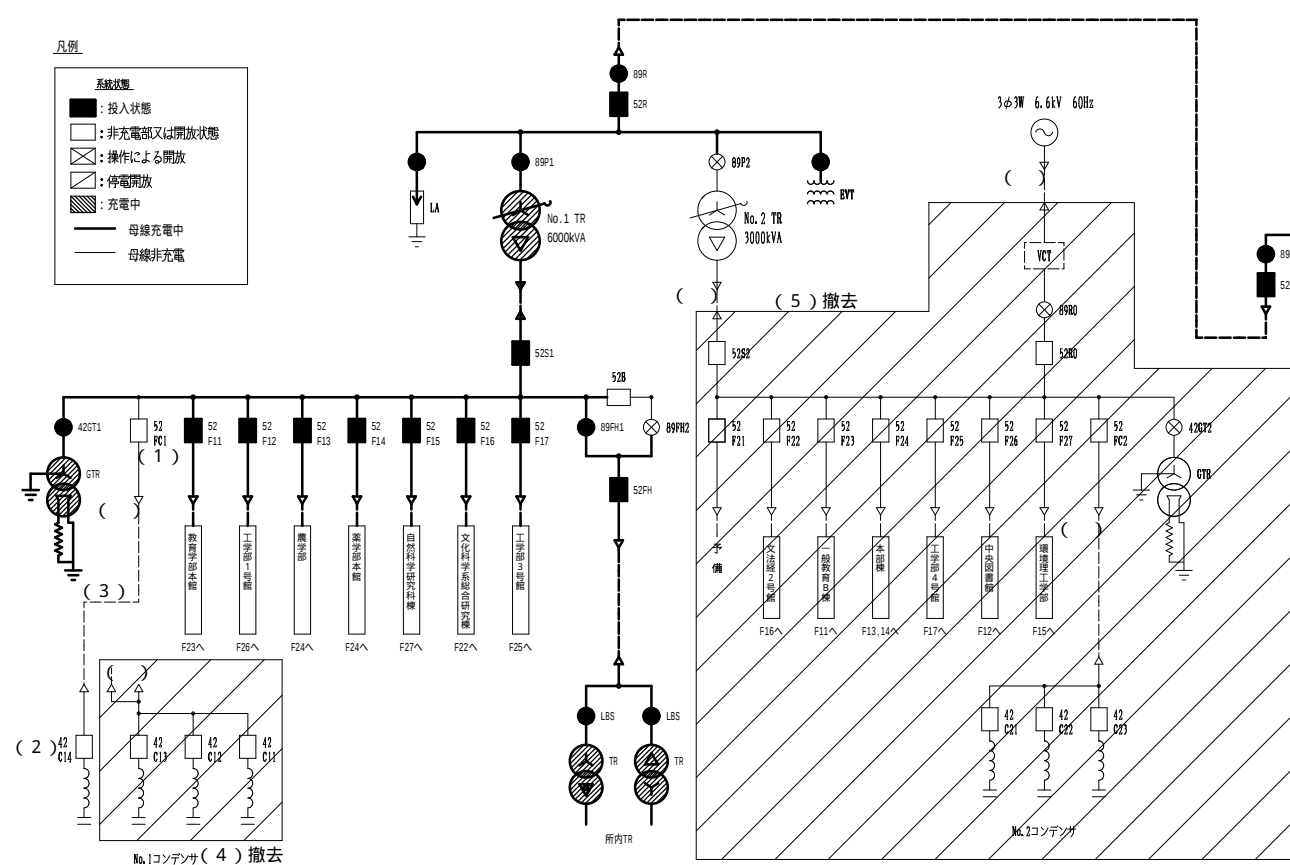
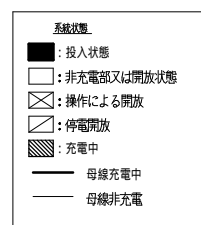
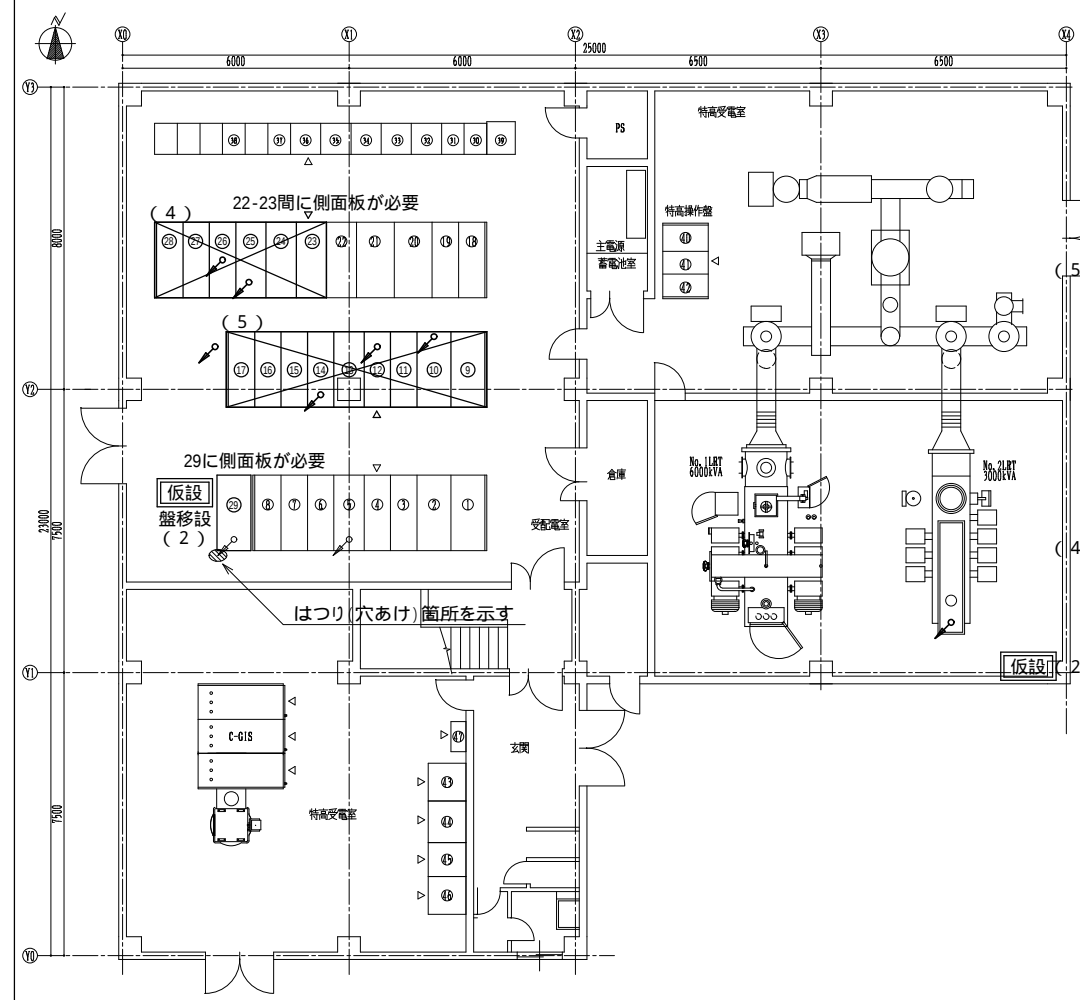


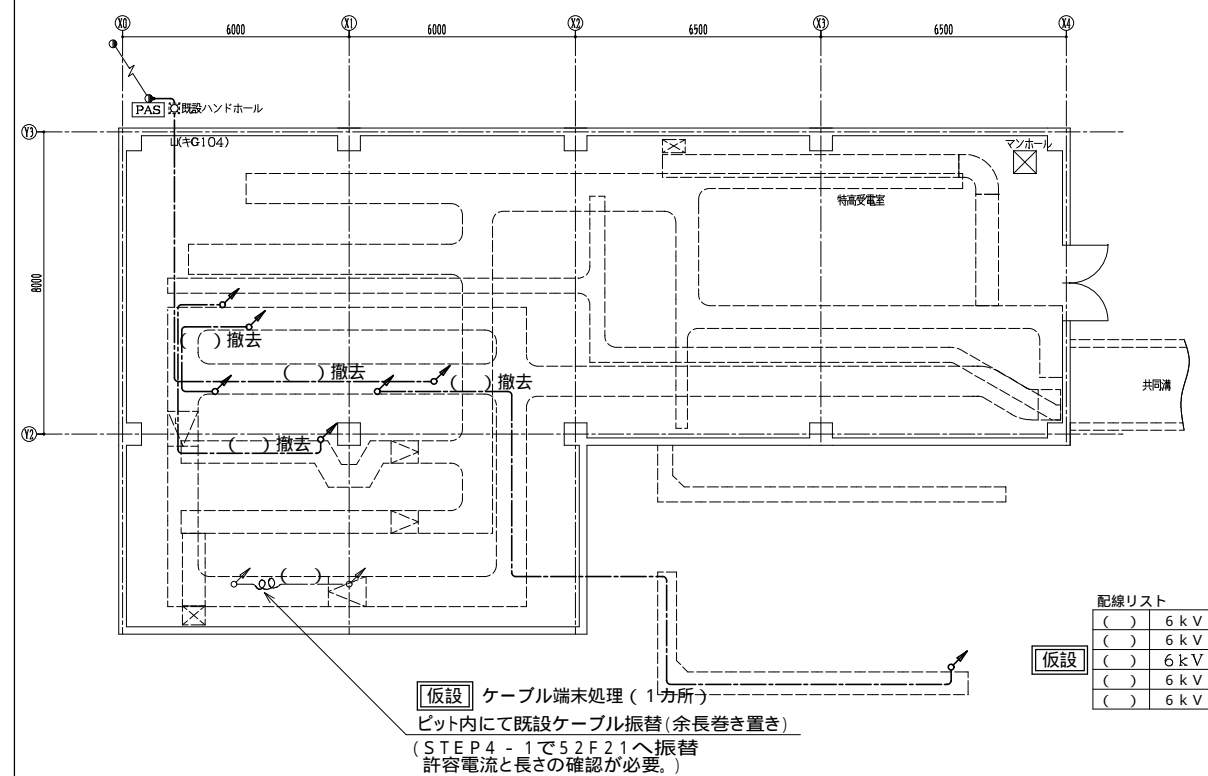
図.1コンデンサ (4) 撤去

- (1) 52FC1 開放
- (2) 制御電源入力C11→C14へ接続変更
No.2コンデンサ盤No.4移設
- (3) C14コンデンサ主回路ケーブル切替
以降C14は手動操作
- (4) C11～C13コンデンサ撤去
- (5) 2系高圧盤撤去
EVT二次・三次、中央監視、CT、制御配線離線
- () ケーブル撤去
- () ケーブル撤去
- () 既設ケーブル振替(ビット内に余長巻き置き)
- () ケーブル撤去
- () ケーブル撤去



特高受電所 1階 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考
①	No.1接地変圧器開閉器	No.1接地変圧器	既 設
②	所内変圧器切替開閉器	所内変圧器しゅ断器	〃
③	GPT	母線連絡	〃
④	No.1変圧器2次	PT, LA	〃
⑤	No.1コンデンサ主幹	F12 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16 配電盤	F17 配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器開閉器	No.2接地変圧器	撤 去
⑩	予備引込	PT, LA	〃
⑪	母線連絡, GPT	予備受電	〃
⑫	No.2変圧器2次	PT, LA	〃
⑬	母線盤	〃	〃
⑭	No.2コンデンサ主幹	F21 配電盤	〃
⑮	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑯	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑰	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑱	配電盤	〃	〃
⑲	インバータ盤	〃	〃
⑳	所内変圧器 (所内)	〃	〃
㉑	〃 (共同溝用)	〃	〃
㉒	合併区分野器	〃	〃
㉓	No.1コンデンサ	(No.1)	撤 去
㉔	〃	(No.2)	〃
㉕	〃	(No.3)	〃
㉖	No.2コンデンサ	(No.1)	〃
㉗	〃	(No.2)	〃
㉘	〃	(No.3)	〃
㉙	No.1コンデンサ盤	(No.4)	移 設
㉚	取引計量器	(6kV 予備受電)	〃
㉛	〃	(60kV 受電)	〃
㉜	計測用変換器	〃	〃
㉝	補償用電器	(特高受電所 1)	〃
㉞	〃	(特高受電所 2)	〃
㉟	〃	(特高受電所 3)	〃
㊱	〃	(特高受電所 4)	〃
㊲	共送装置	(共通)	〃
㊳	補償用電器	〃	〃
㊴	伝送用局	〃	〃
㊵	特高受電所	〃	〃
㊶	No.1変圧器操作盤	〃	〃
㊷	No.2変圧器操作盤	〃	〃
㊸	特高保護継電器	〃	〃
㊹	特高監視操作盤	〃	〃
㊺	インターフェース盤	〃	〃
㊻	直流電源	〃	〃
㊼	取引計器盤 (C-GIS用)	〃	〃

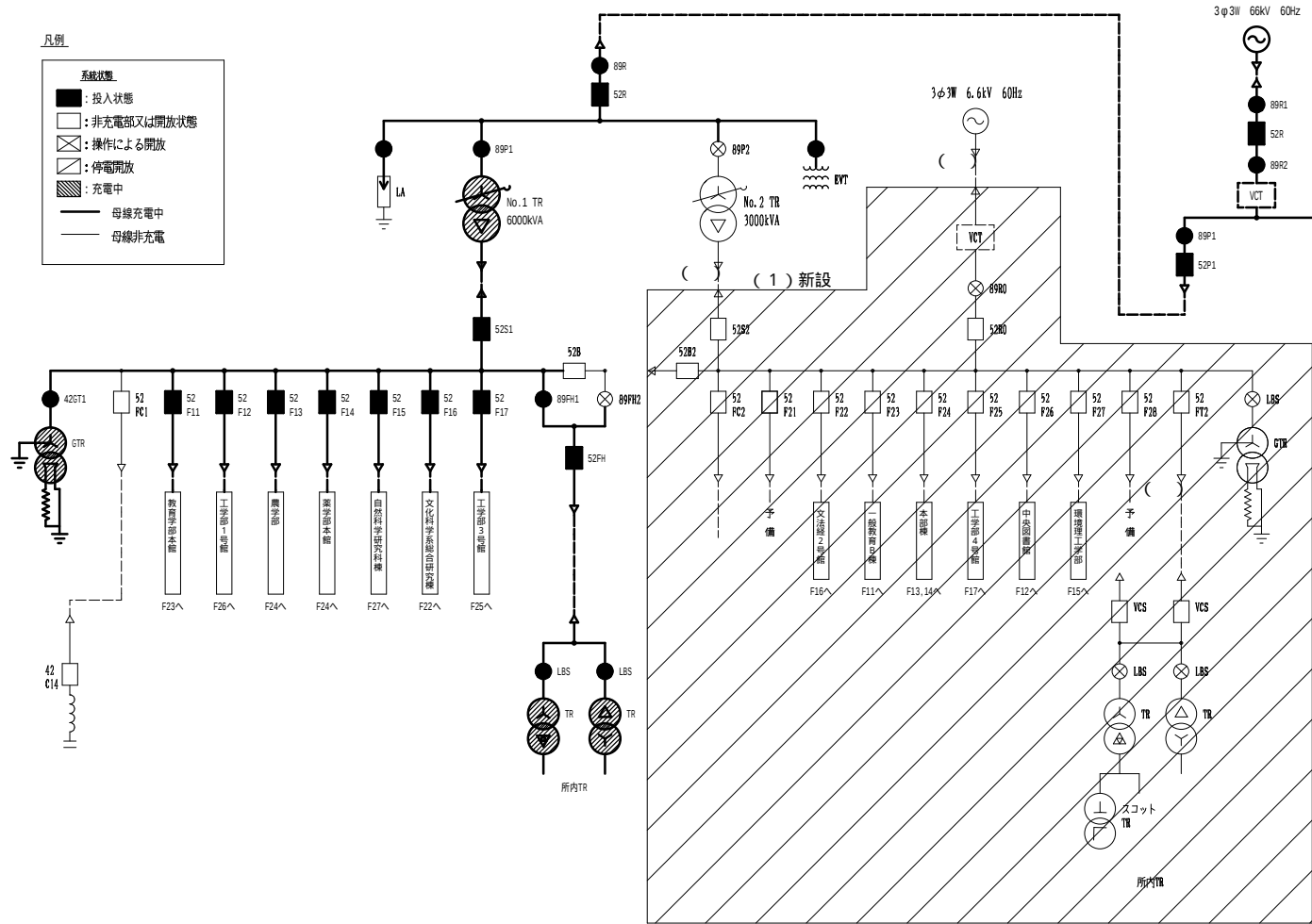
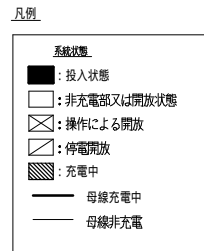


特高受電所 ビット 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

配線リスト

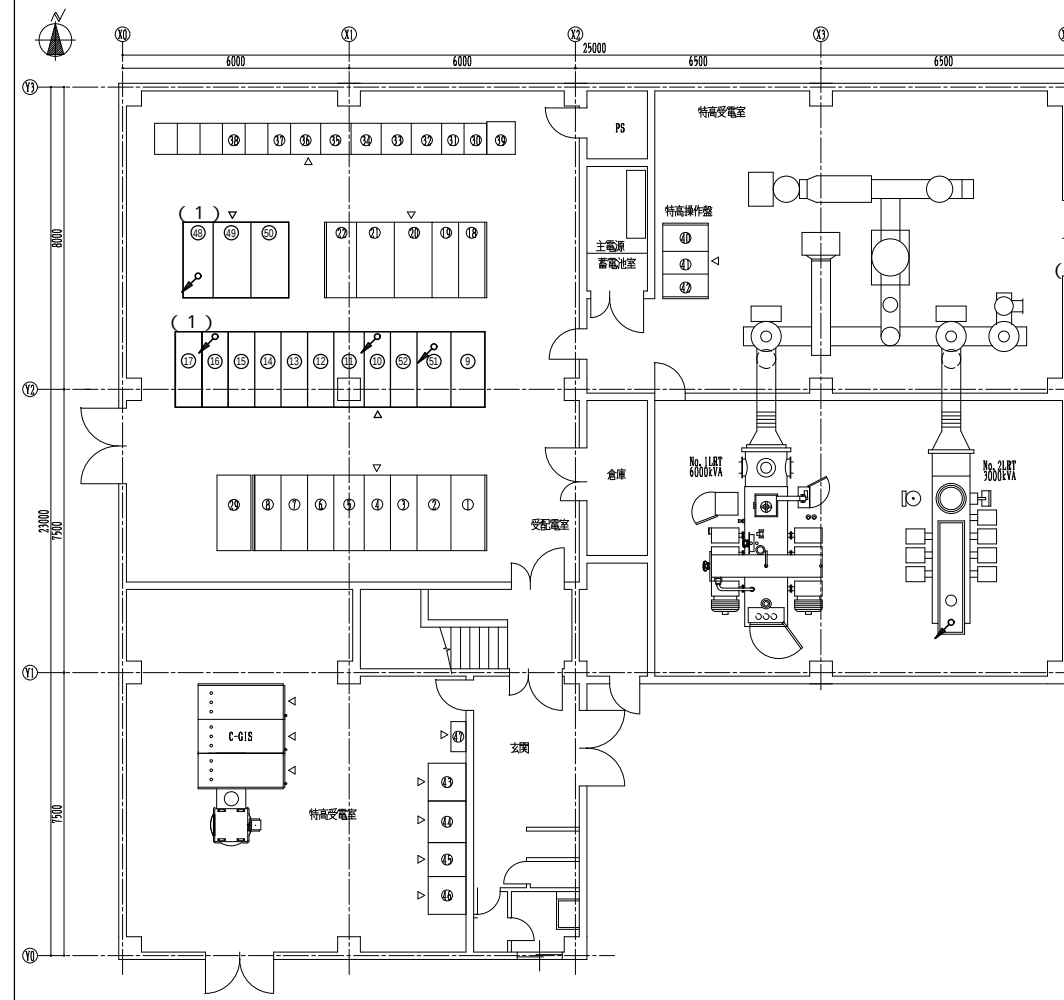
()	6kV CVT150 ⁺	撤 去
()	6kV CVT200 ⁺	〃
()	6kV CV60 ⁺ -3C	既 設
()	6kV CV38 ⁺ -3C	撤 去
()	6kV CV38 ⁺ -3C	〃

STEP 3



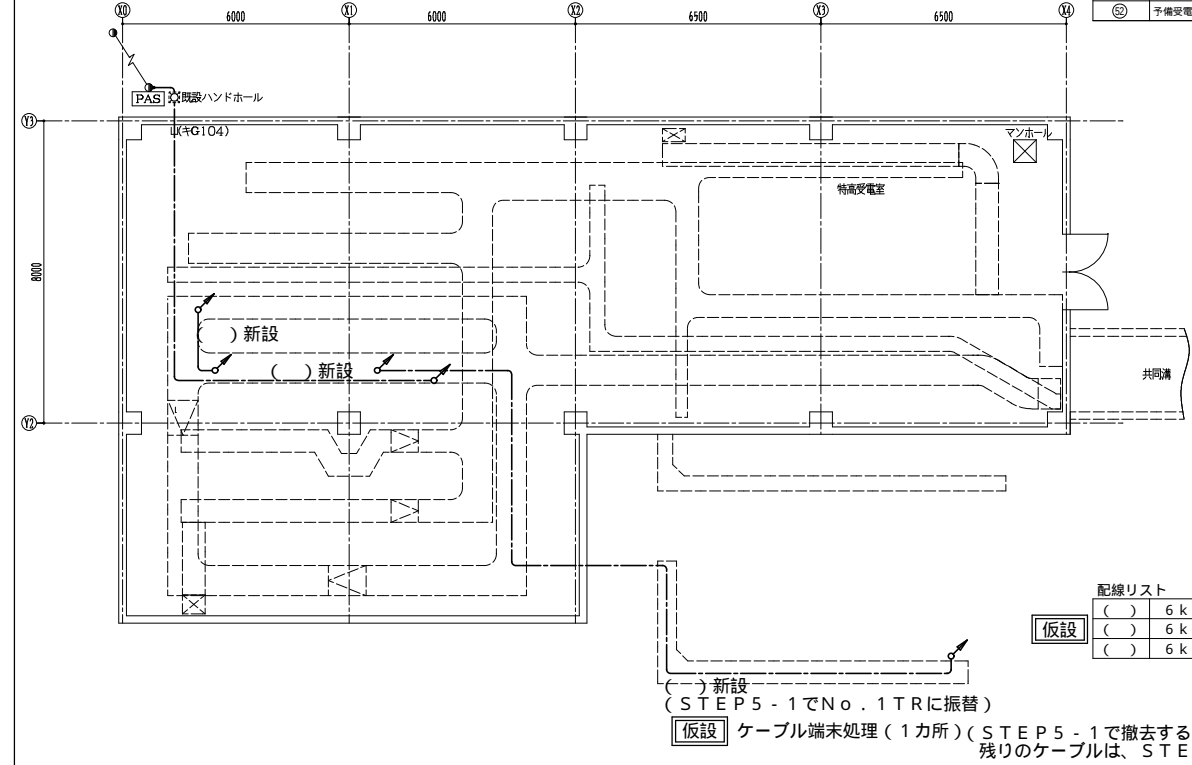
- (1) 新2系高圧盤を設置・試験
(EVT二次・三次、中央監視、CT、制御配線接続)
- (注) インタロック条件は模擬試験
90Ryは既存流用
- () 高圧予備受電ケーブル布設
() ケーブル新設
() ケーブル新設

仮設



特高受電所 1階 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考
①	No.1接地変圧器開閉器	No.1接地変圧器	既 設
②	所内変圧器切替開閉器	所内変圧器しゅ断器	〃
③	OPT	母線連絡	〃
④	No.1変圧器2次	PT, LA	〃
⑤	No.1コンデンサ主幹	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16配電盤	F17配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器盤		新 設
⑩	No.2主変2次盤		〃
⑪	母線盤		〃
⑫	F22 配電盤	F21 配電盤	〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑯	F28 配電盤	F27 配電盤	〃
⑰	No.2母線連絡	No.2EVT	〃
⑱	整流器盤		既 設
⑲	インバータ盤		〃
⑳	所内変圧器 (所内)		〃
㉑	(共用溝用)		〃
㉒	合併区分開閉器盤		〃
㉓			
㉔			
㉕			
㉖			
㉗			
㉘			
㉙			
㉚			
㉛			
㉜			
㉝			
㉞			
㉟			
㊱			
㊲			
㊳			
㊴			
㊵			
㊶			
㊷			
㊸			
㊹			
㊺			
㊻			
㊼			
㊽			
㊾			
㊿			



特高受電所 ビット 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

配線リスト

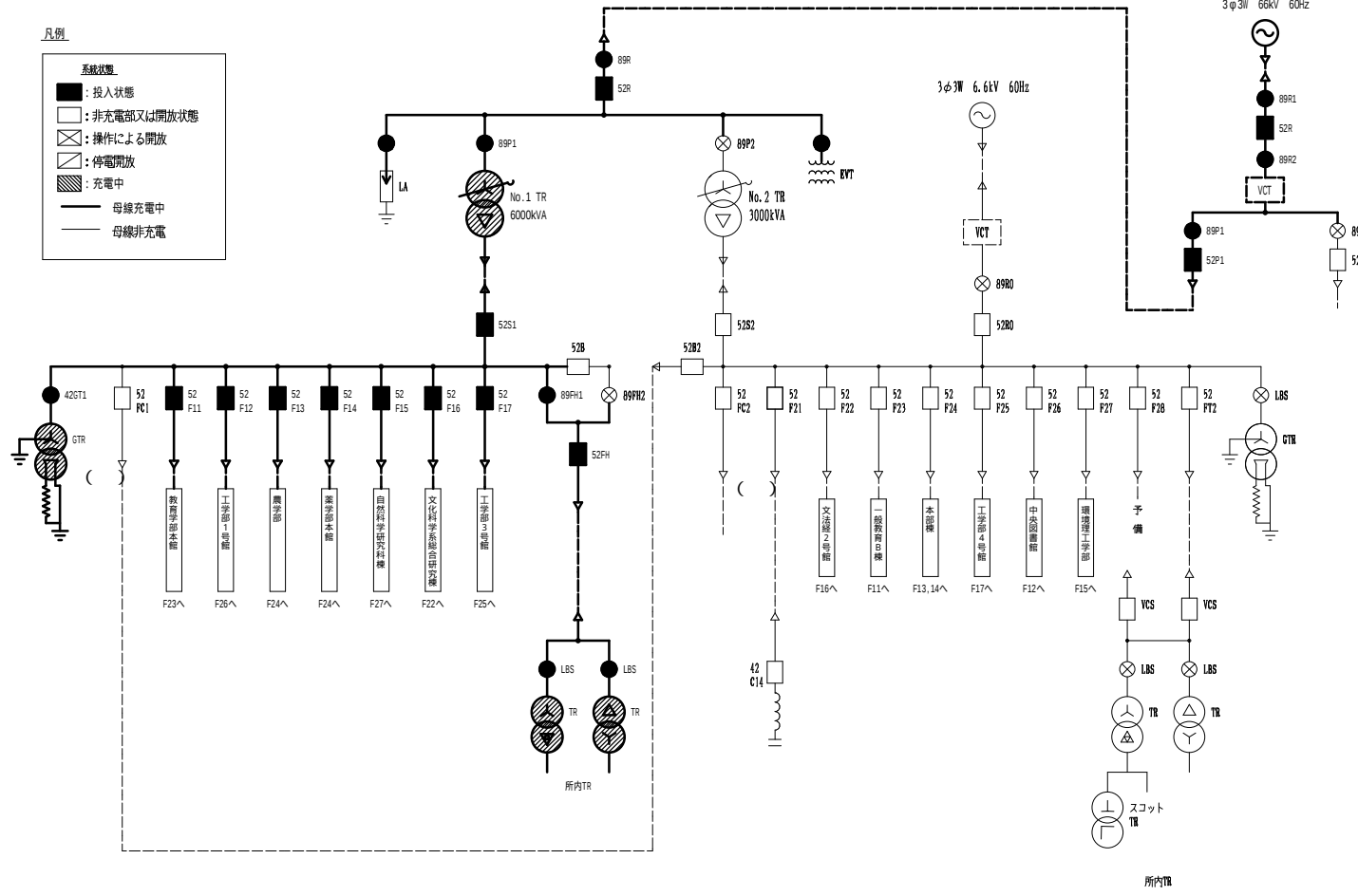
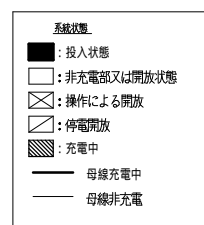
()	6kV CET150°	新 設
()	6kV CET150° × 2	仮 設
()	6kV CET 60°	新 設

() 新設
(STEP5-1でNo.1TRに振替)

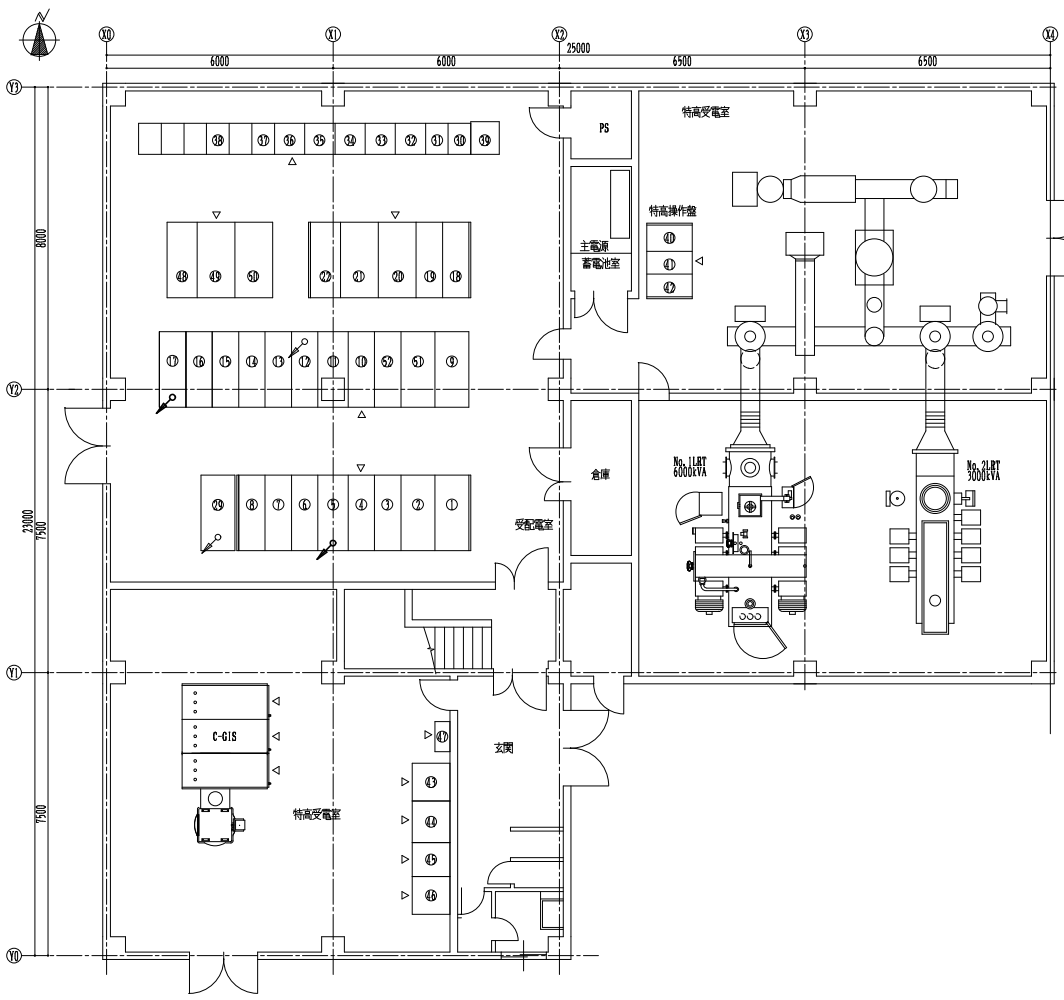
仮設 ケーブル端末処理 (1カ所) (STEP5-1で撤去するケーブル分を仮設・撤去とする。
残りのケーブルは、STEP5-1で新設とするものとする。)

STEP4 - 1

凡例

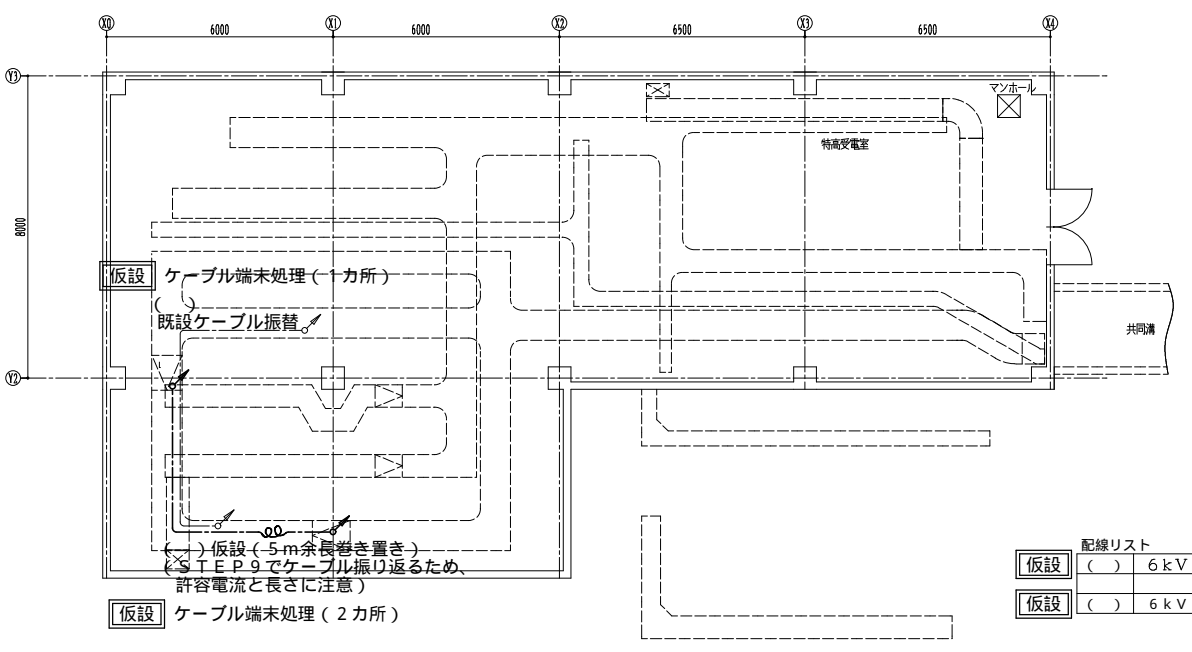


仮設 () 仮設 C 1 4 コンデンサ用既設高圧ケーブルを 1 系 5 2 F C より 2 系 5 2 F 2 1 へ振替
() 母線連絡仮設高圧配線接続
(注) 切断後は 2 系高圧盤と母線連絡に利用するため、幹線許容電流と長さを考慮すること。



特高受電所 1 階 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

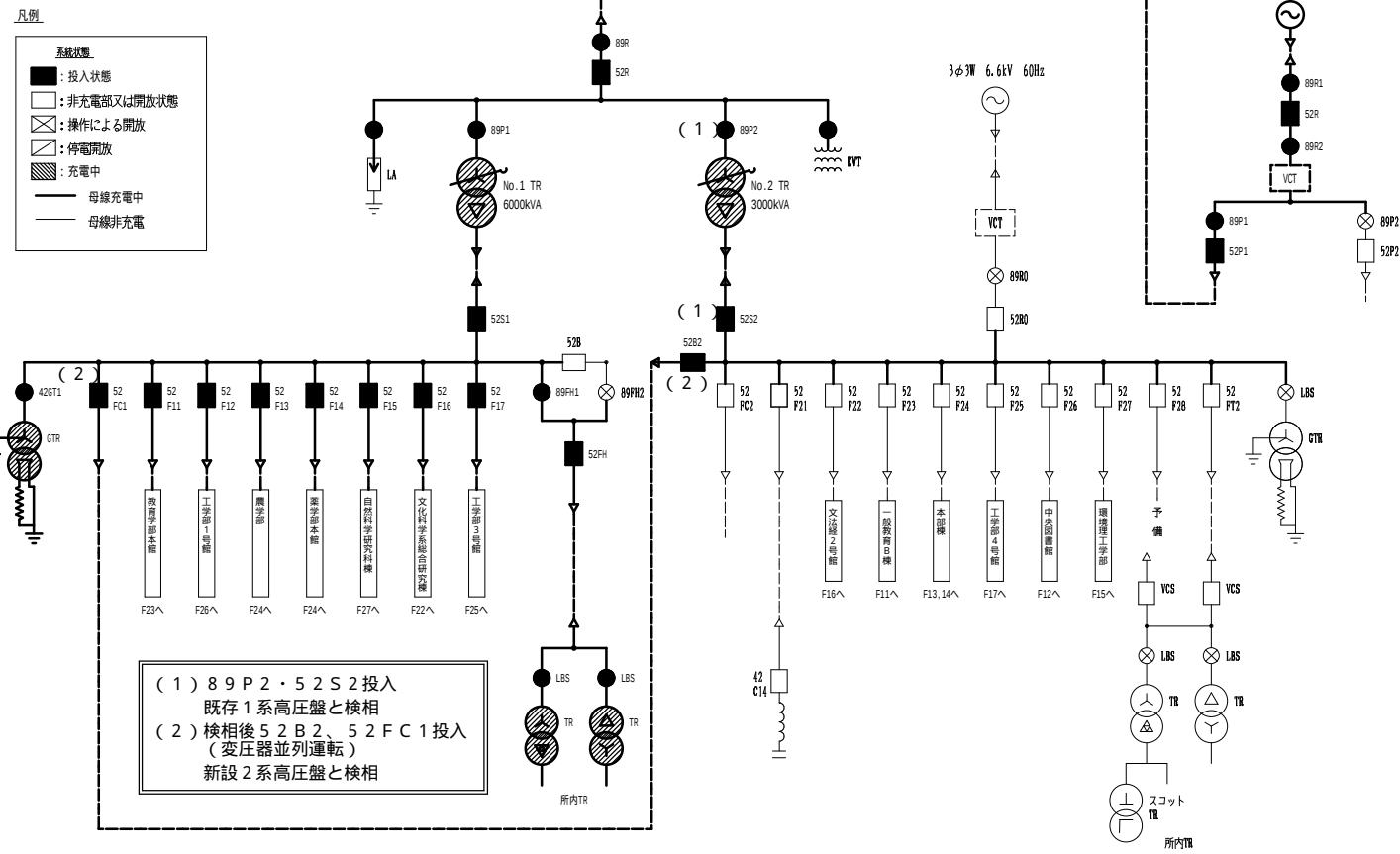
機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考
①	No.1 接地変圧器開閉器	No.1 接地変圧器	既 設
②	所内変圧器切替開閉器	所内変圧器しゅ断器	〃
③	GPT	母線連絡	〃
④	No.1 変圧器 2 次	PT, LA	〃
⑤	No.1 コンデンサ主幹	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16 配電盤	F17 配電盤	〃
⑨	No.2 接地変圧器盤		新 設
⑩	No.2 主変 2 次盤		〃
⑪	母線盤		〃
⑫	FC2 配電盤	F21 配電盤	〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑯	F28 配電盤	F22 配電盤	〃
⑰	No.2 母線連絡	No.2 EMT	〃
⑱	整流器盤		既 設
⑲	インバータ盤		〃
⑳	所内変圧器 (所内)		〃
㉑	(共同溝用)		〃
㉒	合併区分開閉器盤		〃
㉓			
㉔			
㉕			
㉖			
㉗			
㉘			
㉙			
㉚			
㉛			
㉜			
㉝			
㉞			
㉟			
㊱			
㊲			
㊳			
㊴			
㊵			
㊶			
㊷			
㊸			
㊹			
㊺			
㊻			
㊼			
㊽			
㊾			
㊿			



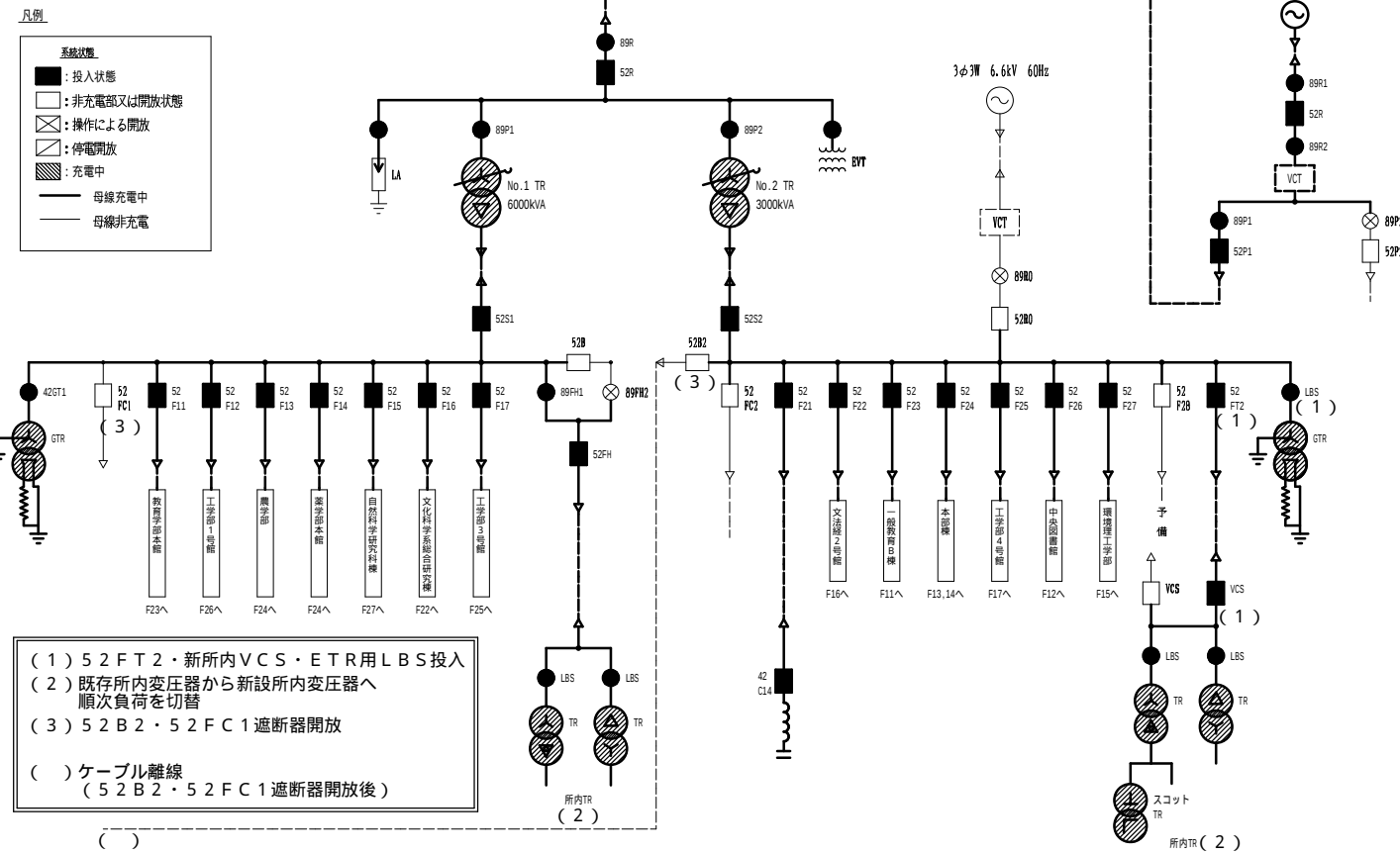
特高受電所 ビット 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

配線リスト		
仮設 ()	6 kV CV60* -3C	既 設
仮設 ()	6 kV CET150* × 2	仮 設

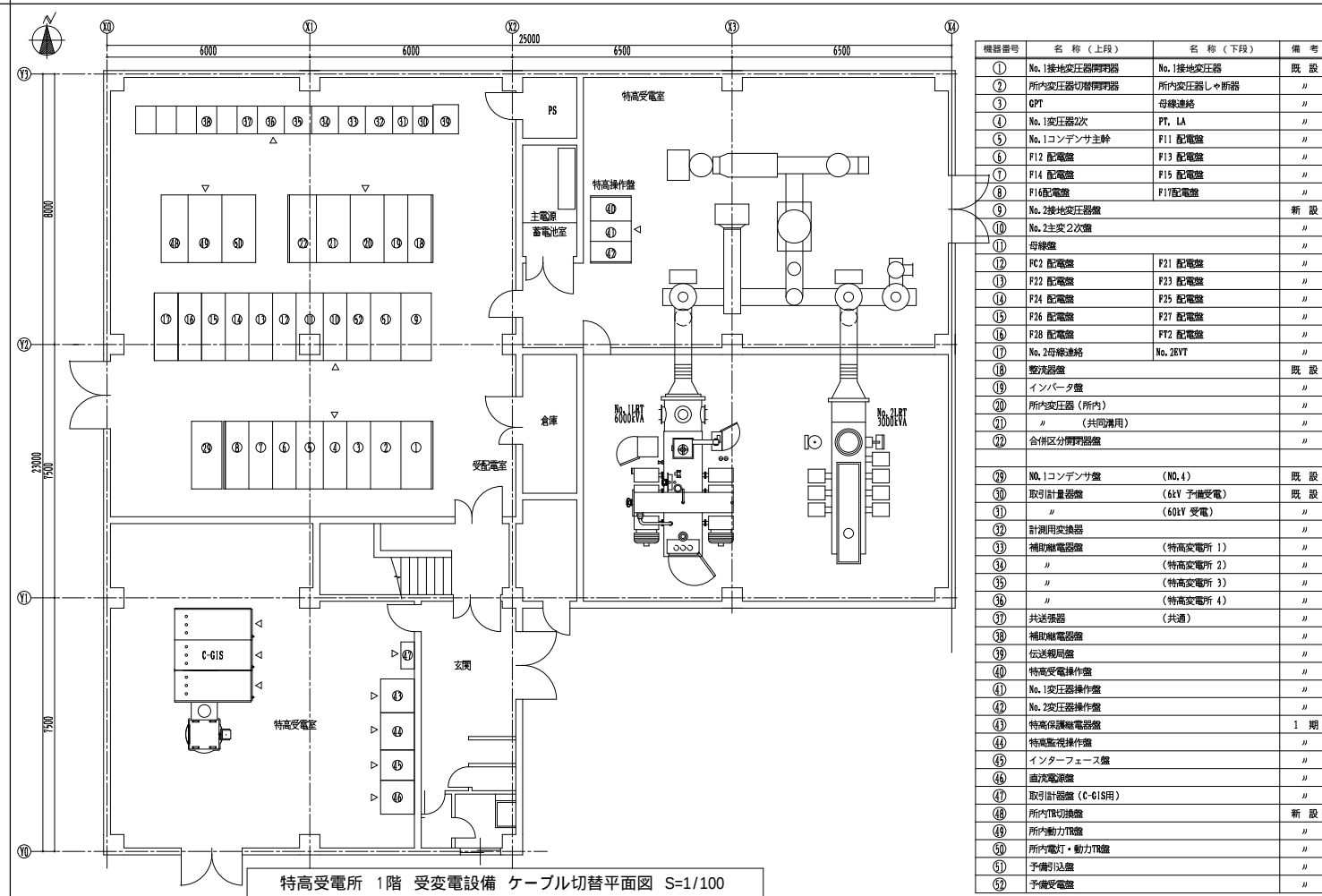
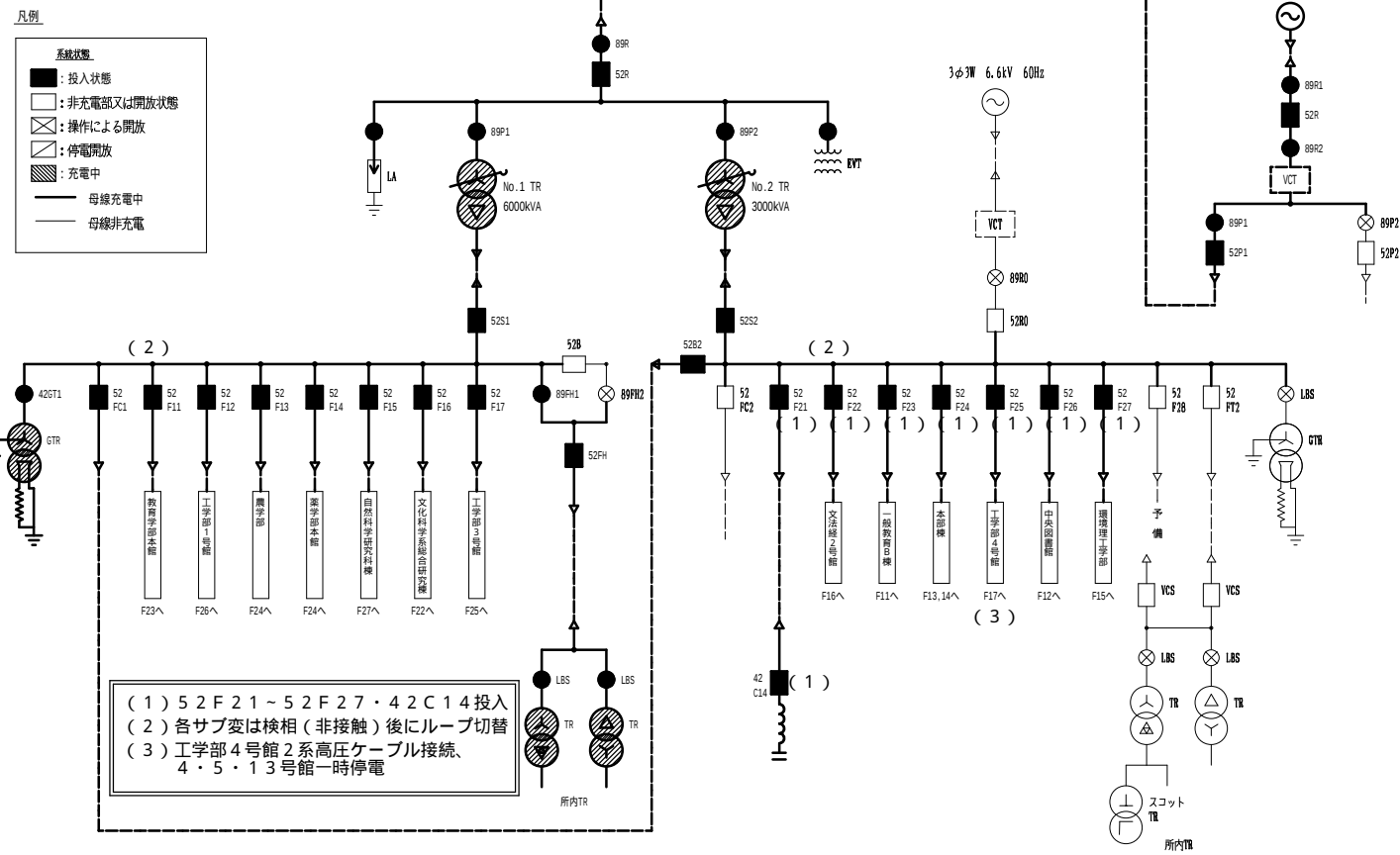
STEP4 - 2



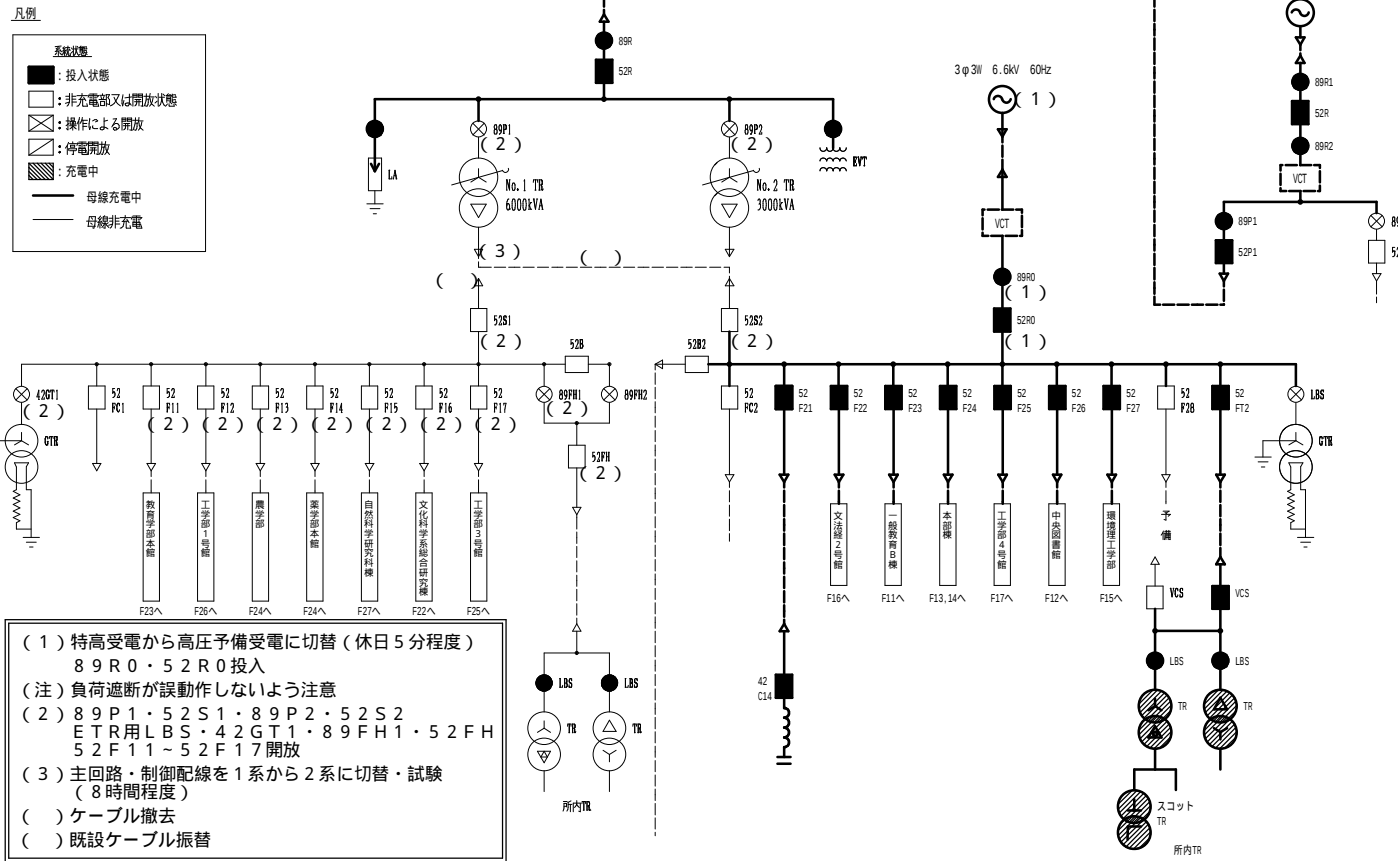
STEP4 - 4



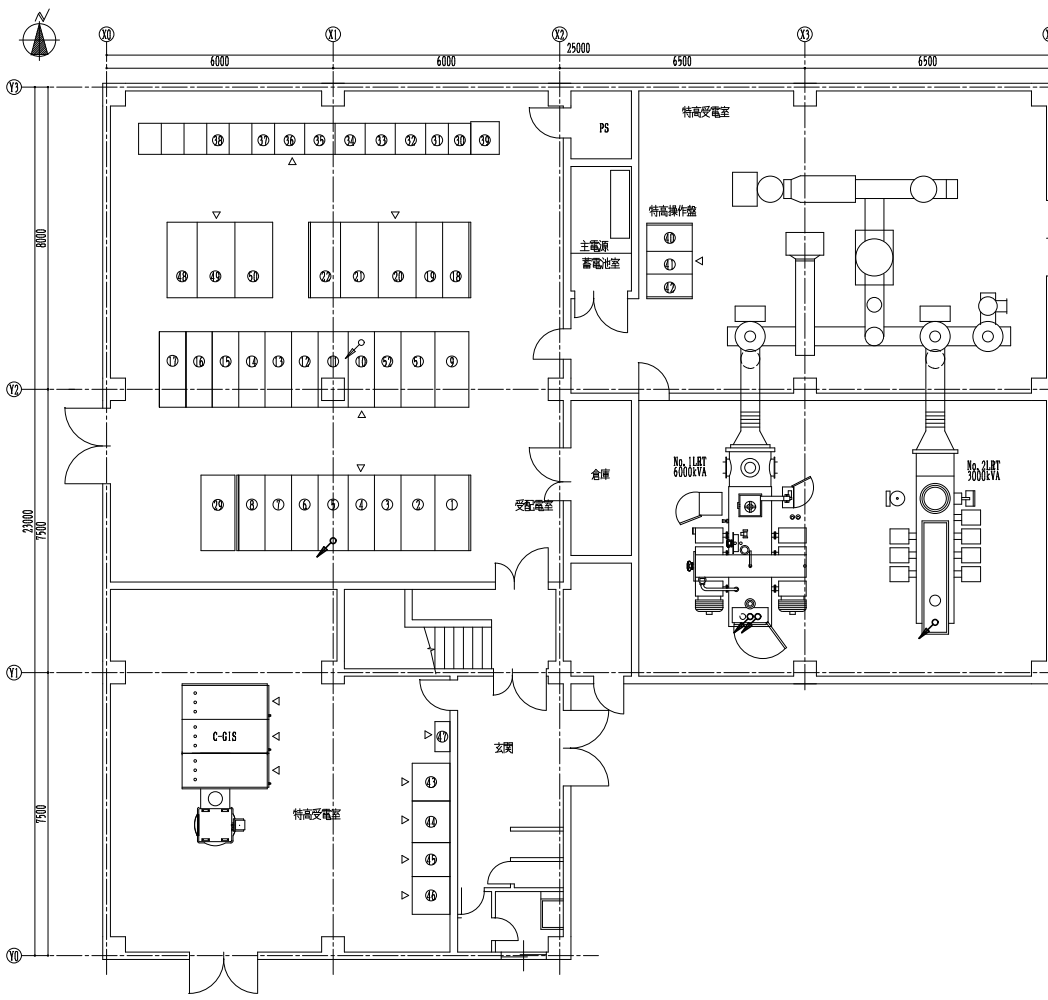
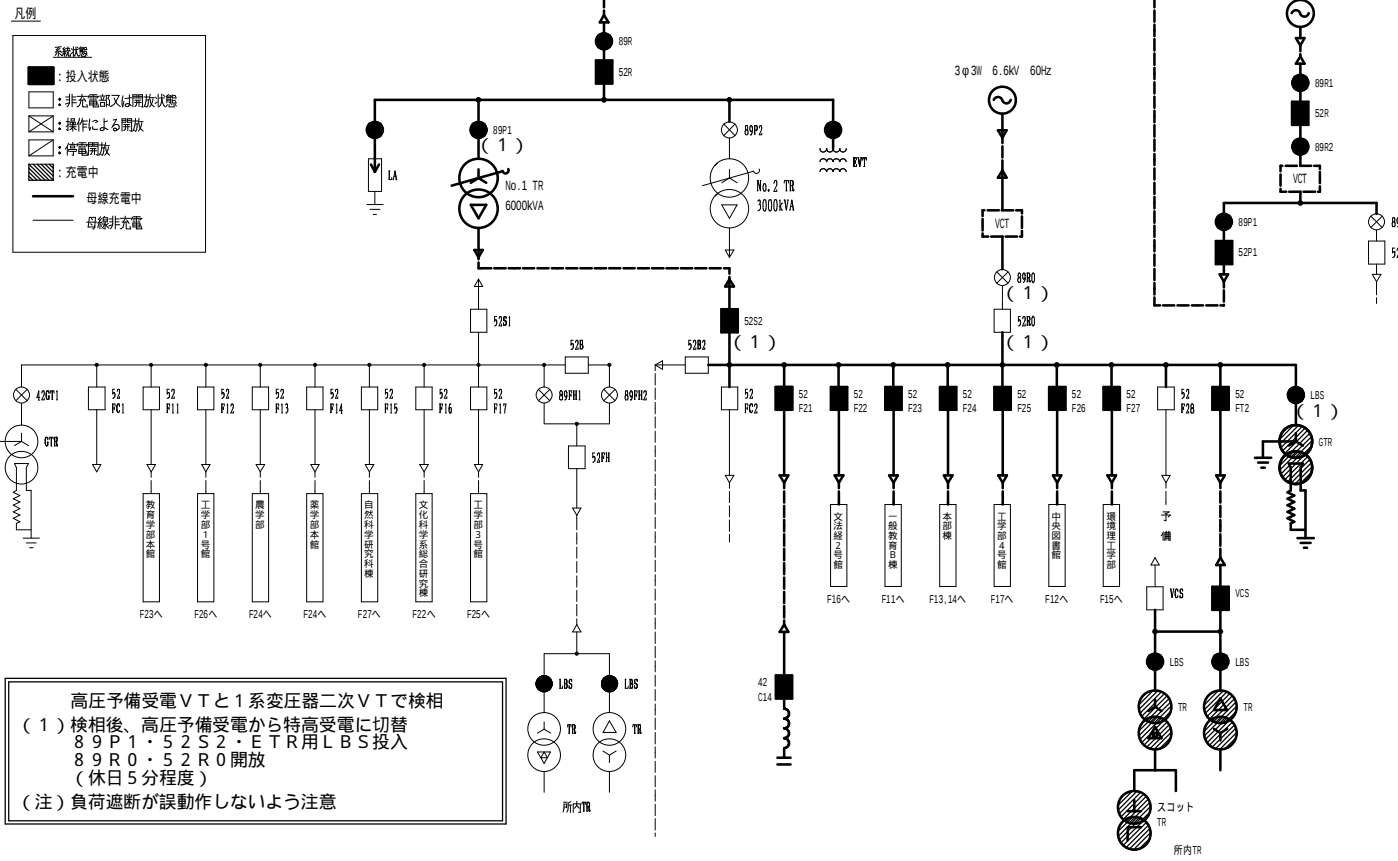
STEP4 - 3



STEP5 - 1

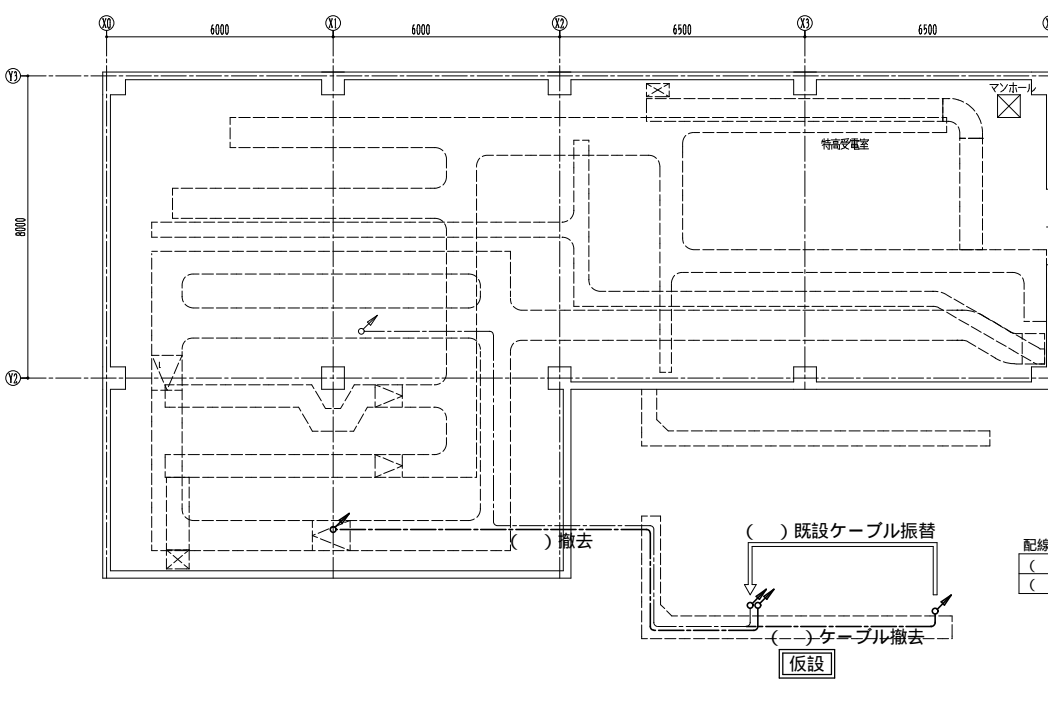


STEP5 - 2



特高受電所 1階 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考
①	No.1接地変圧器開閉器	No.1接地変圧器	既 設
②	所内変圧器切替開閉器	所内変圧器しゅ断器	〃
③	OPT	母線連絡	〃
④	No.1変圧器2次	PT, LA	〃
⑤	No.1コンデンサ主幹	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16配電盤	F17配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器盤		新 設
⑩	No.2主変2次盤		〃
⑪	母線盤		〃
⑫	FC2 配電盤	F21 配電盤	〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑯	F28 配電盤	FT2 配電盤	〃
⑰	No.2母線連絡	No.2EVT	〃
⑱	整流器盤		既 設
⑲	インバータ盤		〃
⑳	所内変圧器 (所内)		〃
㉑	〃 (共同溝用)		〃
㉒	合併区分開閉器盤		〃
㉓			
㉔			
㉕			
㉖			
㉗			
㉘			
㉙			
㉚			
㉛			
㉜			
㉝			
㉞			
㉟			
㊱			
㊲			
㊳			
㊴			
㊵			
㊶			
㊷			
㊸			
㊹			
㊺			
㊻			
㊼			
㊽			
㊾			
㊿			

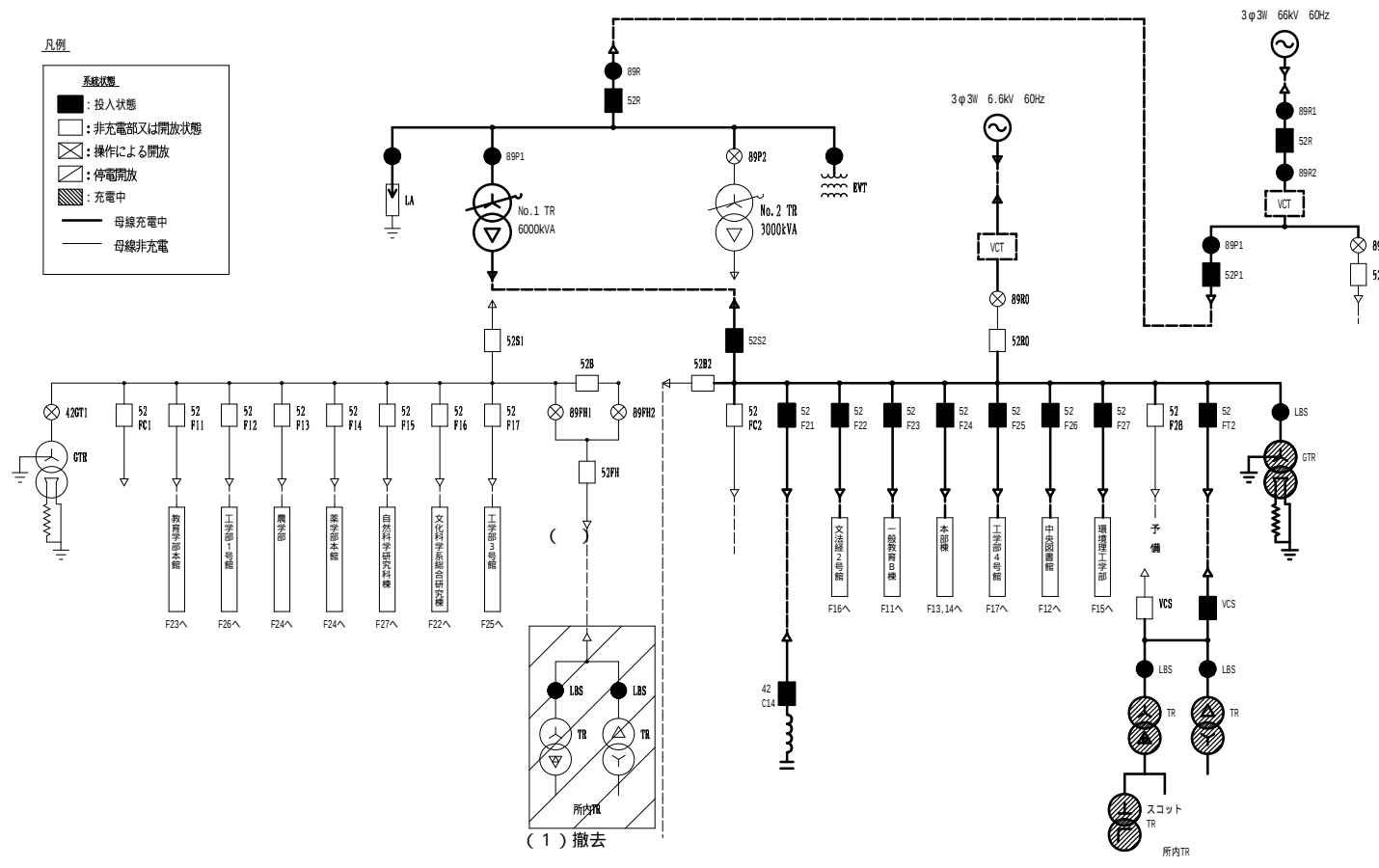
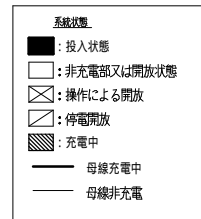


特高受電所 ビット 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

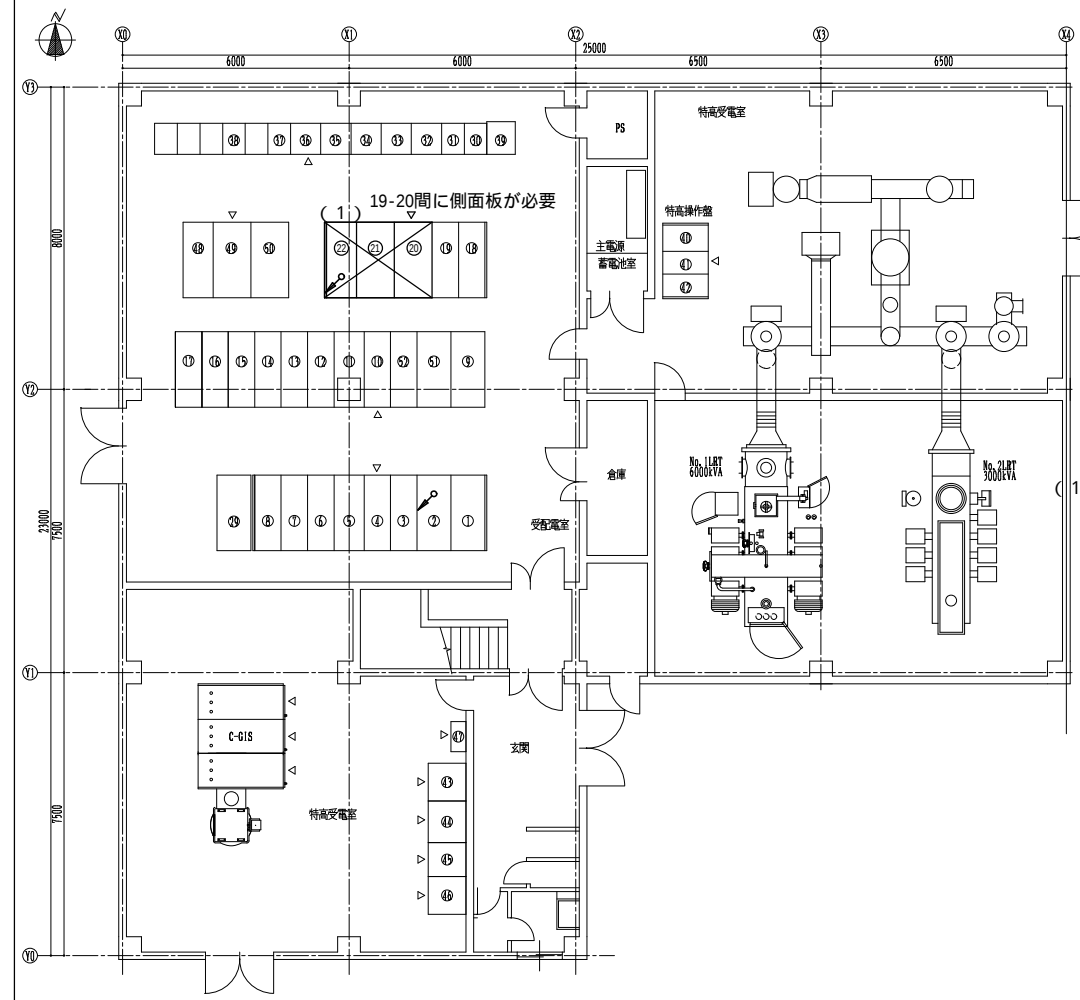
配線リスト		
() 6kV C-VT250'×2	撤 去	
() 6kV CBT150'×2	既 設 (一部撤去)	

STEP 6

凡例

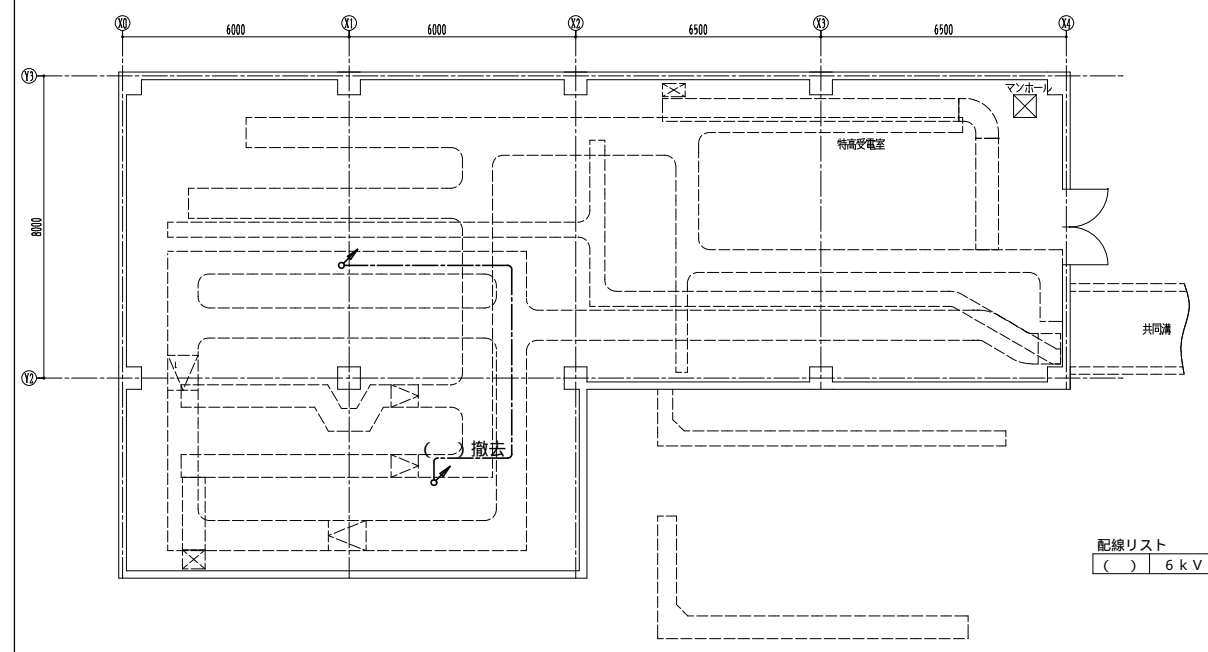


(1) 既存所内 T R 盤撤去
() ケーブル撤去



特高受電所 1階 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考
①	No.1接地変圧器開閉器	No.1接地変圧器	撤 去
②	所内変圧器切替開閉器	所内変圧器しゅ断器	〃
③	GPT	母線連絡	〃
④	No.1変圧器2次	PT, LA	〃
⑤	No.1コンデンサ主幹	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16 配電盤	F17 配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器盤		新 設
⑩	No.2主変2次盤		〃
⑪	母線盤		〃
⑫	FC2 配電盤	F21 配電盤	〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑯	F28 配電盤	FT2 配電盤	〃
⑰	No.2母線連絡	No.2EVT	〃
⑱	整流器盤		既 設
⑲	インバータ盤		〃
⑳	所内変圧器 (所内)		撤 去
㉑	〃 (共同適用)		〃
㉒	合併区分開閉器盤		〃
㉓			
㉔			
㉕			
㉖			
㉗			
㉘			
㉙			
㉚			
㉛			
㉜			
㉝			
㉞			
㉟			
㊱	No.1コンデンサ盤	(NO.4)	既 設
㊲	取引計量器盤	(6kV 予備受電)	既 設
㊳	〃	(60kV 受電)	〃
㊴	計測用変換器		〃
㊵	補給用機器盤	(特高受電所 1)	〃
㊶	〃	(特高受電所 2)	〃
㊷	〃	(特高受電所 3)	〃
㊸	〃	(特高受電所 4)	〃
㊹	共送装置	(共通)	〃
㊺	補給用機器盤		〃
㊻	伝送用機器盤		〃
㊼	特高受電操作盤		〃
㊽	No.1変圧器操作盤		〃
㊾	No.2変圧器操作盤		〃
㊿	特高保護継電器盤		1 期
㋀	特高監視操作盤		〃
㋁	インターフェース盤		〃
㋂	直流電源盤		〃
㋃	取引計器盤 (C-GIS用)		〃
㋄	所内TR切替盤		新 設
㋅	所内動力用盤		〃
㋆	所内電灯・動力用盤		〃
㋇	予備引込盤		〃
㋈	予備受電盤		〃

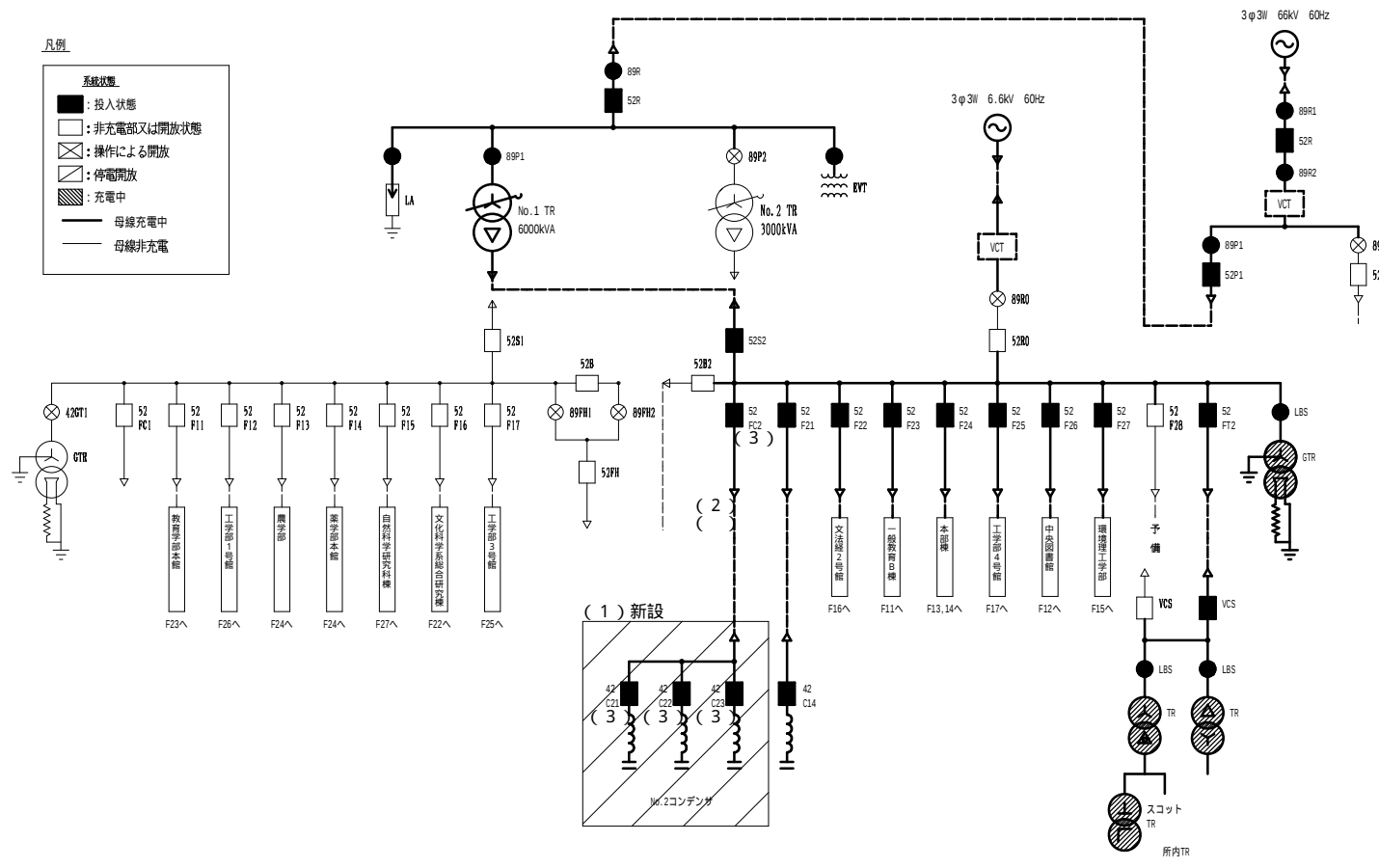
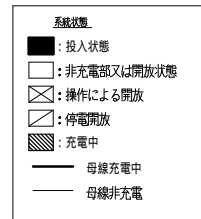


特高受電所 ビット 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

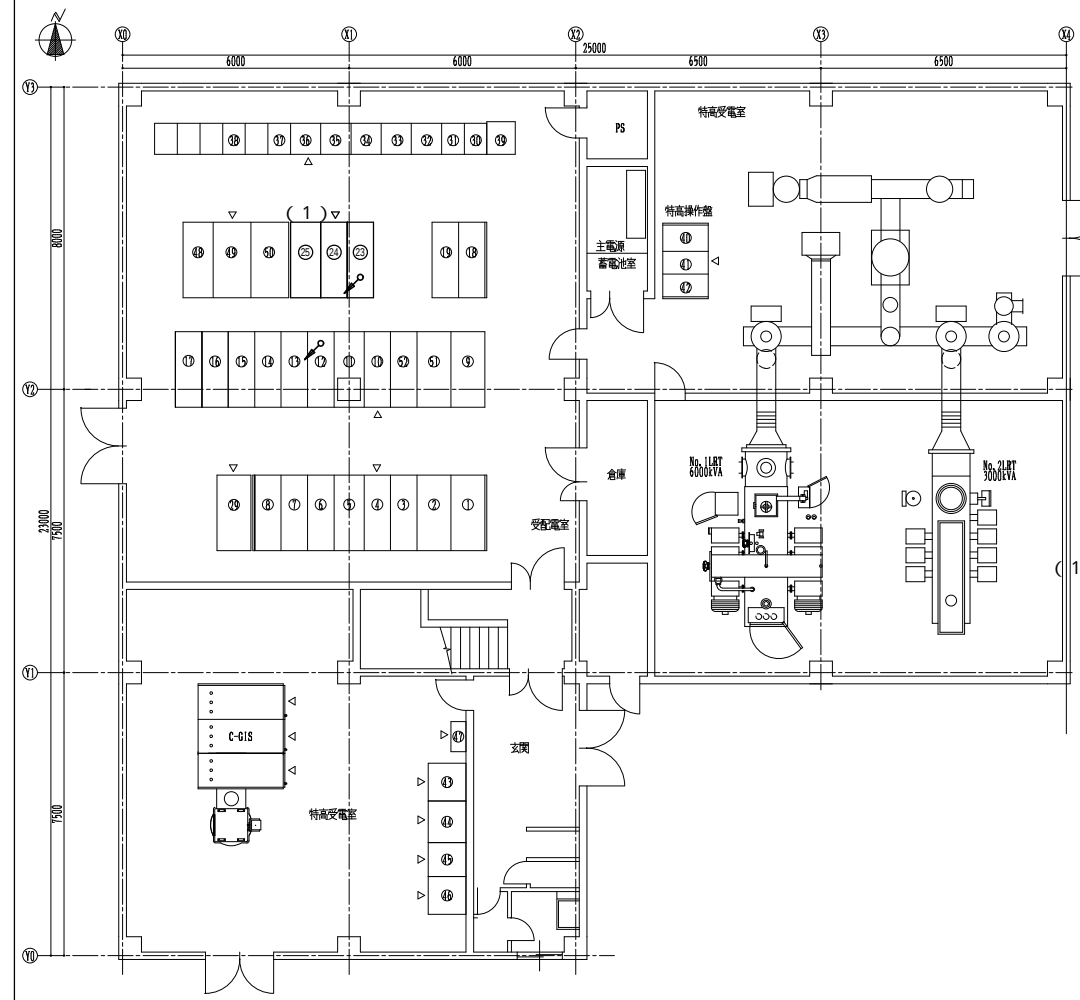
配線リスト		
()	6 kV CV38 ² - 3C	撤 去

STEP 7

凡例

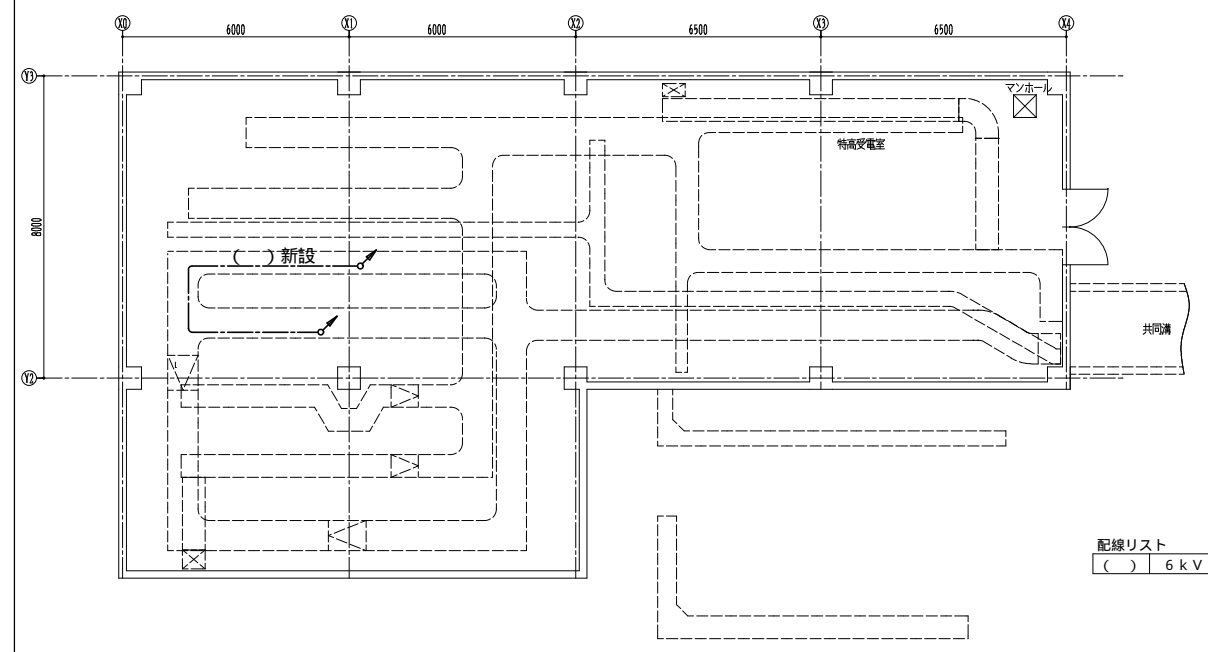


- (1) 新設 2系コンデンサ設置・試験
(2) ケーブル接続
(3) 試験後に、52 F C 2・4 2 C 2 1 ~ 4 2 C 2 3 投入
() ケーブル新設



特高受電所 1階 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

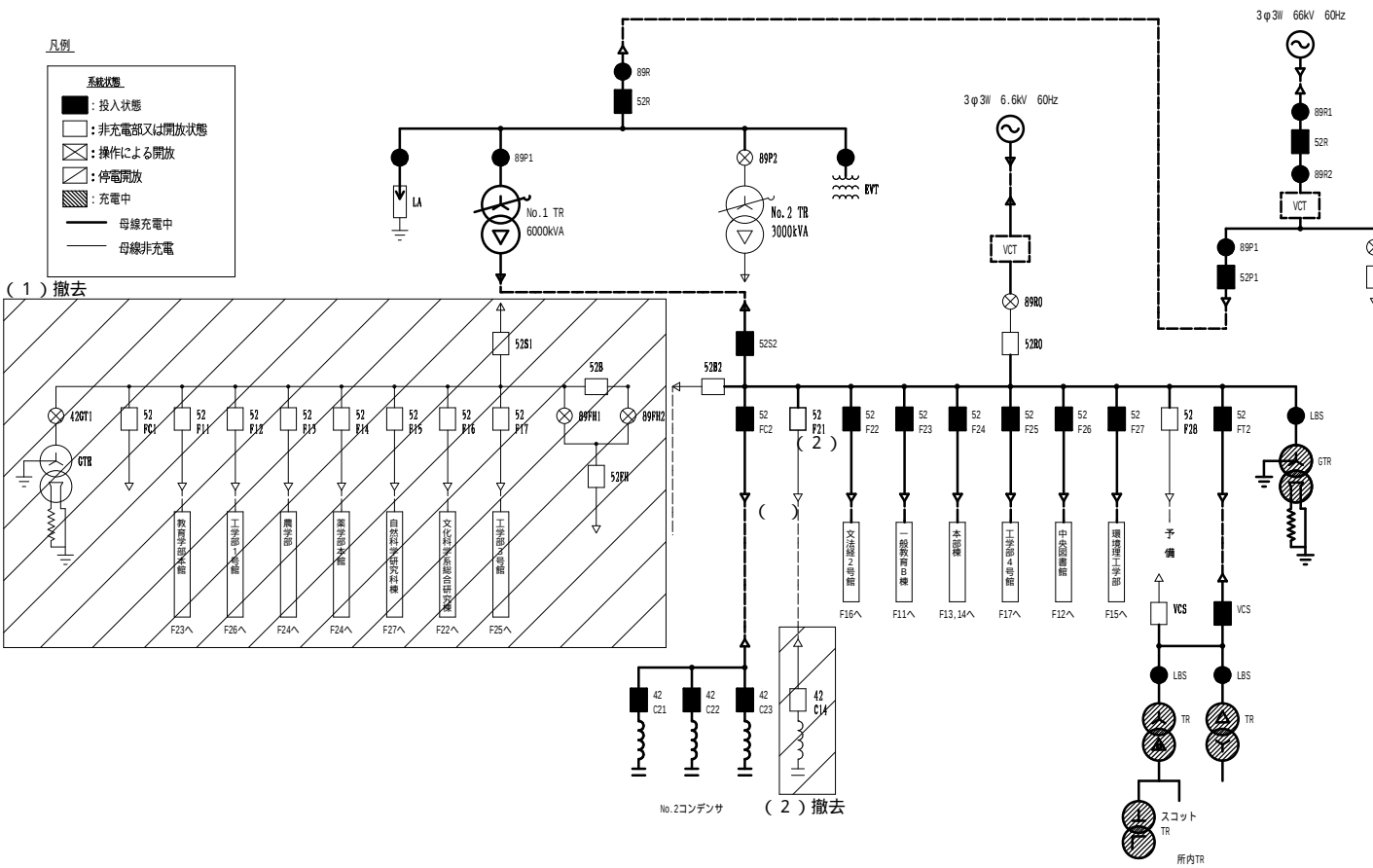
機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考
①	No.1接地変圧器開閉器	No.1接地変圧器	既 設
②	所内変圧器切替開閉器	所内変圧器しゅ断器	〃
③	GPT	母線連絡	〃
④	No.1変圧器2次	PT, LA	〃
⑤	No.1コンデンサ主幹	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16配電盤	F17配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器盤		新 設
⑩	No.2主変2次盤		〃
⑪	母線盤		〃
⑫	FC2 配電盤	F21 配電盤	〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑯	F28 配電盤	FT2 配電盤	〃
⑰	No.2母線連絡	No.2EVT	〃
⑱	整流器盤		既 設
⑲	インバータ盤		〃
⑳			
㉑			
㉒	No.2コンデンサ盤 (1)		新 設
㉓	No.2コンデンサ盤 (2)		〃
㉔	No.2コンデンサ盤 (3)		〃
㉕			
㉖	No.1コンデンサ盤 (No.4)		既 設
㉗	取引計量器盤	(6kV 予備受電)	既 設
㉘	〃	(60V 受電)	〃
㉙	計測用変換器		〃
㉚	補収電器盤	(特高受電所 1)	〃
㉛	〃	(特高受電所 2)	〃
㉜	〃	(特高受電所 3)	〃
㉝	〃	(特高受電所 4)	〃
㉞	共送装置	(共通)	〃
㉟	補収電器盤		〃
㊱	伝送用局盤		〃
㊲	特高受電所操作盤		〃
㊳	No.1変圧器操作盤		〃
㊴	No.2変圧器操作盤		〃
㊵	特高保護継電器盤		1 期
㊶	特高監視操作盤		〃
㊷	インターフェース盤		〃
㊸	直流電源盤		〃
㊹	取引計器盤 (C-GIS用)		〃
㊺			新 設
㊻	所内動力用盤		〃
㊼	所内電灯・動力用盤		〃
㊽	予備引込盤		〃
㊾	予備受電盤		〃



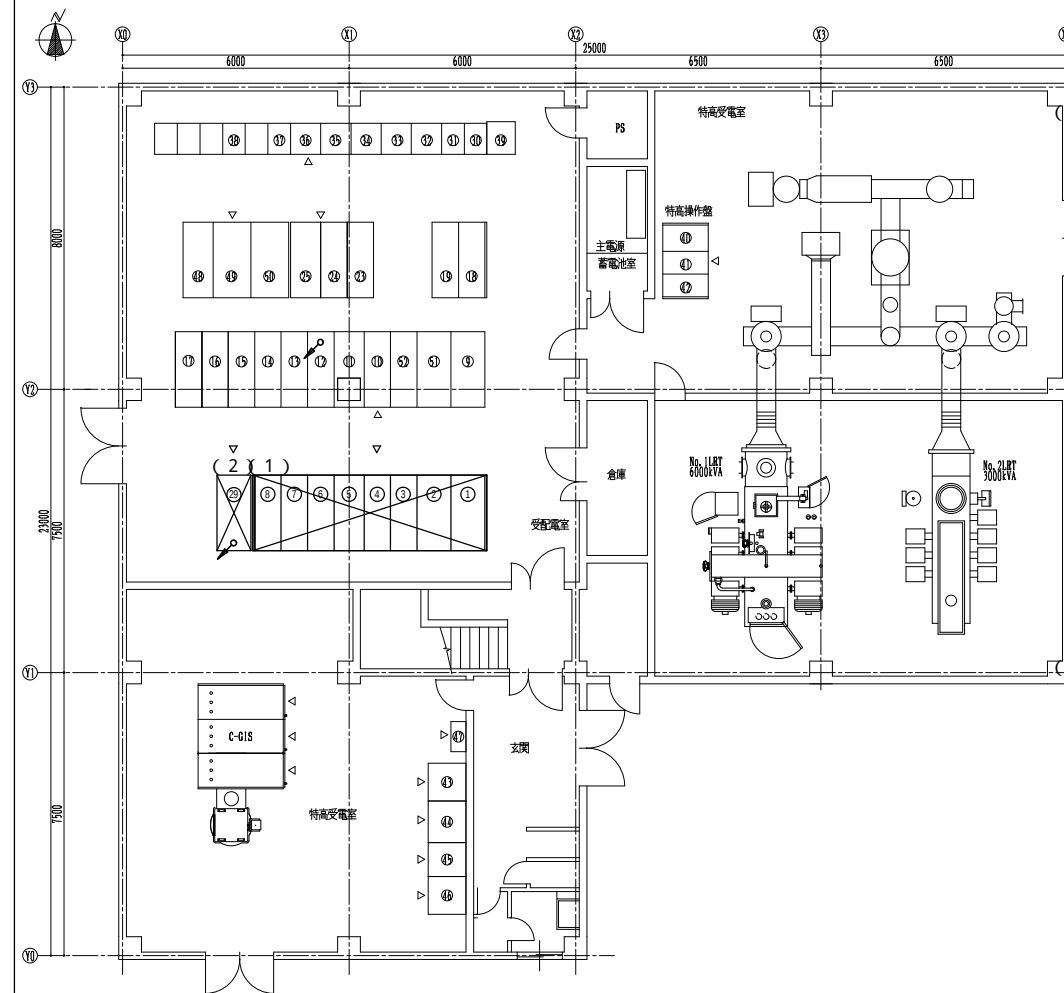
特高受電所 ビット 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

配線リスト		
()	6 kV CET 60°	新 設

STEP 8

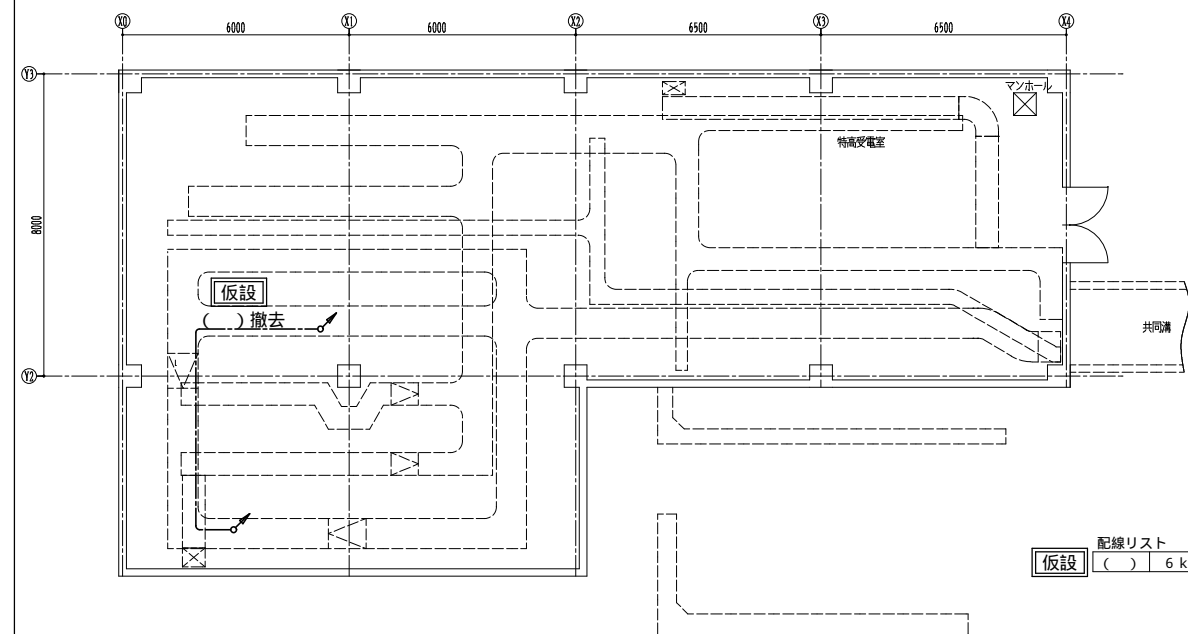


(1) 1 系高圧盤撤去 (2) 5 2 F 2 1 ・ 4 2 C 1 4 開放、既存コンデンサ盤撤去 () ケーブル撤去



特高受電所 1階 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考
①	No.1接地変圧器開閉器	No.1接地変圧器	撤 去
②	所内変圧器切替開閉器	所内変圧器しや新器	
③	GPT	母線連絡	〃
④	No.1変圧器2次	PT、LA	〃
⑤	No.1コンデンサ主幹	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16配電盤	F17配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器盤		新 設
⑩	No.2主変2次盤		〃
⑪	母線盤		〃
⑫	F22 配電盤	F21 配電盤	〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑯	F28 配電盤	FT2 配電盤	〃
⑰	No.2母線連絡	No.2FT	〃
⑱	整流器盤		既 設
⑲	インバータ盤		
㉑	No.2コンデンサ盤 (1)		新 設
㉒	No.2コンデンサ盤 (2)		〃
㉓	No.2コンデンサ盤 (3)		〃
2			
㉔	No.1コンデンサ盤	(No.4)	撤 去
㉕	取引計量器盤	(6kV 予備受電)	既 設
㉖	〃	(60kV 受電)	〃
㉗	計測用交換器		〃
㉘	補助継電器盤	(特高受電所 1)	〃
㉙	〃	(特高受電所 2)	〃
㉚	〃	(特高受電所 3)	〃
㉛	〃	(特高受電所 4)	〃
㉜	共設常器	(共通)	〃
㉝	補助継電器盤		〃
㉞	伝送程局盤		〃
㉟	特高受電操作盤		〃
㊱	No.1変圧器操作盤		〃
㊲	No.2変圧器操作盤		〃
㊳	特高保護継電器盤		1 期
㊴	特高監視操作盤		〃
㊵	インターフェース盤		〃
㊶	直流電源盤		〃
㊷	取引計量器 (C-6IS用)		〃
㊸	所内PT切替盤		新 設
㊹	所内動力線盤		〃
㊺	所内電力、動力T線盤		〃
㊻	予備引込盤		〃
㊼	予備受電盤		〃



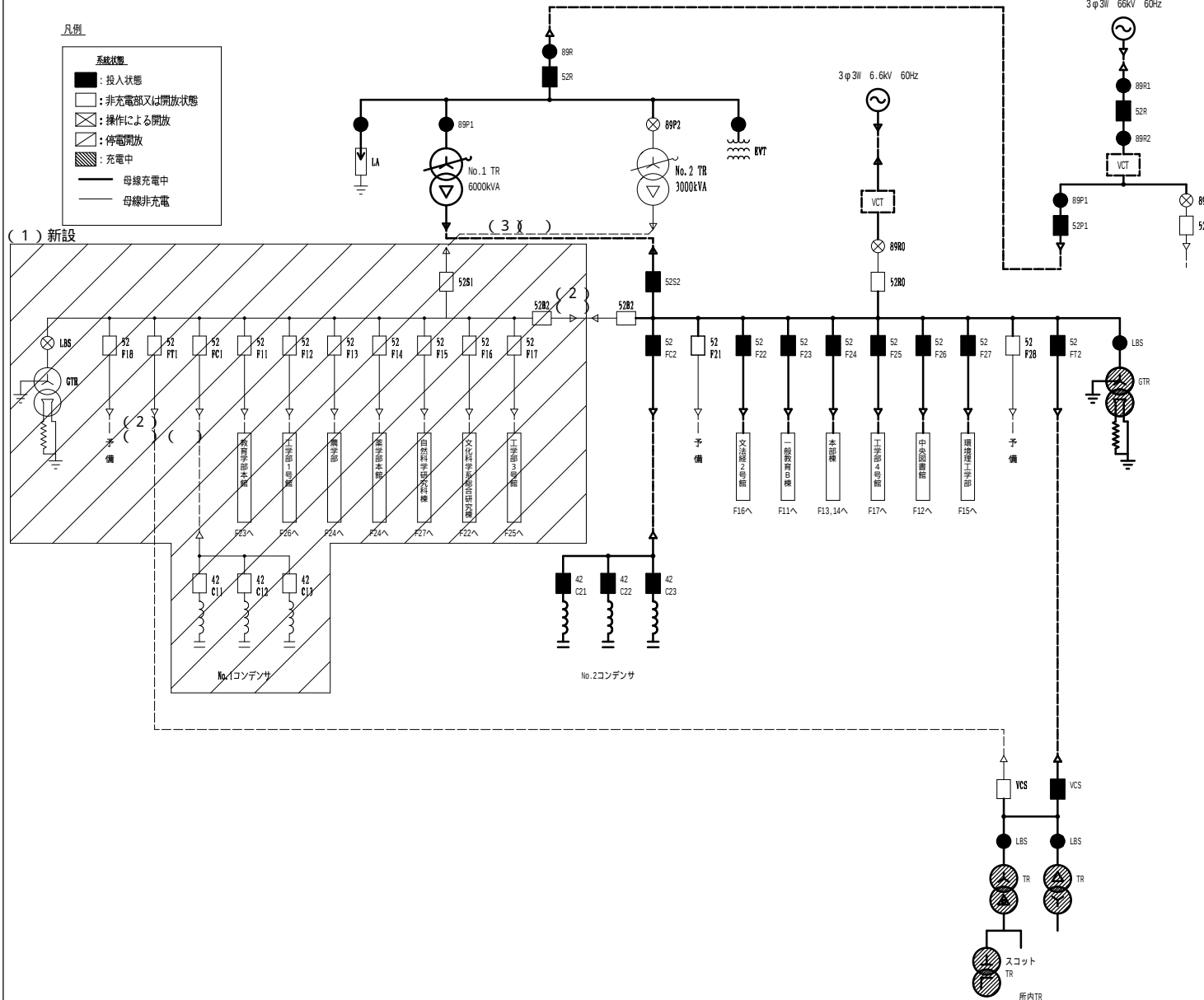
特高受電所 ピット 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

STEP 9

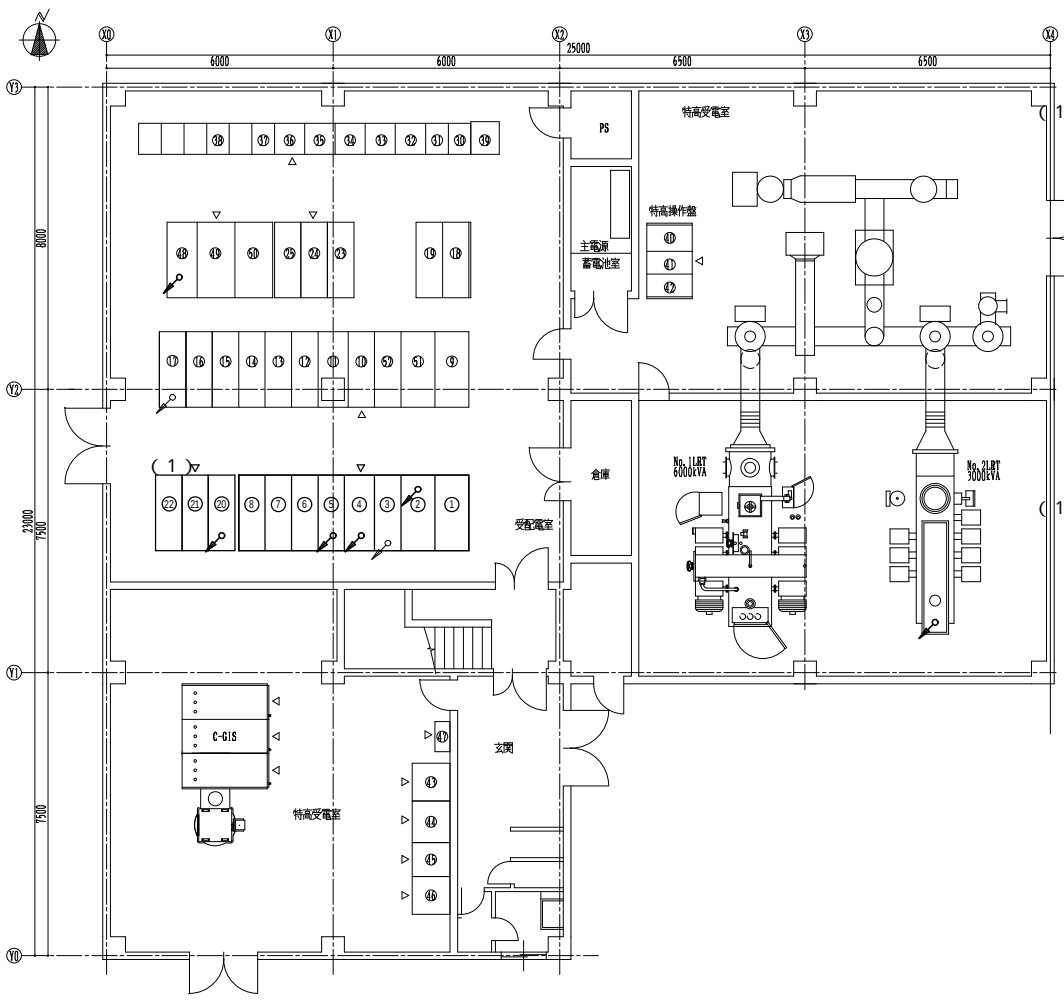
凡例

系統状態

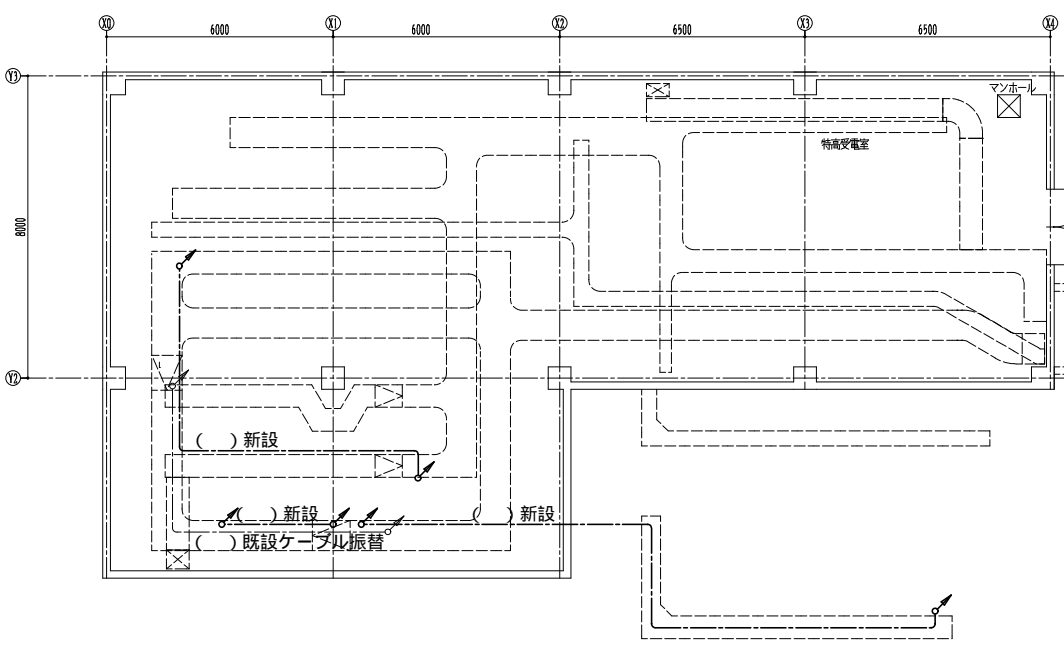
- : 投入状態
- : 非充電部又は開放状態
- ⊠: 操作による開放
- ▨: 停電開放
- ▩: 充電中
- : 母線充電中
- : 母線非充電



- (1) 新設 1系高压盤設置・試験
- (2) 母線連絡は既設配線接続
所内変圧器ケーブル接続
(EVT二次・三次、中央監視、CT、制御配線接続)
- (注) インタロック条件は模擬試験
90Ryは既存流用
- (3) 変圧器二次高压配線接続
- () ケーブル新設
- () 既設ケーブル接続
- () ケーブル新設
- () ケーブル新設



特高受電所 1階 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100



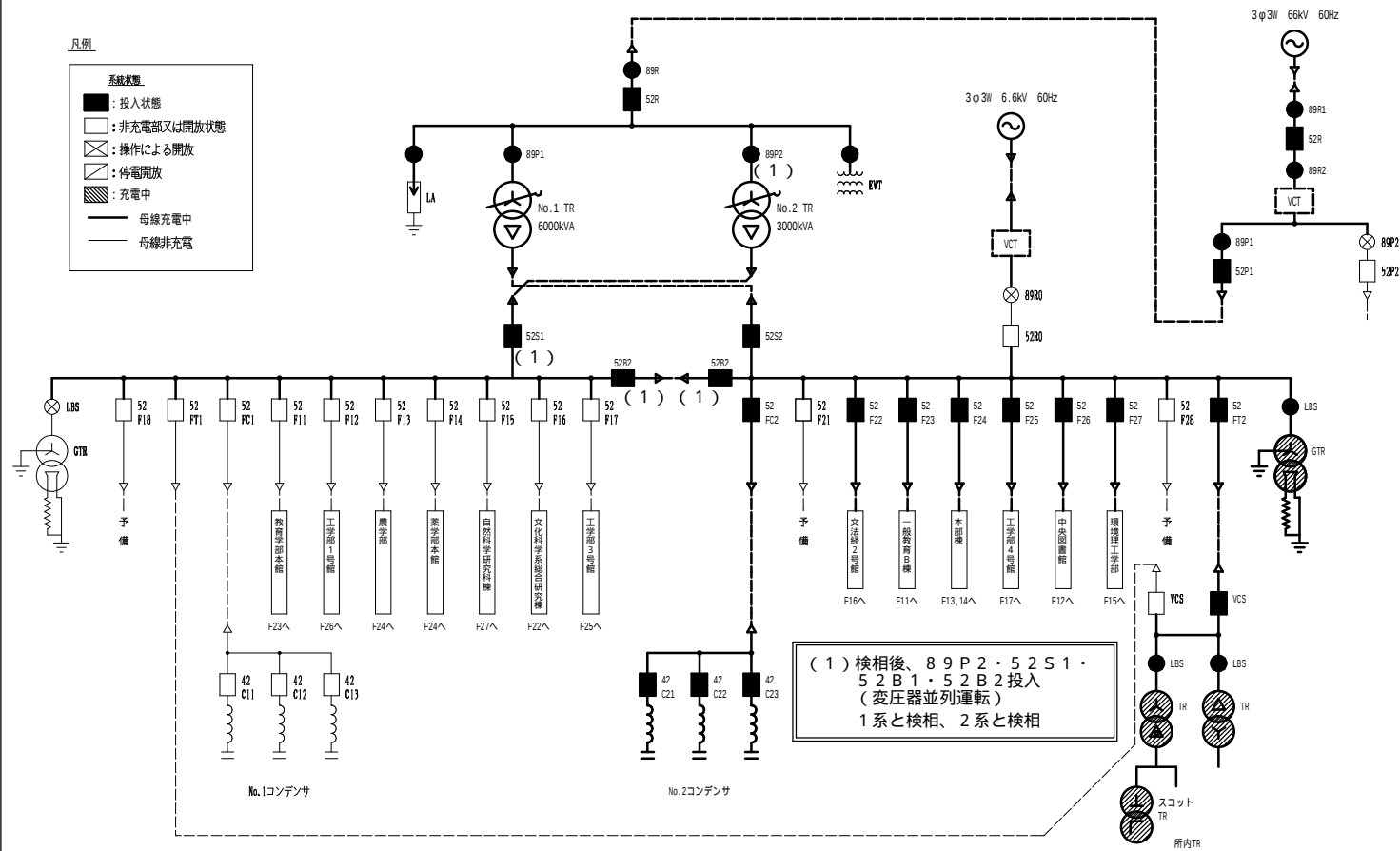
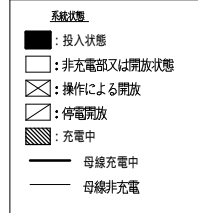
特高受電所 ビット 受変電設備 ケーブル切替平面図 S=1/100

機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考
①	No.1接地変圧器盤		新 設
②	F18 配電盤	F11 配電盤	〃
③	No.1母線連絡	No.1EVT	〃
④	No.1主変 2次盤		〃
⑤	FC1 配電盤	F11 配電盤	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃
⑧	F16 配電盤	F17 配電盤	〃
⑨	No.2接地変圧器盤		新 設
⑩	No.2主変 2次盤		〃
⑪	母線盤		〃
⑫	FC2 配電盤	F21 配電盤	〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃
⑯	F28 配電盤	F27 配電盤	〃
⑰	No.2母線連絡	No.2EVT	〃
⑱	整流器盤		既 設
⑲	インバータ盤		〃
⑳	No.1コンデンサ盤 (1)		新 設
㉑	No.1コンデンサ盤 (2)		〃
㉒	No.1コンデンサ盤 (3)		〃
㉓	No.2コンデンサ盤 (1)		新 設
㉔	No.2コンデンサ盤 (2)		〃
㉕	No.2コンデンサ盤 (3)		〃
①	取引計量器盤	(6kV 予備受電)	既 設
②	〃	(60kV 受電)	〃
③	計測用変換器		〃
④	補償用電器盤	(特高変電所 1)	〃
⑤	〃	(特高変電所 2)	〃
⑥	〃	(特高変電所 3)	〃
⑦	〃	(特高変電所 4)	〃
⑧	共送装置	(共通)	〃
⑨	補償用電器盤		〃
⑩	伝送用局盤		〃
⑪	特高受電操作盤		〃
⑫	No.1変圧器操作盤		〃
⑬	No.2変圧器操作盤		〃
⑭	特高保護継電器盤		1 期
⑮	特高監視操作盤		〃
⑯	インターフェース盤		〃
⑰	直流電源盤		〃
⑱	取引計器盤 (C-GIS用)		〃
⑲	所内TR切替盤		新 設
⑳	所内動力用盤		〃
㉑	所内電灯・動力用盤		〃
㉒	予備引込盤		〃
㉓	予備受電盤		〃

配線リスト		
()	6kV CET 60°	新 設
()	6kV CET 150° × 2	既 設
()	6kV CET 150°	新 設
()	6kV CET 60°	新 設

STEP10

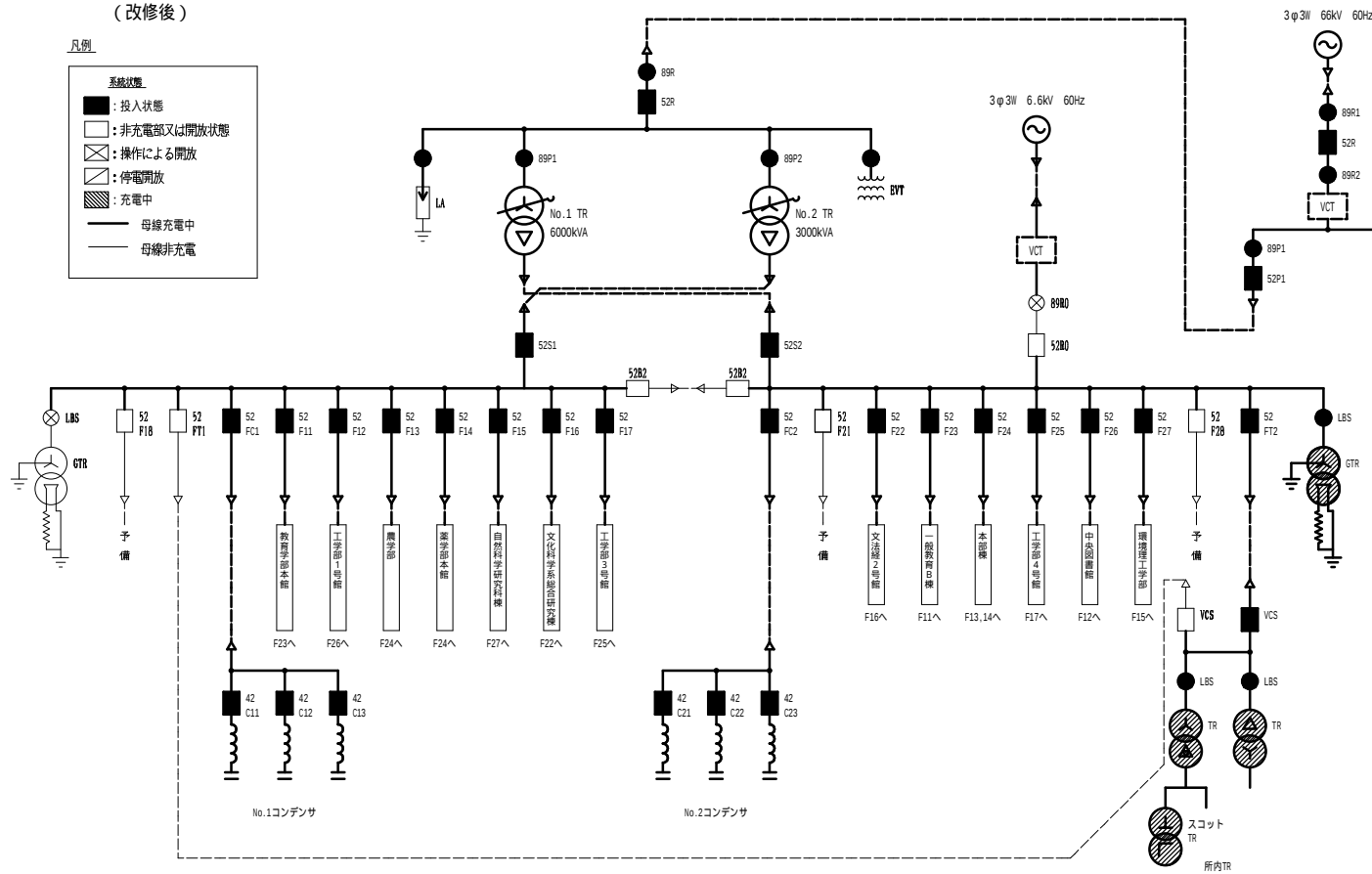
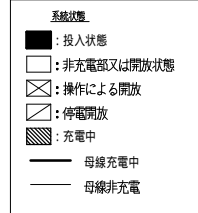
凡例



STEP12

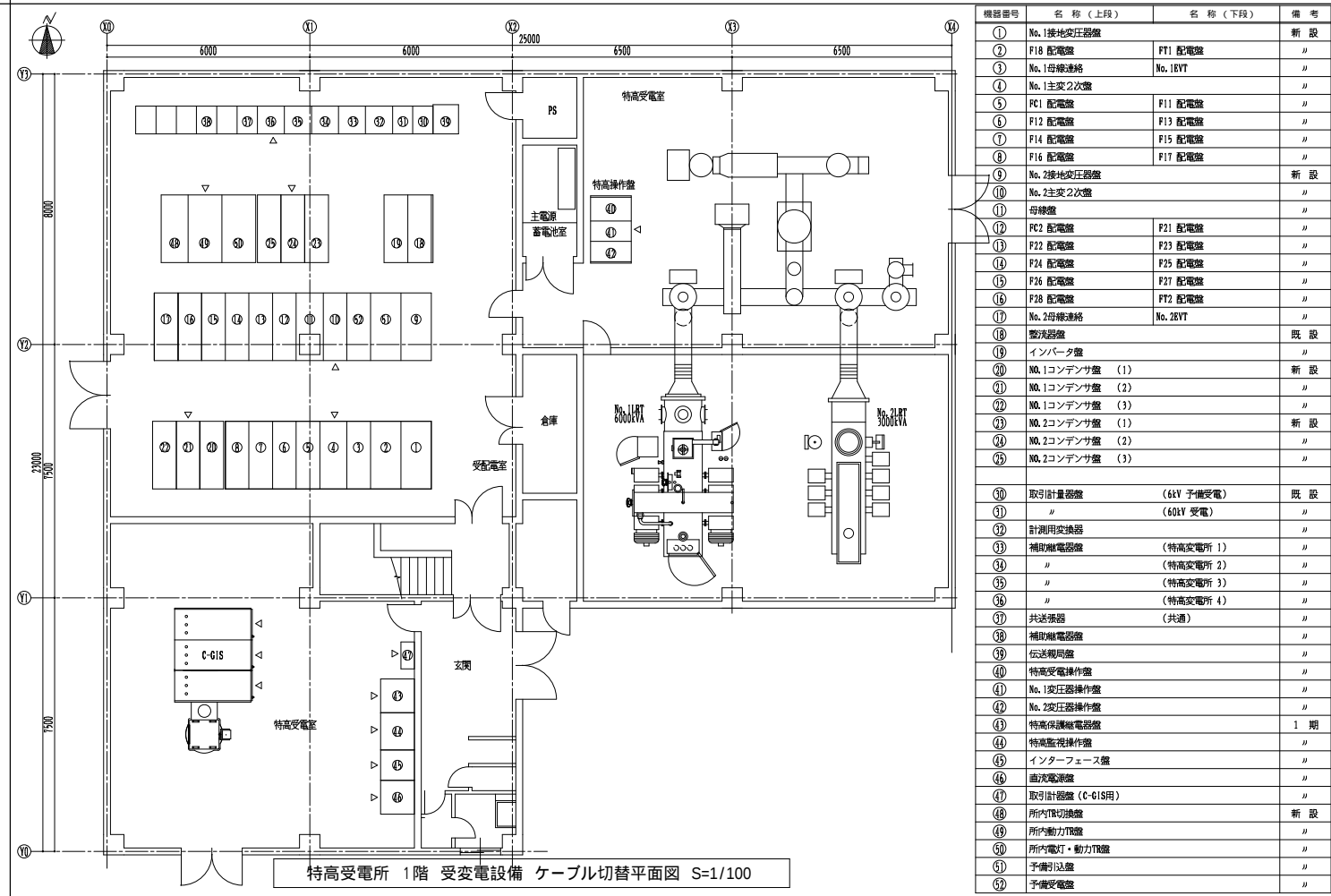
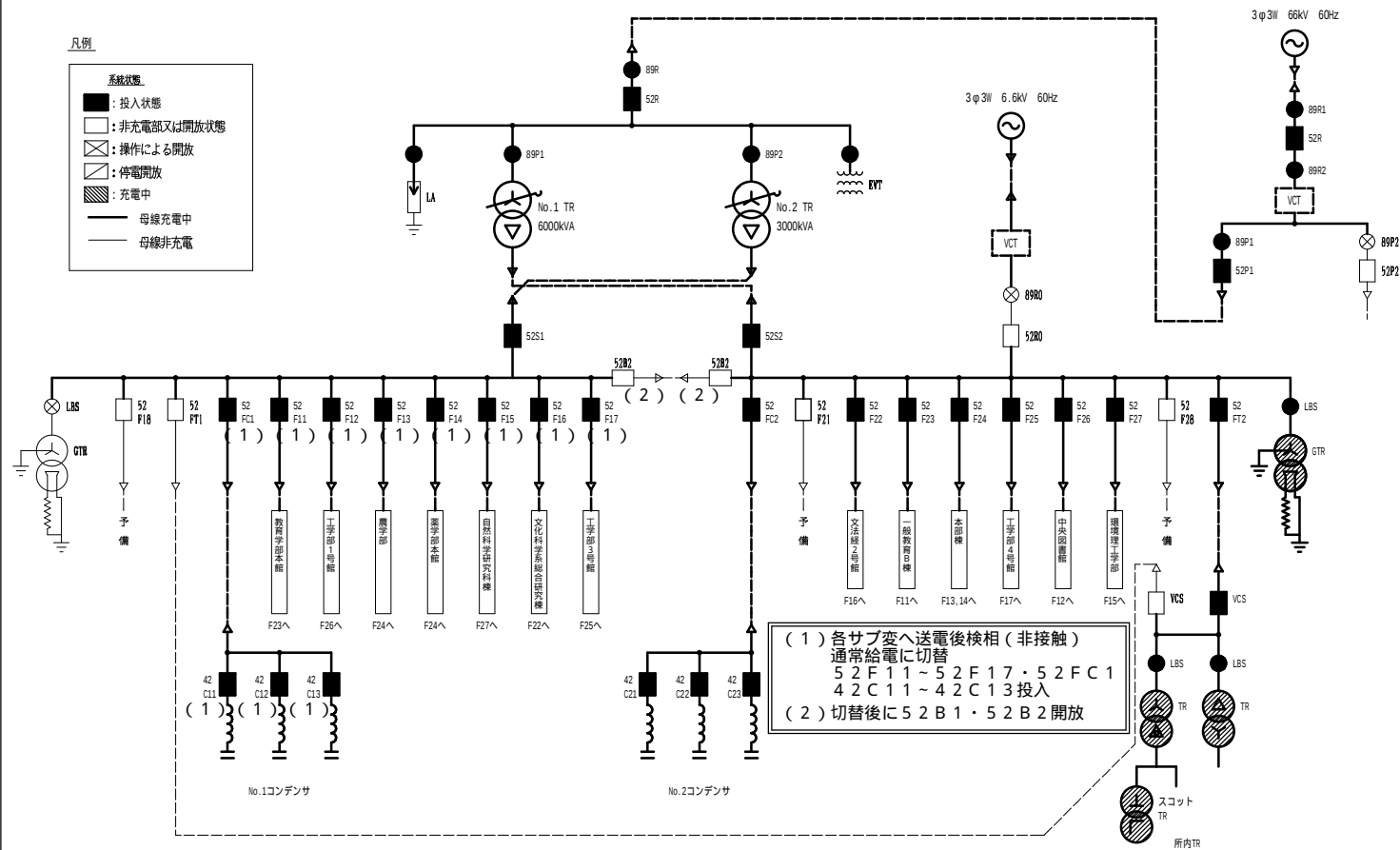
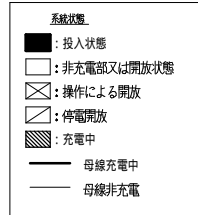
(改修後)

凡例



STEP11

凡例



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 和雄

設計業務名
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)設計業務

工事名称
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)工事
図面名称
受変電設備 ステップ図-10,11,12

縮尺
A1:1/100
A3:1/200
作製年月
令和2年6月

図面番号
E-29

図面枚数
31
64

分岐回路番号記号凡例

記号	電気方式
	AC 200V 電灯・コンセント回路
	AC 100V 電灯・コンセント回路
	AC 3φ3W 200V 動力回路

幹線回路番号記号凡例

記号	電気方式
LNd	電灯回路 1φ3W200V/100V
PNd	動力回路 3φ3W200V

既設部分電盤を使用しても良い。

2P MCCB、ELCBについては1P「極付型」、サイズとする。

200V・ELCB回路-2P2E、100V回路-2P1E

分岐プラグイン式

分電盤 (L P - 1)

改修前

[illegible]

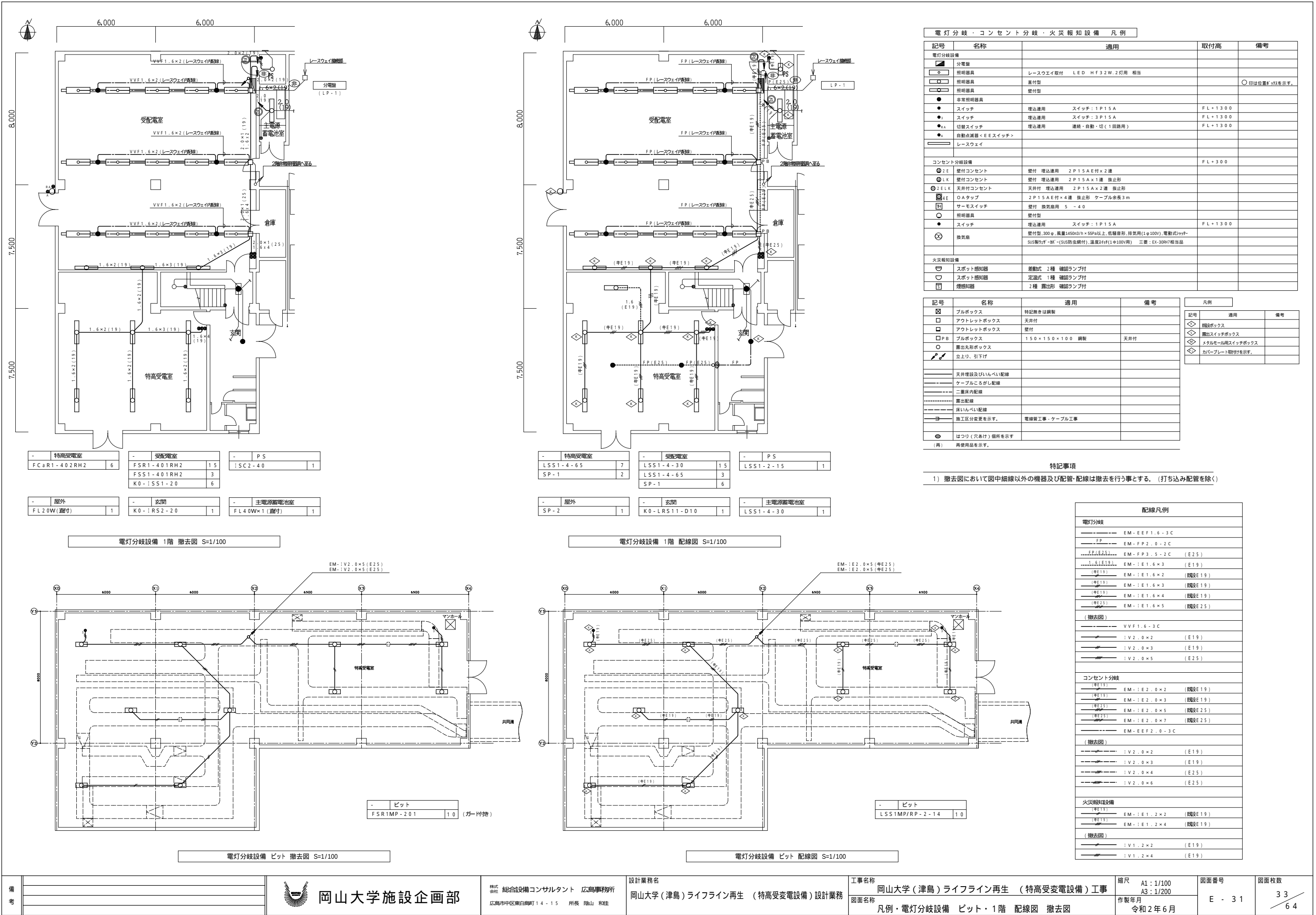
LP - 1

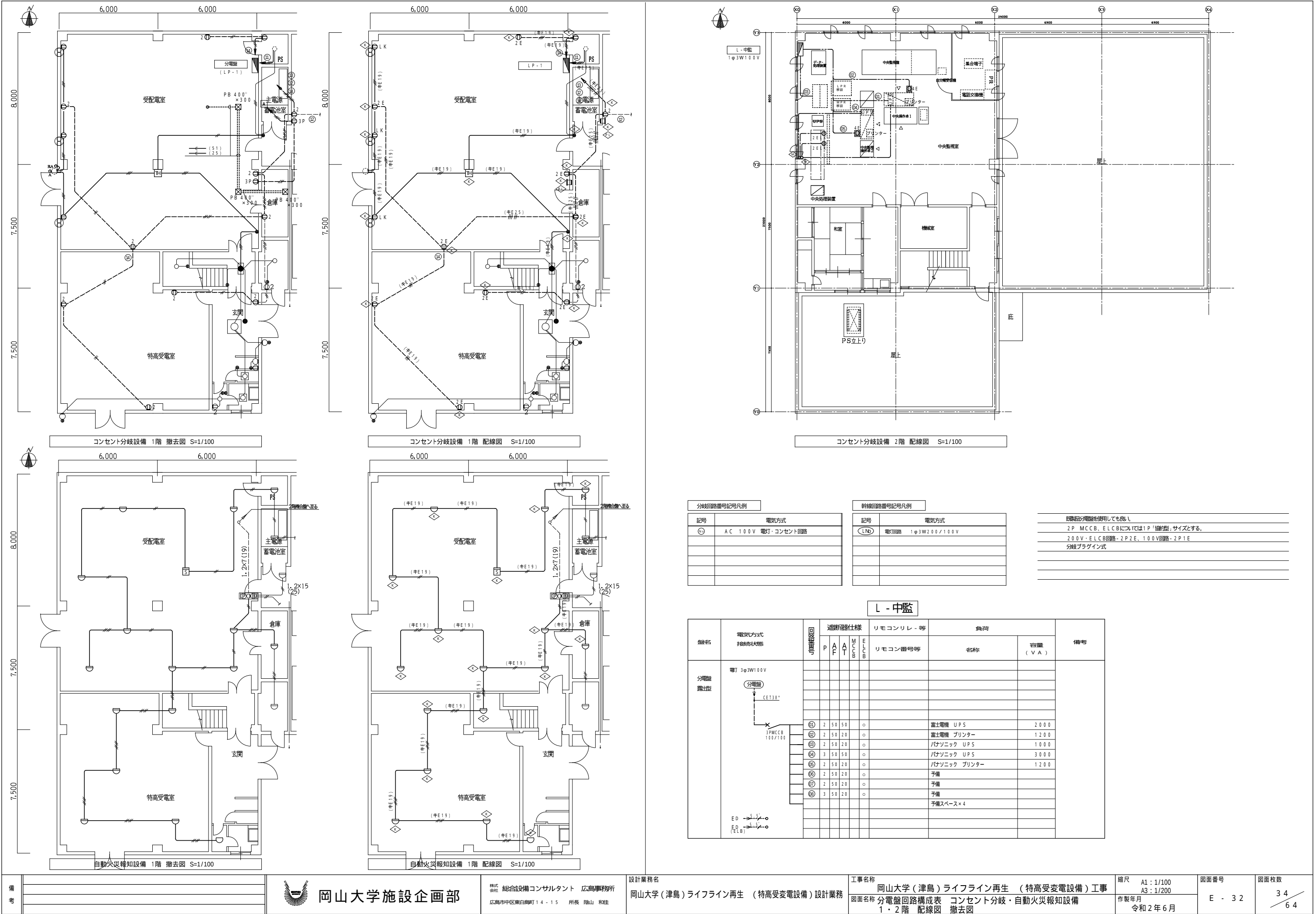
改修後

[illegible]

照明器具図番																																	
SP - 1	LED非常灯電源隠形																																
本体	直付 低・中天并用（～6m） LED内蔵、非常時：非常用LED点灯/常時消灯 電圧：AC/DC100V 非常灯決定番号：LCL E - 001 レンズ：ガラス、カバー：銅板（ホワイトや消し上仕）、本体：銅板																																
	参考品番	NNFB84005 相当品																															
																																	
	保守率:0.93 K0158656 <table><tr><td>器具取付高さ</td><td>2.1m</td><td>2.4m</td><td>2.6m</td><td>3.0m</td><td>4.0m</td><td>5.0m</td><td>6.0m</td></tr><tr><td>単体配置</td><td>A1 5.0</td><td>5.1</td><td>5.2</td><td>5.2</td><td>5.1</td><td>4.9</td><td>4.4</td></tr><tr><td>直線配置</td><td>A1 12.1</td><td>12.9</td><td>13.3</td><td>13.9</td><td>14.4</td><td>14.5</td><td>14.1</td></tr><tr><td>四角配置</td><td>A4 10.1</td><td>10.9</td><td>11.4</td><td>12.3</td><td>13.8</td><td>14.5</td><td>14.1</td></tr></table>		器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	単体配置	A1 5.0	5.1	5.2	5.2	5.1	4.9	4.4	直線配置	A1 12.1	12.9	13.3	13.9	14.4	14.5	14.1	四角配置	A4 10.1	10.9	11.4	12.3	13.8	14.5
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m																										
単体配置	A1 5.0	5.1	5.2	5.2	5.1	4.9	4.4																										
直線配置	A1 12.1	12.9	13.3	13.9	14.4	14.5	14.1																										
四角配置	A4 10.1	10.9	11.4	12.3	13.8	14.5	14.1																										
SP - 2	LEDワークライト 20形 H116形 1灯器具相当																																
本体	ひと（熱線）センサ・Eセンサ付（約30・100%段調光） 器具光束120lm、消費電力19W、電圧100～242V 5000K、Ra83、光源寿命4000時間（光束維持率85%） 本体：ステンレス、カバー：ポリカーボネート（乳白） 防炎型、壁直付型																																
	参考品番	NNFS21852JLE9 相当品																															
																																	

備考	 岡山大学施設企画部	株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所 広島市中区東白鳥町14-15 所長 陰山 和佳	設計業務名	岡山大学（津島）ライフライン再生（特高受変電設備）設計業務	工事名称	岡山大学（津島）ライフライン再生（特高受変電設備）工事	縮尺	A1：— A3：—	図面番号	E - 30	図面枚数	32 64
			図面名称	分電盤回路構成表（改修前・改修後）・照明器具図	作製年月	令和2年6月						





電力監視設備 改修概要

1. 受変電設備更新に伴い、既設電力監視システムの監視・制御項目の追加を行う。
2. 改修内容

(1) 受変電設備更新に伴う改修

- イ (A) ~ (E) 新設
□ インターフェイス盤 (45) のPLCを増設 (新機器の監視・制御項目をインターフェイス盤 (45) のPLCへ取り込み)
ハ 特高監視用PCの信号追加
ニ 既存データロガーより監視点数を削除及びハード残置となる部分は既設機器の信号を不使用とする (a) ~ (f)
ホ クライアントPC兼サーバー (特高監視CRT) 及び大型DSPを増設。

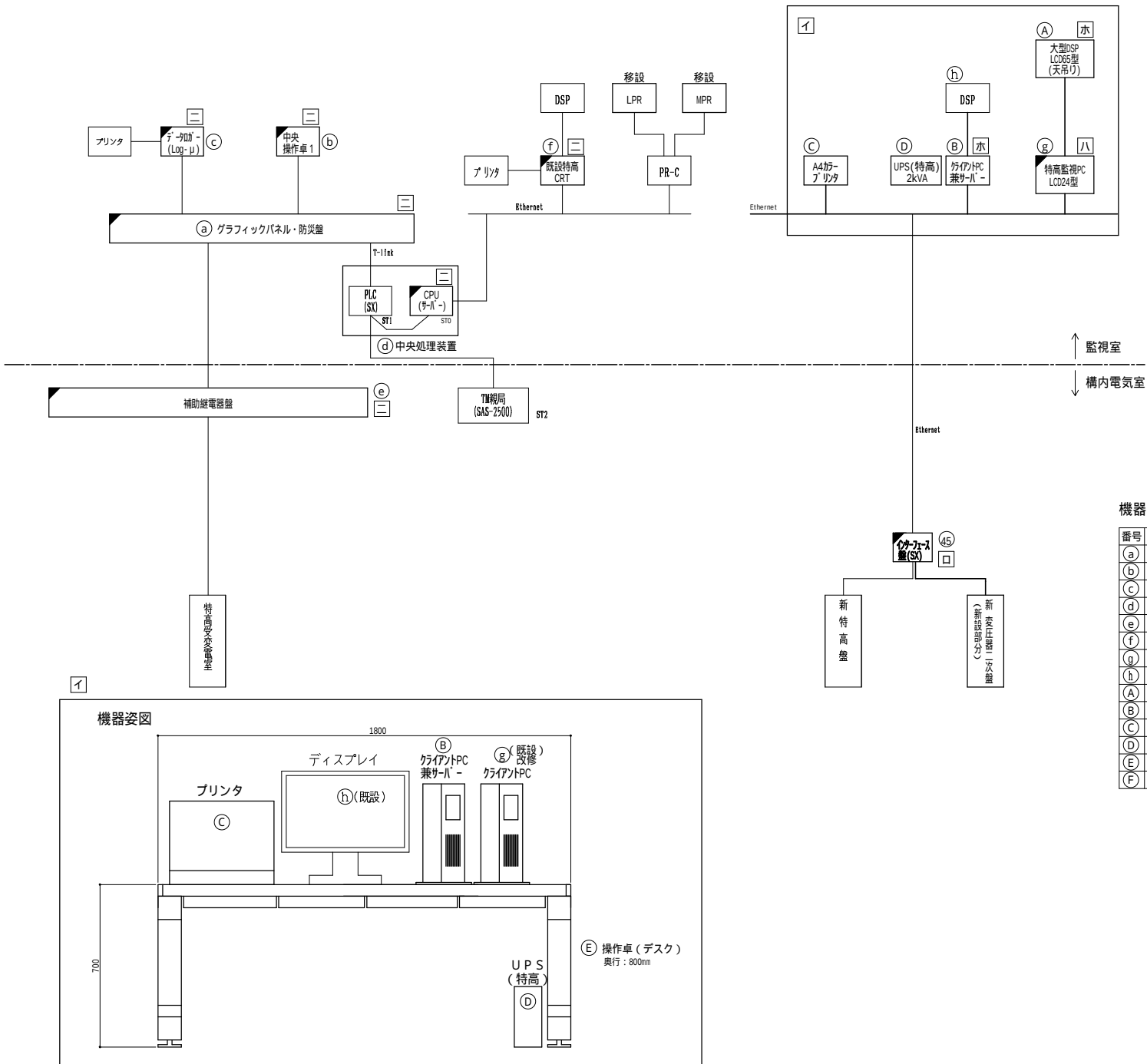
(2) 機能仕様概要

電力監視装置は以下の機能を有するものとする。

1. 監視機能
2. 制御・設定機能
3. 帳票機能
4. デマンド監視機能



システム構成図 (更新後)

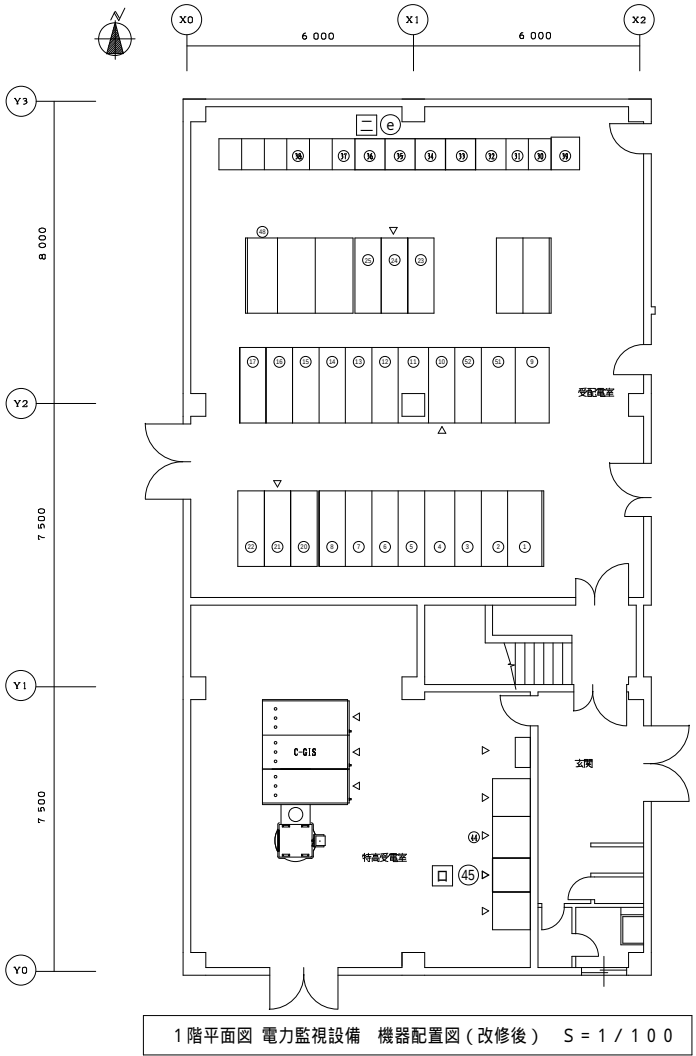


機器リスト

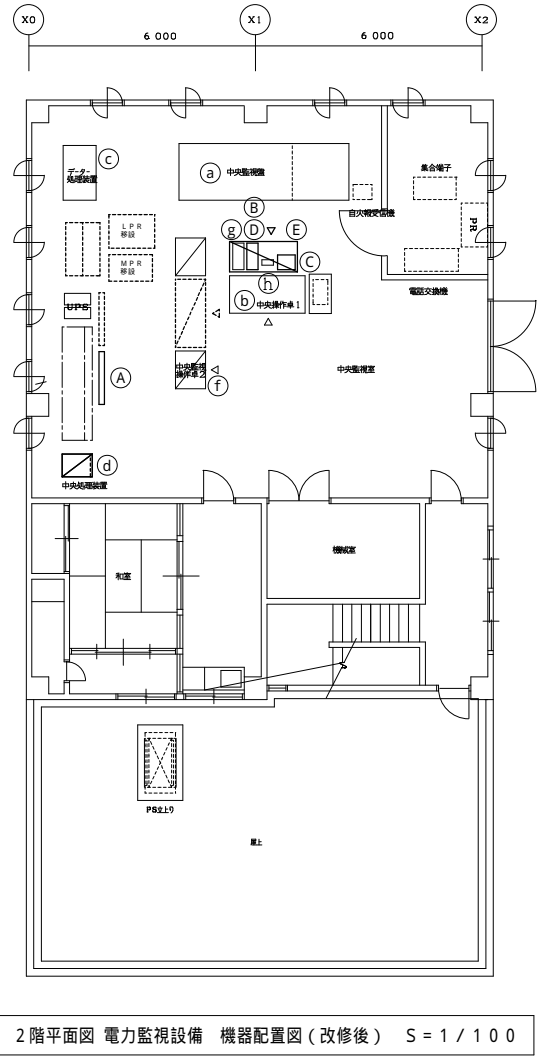
番号	機器名称	備考
(a)	グラフィックパネル・防災盤	改修
(b)	中央操作卓 1	改修
(c)	データロガー (Log-μ)	改修
(d)	中央処理装置	改修
(e)	補助継電器盤	改修
(f)	既設特高 CRT	改修
(g)	特高監視 PC	改修
(h)	ディスプレイ	既設
(A)	大型ディスプレイ	新設
(B)	クライアント PC 兼サーバー	新設
(C)	カラープリンタ	新設
(D)	UPS (特高)	新設
(E)	操作卓 (デスク)	新設
(F)	スイッチ HUB	新設

新設 電力監視装置 ハードウェア仕様

機器名称	項目	仕様	備考
(A) 大型ディスプレイ	サイズ	65型ディスプレイ	天井から吊り下げ
	デジタル入力	DVI-D 24 ピンコネクタ 1 系統 (HDCP対応、HDMI信号入力可能)	
	デジタル出力	DVI-D 24 ピンコネクタ 4 系統 (HDCP対応、HDMI信号入力可能)	
	電源	AC100V 50/60Hz	
(B) クライアント PC 兼サーバー (特高監視 CRT)	OS	Windows 10 Pro(64bit)	デスク上に設置 キーボード・マウス含む
	CPU	core i5 - 9500	
	メモリ	4GB	
	インターフェース	HDMI, VGA, DVI	
(C) カラープリンタ	ストレージ	500GB(HDD)	デスク上に設置
	光学ドライブ	DVD-ROMドライブ(厚型)	
	印字文字	漢字、ひらがな、カタ、英数字	
	印字仕様	A4カラーレーザープリンタ	
(D) UPS (特高)	ネットワークインターフェイス	10/100 BASE-T x 1	
	電源	AC100V 50Hz/60Hz	
	環境条件	温度10 ~ 30 湿度20 ~ 80% (結露なきこと)	
	入力	AC100V 50Hz/60Hz	
(E) 操作卓 (デスク)	出力	AC100V 50Hz/60Hz	
	定格出力容量	2kVA以上	
	動作方法	常時商用給電方式	
	環境条件	温度0 ~ 40 湿度30 ~ 80% (結露なきこと)	
(F) スイッチ HUB	外観	幅: 1800 x 奥行: 800 x 高さ: 700 mm	
	ポート数	10/100/1000M BASE-T	
	電源	AC100V 50Hz/60Hz	
	環境条件	温度0 ~ 50 湿度20 ~ 80% (結露なきこと)	



1 階平面図 電力監視設備 機器配置図 (改修後) S = 1 / 100



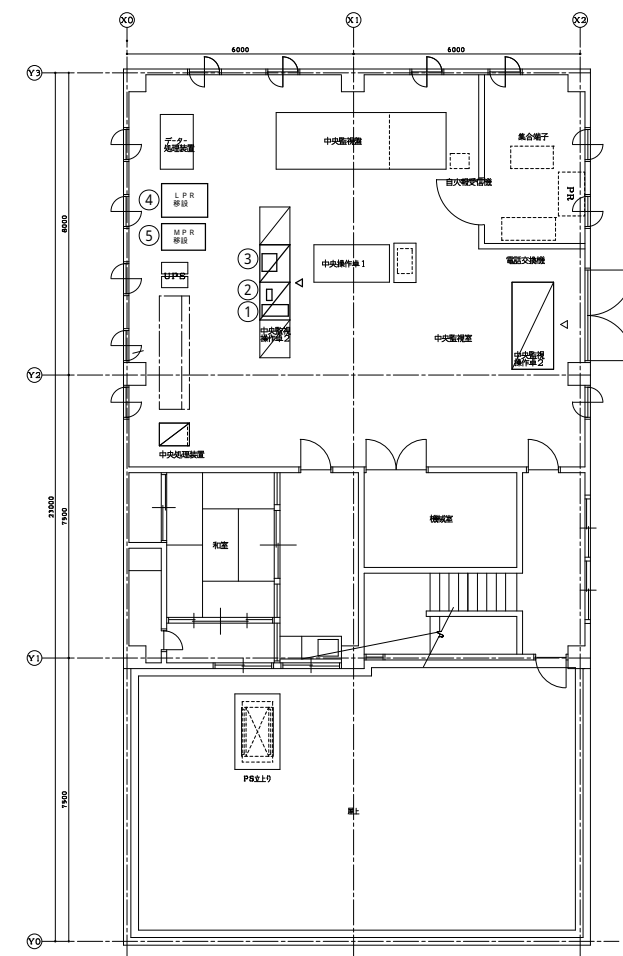
2 階平面図 電力監視設備 機器配置図 (改修後) S = 1 / 100

記号凡例

CPU	中央処理装置
DSPC	監視端末装置
DSP	ディスプレイ
PR-C	プリントサーバ
PLC	プログラマブルコントローラ
RS	リモートステーション

(撤去)

撤去範囲を示す。

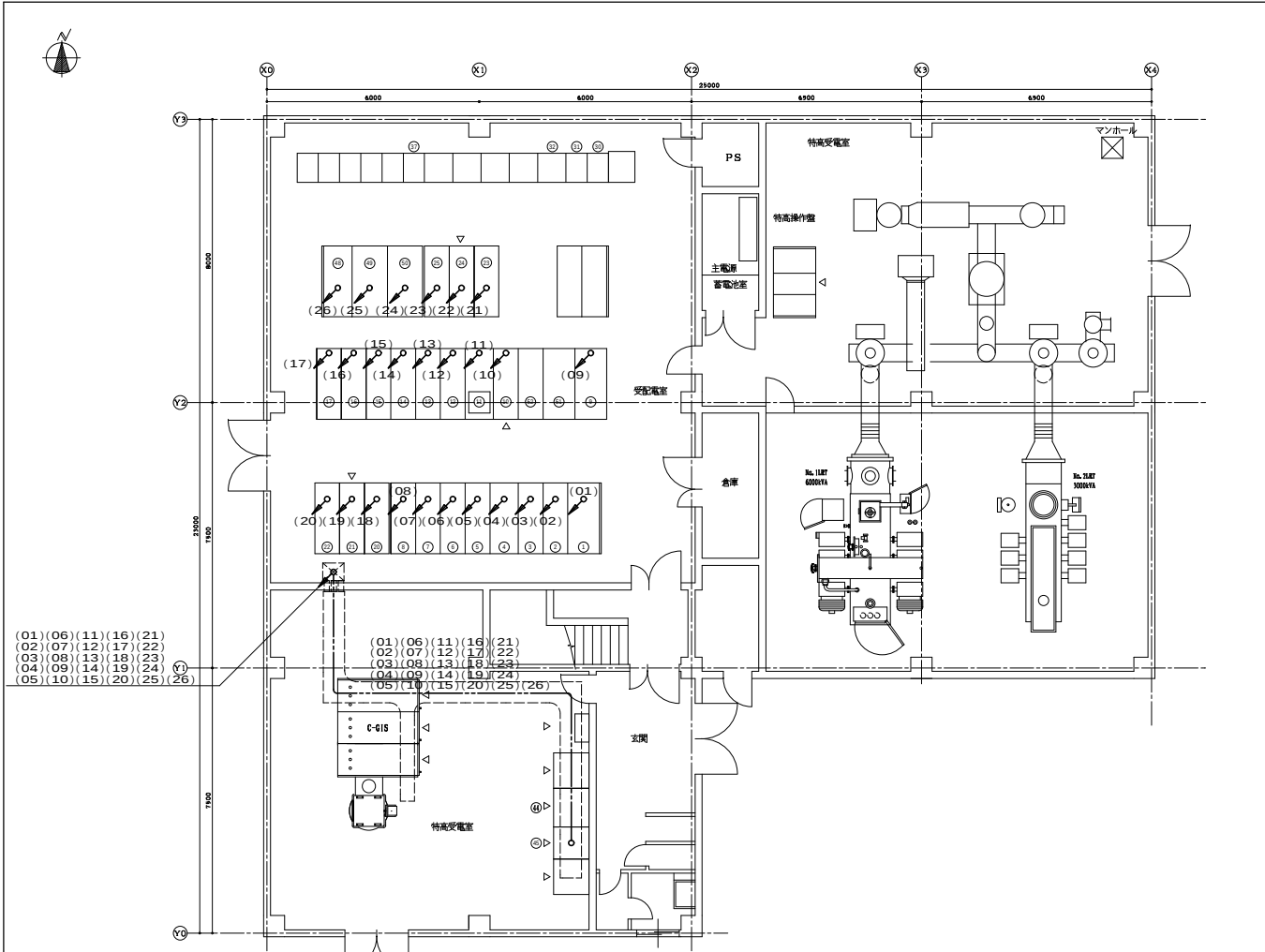


対象設備	項目名称	デバ	高圧盤					中央監視装置						備考	
			制御	状態	警報	アラ	バ	制御	状態	警報	アラ	バ	帳票		
特高受電設備 (新設分のみ)	操作場所 中央・現場	43R	○ x33						制御	状態	警報	アラ	バ	帳票	全てORで出力
	インターロック操作 ロック・解除	431L	○	○					○	○					
	No.1変圧器二次 遮断器	52S1	○	○					○	○					
	No.1変圧器二次 過電流	51S1			○						○				
	No.1変圧器二次 不足電圧	27S1			○						○				
	No.2変圧器二次 遮断器	52S2	○	○					○	○					
	No.2変圧器二次 過電流	51S2			○						○				
	No.2変圧器二次 不足電圧	27S2			○						○				
	高圧予備受電 断路器	89R0	○	○						○					
	高圧予備受電 遮断器	52R0	○	○					○	○					
	高圧予備受電 過電流	51R0			○						○				
	高圧予備受電 不足電圧	27R0			○						○				
	高圧予備受電 地絡方向	67R0			○						○				
	高圧予備受電 電圧あり	84R0		○						○					
	1系高圧母線 不足電圧	27B1			○						○				
	1系高圧母線 過電圧	59B1			○						○				
	1系高圧母線 地絡過電圧	64B1			○						○				
	2系高圧母線 不足電圧	27B2			○						○				
	2系高圧母線 過電圧	59B2			○						○				
	2系高圧母線 地絡過電圧	64B2			○						○				
	フィードバック 遮断器	52FC1	○	○					○	○					
	フィードバック 過電流	51FC1			○						○				
	フィードバック 地絡方向	67FC1			○						○				
	No.1コンデンサ操作 自動ー手動	43C1	○	○					○	○					
	No.1コンデンサ(1) 電磁接触器	42C11	○	○					○	○					
	No.1コンデンサ(1) ヒューズ断	51C11			○						○				
	No.1コンデンサ(2) 電磁接触器	42C12	○	○					○	○					
	No.1コンデンサ(2) ヒューズ断	51C12			○						○				
	No.1コンデンサ(3) 電磁接触器	42C13	○	○					○	○					
	No.1コンデンサ(3) ヒューズ断	51C13			○						○				
	フィードバック 遮断器	52F11	○	○					○	○					
	フィードバック 過電流	51F11			○						○				
	フィードバック 地絡方向	67F11			○						○				
	フィードバック 遮断器	52F12	○	○					○	○					
	フィードバック 過電流	51F12			○						○				
	フィードバック 地絡方向	67F12			○						○				
	フィードバック 遮断器	52F13	○	○					○	○					
	フィードバック 過電流	51F13			○						○				
	フィードバック 地絡方向	67F13			○						○				
	フィードバック 遮断器	52F14	○	○					○	○					
	フィードバック 過														

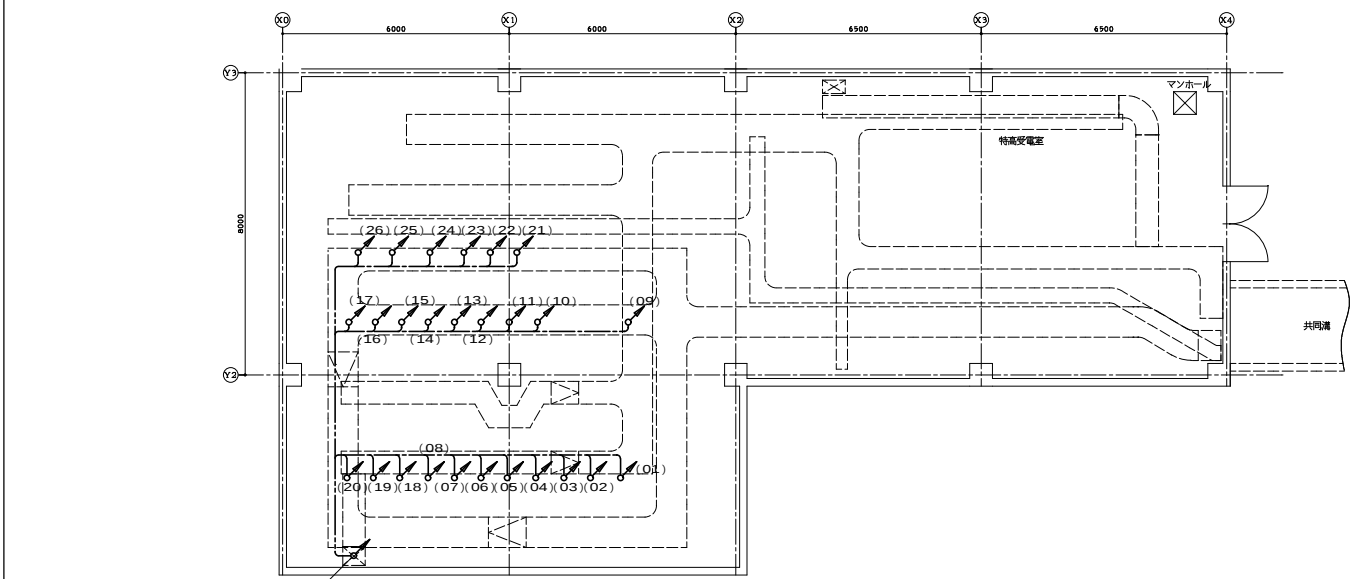
再生（特高受変電設備）設計業務	工事名称	岡山大学（津島）ライフライン再生（特高受変電設備）工事	縮尺 A1：— A3：—	図面番号 E - 35
	図面名称	電力監視制御項目一覧表（1）（特別高圧受変電室）	作製年月 令和2年6月	

特高受変電設備監視項目表

対象設備	項目名称	デバ	高圧盤				中央監視装置						備考		
			制御	状態	警報	アラ	バ	制御	状態	警報	アラ	バ		帳票	
特高受電設備 (新設分のみ)	No.1変圧器二次 電圧	V				○ x3					○ x3		○		
	No.1変圧器二次 電流	A				○ x3					○ x3		○		
	No.1変圧器二次 力率	PF				○					○		○		
	No.1変圧器二次 有効電力	W				○					○		○		
	No.1変圧器二次 無効電力	Var				○					○		○		
	No.1変圧器二次 有効電力量	Wh					○					○	○		
	No.2変圧器二次 電圧	V				○ x3					○ x3		○		
	No.2変圧器二次 電流	A				○ x3					○ x3		○		
	No.2変圧器二次 力率	PF				○					○		○		
	No.2変圧器二次 有効電力	W				○					○		○		
	No.2変圧器二次 無効電力	Var				○					○		○		
	No.2変圧器二次 有効電力量	Wh					○					○	○		
	高圧予備受電 電圧	V				○ x3					○ x3		○		
	高圧予備受電 電流	A				○ x3					○ x3		○		
	高圧予備受電 力率	PF				○					○		○		
	高圧予備受電 電力	W				○					○		○		
	1系高圧母線 電圧	V				○ x3					○ x3		○		
	2系高圧母線 電圧	V				○ x3					○ x3		○		
	フィーダFC1 電流	A				○					○		○		
	フィーダF11 電流	A				○					○		○		
	フィーダF11 有効電力	W				○					○		○		
	フィーダF12 電流	A				○					○		○		
	フィーダF12 有効電力	W				○					○		○		
	フィーダF13 電流	A				○					○		○		
	フィーダF13 有効電力	W				○					○		○		
フィーダF14 電流	A				○					○		○			
フィーダF14 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF15 電流	A				○					○		○			
フィーダF15 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF16 電流	A				○					○		○			
フィーダF16 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF17 電流	A				○					○		○			
フィーダF17 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF18 電流	A				○					○		○			
フィーダF18 有効電力	W				○					○		○			
フィーダFT1 電流	A				○					○		○			
フィーダFT1 有効電力量	Wh					○					○	○			
フィーダFC2 電流	A				○					○		○			
フィーダF21 電流	A				○					○		○			
フィーダF21 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF22 電流	A				○					○		○			
フィーダF22 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF23 電流	A				○					○		○			
フィーダF23 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF24 電流	A				○					○		○			
フィーダF24 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF25 電流	A				○					○		○			
フィーダF25 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF26 電流	A				○					○		○			
フィーダF26 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF27 電流	A				○					○		○			
フィーダF27 有効電力	W				○					○		○			
フィーダF28 電流	A				○					○		○			
フィーダF28 有効電力	W				○					○		○			
フィーダFT2 電流	A				○					○		○			
フィーダFT2 有効電力量	Wh					○					○	○			
												</			



電力監視設備 1階 配線図 (改修後) (特別高圧受変電室) S-1/100

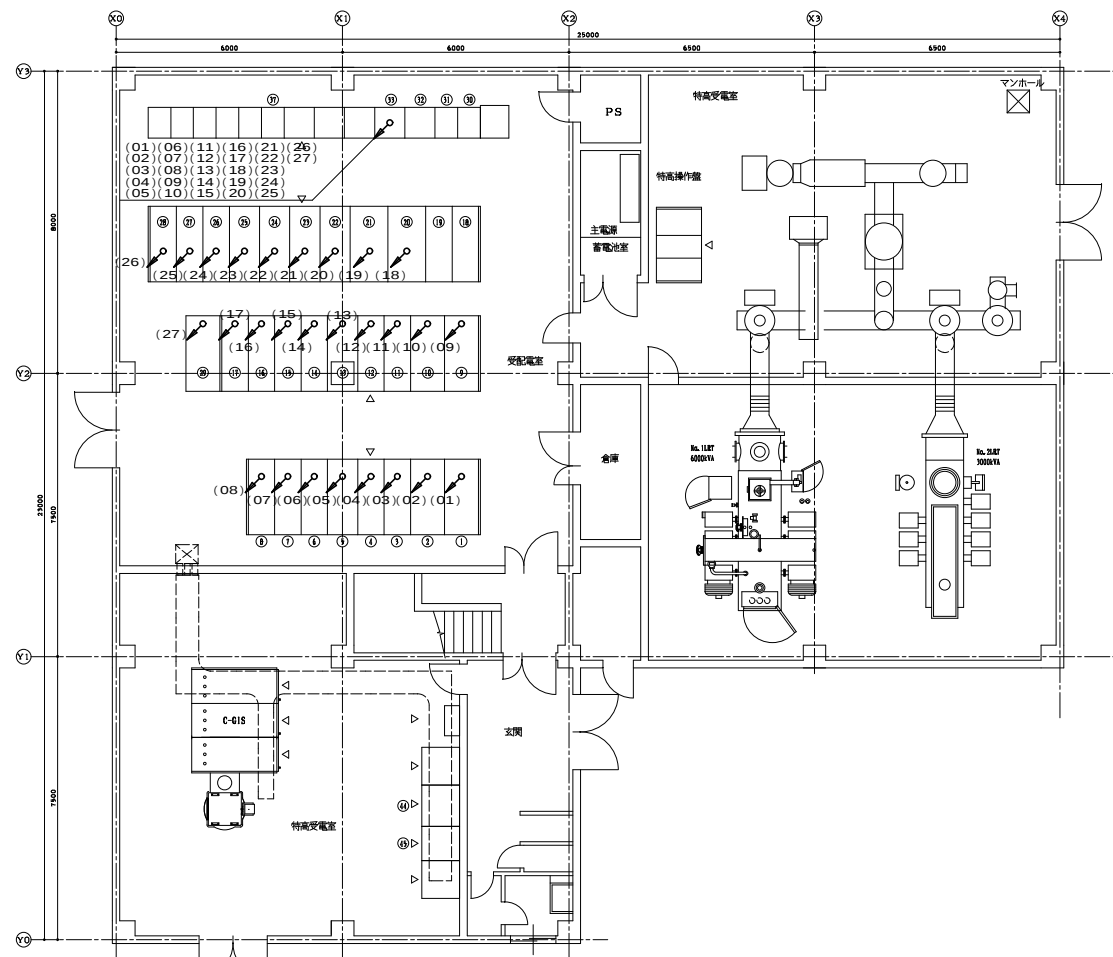


電力監視設備 ビット 配線図 (改修後) (特別高圧受変電室) S-1/100

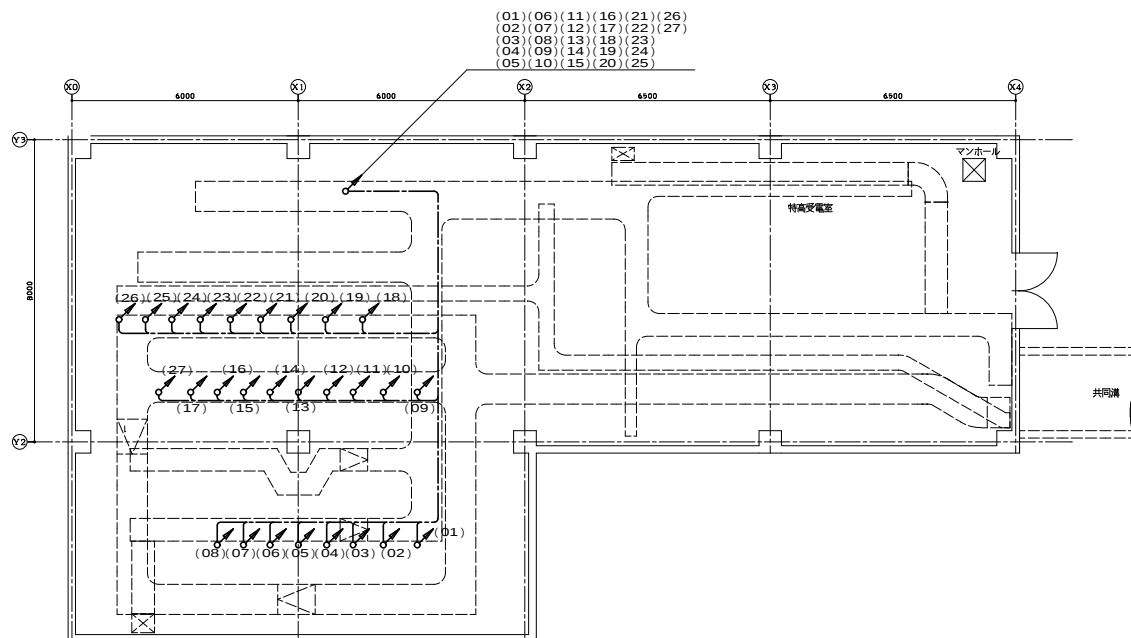
機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考	機器番号	名 称 (上段)	名 称 (下段)	備 考
①	No.1接地変圧器盤		新 設	⑩	取引計量器盤	(6kV 予備受電)	既 設
②	F18 配電盤	FT1 配電盤	〃	⑪	〃	(60kV 受電)	〃
③	No.1母線連絡	No.1EVT	〃	⑫	計測用変換器		〃
④	No.1主変 2 次盤		〃	⑬	補助継電器盤	(特高変電所 1)	〃
⑤	FC1 配電盤	F11 配電盤	〃	⑭	〃	(特高変電所 2)	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃	⑮	〃	(特高変電所 3)	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃	⑯	〃	(特高変電所 4)	〃
⑧	F16 配電盤	F17 配電盤	〃	⑰	共送張器	(共通)	〃
⑨	No.2接地変圧器盤		新 設	⑱	補助継電器盤		〃
⑩	No.2主変 2 次盤		〃	⑲	伝送親局盤		〃
⑪	母線盤		〃	⑳	特高受電操作盤		〃
⑫	FC2 配電盤	F21 配電盤	〃	㉑	No.1変圧器操作盤		〃
⑬	F22 配電盤	F23 配電盤	〃	㉒	No.2変圧器操作盤		〃
⑭	F24 配電盤	F25 配電盤	〃	㉓	特高保護継電器盤		1 期
⑮	F26 配電盤	F27 配電盤	〃	㉔	特高監視操作盤		〃
⑯	F28 配電盤	FT2 配電盤	〃	㉕	インターフェース盤		〃
⑰	No.2母線連絡	No.2EVT	〃	㉖	直流電源盤		〃
⑱	整流器盤		既 設	㉗	取引計器盤 (C-GIS用)		〃
⑲	インバータ盤		〃	㉘	所内TR切換盤		新 設
㉑	No.1コンデンサ盤 (1)		新 設	㉙	所内動力TR盤		〃
㉒	No.1コンデンサ盤 (2)		〃	㉚	所内電灯・動力TR盤		〃
㉓	No.1コンデンサ盤 (3)		〃	㉛	予備引込盤		〃
㉔	No.2コンデンサ盤 (1)		新 設	㉜	予備受電盤		〃
㉕	No.2コンデンサ盤 (2)		〃				
㉖	No.2コンデンサ盤 (3)		〃				

配線リスト

配線番号	自		至		線 種	電 線 管	備 考	配線番号
	番号	機 器 名 称	番号	機 器 名 称				
01	④⑤	インターフェース盤	①	No.1接地変圧器盤	EM-CEE1.25-10Cx1	既設ラック、ビット内既設ラック		01
02	④⑤	インターフェース盤	②	F18 配電盤 / FT1 配電盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		02
03	④⑤	インターフェース盤	③	No.1母線連絡 / No.1EVT	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		03
04	④⑤	インターフェース盤	④	No.1主変 2 次盤	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		04
05	④⑤	インターフェース盤	⑤	FC1 配電盤 / F11 配電盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		05
06	④⑤	インターフェース盤	⑥	F12 配電盤 / F13 配電盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		06
07	④⑤	インターフェース盤	⑦	F14 配電盤 / F15 配電盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		07
08	④⑤	インターフェース盤	⑧	F16 配電盤 / F17 配電盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		08
09	④⑤	インターフェース盤	⑨	No.2接地変圧器盤	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		09
10	④⑤	インターフェース盤	⑩	No.2主変 2 次盤	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		10
11	④⑤	インターフェース盤	⑪	母線盤	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		11
12	④⑤	インターフェース盤	⑫	FC2 配電盤 / F21 配電盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		12
13	④⑤	インターフェース盤	⑬	F22 配電盤 / F23 配電盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		13
14	④⑤	インターフェース盤	⑭	F24 配電盤 / F25 配電盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		14
15	④⑤	インターフェース盤	⑮	F26 配電盤 / F27 配電盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		15
16	④⑤	インターフェース盤	⑯	F28 配電盤 / FT2 配電盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		16
17	④⑤	インターフェース盤	⑰	No.2母線連絡 / No.2EVT	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		17
18	④⑤	インターフェース盤	⑱	No.1コンデンサ盤(1)	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		18
19	④⑤	インターフェース盤	⑲	No.1コンデンサ盤(2)	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		19
20	④⑤	インターフェース盤	㉑	No.1コンデンサ盤(3)	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		20
21	④⑤	インターフェース盤	㉒	No.2コンデンサ盤(1)	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		21
22	④⑤	インターフェース盤	㉓	No.2コンデンサ盤(2)	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		22
23	④⑤	インターフェース盤	㉔	No.2コンデンサ盤(3)	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		23
24	④⑤	インターフェース盤	㉕	所内電灯・動力TR盤	EM-CEE1.25-10Cx2	〃		24
25	④⑤	インターフェース盤	㉖	所内動力TR盤	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		25
26	④⑤	インターフェース盤	㉗	所内TR切換盤	EM-CEE1.25-10Cx1	〃		26



(撤去図)



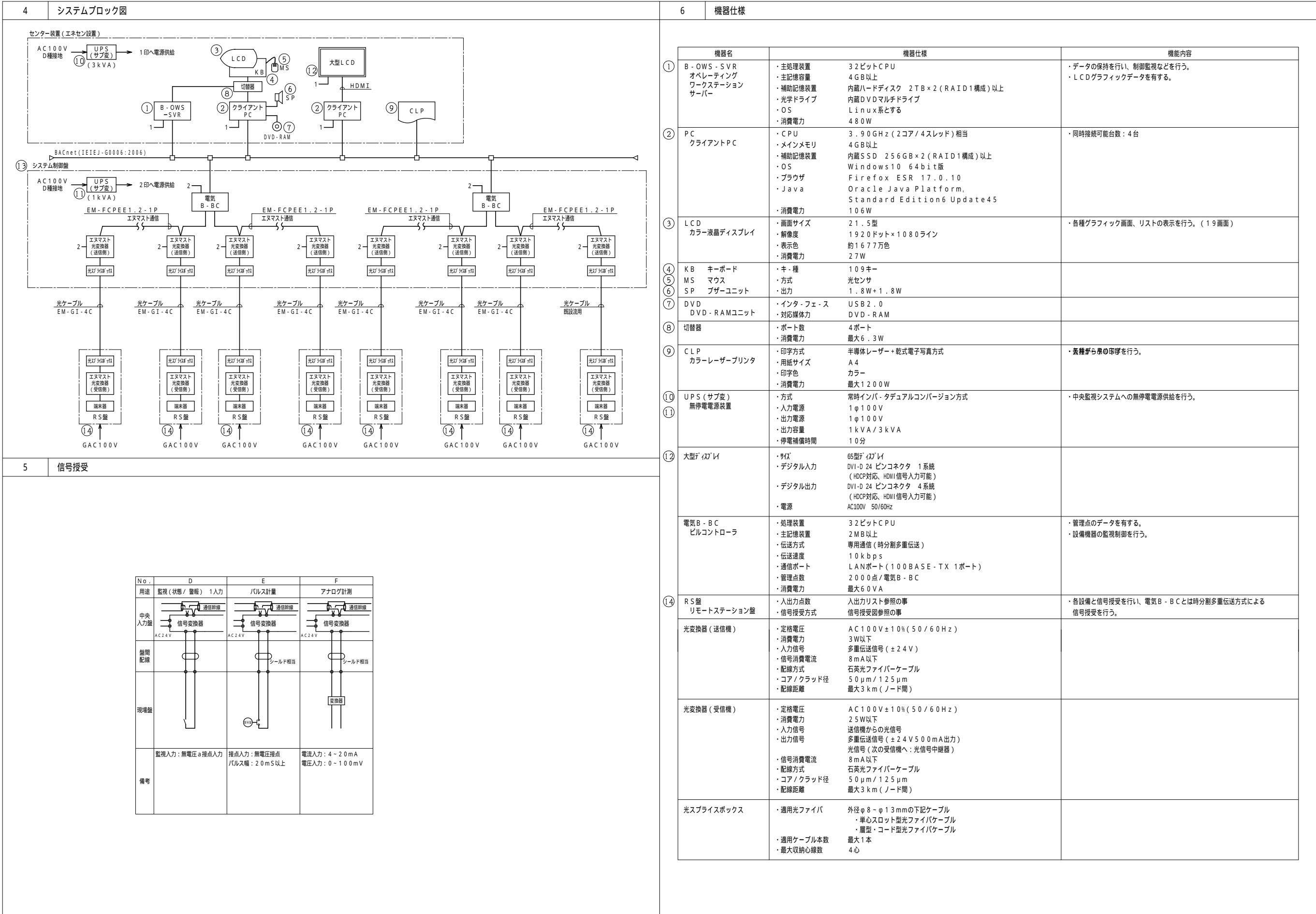
(撤去図)

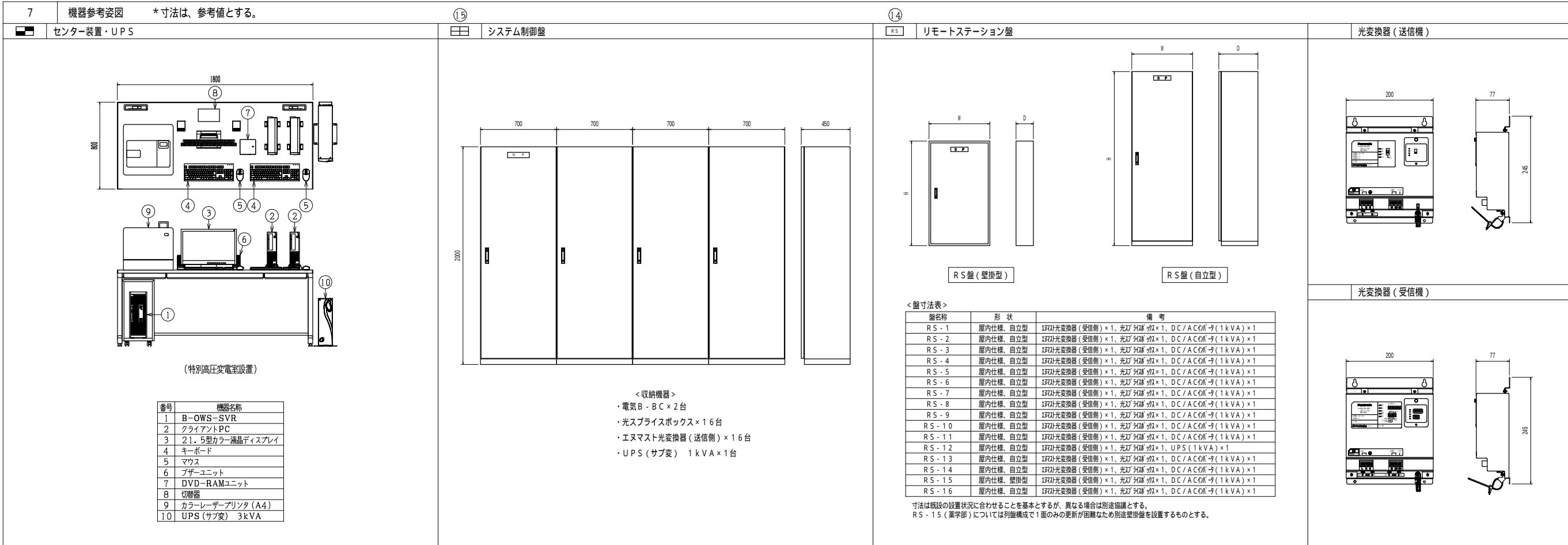
機器番号	名 称（上段）	名 称（下段）	備 考	機器番号	名 称（上段）	名 称（下段）	備 考
①	No.1接地変圧器開閉器	No.1接地変圧器	既 設	②6	No.2コンデンサ	(No.1)	〃
②	所内変圧器切替開閉器	所内変圧器しゃ断器	〃	②7	〃	(No.2)	〃
③	GPT	母線連絡	〃	②8	〃	(No.3)	〃
④	No.1変圧器2次	PT, LA	〃	②9	No.1コンデンサ盤	(No.4)	〃
⑤	No.1コンデンサ主幹	F11 配電盤	〃	③0	取引計量器盤	(6kV 予備受電)	〃
⑥	F12 配電盤	F13 配電盤	〃	③1	〃	(60kV 受電)	〃
⑦	F14 配電盤	F15 配電盤	〃	③2	計測用変換器		〃
⑧	F16配電盤	F17配電盤	〃	③3	補助継電器盤	(特高変電所 1)	〃
⑨	No.2接地変圧器開閉器	No.2接地変圧器	〃	③4	〃	(特高変電所 2)	〃
⑩	予備引込	PT, LA	〃	③5	〃	(特高変電所 3)	〃
⑪	母線連絡、GPT	予備受電	〃	③6	〃	(特高変電所 4)	〃
⑫	No.2変圧器2次	PT, LA	〃	③7	共送張器	(共通)	〃
⑬	母線盤		〃	③8	補助継電器盤		〃
⑭	No.2コンデンサ主幹	F21 配電盤	〃	③9	伝送親局盤		〃
⑮	F22 配電盤	F23 配電盤	〃	④0	特高受電操作盤		1 期
⑯	F24 配電盤	F25 配電盤	〃	④1	No.1変圧器操作盤		〃
⑰	F26 配電盤	F27 配電盤	〃	④2	No.2変圧器操作盤		〃
⑱	整流器盤		〃	④3	特高保護継電器盤		〃
⑲	インバータ盤		〃	④4	特高監視操作盤		〃
⑳	所内変圧器（所内）		〃	④5	インターフェース盤		〃
㉑	〃（共同満用）		〃	④6	直流電源盤		〃
㉒	合併区分開閉器盤		〃	④7	取引計器盤（C-GIS用）		〃
㉓	No.1コンデンサ	(No.1)	〃				
㉔	〃	(No.2)	〃				
㉕	〃	(No.3)	〃				

配線番号	自		至		線 種	電線管	備考	配線番号
	番号	機 器 名 称	番号	機 器 名 称				
01	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	①	No.1接地変圧器開閉器 / No.1接地変圧器	CVV1.25-10Cx2	ビット内ラック		01
02	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	②	所内変圧器切替開閉器 / 所内変圧器しゃ断器	CVV1.25-10Cx2	＃		02
03	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	③	GPT / 母線連絡	CVV1.25-10Cx2			03
04	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	④	No.1変圧器2次 / PT, LA	CVV1.25-10Cx1	＃		04
05	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑤	No.1コンデンサ主幹 / F11 配電盤	CVV1.25-10Cx2	＃		05
06	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑥	F12 配電盤 / F13 配電盤	CVV1.25-10Cx2	＃		06
07	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑦	F14 配電盤 / F15 配電盤	CVV1.25-10Cx2	＃		07
08	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑧	F16 配電盤 / F17 配電盤	CVV1.25-10Cx2	＃		08
09	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑨	No.2接地変圧器開閉器 / No.2接地変圧器	CVV1.25-10Cx2	＃		09
10	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑩	予備引込 / PT, LA	CVV1.25-10Cx1	＃		10
11	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑪	母線連絡、GPT / 予備受電	CVV1.25-10Cx1	＃		11
12	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑫	No.2変圧器2次 / PT, LA	CVV1.25-10Cx2			12
13	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑬	母線盤	CVV1.25-10Cx1	＃		13
14	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑭	No.2コンデンサ主幹 / F21 配電盤	CVV1.25-10Cx2	＃		14
15	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑮	F22 配電盤 / F23 配電盤	CVV1.25-10Cx2	＃		15
16	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑯	F24 配電盤 / F25 配電盤	CVV1.25-10Cx2	＃		16
17	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑰	F26 配電盤 / F27 配電盤	CVV1.25-10Cx2			17
18	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑱	所内変圧器（所内）	CVV1.25-10Cx1	＃		18
19	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑲	所内変圧器（共同満用）	CVV1.25-10Cx1	＃		19
20	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	⑳	合併区分開閉器盤	CVV1.25-10Cx1	＃		20
21	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	㉑	No.1コンデンサ（No.1）	CVV1.25-10Cx1	＃		21
22	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	㉒	No.1コンデンサ（No.2）	CVV1.25-10Cx1			22
23	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	㉓	No.1コンデンサ（No.3）	CVV1.25-10Cx1	＃		23
24	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	㉔	No.2コンデンサ（No.1）	CVV1.25-10Cx1	＃		24
25	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	㉕	No.2コンデンサ（No.2）	CVV1.25-10Cx1	＃		25
26	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	㉖	No.2コンデンサ（No.3）	CVV1.25-10Cx1			26
27	③	補助継電器盤（特高変電所 1）	㉗	No.1コンデンサ（No.4）	CVV1.25-10Cx1	＃		27

1	更新概要
(1) 大学キャンパス内のローカル受変電監視設備の更新とする。 (2) センター装置、システム制御盤、ＲＳ盤より構成され、センサー装置のグラフィック画面にてローカル受変電設備の状態、電力量、故障状態の監視が行えるものとする。 (3) エネセンにセンター装置及びシステム制御盤を設置し、 １５か所の電気室内のＲＳ盤の撤去・更新及び、１か所（異分野棟）の電気室内にＲＳ盤を新設する。 ただし、撤去が困難なＲＳ盤については残置とする。（別途協議） (4) エネセンからＲＳ盤への光ケーブルについては既設の６か所については既設配線を流用するものとし、１０か所については光ケーブルを新設する。 ただし、光ケーブルの既設流用が出来ない場合は、別途光ケーブルを新設も可能とする（別途協議） (5) ＲＳ１４（工学部１号館）、ＲＳ１５（薬学部）のＲＳ盤については設置後の利用期間が短いため、必要に応じて内部改修による対応も可能とする。	
2	システム概要
(1) センター部（Ｂ－ＯＷＳ）、コントローラ部（Ｂ－ＢＣ）、リモートシステム部による分散システムを導入し、システムの信頼性の向上を図るものとする。 (2) 電源は専用のUPSより供給を行うものとする。 (3) B A - L A Nには、B A C n e t（I E I E J - G 0 0 0 6：2 0 0 6）を用いるものとする。 ＩＰバージョンはI P V 4対応とする。 (4) 端末器はＲＳ盤組込み集合設置方式とする。 (5) センター装置はサーバー、クライアント方式とする。	
3	機能仕様
<センター部（Ｂ－OWS）機能仕様> １．システム運用機能 (1) システムセキュリティ オペレータ毎にログインIDとパスワード（PW）が登録でき、各機能画面へのアクセス権限（操作の許可／禁止、表示の許可／禁止）の設定ができるものとする。 (2) オートログイン機能 特定IPアドレスのクライアント端末からのアクセス時には、ログイン操作（ID＋PW認証）を不要とすることができるものとする。 (3) 運用区分設定 管理点を最大３０区分（設備・系統・場所・建物等）の運用区分に振り分け、各運用区分に属する管理点の操作、アラーム表示およびブザーの鳴動範囲をオペレータ（レベル）毎に指定できるものとする。 (4) ポイント引きはずレノ一括設定 設備機器の点検時、その機器に対してポイント引き外し操作を行う事により、一時的に監視や制御の引き外しを行えるものとする。 (5) 運用データ変更 オペレーター操作により設備機器の名称、警報音種別、代表表示識別等の変更を行うことができるものとする。 (6) ヘルプ表示 画面説明書、運用説明書をヘルプボタンで呼び出すことができるものとする。 ２．監視機能 (1) 警報監視 設備機器の警報の発生と復旧を常時監視し、警報発生時には警報音を鳴動させ、警報内容を表示するとともに、該当するグラフィック画面を強制表示できるものとする。 なお、警報音は警報内容や設備の種類をもとにレベル登録（警報レベル：設備警報４レベル＋システム異常１レベル）と、ブザー鳴動設定（音色５種類）、音声によるメッセージ設定（５００種類）およびガイダンス表示設定（１０００件）を行うことができるものとする。 (2) 状態監視 オペレータ操作により、設備機器の現在状態および各種計測値（アナログ計測値、計量値等）の表示を行うことができるものとする。 (3) 計測上下限監視 計測点に対して一定周期で監視を行い、設定した上下限値を外れた場合には警報処理し、警報音の鳴動、警報内容の表示およびグラフィック画面の強制表示を行えるものとする。 なお、季節毎（夏期、冬期、中間期）に上下限値を設定することができるものとする。 本機能の引き外し、値設定は個別管理点毎もしくはグループ（最大３０ポイント）単位で行えるものとする。 (4) 計量上限監視 計量点に対して単位時間当りの使用量の上限値を設定し、上限値を超えた場合には警報処理し、警報音の鳴動、警報内容の表示およびグラフィック画面の強制表示が行えるものとする。 本機能の引き外し、値設定は個別管理点毎もしくはグループ（最大３０ポイント）単位で行えるものとする。 (5) 警報回数積算 設備機器の警報 / 故障の発生回数を積算し表示することができるものとする。 (6) システム異常監視 システム構成機器の異常監視ができるものとする。 異常・状態表示はグラフィック画面上からも監視が行えるものとする。 <監視対象> B A C n e tデバイス、B A C n e tデバイス以外のLAN接続デバイス（プリンタ等）、 B - B C 2次側端末器（TU、DDC等） (7) 管理サーバー監視 管理サーバーの状態を監視し、表示することができるものとする。 （CPU使用状態 / メモリ使用状態 / スワップ使用状態 / ファイルシステムの状態 / プロセス状態） ３．表示機能 (1) モニター表示・操作基本機能 共通のユーザーインターフェイス（モニター）にて行えるものとする。 また、モニター画面は、オーバーラップ（重ね表示：最大４画面）やタイリング（並べ表示：最大４画面）の同時表示ができ、マウスおよびキーボード操作により、拡大 / 縮小、スクロール、移動等の操作が行えるものとする。 (2) 画面履歴表示 ログイン中に表示した画面を、過去３０画面まで戻って呼び出しができるものとする。 (3) 系統 / 平面グラフィック画面表示 設備機器の状態、計測値、計量値、設定値等を、系統図または平面図等のグラフィック画面表示にて行えるものとする。なお、計測値については、メーターシンボルや温度計シンボル等の形状によるグラフィカルな表示が可能なものとする。 また、グラフィック画面上のシンボルをクリックすることにより、該当ポイントの関連画面名称を表示し、名称をクリックすることで機能画面を呼び出すことができるものとする。 構内全体系統図：１枚 電気室：１８枚 表示内容：受電用遮断器状態、主遮断器状態、電流、電力、力率、電力量、重故障、軽故障、その他故障を表示する。（監視対象外は除外する） 遮断器を監視していない電気室（電力量のみ等）については一覧表示のみとし、グラフィックの対象外とする。 (4) 最新警報表示 発生した警報をリアルタイムで表示することができるものとする。 なお、画面表示は、最新５件または２０件分の表示切替ができるものとする。 (5) 警報リスト表示 現在発生中または未確認の警報情報の一覧表示を行うことができるものとする。 また、予め設定した代表種別毎（受変電、空調等）の表示を可能とし、警報リストから関連するグラフィック画面の呼出表示ができるものとする。 (6) 警報ガイダンス表示 警報リスト表示画面から選択操作することで、その警報に関するガイダンスメッセージの表示が行えるものとする。 (7) ポイントリスト表示 設備機器の各種状態を１グループあたり最大２０００点のリスト形式で表示できるものとする。（最大１０００グループ）また、オペレータ操作により、検索表示も可能とする。 検索項目：管理点種別、管理点番号、管理点名称 (8) 履歴表示 設備機器の状態変化、警報発生 / 復旧、オペレータによる各種操作等のデータを記憶し、オペレータの検索操作にて必要な情報のリスト表示を行えるものとする。 なお、検索項目は、期間、機器、状態・警報種別、操作種別 (9) トренд表示 オペレータ操作により、計測、計量および状態管理のデータに基づいたトレンドグラフの表示を行えるものとする。なおグラフは、計測値は折れ線、棒、精羅棒のいずれかを選択できるものとする。 ４．操作機能 (1) 保守登録 設備機器の点検時等、当該機器に対する保守登録操作を行うことにより、一時的に監視や制御対象からの切り離しができるものとする。 ５．制御機能 (1) 電力デマンド監視 受電電力量が契約電力を超過しないように監視を行い、超過傾向にある場合は警報処理を行う。 ６．省エネ支援機能 (1) 月間エネルギー予測機能 １カ月の目標月間電力使用量に対し、日毎の使用電力量推移より月間電力使用量を予測し、月間電力量予測が目標月間電力使用量を上回った場合、予測超過通知を行えるものとする。 (2) CO2換算表示 日・月・年報にてCO2換算表示が行えるものとする。 CO2換算係数は期間で変更することができるものとする。 (3) 比較グラフ表示 日・月・年報データのトレンドグラフ表示が行えるものとする。また、ワンポイントトレンド表示においては、同一ポイントの異なる基準日（月、年）のデータ表示を可能とする。 (4) デマンドグラフ表示 過去の３０分デマンドグラフデータを保持し、過去のデマンドグラフを表示できるものとする。 ・データ保持期間３６５日 (5) 日月年報上下限逸脱表示 あらかじめ設定した上下限値を超えた場合、各種帳票で逸脱表示ができるものとする。 ７．記録機能 (1) 日報記録 日報として記録した内容を毎日指定時刻に保存、またはプリンタに印字を行えるものとする。 (2) 月報記録 月報として記録した内容を毎月指定時刻に保存、またはプリンタに印字を行えるものとする。 (3) 年報記録 年報として記録した内容を毎年指定時刻に保存、またはプリンタに印字を行えるものとする。 ８．データ管理支援機能 (1) 光熱費管理 電力、ガス、水道などのメーター値を検計し、使用量の計算を行えるものとする。 前月検針値、本月検針値、本日検針値、前月使用量、当月使用量を集中検針結果として表示し、プリンタに印字を行えるものとする。 月度単位での表示ができ、前年同月分までの蓄積・表示ができるものとする。 検針データを収集、テナント毎に集積して請求書の発行を行えるものとする。 検針日は費目毎に設定を行えるものとする。 (2) ワンポイントトレンド表示（日負荷） 計測点、計量点の毎正時の値を収集し、オペレータ操作によりデータの一覧表示およびグラフ表示を行えるものとする。計測点の毎正時の値は正時の瞬時値とし、計量値は１時間あたりの使用量とする。 (3) ワンポイントトレンド表示（月負荷） 計測点、計量点の日負荷データを基に、オペレータ操作によりデータ一覧表示およびグラフ表示を行えるものとする。 (4) ワンポイントトレンド表示（年負荷） 計測点、計量点の月負荷データを基に、オペレータ操作によりデータ一覧表示およびグラフ表示を行えるものとする。 収集データは１０年分を内部に記憶可能とする。 (5) デマンド日負荷曲線表示 デマンド監視点においてデマンド時限（３０分）毎のデータを収集し、オペレータ操作によりデータ一覧表示およびグラフ表示を行えるものとする。 一覧およびグラフはデマンド時限毎の瞬時値、１日の最大値、平均値とする。 (6) デマンド月負荷曲線表示 デマンド日負荷データを基に、オペレータ操作によりデータ一覧表示およびグラフ表示を行えるものとする。 一覧およびグラフは１ヶ月の最大値、平均値、日毎の最大値、平均値とする。 (7) デマンド年負荷曲線表示 デマンド年負荷データを基に、オペレータ操作によりデータ一覧表示およびグラフ表示を行えるものとする。 一覧およびグラフは１年の最大値、平均値、月毎の最大値、平均値とする。 (8) 日報表示 日負荷として収集されたデータを下記条件設定内容にて、日報として表示を行えるものとする。 ・条件設定項目：対象点、表示位置、集計項目（最大、最小、平均、合計） ・データ保持期間２年 (9) 月報表示 月負荷として収集されたデータを下記条件設定内容にて、月報として表示を行えるものとする。 ・条件設定項目：対象点、表示位置、集計項目（最大、最小、平均、合計） ・データ保持期間１０年 (10) 年報表示 年負荷として収集されたデータを下記条件設定内容にて、年報として表示を行えるものとする。 ・条件設定項目：対象点、表示位置、集計項目（最大、最小、平均、合計） ・データ保持期間１０年 (11) 演算ポイント設定 日報・月報・年報およびトレンドに使用する演算ポイントの算出式を表示 / 設定を行えるものとする。（最大５００ポイント / システム） (12) 単位換算係数表示 日報・月報・年報の論理演算に使用する換算係数を一覧表示することができるものとする。 また、開始年月を指定し換算係数の設定ができるものとする。 （最大２０個 / システム） (13) 運用管理データ保存、印字 指定した日時に運用管理データのCSVファイル、またはPDFファイルを管理サーバーへ自動保存および自動印刷ができるものとする。 運用管理データ：日報、月報、年報、デマンド日負荷、デマンド月負荷、デマンド年負荷、日別メーター使用量、月度メーター使用量、メンテナンスデータ、履歴、トレンドデータ ９．オペレータ支援機能 (1) オンライン管理点名称変更 システムが稼働している状態で、管理点の名称を建物の運用に合わせて変更できるものとする。	

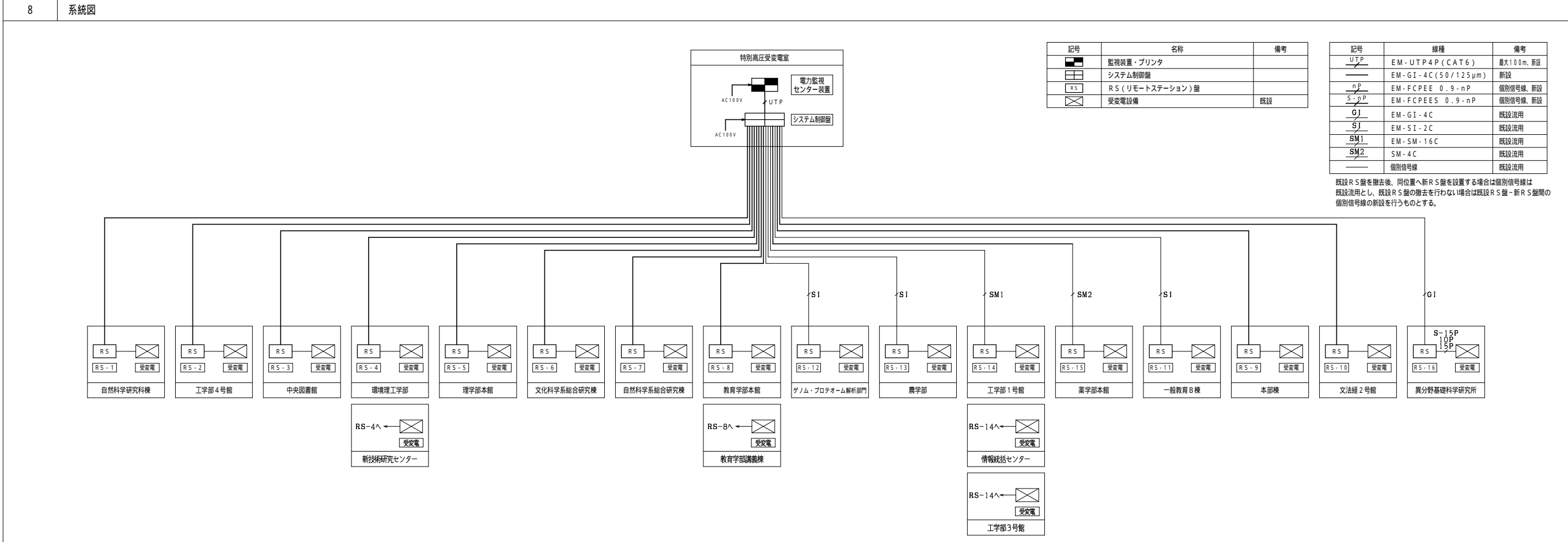
備考		 岡山大学施設企画部	株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所 広島市中区東白鳥町14-15 所長 陸山 和佳	設計業務名	岡山大学（津島）ライフライン再生（特高受変電設備）設計業務	工事名称	岡山大学（津島）ライフライン再生（特高受変電設備）工事	縮尺	A1：— A3：—	図面番号	E - 39	図面枚数	41 64
				図面名称	電力監視設備 更新概要・システム概要・機能仕様（サブ変）	作製年月	令和2年6月						



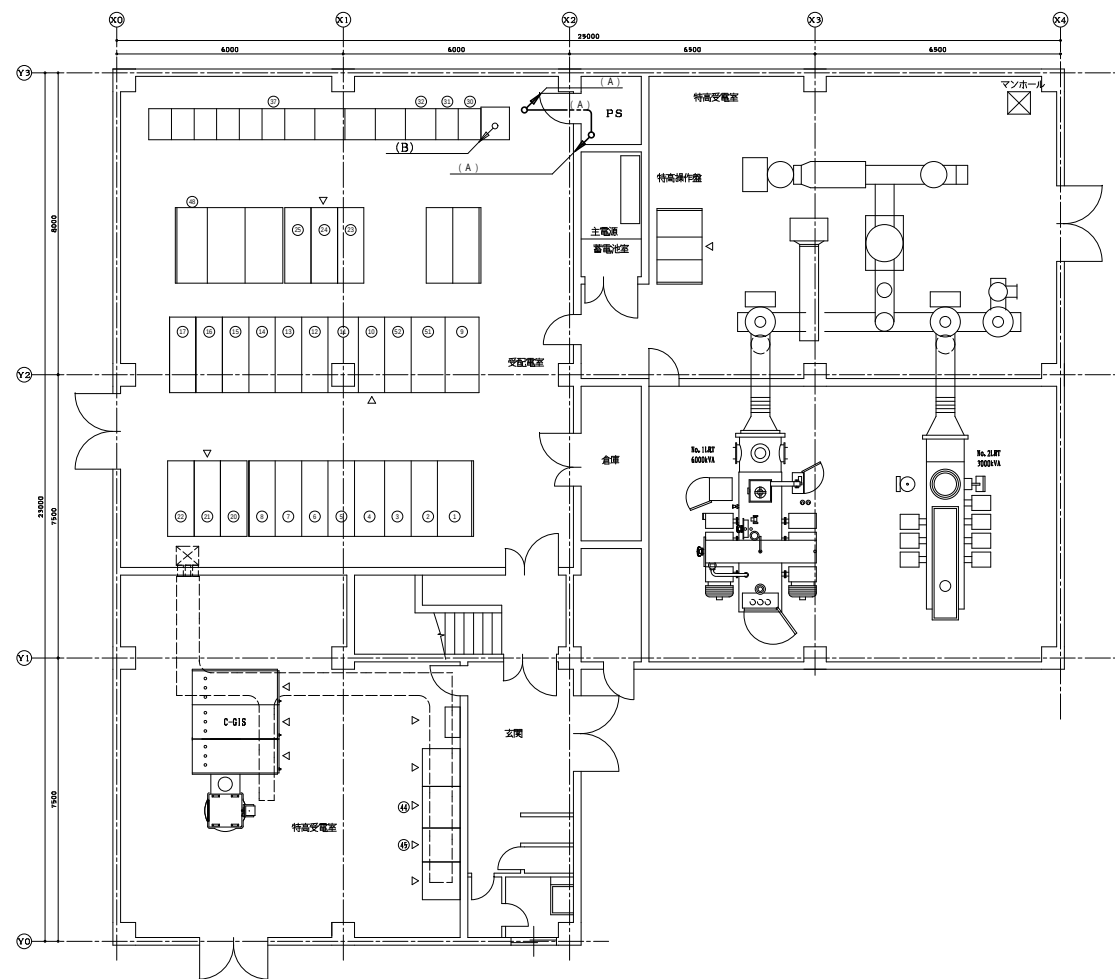


光変換器 (送信機)

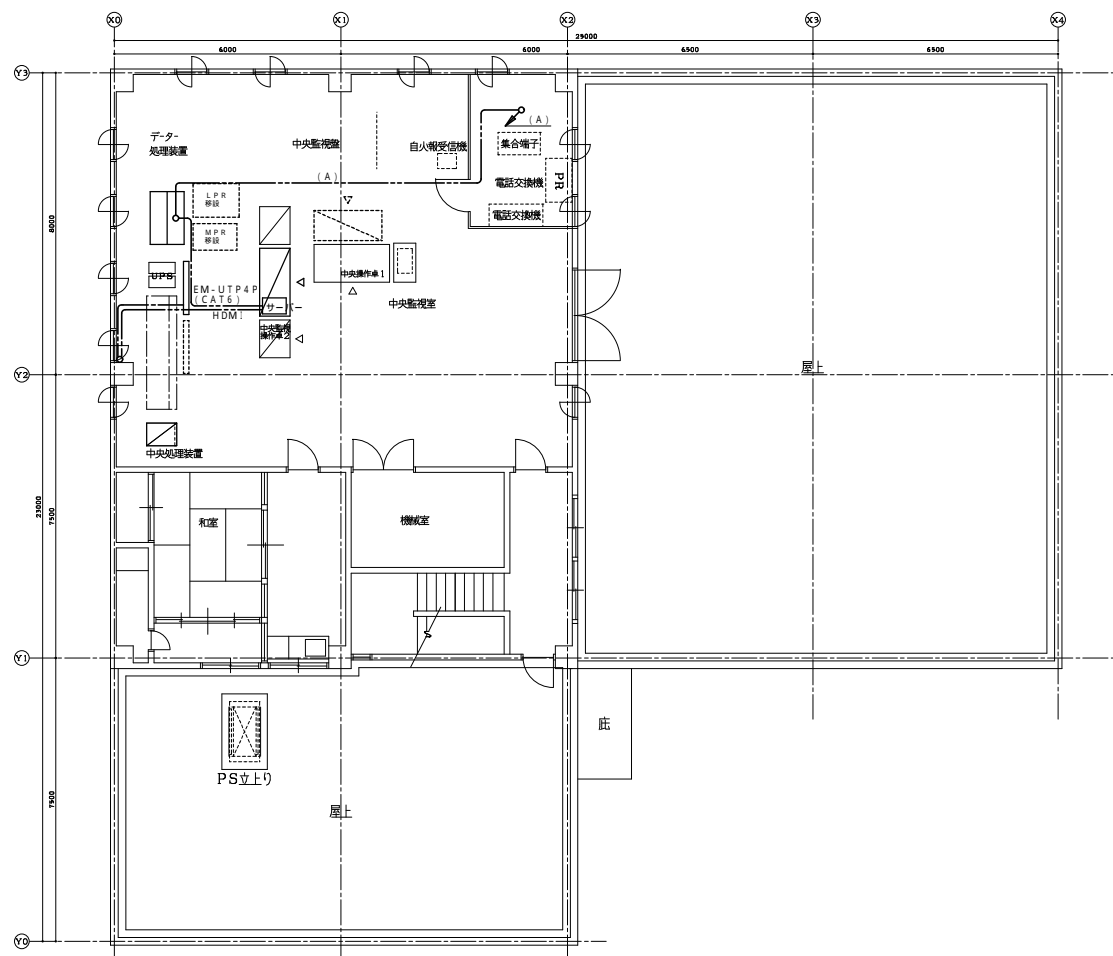
光変換器 (受信機)



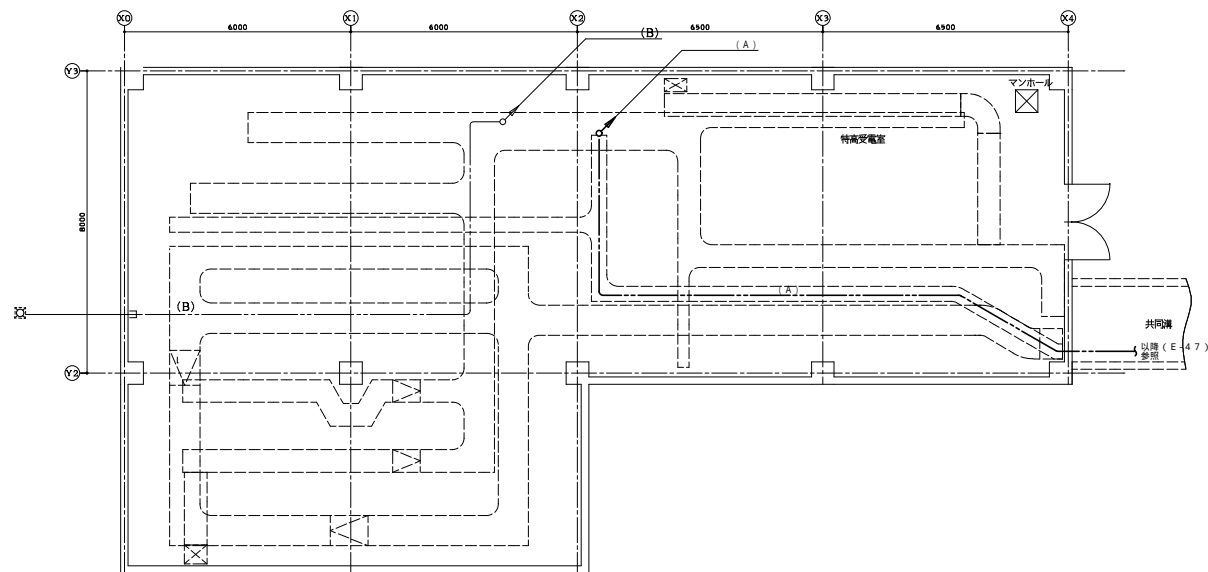
9	中央管理点入出力一覧表（ 2 ）														
リモート盤	管理対象		接続 記号	操作			監視			計測		計量 バルス	備 考		
	建物名称	機器名称		発停 状態 故障	発停 状態	設定	状態 故障	状態 故障 or 警報	温度 (P t)	アナ ログ					
R S - 9	本部棟 ＜DCACインバータ設置＞	受電用遮断器 4 2 R 1 (特高 F 2 4)	D					1							
		受電用遮断器 4 2 R 2 (ゲノム・プロテオーム)	D					1							
		受電用遮断器 5 2 R 3 (農学部本館)	D					1							
		配電用遮断器 5 2 F 1 (本部棟)	D					1							
		配電用遮断器 5 2 F 2 (5 0 周年記念館)	D					1							
		電流 (本部棟)	F						1						
		電力 (本部棟)	F						1						
		力率 (本部棟)	F						1						
		電力量 (本部棟)	E							1					
		電流 (5 0 周年記念館)	F						1						
		電力 (5 0 周年記念館)	F						1						
		力率 (5 0 周年記念館)	F						1						
		電力量 (5 0 周年記念館)	E							1					
		重故障	D					1							
		軽故障	D					1							
		その他故障	D					1							



電力監視設備 1階 配線図 (改修後) (サブ変) S=1/100



電力監視設備 2階 配線図 (改修後) (サブ変) S=1/100



電力監視設備 ビット 配線図 (改修後) (サブ変) S=1/100

(A)			
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	自然科学研究科棟	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	工学部4号館	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	中央設備館	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	環境理工学部棟	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	理学部本館	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	文化科学系総合研究棟	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	自然科学系総合研究棟	R階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	教育学部本館	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	本部棟	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	文芸経2号館	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-S1-2C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	①一般教育棟 (B棟)	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-SM-16C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	②工学部1号館	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-G1-4C	二重床、既設ラック、ビット内既設ラック	③異分野基礎科学研究所	5階 電気室 RS 室 ～ 特高

(B)			
EM-S1-2C	ビット内既設ラック	④グノム・プロテオーム解析部門	4階 電気室 RS 室 ～ 特高
EM-S1-2C	ビット内既設ラック	⑤農学部	1階 電気室 RS 室 ～ 特高
SM-4C	ビット内既設ラック	⑥薬学部本館	1階 電気室 RS 室 ～ 特高



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄

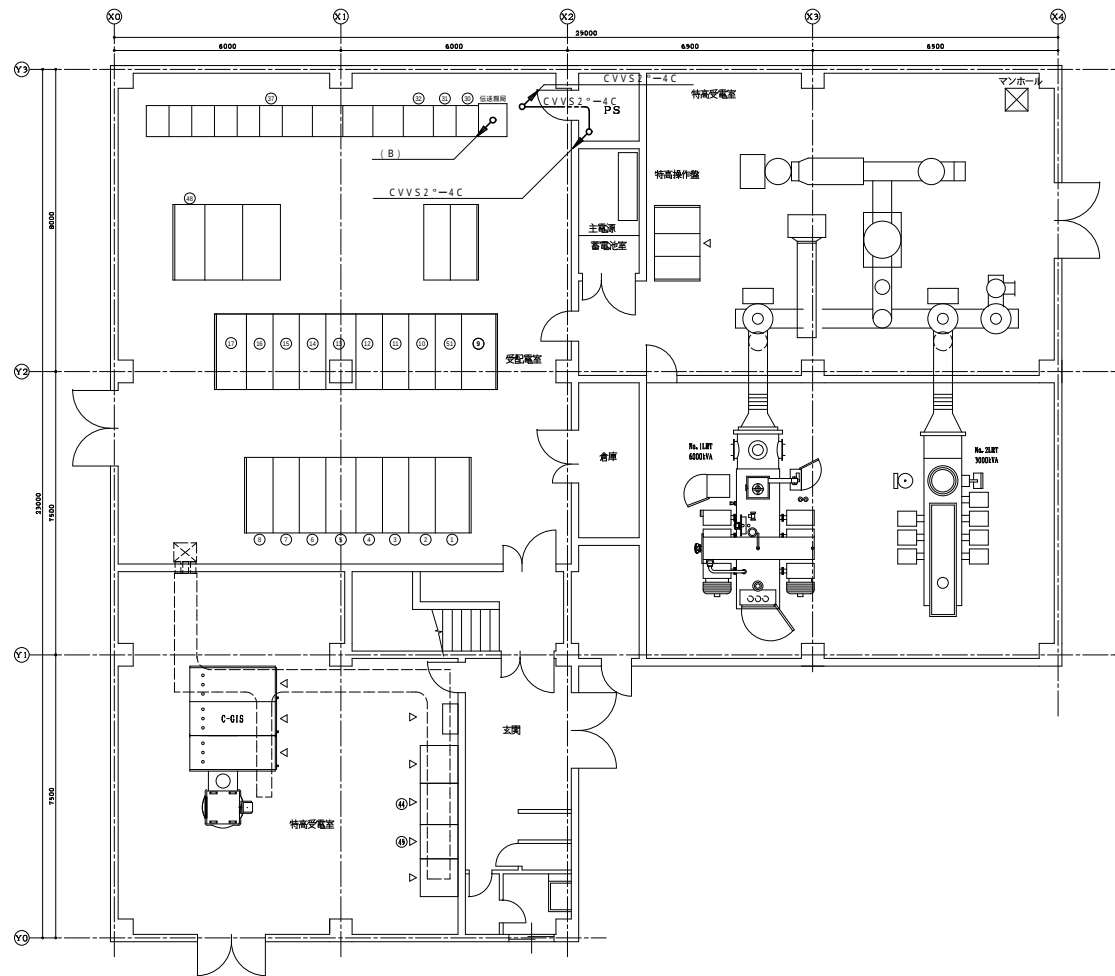
設計業務名
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 設計業務

工事名称
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 工事
図面名称 電力監視設備 ビット・1階・2階 配線図 (改修後) (サブ変)

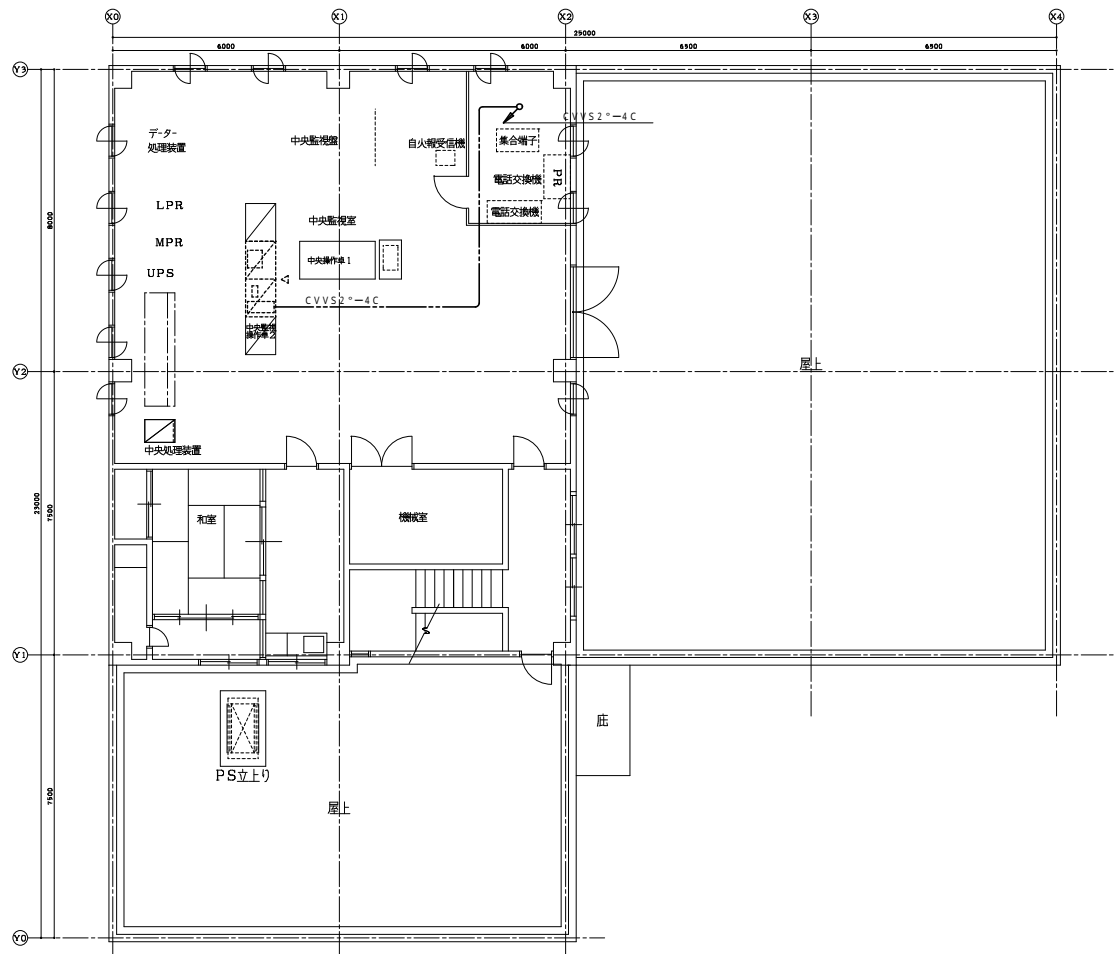
縮尺 A1: 1/100
A3: 1/200
作製年月
令和2年6月

図面番号
E - 45

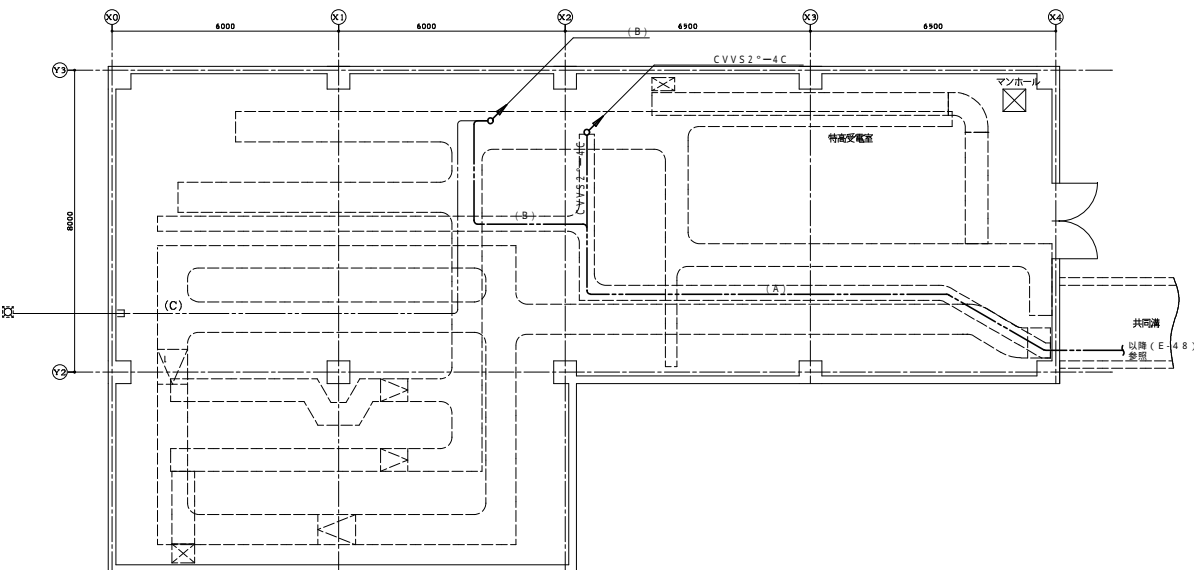
図面枚数
47 / 64



電力監視設備 1階 配線図 (改修前) (サブ変) S=1/100



電力監視設備 2階 配線図 (改修前) (サブ変) S=1/100



電力監視設備 ビット 配線図 (改修前) (サブ変) S=1/100

選別 インターホン用	CVVS2*-4C	ビット内ラック	自然科学研究科棟	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	CVVS2*-4C	ビット内ラック	工学部 4 号館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	CVVS2*-4C	ビット内ラック	中央図書館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	FCPEV-S1.2-20P	ビット内ラック	環境理工学部棟	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	CVV2*-4C	ビット内ラック	理学部本館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-CEES2*-7C	ビット内ラック	文化科学系総合研究棟	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-CPEE0.9-3P	ビット内ラック	文化科学系総合研究棟	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-CPEES1.2-5P	ビット内ラック	自然科学系総合研究棟	R階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-CPEE 1.2-5P	ビット内ラック	自然科学系総合研究棟	R階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	CVVS2*-4C	ビット内ラック	教育学部本館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-SC-FB	ビット内ラック	本部棟	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	CVVS2*-4C	ビット内ラック	文芸館 1 号館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-S1-2C	ビット内ラック	①一般教育棟 (B棟)	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-SM-16C	ビット内ラック	②工学部 1 号館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-G1-4C	ビット内ラック	③農分野基礎科学研究所	5階	電気室 RS 5 階	～ 特高

選別 インターホン用	CVVS2*-4C	ビット内ラック	自然科学研究科棟	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	CVVS2*-4C	ビット内ラック	工学部 4 号館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	CVVS2*-4C	ビット内ラック	中央図書館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	FCPEV-S1.2-20P	ビット内ラック	環境理工学部棟	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	CVV2*-4C	ビット内ラック	理学部本館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-CEES2*-7C	ビット内ラック	文化科学系総合研究棟	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-CPEE0.9-3P	ビット内ラック	文化科学系総合研究棟	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-CPEES1.2-5P	ビット内ラック	自然科学系総合研究棟	R階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-CPEE 1.2-5P	ビット内ラック	自然科学系総合研究棟	R階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	CVVS2*-4C	ビット内ラック	教育学部本館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-SC-FB	ビット内ラック	本部棟	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-S1-2C	ビット内ラック	①一般教育棟 (B棟)	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-SM-16C	ビット内ラック	②工学部 1 号館	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-G1-4C	ビット内ラック	③農分野基礎科学研究所	5階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-G1-4C	ビット内ラック	③農分野基礎科学研究所	5階	電気室 RS 5 階	～ 特高

選別 インターホン用	EM-S1-2C	ビット内ラック	④グノム・プロテオーム解析部門	4階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	EM-S1-2C	ビット内ラック	⑤農学部	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高
	SM-4C	ビット内ラック	⑥農学部計画	1階	電気室 RS 5 階	～ 特高



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄

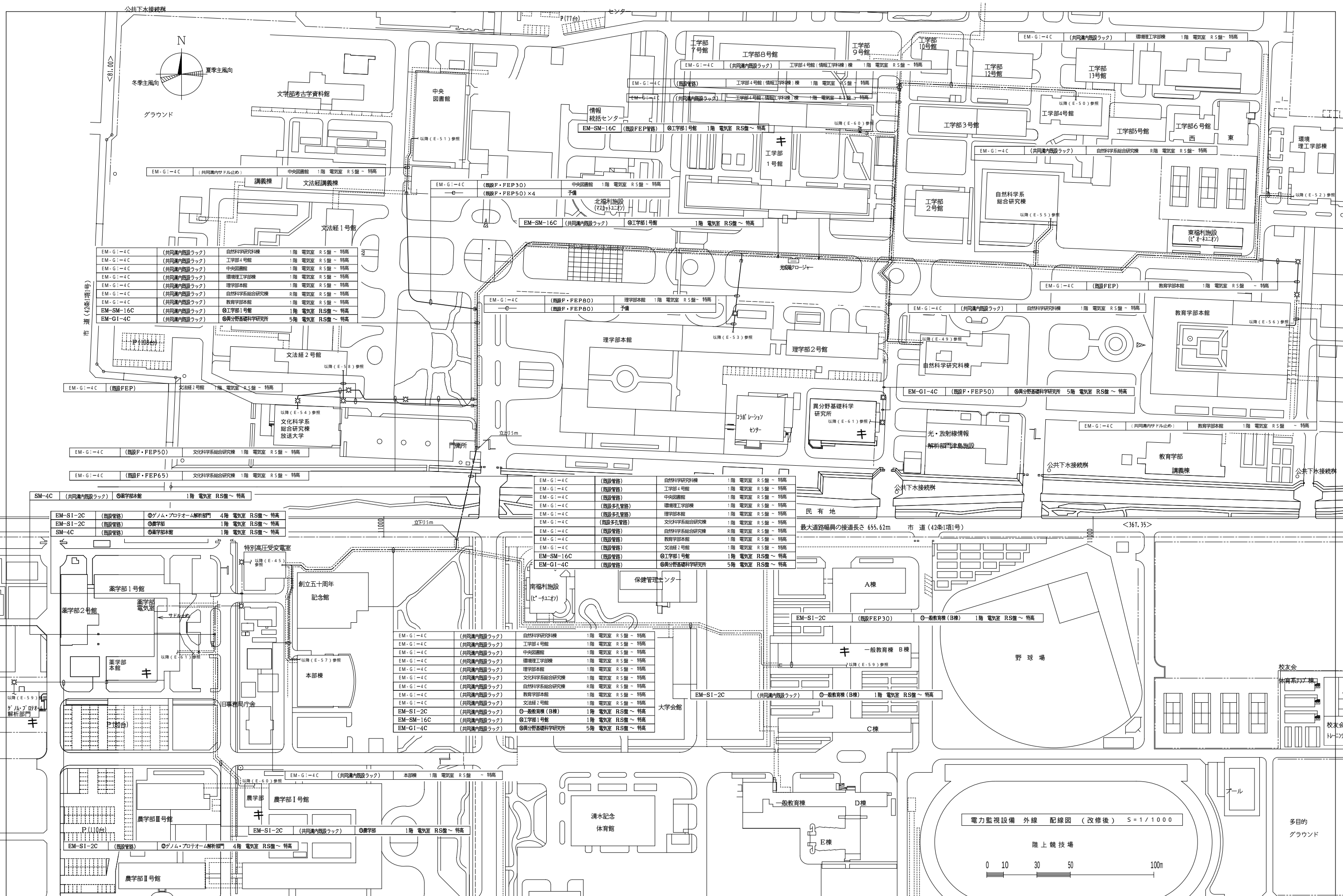
設計業務名
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 設計業務

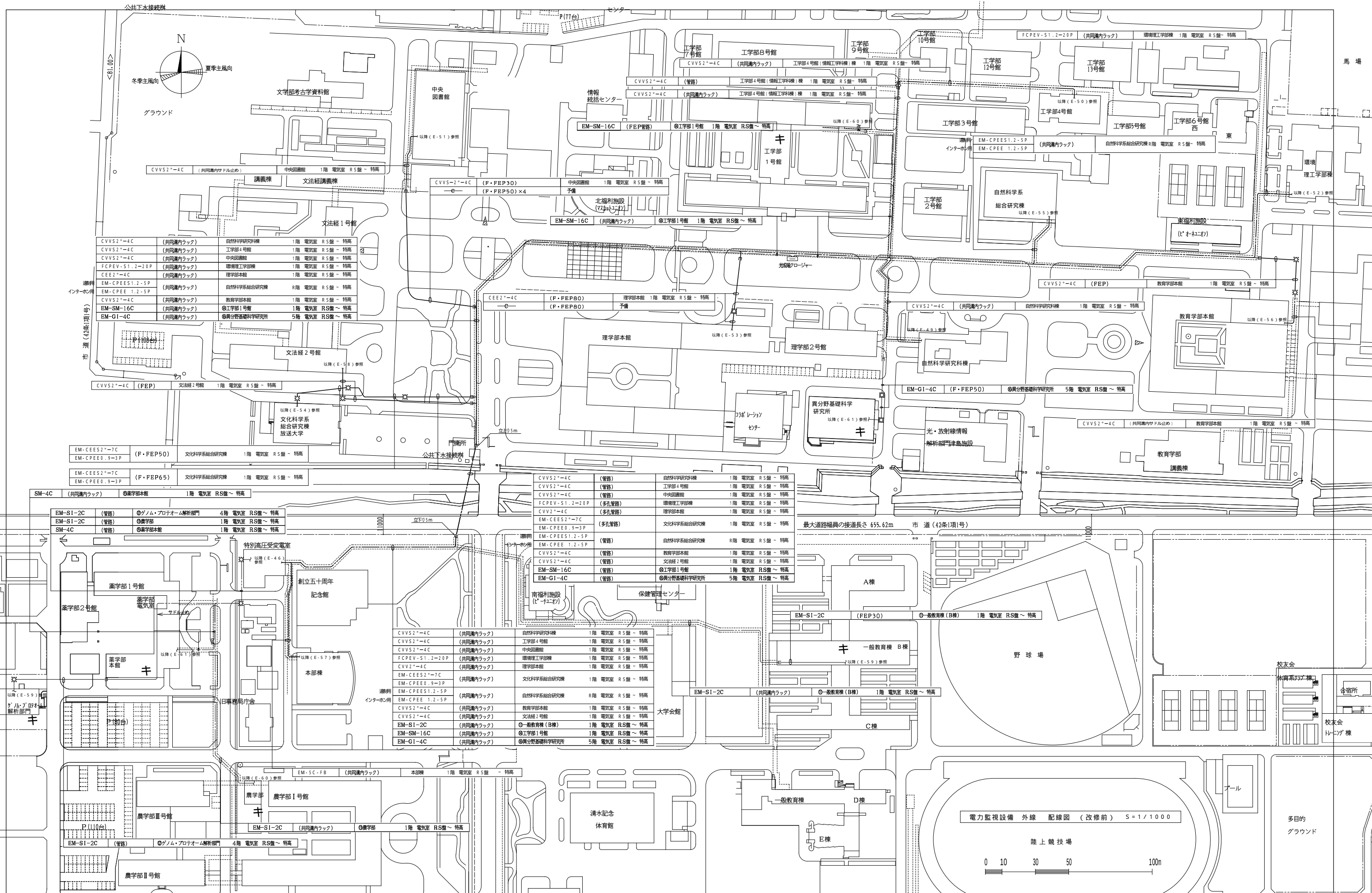
工事名称
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 工事
図面名称 電力監視設備 ビット・1階・2階 配線図 (改修前)
(サブ変)

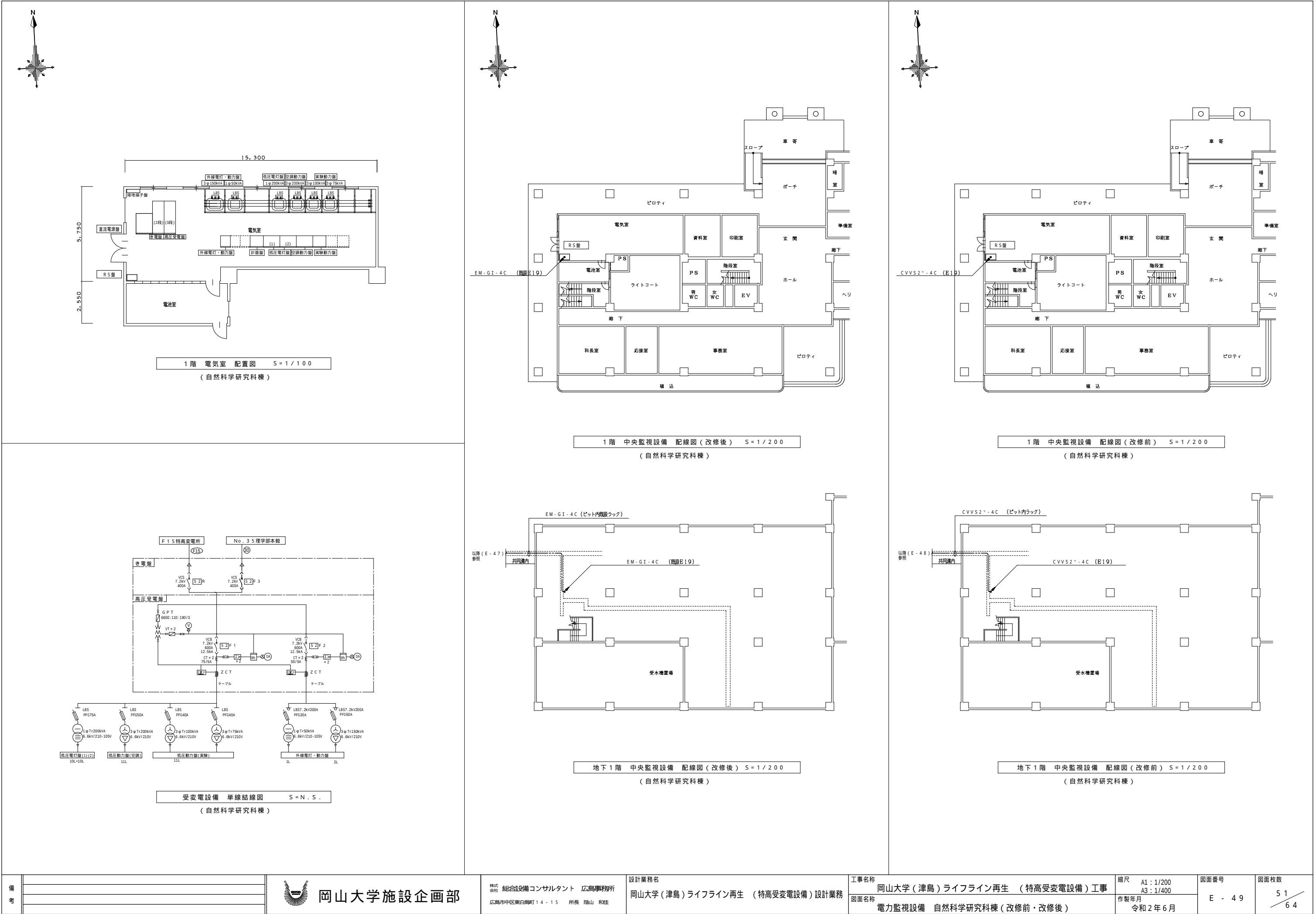
縮尺 A1: 1/100
A3: 1/200
作製年月
令和2年6月

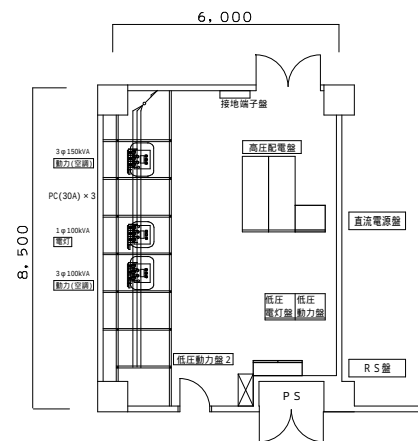
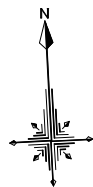
図面番号
E - 46

図面枚数
48 / 64

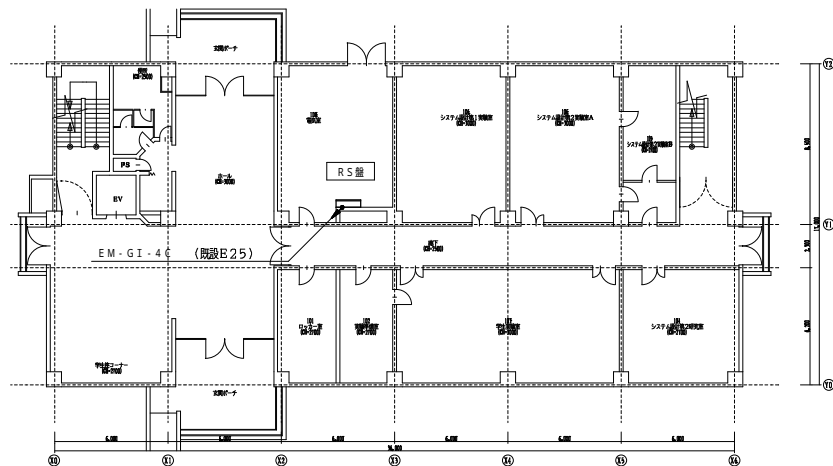
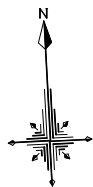




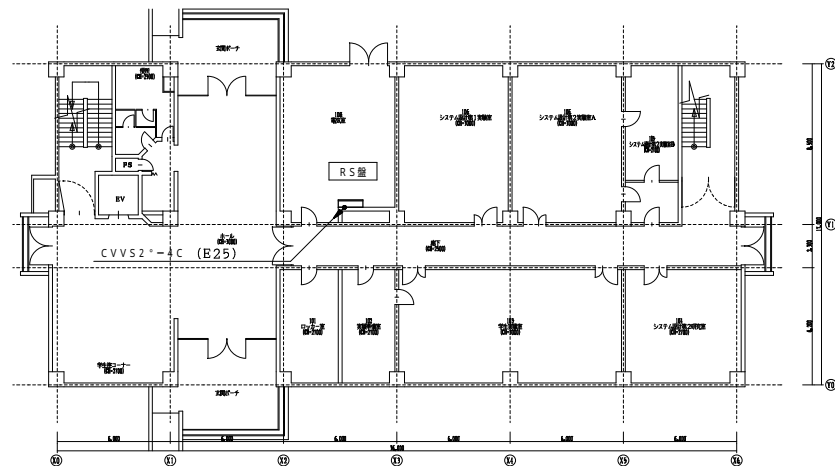




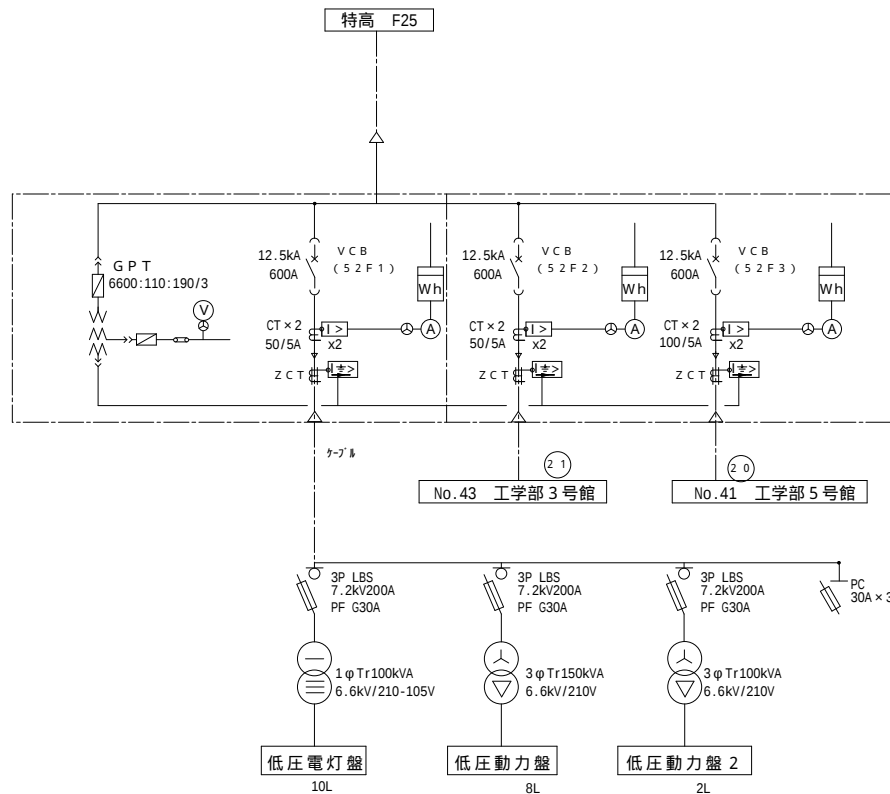
1 階 電気室 配置図 S=1/100
(工学部4号館)



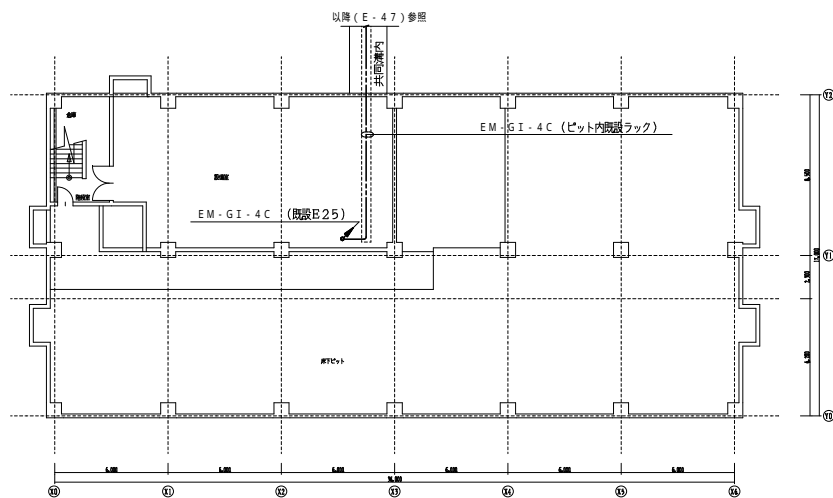
1 階 中央監視設備 配線図 (改修後) S=1/200
(工学部4号館)



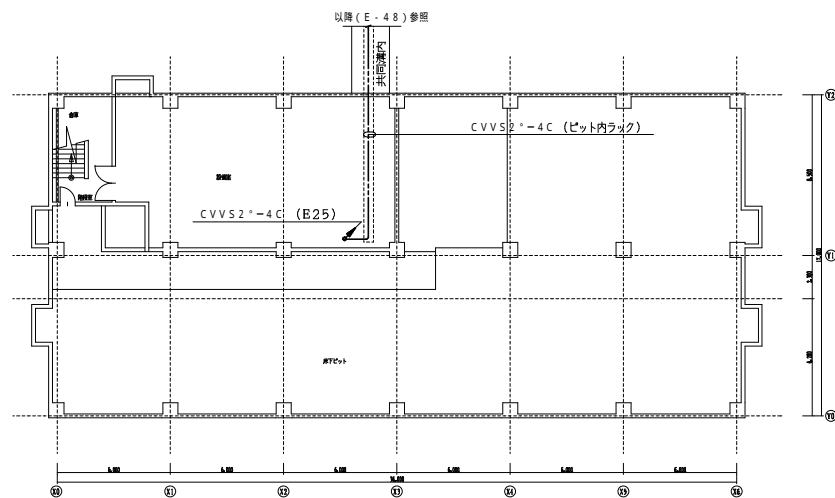
1 階 中央監視設備 配線図 (改修前) S=1/200
(工学部4号館)



受変電設備 単線結線図 S=N.S.
(工学部4号館)



地下1階 中央監視設備 配線図 (改修後) S=1/200
(工学部4号館)



地下1階 中央監視設備 配線図 (改修前) S=1/200
(工学部4号館)



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄

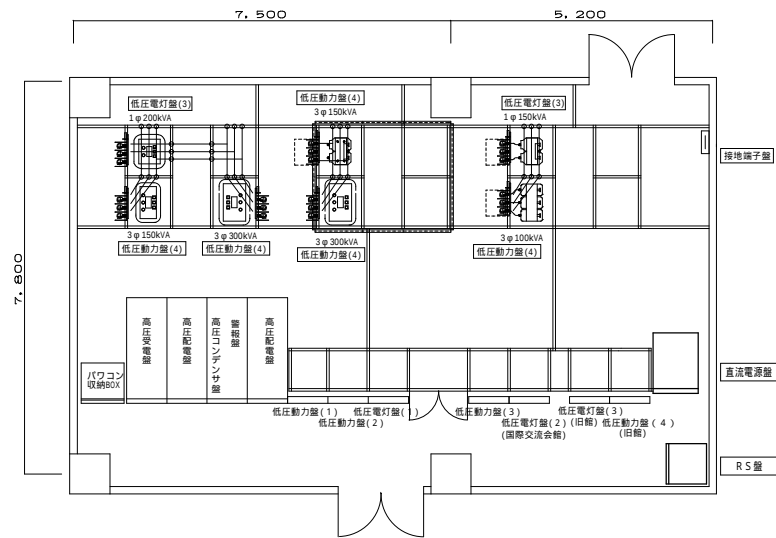
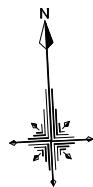
設計業務名
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)設計業務

工事名称
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)工事
図面名称
電力監視設備 工学部4号館(改修前・改修後)

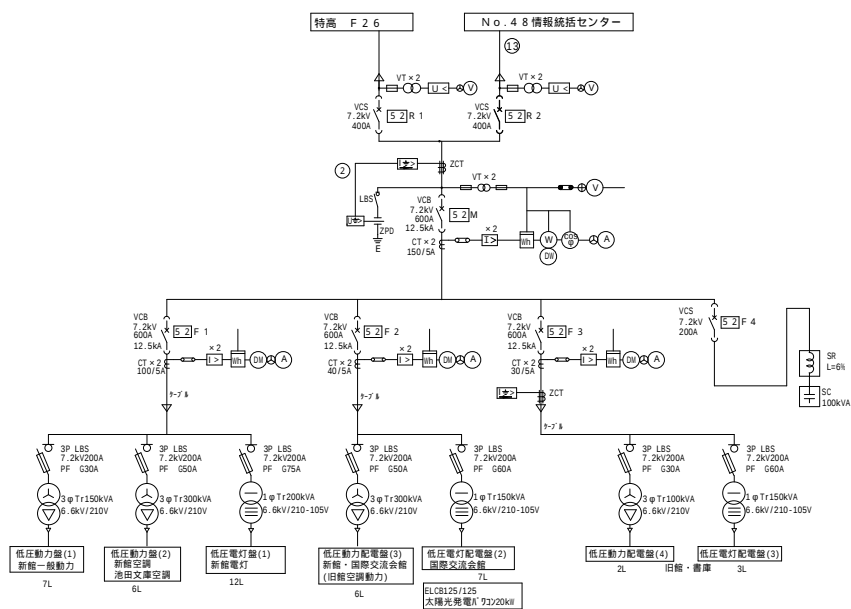
縮尺
A1:1/200
A3:1/400
作製年月
令和2年6月

図面番号
E-50

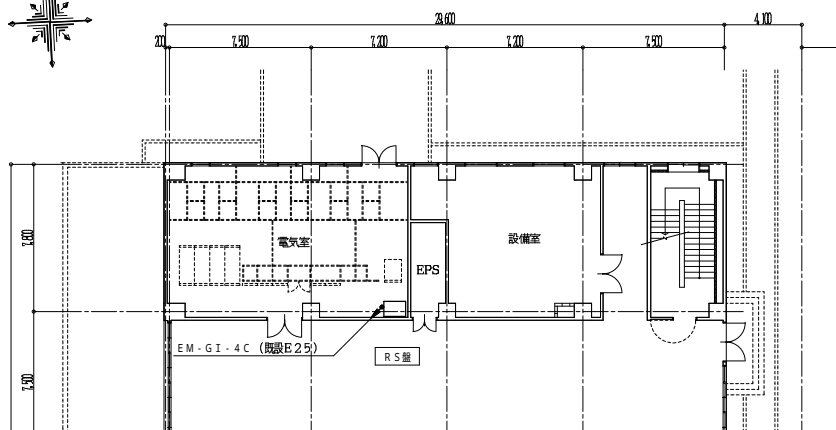
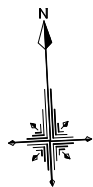
図面枚数
52
64



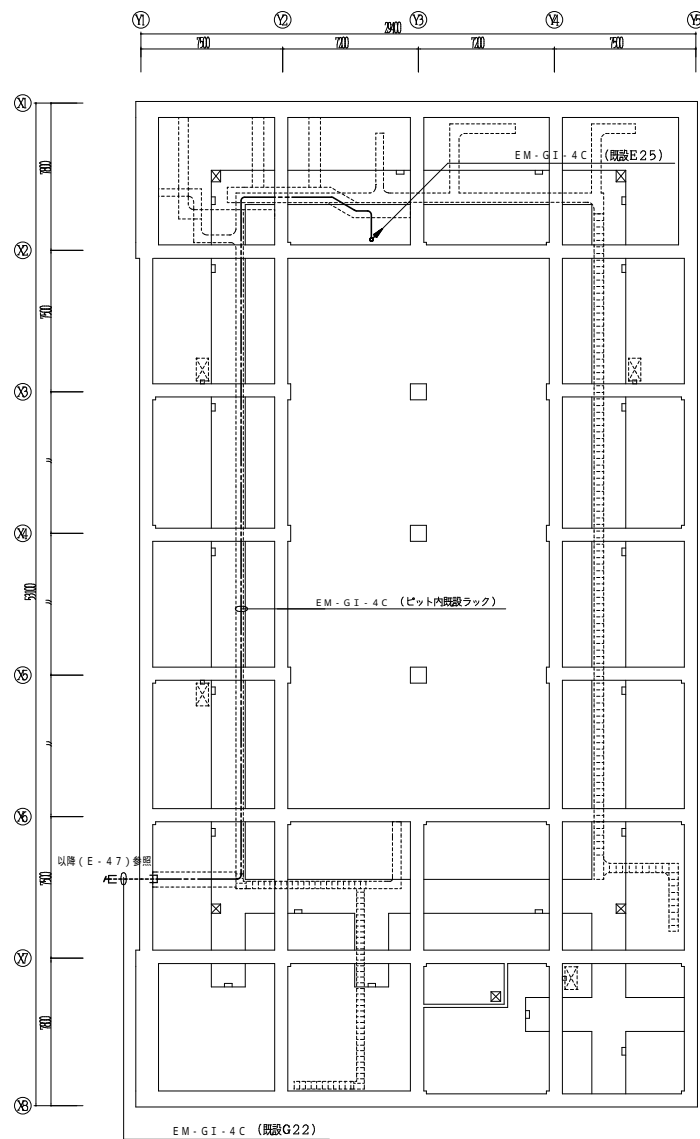
1階 電気室 配置図 S=1/100
(中央図書館)



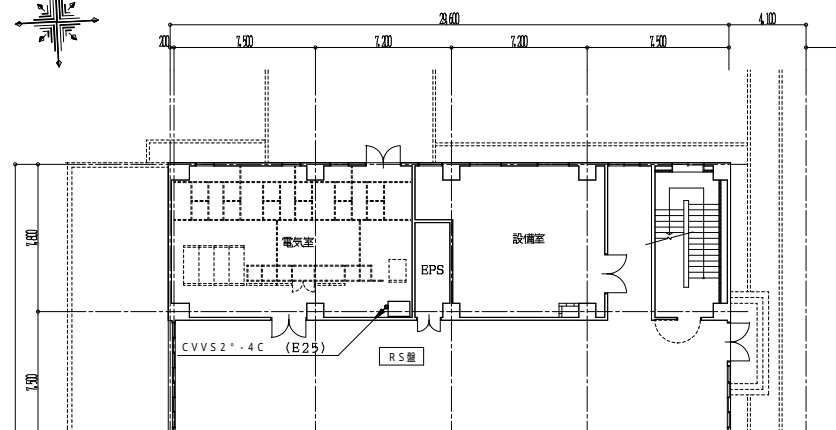
受変電設備 単線結線図 S=N.S.
(中央図書館)



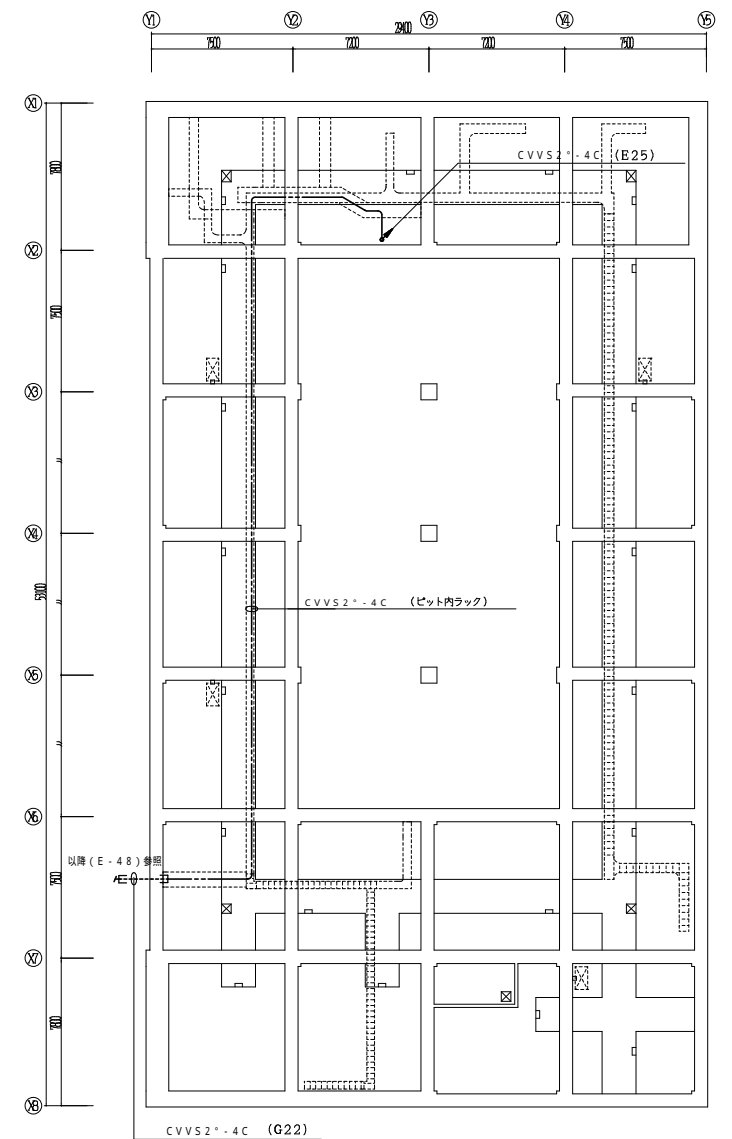
1階 中央監視設備 配線図 (改修後) S=1/200
(中央図書館)



床下ビット階 中央監視設備 配線図 (改修後) S=1/200
(中央図書館)



1階 中央監視設備 配線図 (改修前) S=1/200
(中央図書館)



床下ビット階 中央監視設備 配線図 (改修前) S=1/200
(中央図書館)



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄

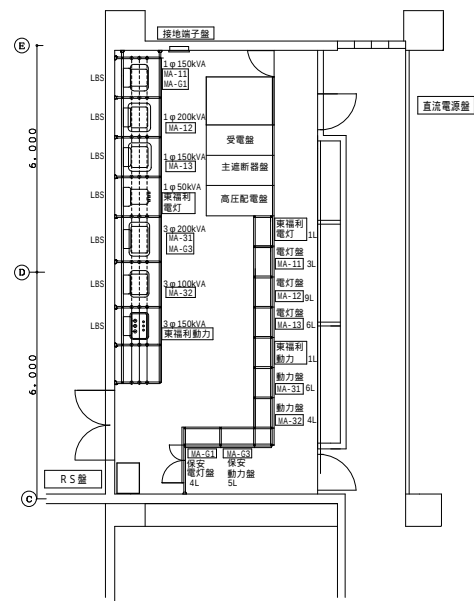
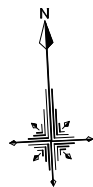
設計業務名
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 設計業務

工事名称
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 工事
図面名称
電力監視設備 中央図書館 (改修前・改修後)

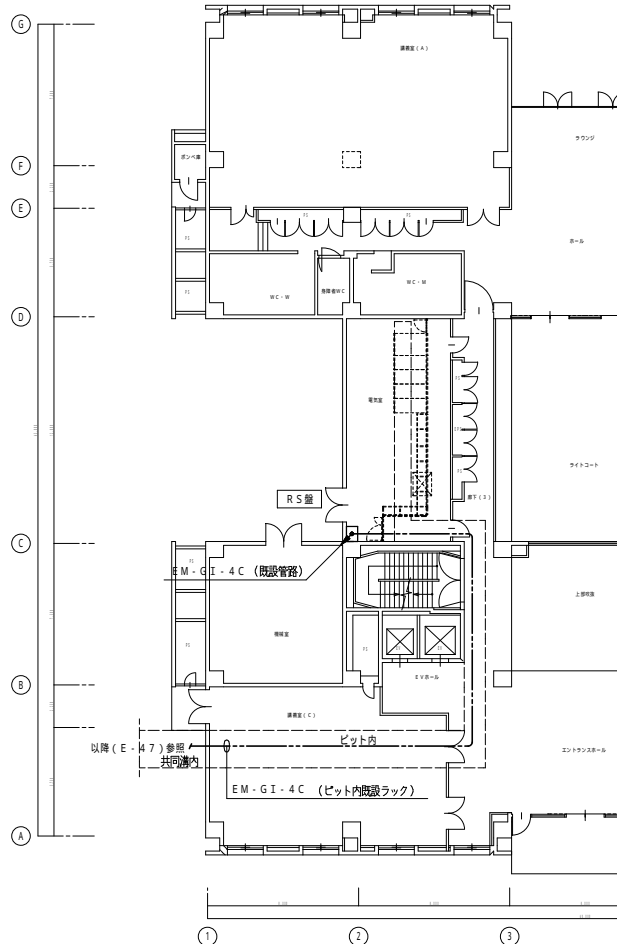
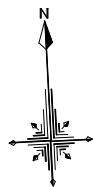
縮尺
A1: 1/200
A3: 1/400
作製年月
令和2年6月

図面番号
E - 51

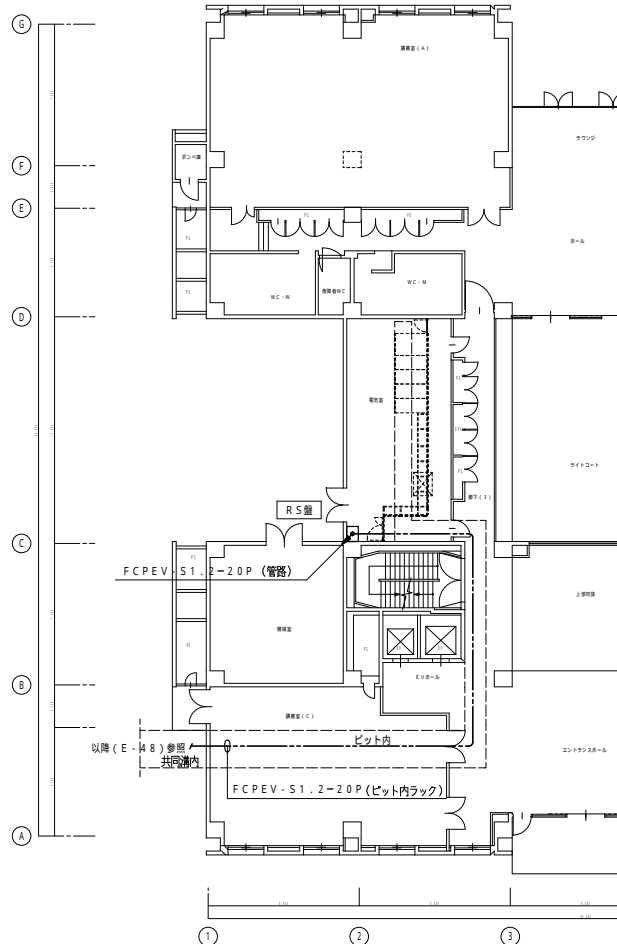
図面枚数
53 / 64



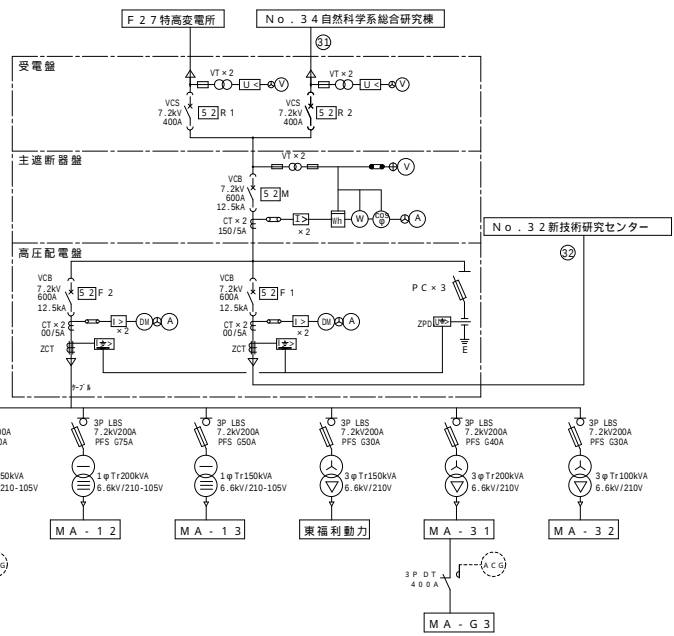
1階 電気室 配置図 S=1/100
(環境理工学部)



1階 中央監視設備 配線図 (改修後) S=1/200
(環境理工学部)



1階 中央監視設備 配線図 (改修前) S=1/200
(環境理工学部)



受変電設備 単線結線図 S=N.S.
(環境理工学部)



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄

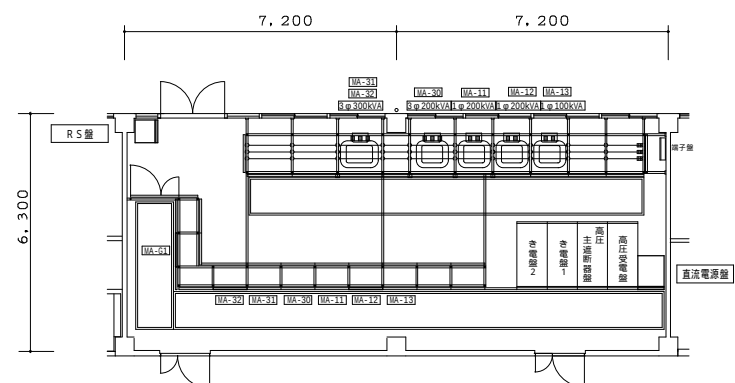
設計業務名
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 設計業務
図面名称
電力監視設備 環境理工学部 (改修前・改修後)

工事名称
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 工事
図面名称
電力監視設備 環境理工学部 (改修前・改修後)

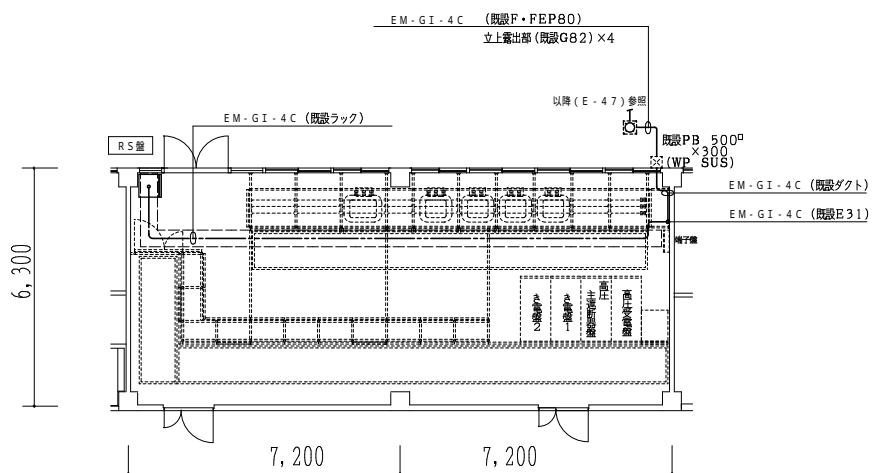
縮尺
A1: 1/200
A3: 1/400
作製年月
令和2年6月

図面番号
E-52

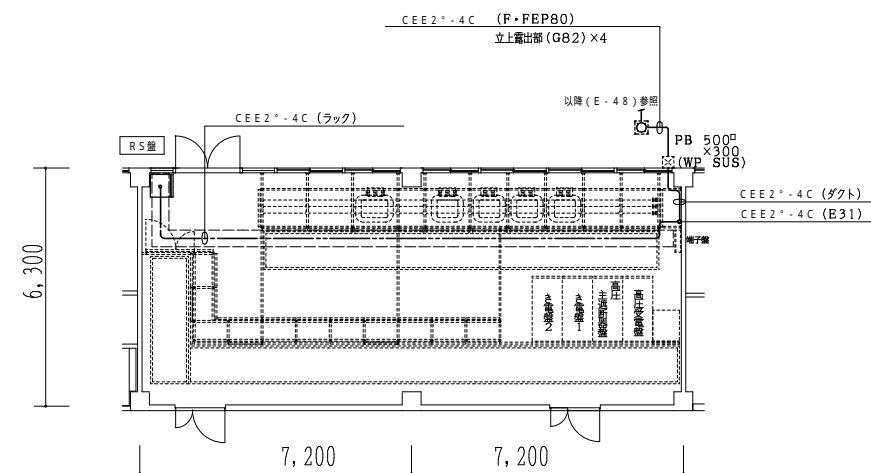
図面枚数
54
64



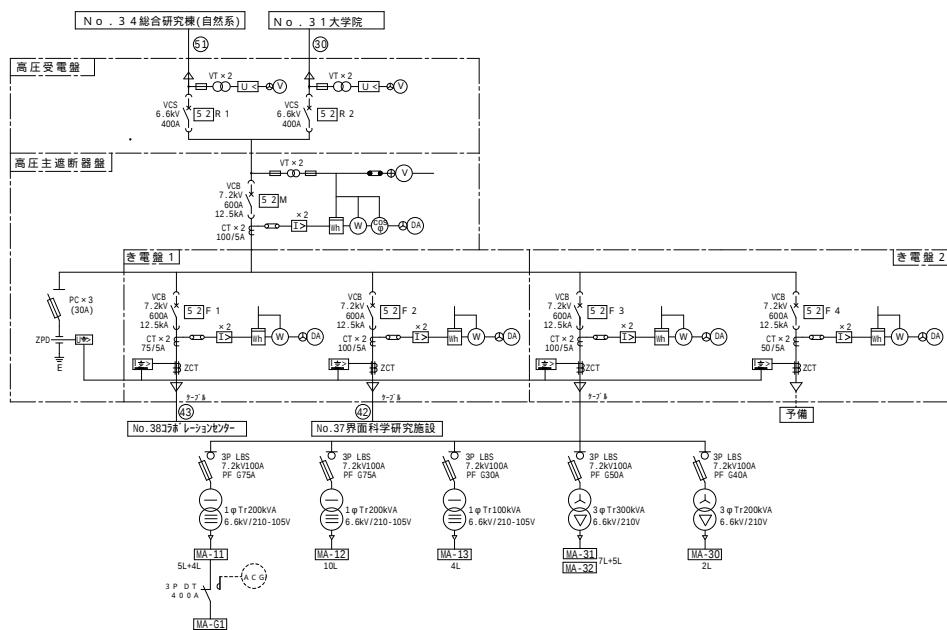
(理学部本館)



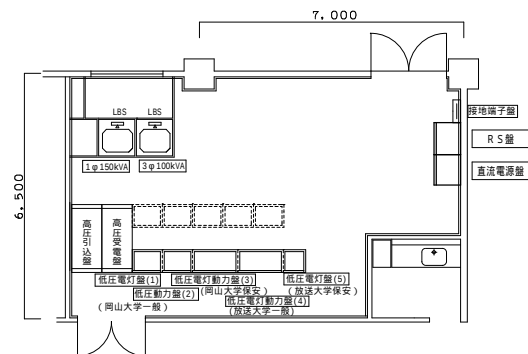
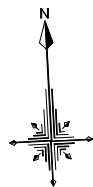
(理学部本館)



(理学部本館)

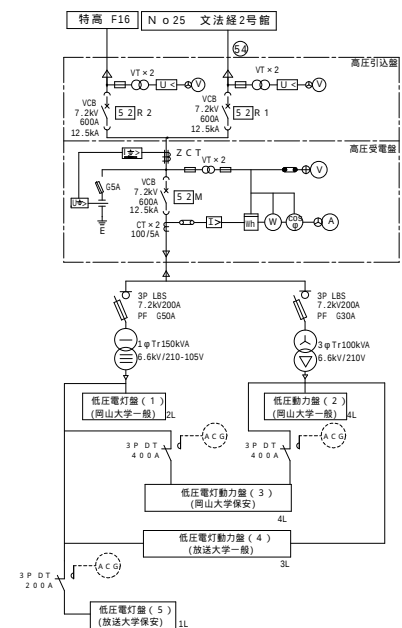


(理学部本館)



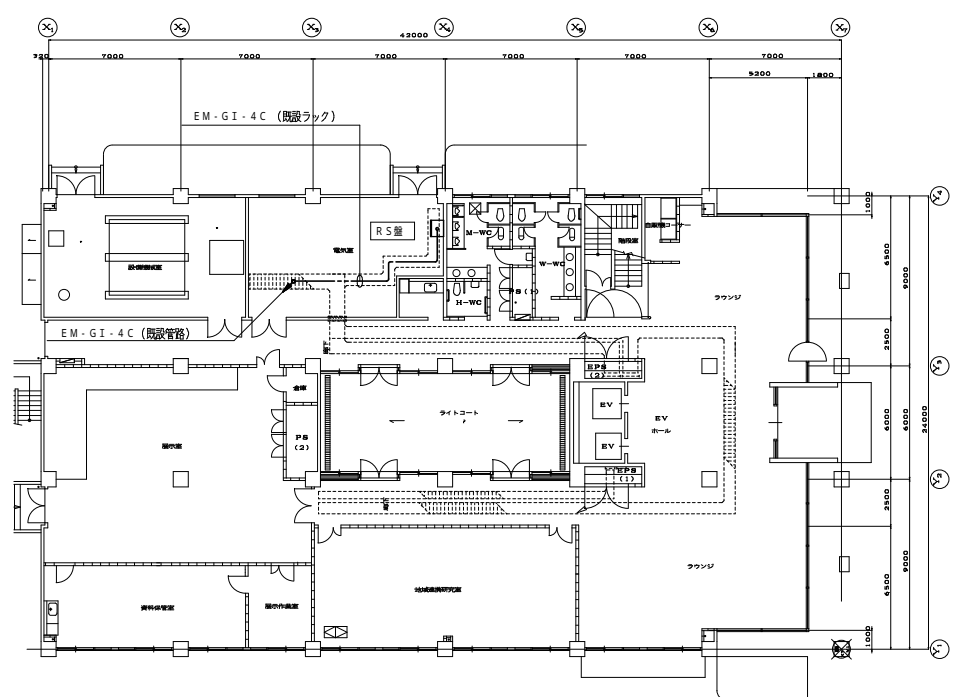
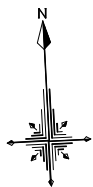
1階 電気室 配置図 S=1/100

(文化科学系総合研究棟)



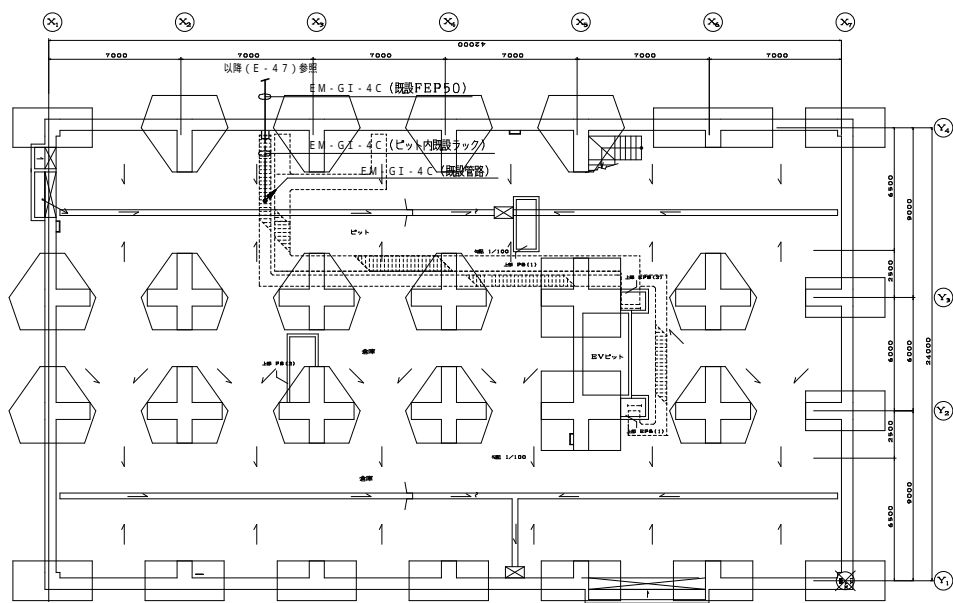
受変電設備 単線結線図 S=N.S.

(文化科学系総合研究棟)



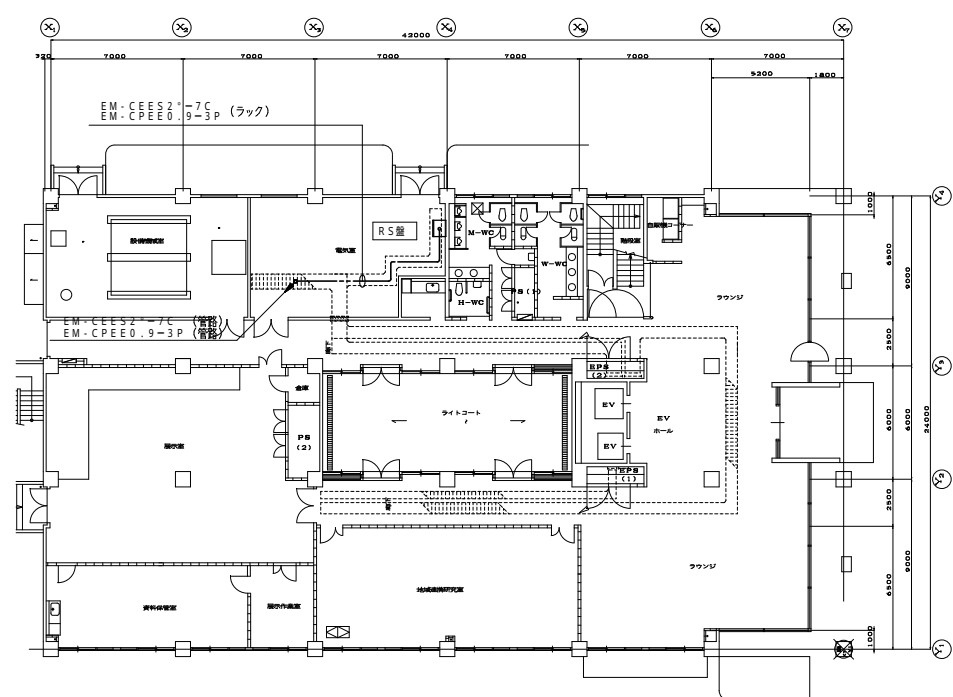
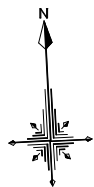
1階 中央監視設備 配線図 (改修後) S=1/200

(文化科学系総合研究棟)



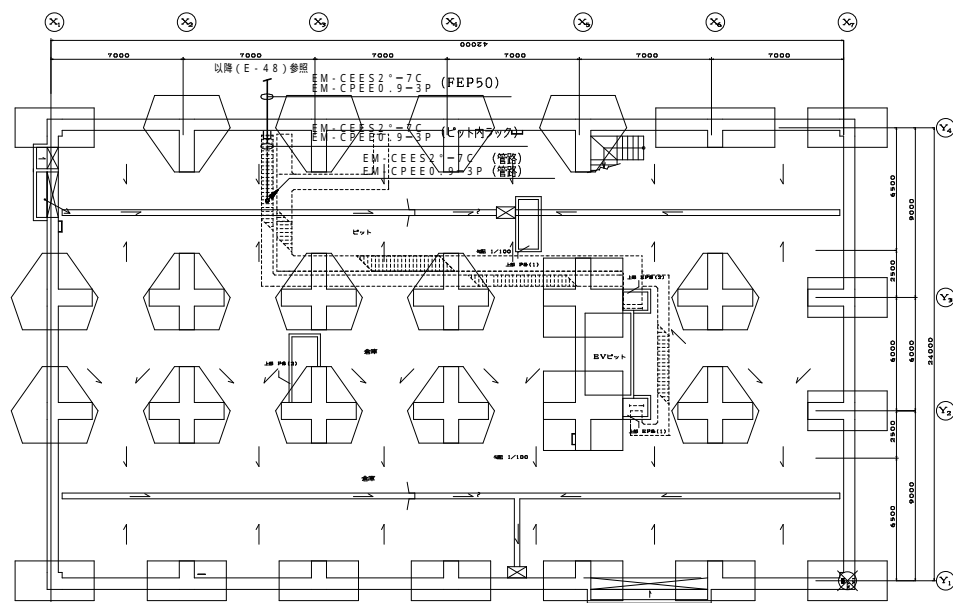
地下1階 中央監視設備 配線図 (改修後) S=1/200

(文化科学系総合研究棟)



1階 中央監視設備 配線図 (改修前) S=1/200

(文化科学系総合研究棟)



地下1階 中央監視設備 配線図 (改修前) S=1/200

(文化科学系総合研究棟)



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
岡山市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄

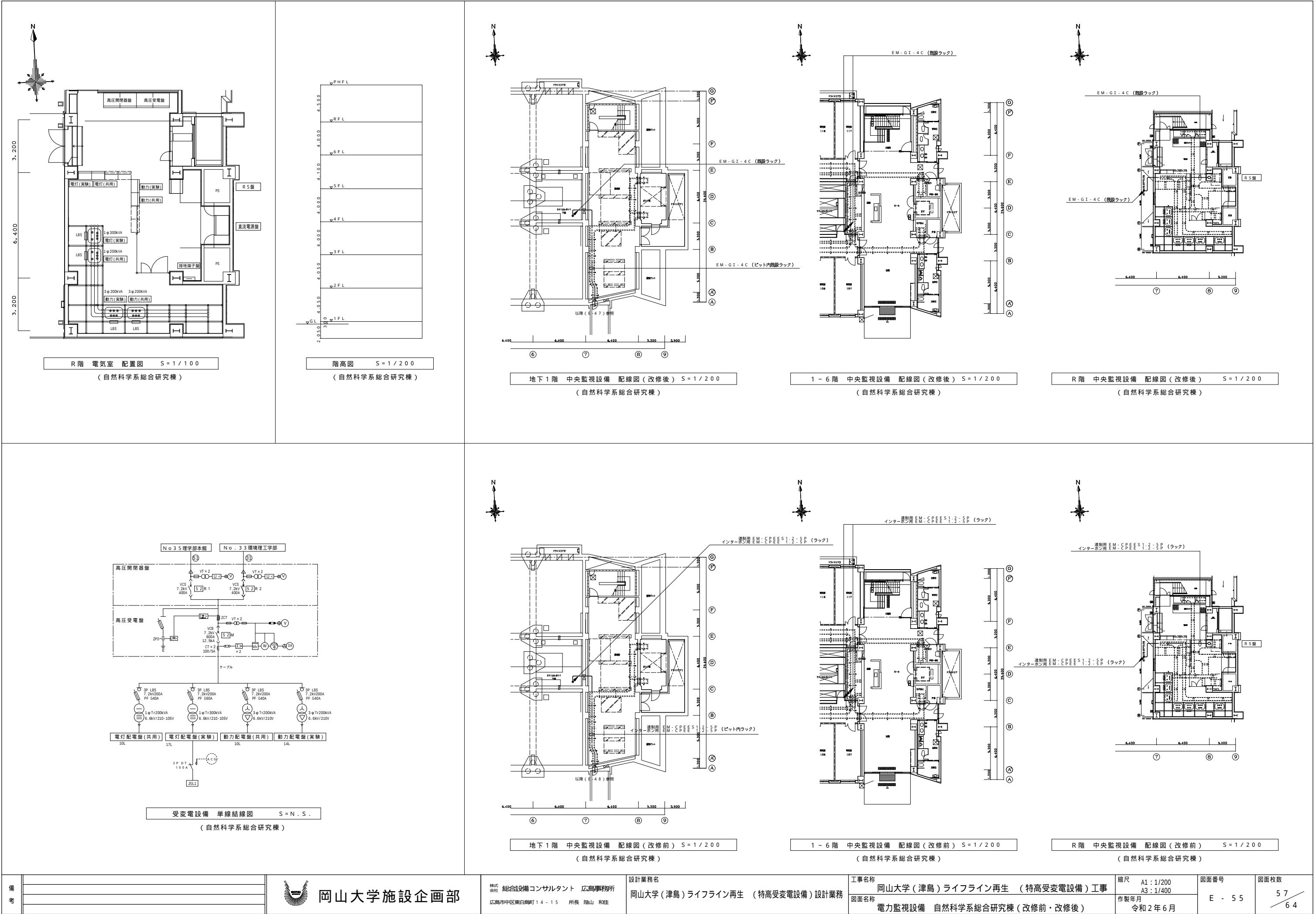
設計業務名
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 設計業務

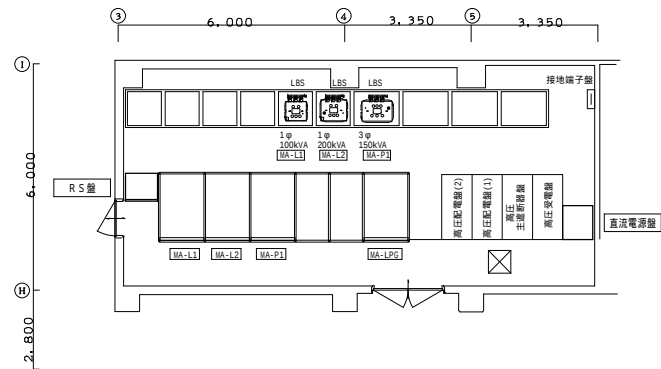
工事名称
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 工事
図面名称
電力監視設備 文化科学系総合研究棟 (改修前・改修後)

縮尺
A1: 1/200
A3: 1/400
作製年月
令和2年6月

図面番号
E - 54

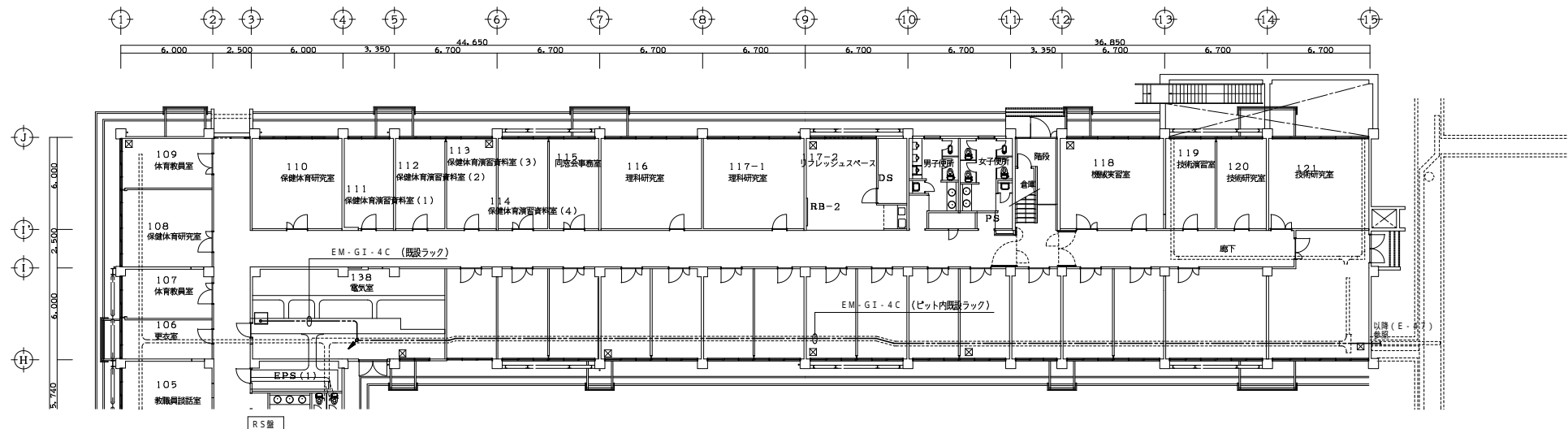
図面枚数
56 / 64





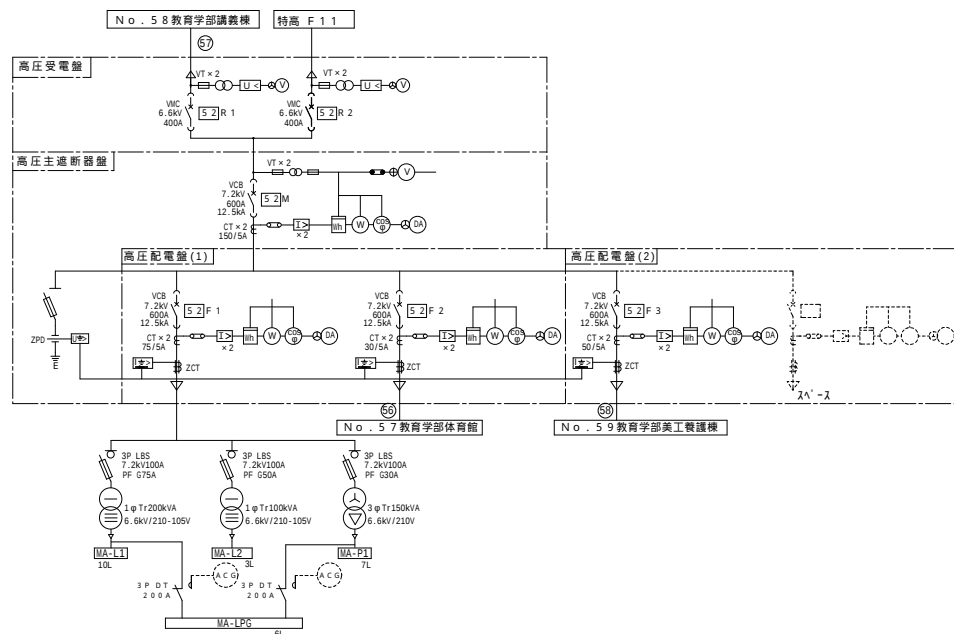
1階 電気室 配置図 S=1/100

(教育学部本館)



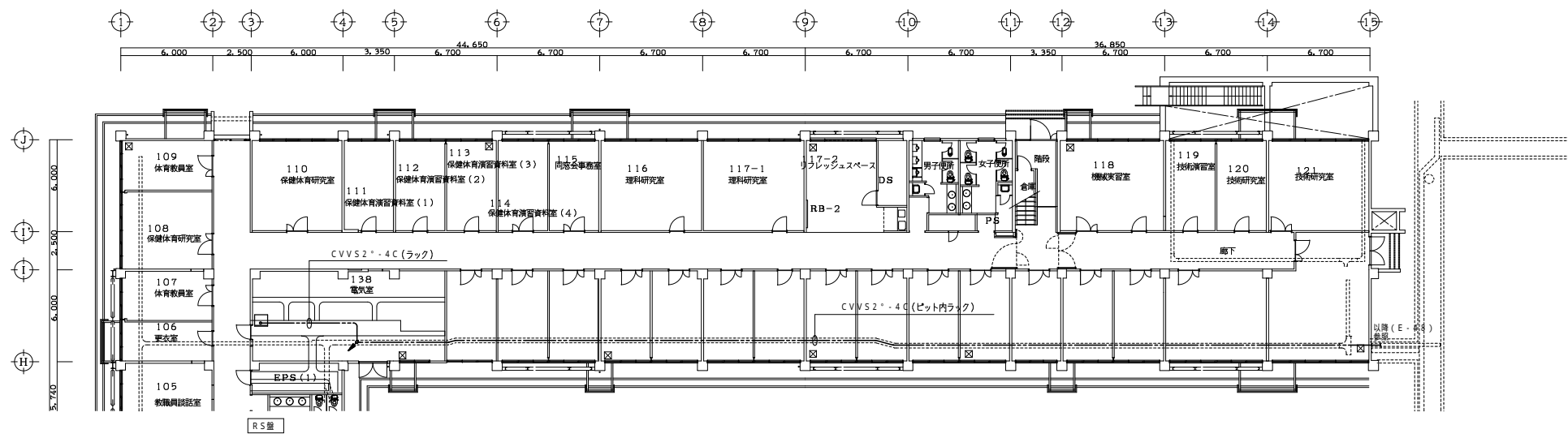
1階 中央監視設備 配線図(改修後) S=1/200

(教育学部本館)



受変電設備 単線結線図 S=N.S.

(教育学部本館)



1階 中央監視設備 配線図(改修前) S=1/200

(教育学部本館)



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 阿山 利雄

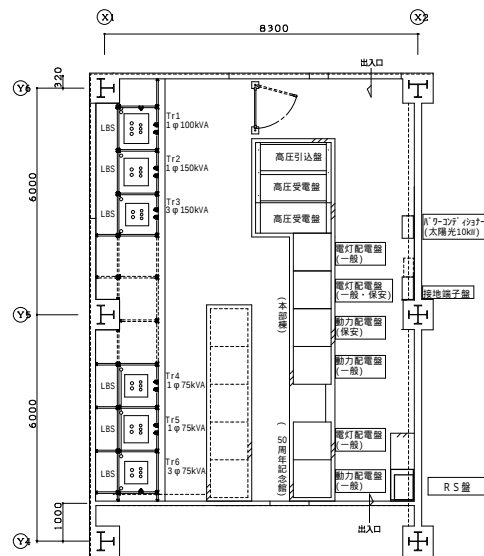
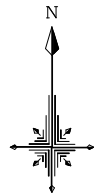
設計業務名
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)設計業務

工事名称
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)工事
図面名称
電力監視設備 教育学部本館(改修前・改修後)

縮尺
A1: 1/200
A3: 1/400
作製年月
令和2年6月

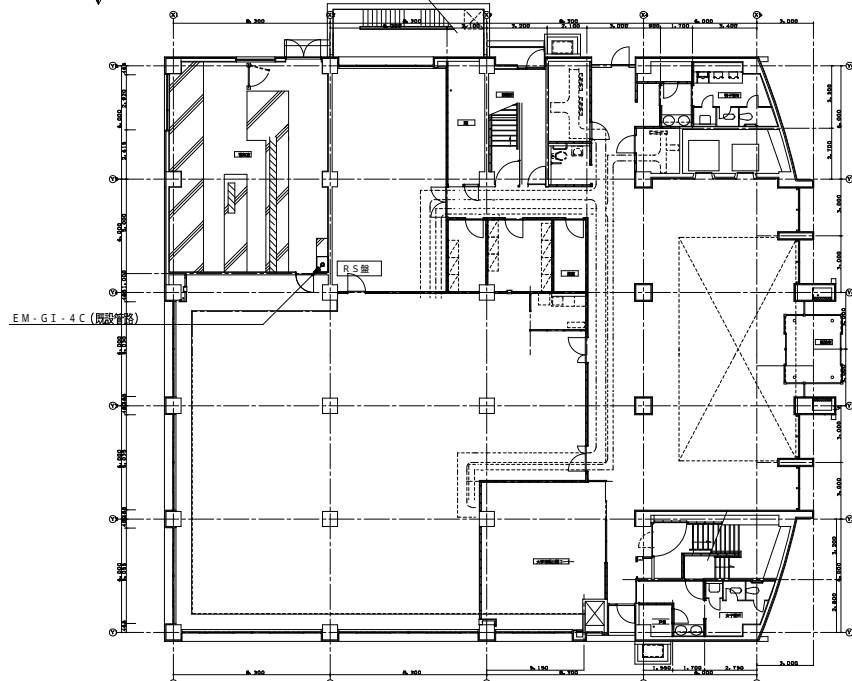
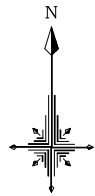
図面番号
E-56

図面枚数
58
64



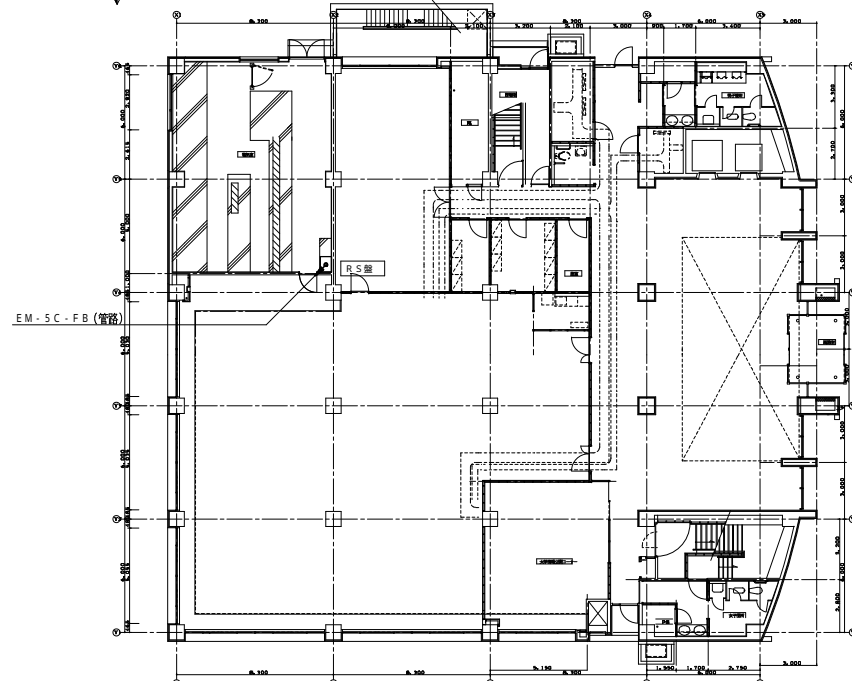
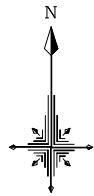
1階 電気室 配置図 S=1/100

(本部棟)



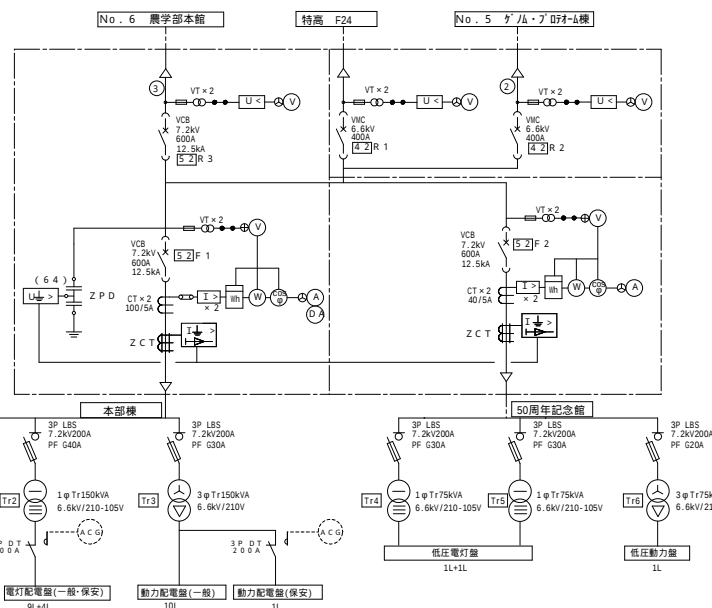
1階 中央監視設備 配線図 (改修後) S=1/200

(本部棟)



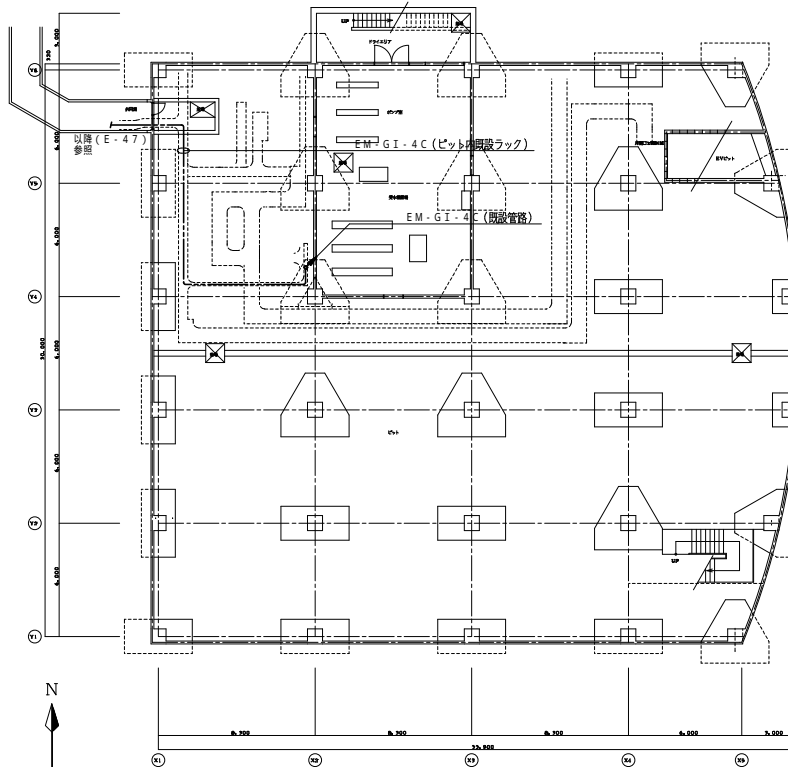
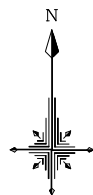
1階 中央監視設備 配線図 (改修前) S=1/200

(本部棟)



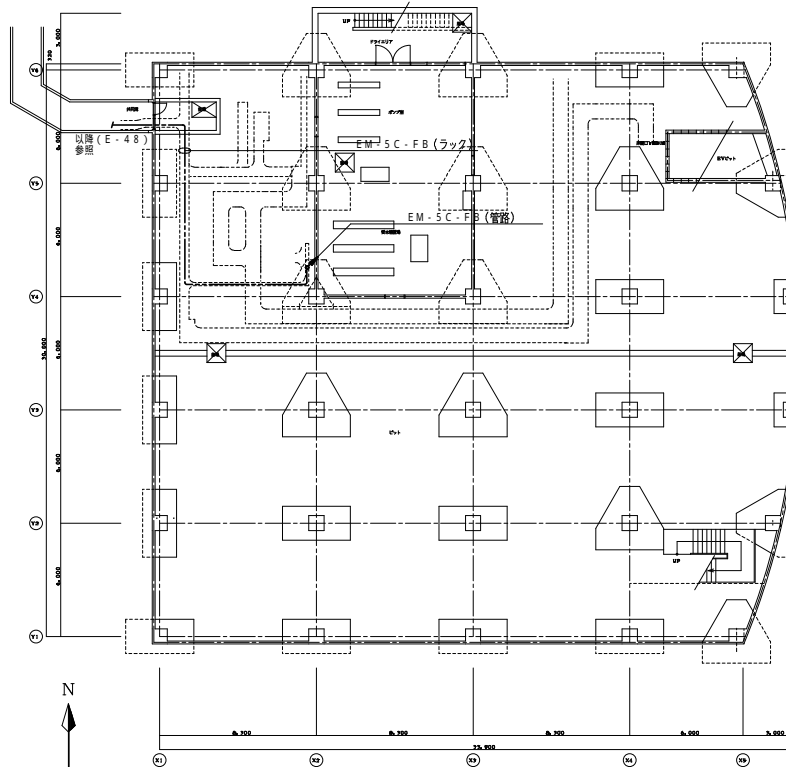
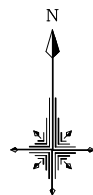
受変電設備 単線結線図 S=N.S.

(本部棟)



地下1階 中央監視設備 配線図 (改修後) S=1/200

(本部棟)



地下1階 中央監視設備 配線図 (改修前) S=1/200

(本部棟)



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄

設計業務名
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)設計業務

工事名称
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)工事
図面名称
電力監視設備 本部棟(改修前・改修後)

縮尺
A1:1/200
A3:1/400
作製年月
令和2年6月

図面番号
E-57

図面枚数
59
64

受変電設備 単線結線図 $S = N \cdot S$

(一般教育 B 棟)

4 階 中央監視設備 配線図 S = 1 / 200
(ゲノム・プロテオーム解析部門)

受変電設備 単線結線図 $S = N \cdot S$
(ゲノム・プロテオーム解析部門)

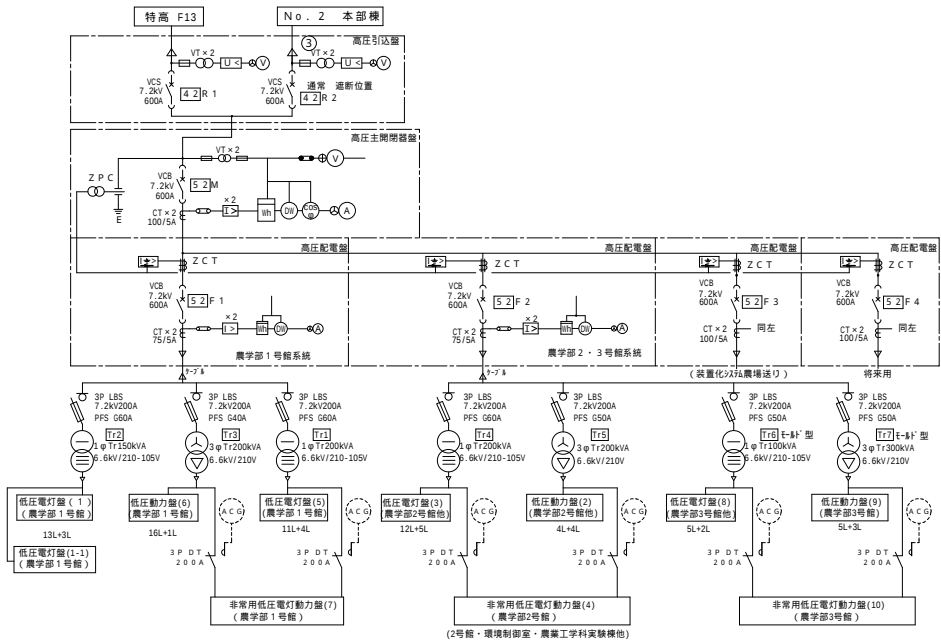
3 階 中央監視設備 配線図 S = 1 / 2 0 0
(ゲノム・プロテオーム解析部門)

階高図 $S = 1 / 200$
(ゲノム・プロテオーム解析部門)

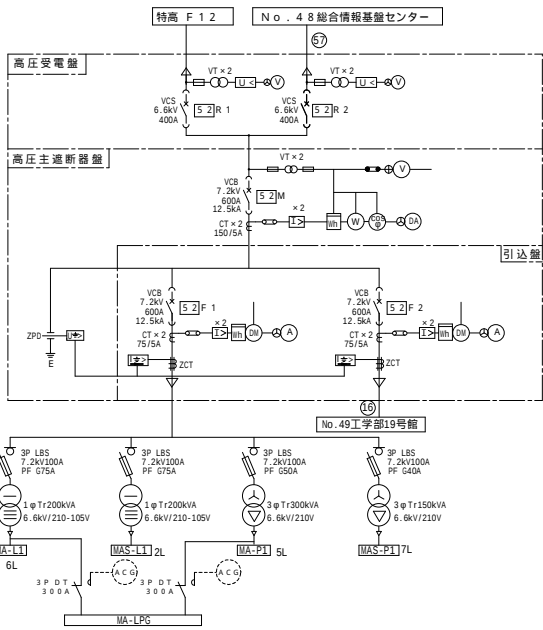
1 階 中央監視設備 配線図 S = 1 / 2 0 0
(一般教育 B 棟)

地下1階 中央監視設備 配線図 S = 1 / 200
(ゲノム・プロテオーム解析部門)

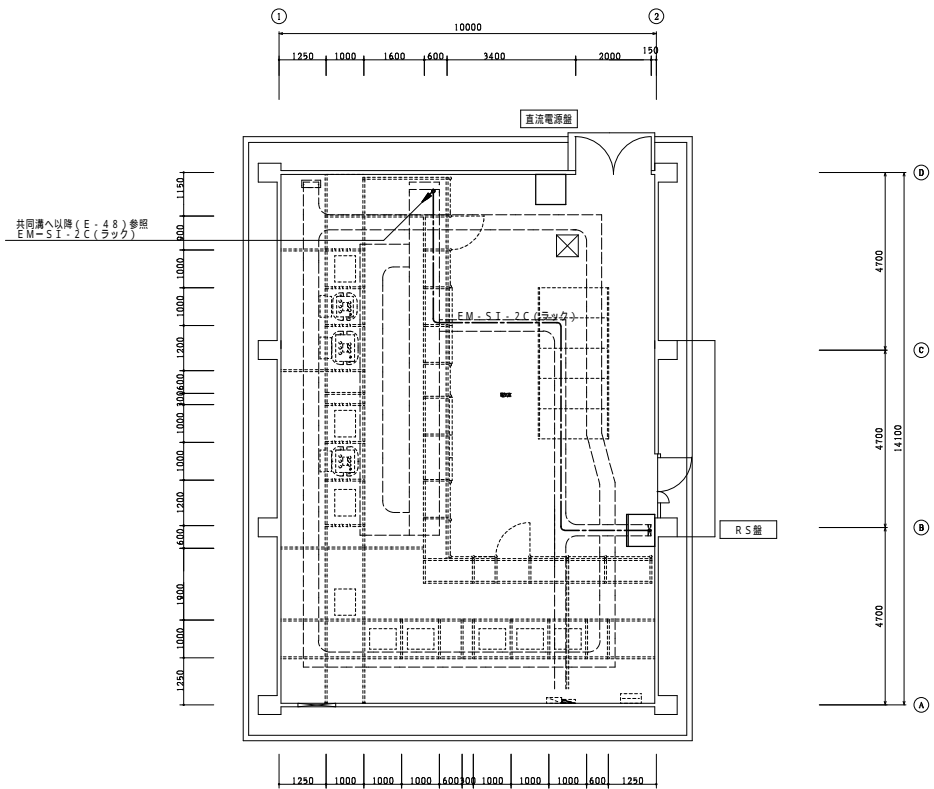




受変電設備 単線結線図 S=N.S.
(農学部)

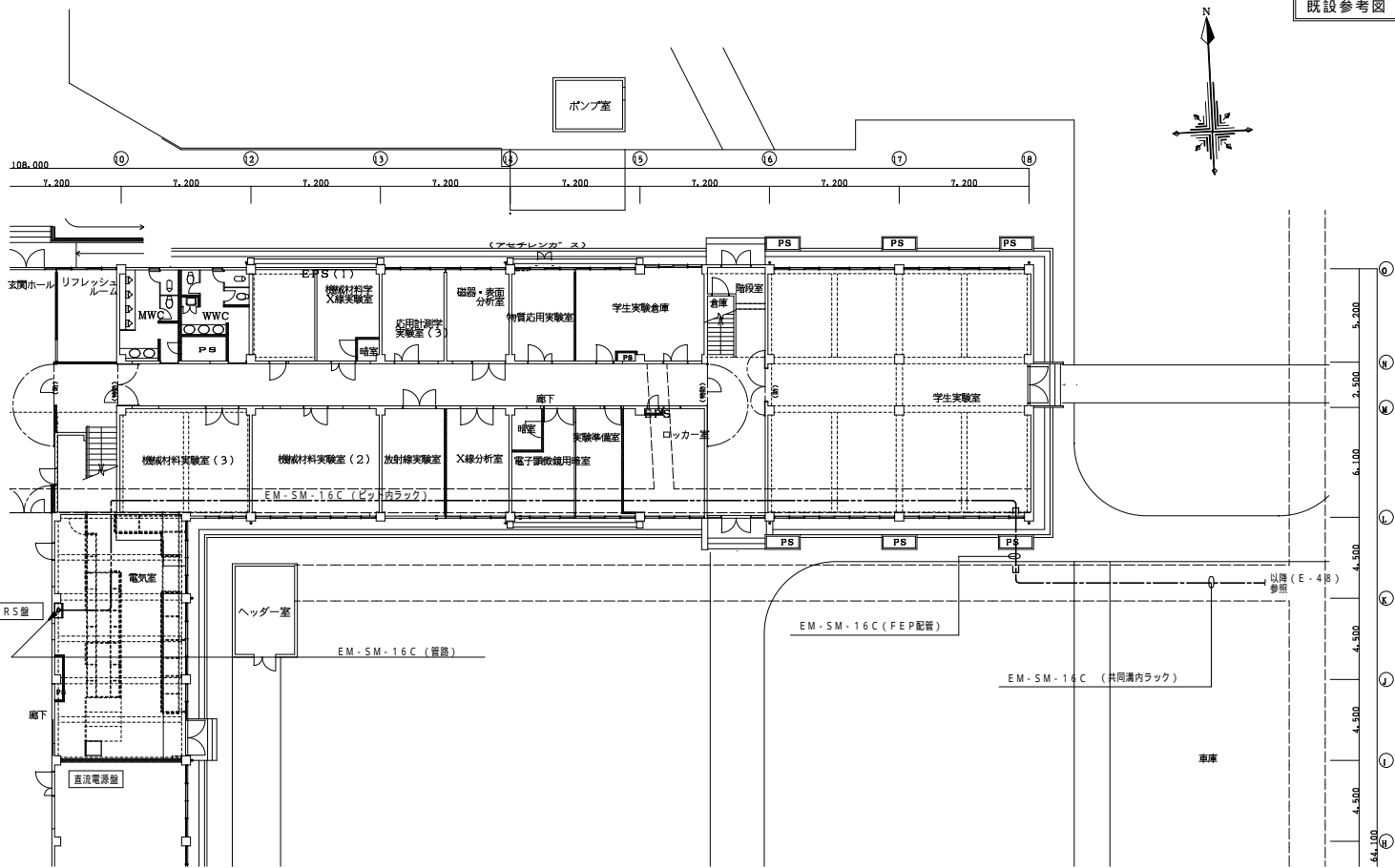


受変電設備 単線結線図 S=N.S.
(工学部 1号館)



1階 電気室 中央監視設備 配線図 S=1/100
(農学部)

既設参考図



1階 電気室 中央監視設備 配線図 S=1/100
(工学部 1号館)



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄

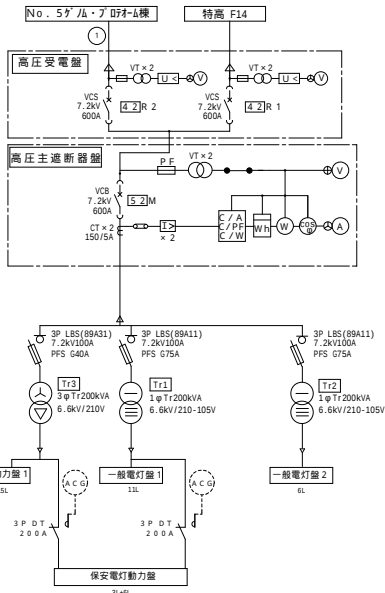
設計業務名
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 設計業務

工事名称
岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 工事
図面名称
電力監視設備 農学部・工学部 1号館 (既設図)

縮尺
A1: 1/100
A3: 1/200
作製年月
令和2年6月

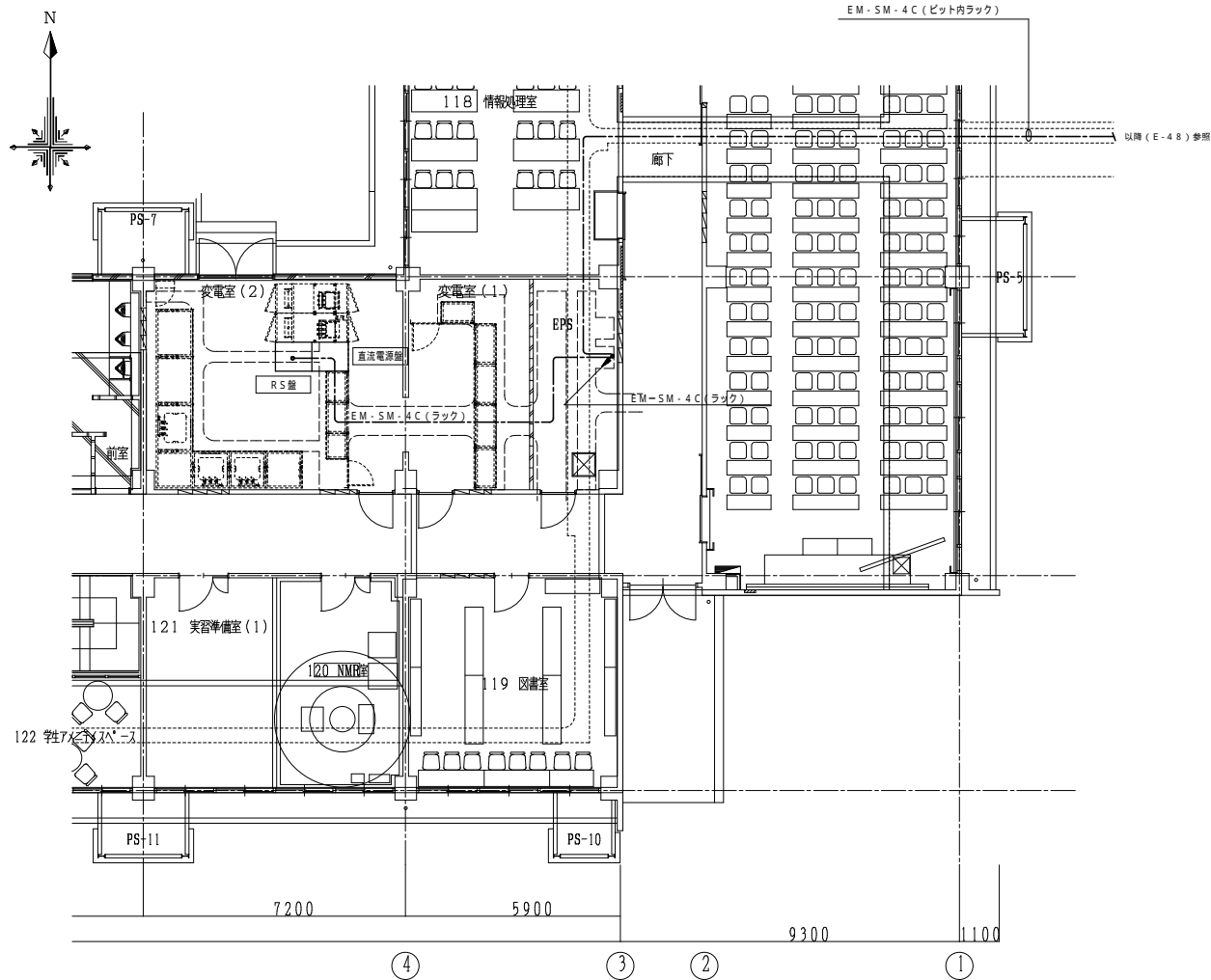
図面番号
E-60

図面枚数
62 / 64



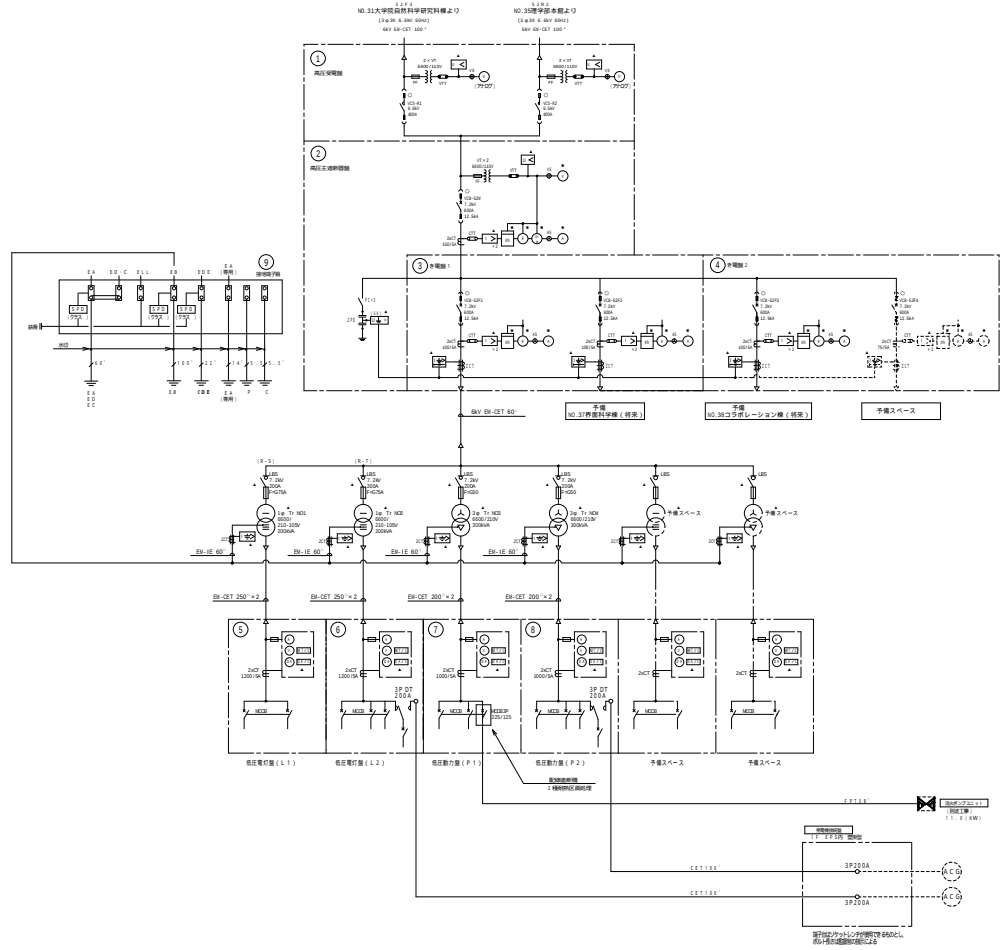
受変電設備 単線結線図 S = N . S .

(薬学部本館)



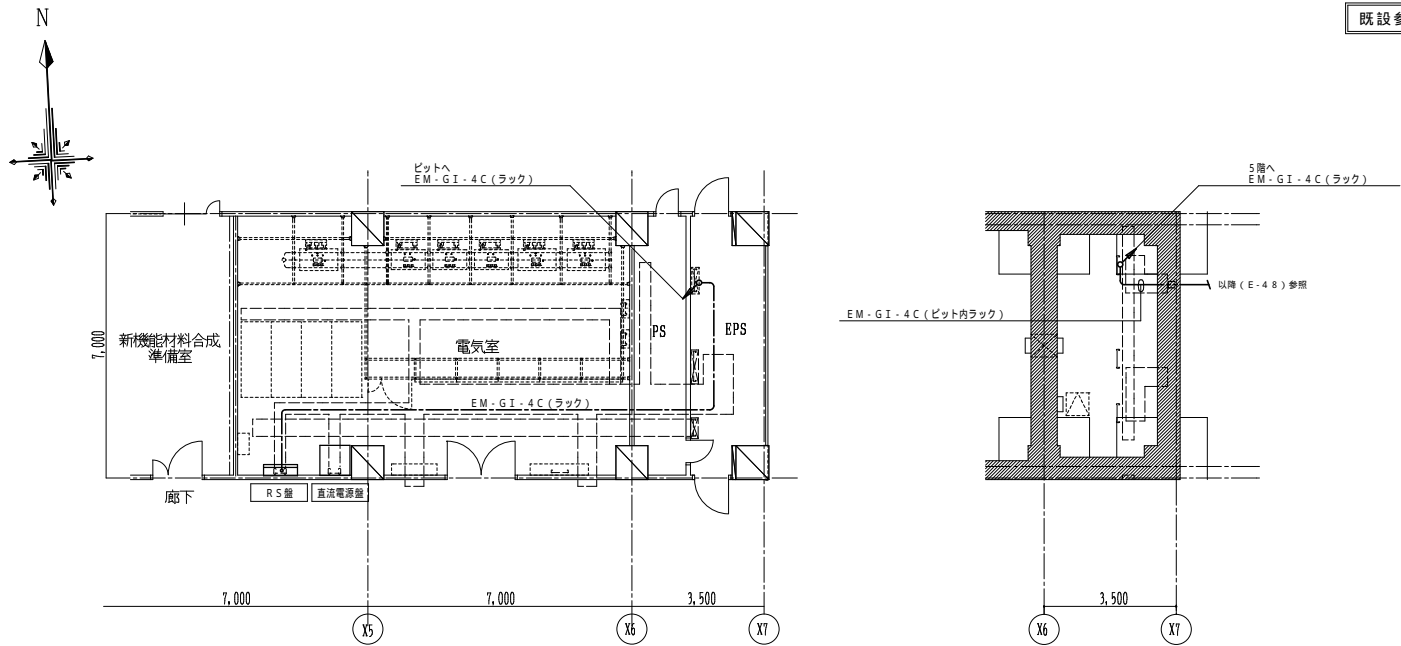
1階 電気室 中央監視設備 配線図 S = 1 / 100

(薬学部本館)



受変電設備 単線結線図 S = N . S .

(異分野基礎科学研究所)



5階 電気室 中央監視設備 配線図 S = 1 / 100

(異分野基礎科学研究所)

ビット 中央監視設備 配線図 S = 1 / 100

(異分野基礎科学研究所)



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 和雄

設計業務名
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)設計業務

工事名称
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)工事
図面名称
電力監視設備 薬学部本館・異分野基礎科学研究所(既設図)

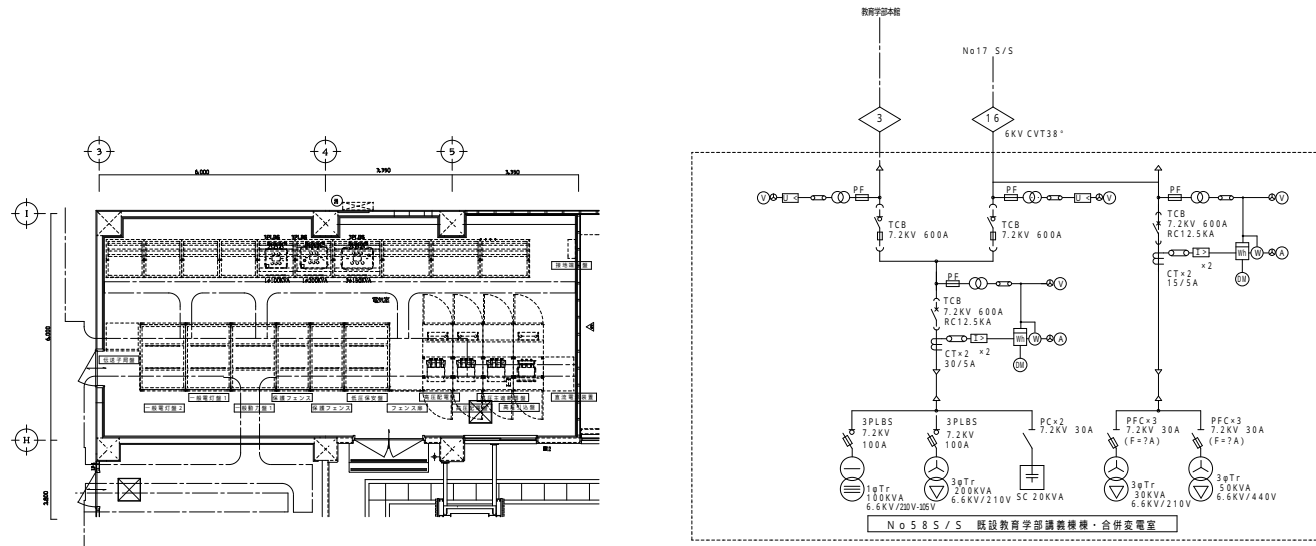
縮尺
A1: 1/100
A3: 1/200
作製年月
令和2年6月

図面番号
E - 61

図面枚数
63 / 64



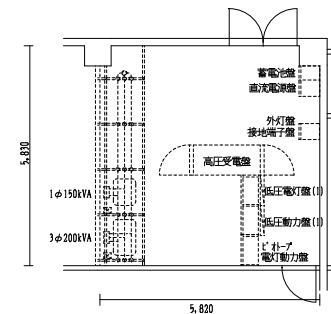
既設参考図



1階 電気室・単線結線図 S=1/100

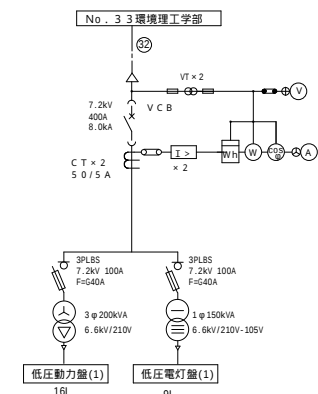
(教育学部講義棟)

既設参考図

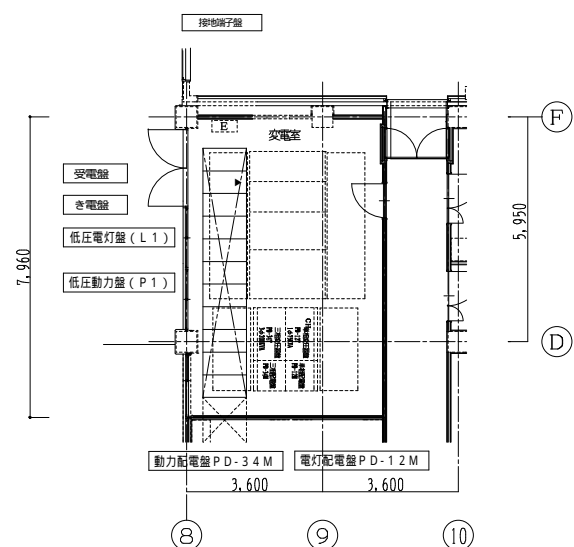


1階 電気室・単線結線図 S=1/100

(新技術研究センター)

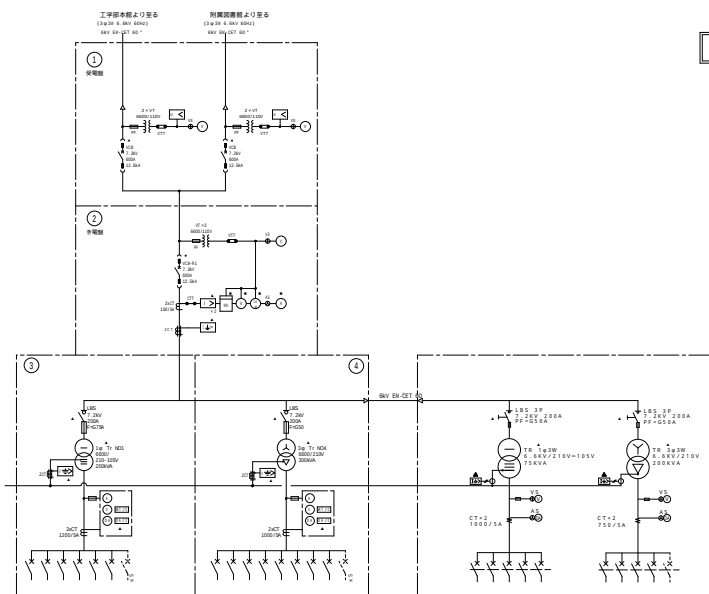


既設参考図

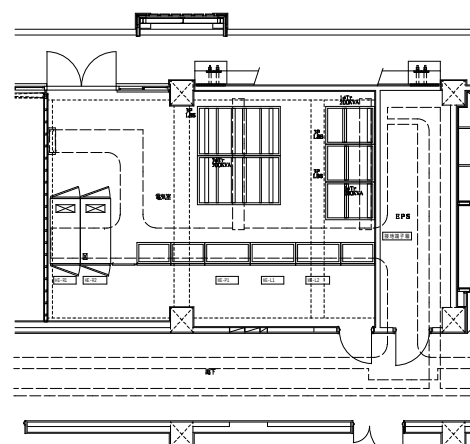


1階 電気室・単線結線図 S=1/100

(情報統括センター)

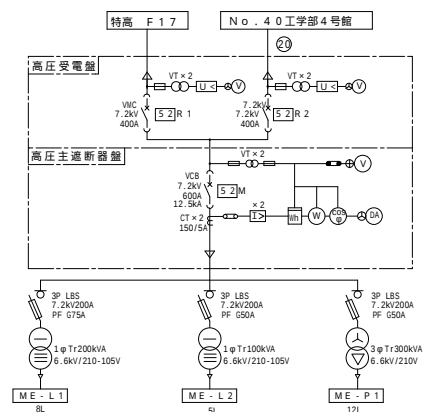


既設参考図



1階 電気室・単線結線図 S=1/100

(工学部3号館)



備考	



岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 岡山 利雄

設計業務名
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)設計業務

工事名称
岡山大学(津島)ライフライン再生 (特高受変電設備)工事
図面名称
電力監視設備 ローカル電気室・単線結線図

縮尺
A1: 1/100
A3: 1/200
作製年月
令和2年6月

図面番号
E - 62

図面枚数
64 / 64

工 事 請 負 契 約 書 （案）

工 事 名 岡山大学（津島）ライフライン再生Ⅱ（特高受変電設備）工事

請負代金額 金 円也

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金

円也）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人岡山大学 と、受注者 との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第 1 条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。

第 2 条 工事は、岡山県岡山市北区津島中一丁目 1 番 1 号 岡山大学津島団地構内、岡山県岡山市北区津島中二丁目 1 番 1 号 岡山大学津島団地構内、岡山県岡山市北区津島中三丁目 1 番 1 号 岡山大学津島団地構内において施工する。

第 3 条 着工時期は、令和 2 年 月 日とする。

第 4 条 完成期限は、令和 3 年 7 月 30 日とする。

ただし、指定部分（異分野基礎科学研究所の中央監視設備）は、令和 3 年 3 月 1 日とする。

第 5 条 契約保証金は、金 , 円以上を納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第 6 条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第 7 条 請負代金（前払金、中間前払金及び部分引渡しに係る請負代金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき 4 回以内に支払うものとする。

第 8 条 請負代金については、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受領した日から 14 日以内に支払うものとする。

第 9 条 請負代金については、金 円以内の額を中間前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受領した日から 14 日以内に支払うものとする。

第 10 条 指定部分完成に伴う部分引渡しに係る請負代金については、金 , 円を支払うものとする。この支払いは、請求書を受領した日から 60 日以内に支払うものとする。

第 11 条 請負代金（前払金、中間前払金及び部分引渡しに係る請負代金を含む。）の請求書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする。

第 12 条 完成通知書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする。

第 13 条 別記の工事請負契約基準第 37 を次のとおり読み替えるものとする。

第 37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用

に係る支払に充当することができる。

第14条 別記の工事請負契約基準第35第8項、第53第3項及び第55第2項中の遅延利息率は、「年2.6%」である。

第15条 解体工事等に要する費用については、別紙のとおりとする。

第16条 この契約についての一般的約定事項は、発注者が定めた別記の工事請負契約基準によるものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は、次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 2年 月 日

発 注 者

岡山市北区津島中一丁目1番1号
国立大学法人岡山大学
学 長 榎 野 博 史

受 注 者

1. 分別解体等の方法

工程と の作業 内容及 び解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

競争加入者心得について

平成16年 4月 1日
施設企画部長 裁定
改正平成22年 8月 6日
改正平成23年10月 1日
改正平成30年 4月 1日
改正平成31年 4月 1日

(趣旨)

第1 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人岡山大学会計規則（以下「規則」という。）、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令、その他の法令及び国立大学法人岡山大学工事請負等契約要項の定めによるほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

- 第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、第2項及び第3項該当しない者であって、学長が競争に付するつど別に定める資格を有するものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第2項中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 学長は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 3 学長は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 落札したが契約を締結しなかった者
 - 五 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 六 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 七 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保とは、落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証であるものとする。

(入札保証金等の納付)

第5 競争加入者は、入札保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、別紙第1号様式の入札保証金納入書（以下「入札保証金納入書」という。）に振込を証明する書類を添えて、学長に提出しなければならない。

第6 削除

第7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定する銀行等の保証であるときは、当該保証を証する書面を別紙第1－2号様式の入札保証金に代わる保証証書・証券提出書に添付して、学長に提出しなければならない。

第8 削除

第9 競争加入者は、第3ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときには、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第10 競争加入者は、第3ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受けたことによるものであるときには、当該契約保証予約証書を学長に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第11 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

(入札保証金の法人帰属)

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

(入札)

第13 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第14 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者との入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 第2項及び前項の入札金額には、入札保証金の金額等（銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額を含むものとする。

（入札辞退）

第15 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前にあつては、別紙第2号様式の入札辞退届を学長に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上において作成のうえ、提出することができる。

二 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、学長に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものではない。

（代理人）

第16 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第17 競争加入者は、第2第2項及び第3項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第2項中、特別の理由がある場合に該当する。

（入札場の自由入退場の禁止）

第18 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）及び第32の立会い職員以外の者は入場することができない。

第19 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第20 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし、写

真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第21 競争加入者又はその代理人は、学長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第22 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第23 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

（入札書の提出）

第24 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）及び工事名称を表記し、入札公告に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第25 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、学長あての親展で提出しなければならない。

第26 前項の入札書は、入札公告に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第27 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有効な証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第28 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第29 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

（競争入札の取りやめ等）

第30 学長は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(無効の入札)

第31 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 一 一般競争の場合において、入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 三 請負に付される工事の表示、入札金額の記載又は記録のない入札書
- 四 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理人委任状その他で確認されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- 六 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- 九 所定の入札保証金、入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者の提出した入札書
- 十 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- 十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第32 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第33 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、総合評価落札方式の場合については、この限りではない。

第34 予定価格が2,000万円以上のものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、学長の行う調査に協力しなければならない。

第35 予定価格が2,000万円以上のものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第36 第34及び第35の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第37 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、学長が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格・同評価値の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第38 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者）が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第39 契約書を作成する場合においては、落札者は、学長から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、学長が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第40 落札者が第39に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(契約保証金)

第41 契約の相手方は、入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上（政府調達協定対象工事又は「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、

この限りではない。

(契約保証金等の納付)

第42 契約の相手方は、契約保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、別紙第4号様式の契約保証金納入書（以下「契約保証金納入書」という。）に振込を証明する書類を添えて、納付しなければならない。

第43 第41条に規定する契約保証金に代わる担保とは、債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証であるものとする。

第44 削除

第45 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が金融機関等の保証であるときは、当該保証を証する書面を別紙第4－2号様式の契約保証金に代わる保証証書・証券提出書（以下「契約保証金に代わる保証証書・証券提出書」という。）に添付して、学長に提出しなければならない。

第46 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が第45に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を契約保証金に代わる保証証書・証券提出書に 添付して、学長に提出しなければならない。

第47 契約の相手方は、第41ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第48 契約の相手方は、第41ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証証券による保証を付することによるものであるときは、当該保証を証する証券を学長に提出しなければならない。

第49 削除

(契約保証金の法人帰属)

第50 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第51 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第52 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

別紙第2号様式

入 札 辞 退 届

(請負に付される工事名)

このたび、都合により入札を辞退いたします。

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

(住 所)

(氏名、押印)

別紙第3号様式

入札書

〔請負に付される工事名〕

入札金額 金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

〔住所〕

〔氏名、押印〕

備考

- (1) 競争加入者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

別紙様式第1号

入札保証金納入書

納入額 金 円也

競争入札事項

上記の競争入札の入札保証金として、上記金額を納入します。

この入札保証金は、入札の結果、落札した場合において、公告に示された手続をしなかったときは、貴学に帰属することを了承します。

年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争参加者 (住所)

(会社名)

(代表者名)

印

別紙様式第1-2号

入札保証金に代わる保証証書・証券提出書

種 別

☐ 金融機関保証書

☐ 保証事業会社保証証書

☐ 入札保証保険証券

記 号 番 号

保 証 金 額 金 円也

競争入札事項

上記の競争入札の入札保証金に代わる保証として、上記証書・証券を提出します。

年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争参加者 (住所)

(会社名)

(代表者名) 印

別紙様式第4号

契約保証金納入書

納 入 額 金 円也

契約事項

上記契約の契約保証金として、上記金額を納入します。

この契約保証金は、上記契約上の義務を履行しないときは、貴学に帰属することを了承します。

年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

落札者 (住所)
(会社名)
(代表者名) 印

上記の契約保証金は、適正額であることを証明します。

年 月 日

契約事務職員

国立大学法人岡山大学

(職 名) (氏 名) 印

契約保証金に代わる保証証書・証券提出書

- 種別
- ☐ 金融機関保証書
- ☐ 保証事業会社保証証書
- ☐ 公共工事履行保証証券
- ☐ 履行保証保険証券

記号番号

保証金額 金 円也

契約事項

上記契約の契約保証金に代わる保証として、上記証書・証券を提出します。

年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

落札者 (住所)

(会社名)

(代表者名) 印

別記第1号

工事請負契約基準

この基準は、工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、契約書及びこの契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (関連工事の調整)
- 第2 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- (工事費内訳明細書及び工程表)
- 第3 受注者は、この契約締結後15日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に当該内訳書及び工程表の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- (契約の保証)
- 第4 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその

保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納入
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が事実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第7項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定にかかわらず、発注者が特に必要であると認めるときは、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- 5 前項の規定により受注者が付す保証は、第54第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
- 6 前4項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 7 請負代金額の変更があった場合には、第1項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、第4項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 8 受注者が、第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号若しくは第5号又は第4項に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納入を免除する。
- (権利義務の譲渡等)
- 第5 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工事製品を含む。以下同じ。)のうち第13第2項の規定による検査に合格したもの及び第38第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
- (一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第6 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (下請負人の通知)
- 第7 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合。

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合。

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別な事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき

受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別な事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき

当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 専任の主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は専任の監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)

三 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

四 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12第1項の請求の受理、第12第3項の決定及び通知、第12第4項の請求、第12第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に、報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任す

- る者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。
(工事材料の品質及び検査等)
- 第13 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む、以下第13において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)
- 第14 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項及び前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。
(支給材料及び貸与品)
- 第15 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者

- の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。
(工事用地の確保)
- 第16 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下第16において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)
- 第17 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適

- 合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13第2項又は第14第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
(条件変更等)
- 第18 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(設計図書の変更)
- 第19 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(工事の中止)
- 第20 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若し

- くは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(著しく短い工期の禁止)
- 第21 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
(受注者の請求による工期の延長)
- 第22 受注者は、天候の不良、第2の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(発注者の請求による工期の短縮等)
- 第23 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(工期の変更方法)
- 第24 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、第23の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
(請負代金額の変更方法等)
- 第25 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第26 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請

負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、第26の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の第26に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第27 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者がその費用を負担する。

（一般的損害）

第28 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（第29第1項若しくは第2項又は第30第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第29において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管

理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第30において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13第2項、第14第1項若しくは第2項又は第38第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31 発注者は、第8、第15、第17から第20まで、第22、第23、第26から第28まで、第30又は第34の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき

事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３２ 受注者は、工事が完成したときは、その旨を完成通知書により発注者に通知しなければならない。

２ 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破棄して検査することができる。

３ 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４ 発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５ 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６ 受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第３３ 受注者は、第３２第２項（第３２第６項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、工事請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

２ 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から６０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３ 発注者がその責めに帰すべき事由により第３２第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第３４ 発注者は、第３２第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２ 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３ 発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第３５ 国立大学法人岡山大学建設工事等に係る前払金等支払い要項により、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の４以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により発注者に請求することができる。

２ 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

３ 受注者は、第１項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の２以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

４ 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

５ 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の１０分の４（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下第３７まで、第４１及び第５３において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第２項の規定を準用する。

６ 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１０分の５（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から３０日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第３８又は第３９の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

７ 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の１０分の５（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

８ 発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第３６ 受注者は、第３５第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２ 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３ 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第３７ 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第３８ 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第１３第２項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の１０分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

２ 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
 (部分引渡し)
- 第39 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「完成通知書」とあるのは「指定部分完成通知書」と、第32第5項及び第33中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第33第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

 (国庫債務負担行為に係る契約の特則)
- 第40 国庫債務負担行為に係る契約においては、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を変更することができる。
 (国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則)
- 第41 国庫債務負担行為に係る契約の前金払については、第35中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第35及び第36中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38第1項の請負代金相当額（以下第41及び第42において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定より準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができる。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36第3項の規定を準用する。
 (国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則)
- 第42 国庫債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。
 一 中間前払金を選択しない場合

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

 二 中間前払金を選択した場合

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - \text{前会計年度までの支払金額} - (\text{請負代金相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額}) \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。
 (契約不適合責任)
- 第43 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 一 履行の追完が不能であるとき。
 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 (発注者の任意解除権)

第４４ 発注者は、工事が完成するまでの間は、第４５又は第４６の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第４５ 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第５第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 第１０第１項第２号又は第３号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第４３第１項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第４６ 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第５第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第５第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第４５の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下第４６において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下第４６において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第５０又は第５１の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第４７ 第４５各号又は第４６各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第４５及び第４６の規定による契約の解除をすることができない。

（契約保証金）

第４８ 受注者は、契約保証金を納入した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納入しなければならない。

２ 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納入しているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第４９ 第４第１項又は第４項の規定による保証が付された場合において、受注者が第４５各号又は第４６各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。

２ 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金又は部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として、受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第２９の規定により受注者が施工した工事に關して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３ 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４ 第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第５０ 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽

微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第5 1 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第1 9 の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3 分の2 以上減少したとき。

二 第2 0 の規定による工事の施工の中止期間が工期の1 0 分の5 (工期の1 0 分の5 が6 月を超えるとときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第5 2 第5 0 又は第5 1 各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第5 0 及び第5 1 の規定による契約の解除をすることができない。(解除に伴う措置)

第5 3 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1 項の場合において、第3 5 (第4 1 において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第3 8 及び第4 2 の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第4 5、第4 6 又は第5 4 第3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第4 4、第5 0 又は第5 1 の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4 項前段及び第5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第4 5、第4 6 又は第5 4 第3 項の規定によるときは発注者が定め、第4 4、第5 0 又は第5 1 の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4 項後段、第5 項後段及び第6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第5 4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 工期内に工事を完成することができないとき。

二 この工事的物に契約不適合があるとき。

三 第4 5 又は第4 6 の規定により工事的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 前3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の1 0 の1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第4 5 又は第4 6 の規定により、工事的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二 工事的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2 号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成1 6 年法律7 5 号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成1 4 年法律第1 5 4 号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成1 1 年法律第2 2 5 号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1 項各号又は第2 項各号に定める場合(前項の規定により第2 項第2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1 項及び第2 項の規定は適用しない。

5 第1 項第1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3 パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2 項の場合(第4 6 第9 号又は第1 1 号の規定により、この契約が解除された場合を除く)において、第4 の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第5 5 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第5 0 又は第5 1 の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第3 3 第2 項(第3 9 において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗

じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
 (談合等不正行為があった場合の違約金等)

第56 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 (契約不適合責任期間等)

第57 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32第4項又は第5項(第39においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下第57において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下第57において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請

求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する受注者の責任は、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 (火災保険等)

第58 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下第58において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下第58において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。
 (制裁金等の徴収)

第59 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。
 (あっせん又は調停)

第60 契約書及びこの契約基準において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の

施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第12第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第12第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第61 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第60の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、第60の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

第62 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

※ 第10、第12及び第60の施行及び適用日については、令和2年10月1日とする。

(参 考)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (建設リサイクル法) の概要

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、その後総則、基本方針等、解体工事業に係る部分について段階的に施行されましたが、本法律の最も重要な部分である建設工事にあたっての分別解体等・再資源化等の義務付け等に係る規定が平成 14 年 5 月 30 日より施行されたことにより完全施行となった。

I. 分別解体等及び再資源化の義務付け

建設工事の現場における特定建設資材廃棄物を基準に従って分別（＝分別解体等）しつつ工事を施工、分別した特定建設資材廃棄物の再資源化等

1. 建設工事の規模に関する基準（法第9条、政令第2条）

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物に係る解体	8 0 m ² 以上
建築物に係る新築・増築	5 0 0 m ² 以上
建築物に係る新築、増築、解体以外（修繕、模様替）	1 億円 以上
その他の工作物に係る解体・新築	5 0 0 万円 以上

（注）基準面積は床面積の合計、金額については請負代金相当額。

2. 分別解体等の施工方法（法第9条第2項、省令第2条第1項）

- ① 対象建設工事に係る建築物等に関する事前調査の実施
建築物等、周辺、作業場所、搬出経路、残存物品、付着物等
- ② ①の調査に基づく分別解体等の計画の作成
- ③ ②の計画に従い、工事着手前における作業場所の確保等の事前措置の実施
作業場所・搬出経路の確保、残存物品の搬出、付着物の除去等
- ④ ②の計画に従い、工事の施工

3. 分別解体等の手順（法第9条第2項、省令第2条第3、4項）

- ①建築物
 - ア 建築設備、内装材等の取り外し
 - イ 屋根ふき材の取り外し
 - ウ 外装材及び構造耐力上必要な部分（基礎及び基礎ぐい以外を除く）の取り壊し
 - エ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
- ②工作物（建築物以外のもの）
 - ア さく、照明設備・標識等の附属物の取り外し
 - イ 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
 - ウ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

4. 分別解体等の方法（法第9条第2項、省令第2条5、6項）

- ①手作業又は手作業及び機械による作業
- ②建築設備、内装材、屋根ふき材等の取り外しの場合は、原則、手作業による。

5. 特定建設資材廃棄物（法第2条第5, 6項, 政令第1条）

- ① コンクリート塊
- ② アスファルト・コンクリート塊
- ③ 廃木材

Ⅱ. これら義務付けを確保するための措置

- (1) 発注者・受注者間の契約手続きに関する規定を定め, 都道府県知事に対する工事の事前届出, 発注者から受注者への適正なコストの支払い等を確保
- (2) 解体工事業者の登録制度の創設により, 不良・不適格業者の解体工事への参入を抑止し, 解体工事の適正な施行を確保（平成13年5月30日施行済み）

Ⅲ. 法・施行令（抄）

○分別解体等実施義務

（法第 9 条）特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって, その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者は, 正当な理由がある場合を除き, 分別解体等をしなければならない。

（法第 2 条 3 項）この法律において「分別解体等」とは, 次の各号に掲げる工事の種別に応じ, それぞれ当該各号に定める行為をいう。

- 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
- 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

○建設工事の規模に関する基準

（政令第 2 条）法第 9 条第 3 項の建設工事の規模に関する基準は, 次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物に係る解体工事については, 当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が 80 m²であるもの
- 二 建築物に係る新築又は増築の工事については, 当該建築物（増築工事にあつては, 当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が 500 m²であるもの
- 三 建築物に係る新築工事等（法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。）であつて前号に規定する新築または増築の工事に該当しないものについては, その請負代金の額（法第 9 条第 1 項に規定する自主施工者が施工するものについては, これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。）が 1 億円であるもの
- 四 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等については, その請負代金の額が, 5 百万円であるもの

○特定建設資材廃棄物

（法第 2 条 5 項）この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他の建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。

（法第 2 条 6 項）この法律において「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

（政令第 1 条）法第 2 条第 5 項のコンクリート、木材その他建設資材のうち政令で定めるものは、次に掲げる建設資材とする。

- 一 コンクリート
- 二 コンクリート及び鉄からなる建設資材
- 三 木材
- 四 アスファルト・コンクリート

○再資源化等

（法第 2 条 8 項）この法律において建設資材廃棄物について「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。

（法第 2 条 4 項）この法律において建設資材廃棄物について「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬または処分（再生することを含む）に該当するものをいう。

- 一 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
- 二 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

（法第 2 条 7 項）この法律において「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。

（法第 16 条）対象建設工事受注者は、分別解体等に伴った生じた特定建設資材廃棄物について再資源化しなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの（以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。）に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存在しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をするには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

（政令第 4 条）法第 16 条ただし書の政令で定めるものは、木材が廃棄物になったものとする。

（省令第 3 条）法 16 条の主務省令で定めた距離に関する基準は、50 キロメートルとする。

○対象建設工事の届出に係る事項の説明等

（法第 12 条）対象建設工事の請負契約（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとするものに対し、少なくとも第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

（法第 10 条）対象建設工事の発注者は又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令に定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

（法第 11 条）国の期間又は地方公共団体は、前条第 1 項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

○対象建築工事の請負契約に係る書面の記載事項

（法第 13 条）対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。）の当事者は建設業法第 19 条第 1 項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(参考書式6)

説 明 書

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学
施設企画部長 殿

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号 — ）電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により，対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容

4. 添付資料

①別表（別表1から3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）

☐別表1（建築物に係る解体工事）

☐別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☐別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料（できるだけ）図面，表等を利用する。）

☐欄には，該当個所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他 ()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他 ()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 () 敷地境界との最短距離 約 m その他 ()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()		
	残存物品	☐ 有 () ☐ 無		
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☐ 無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由 ()		
☐ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由 ()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量備考	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分 (注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				

☐欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()	
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他 ()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 ()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
	搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無	
	その他		

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。